

令和5年第3回定例会

# 湯前町議会会議録

開会 令和5年 3月 8日

閉会 令和5年 3月17日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和5年第3回定例会

会期 令和5年3月 8日(水)から 10日間  
令和5年3月17日(金)まで

## 会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
3	8	水	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、施政方針及び予算編成方針、一般質問
	9	木	本会議	午前10時	一般質問、全員協議会
	10	金	休会		13:30 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	11	土	休会		
	12	日	休会		
	13	月	本会議	午前10時	議案審議
	14	火	休会		議案調査 出納検査
	15	水	本会議	午前10時	議案審議
	16	木	休会	午前10時	議案審議 議会改革調査特別委員会
	17	金	本会議	午前10時	議案審議



第 1 号

3 月 8 日 ( 水 )



令和5年第3回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和5年3月8日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5		施政方針及び予算編成方針
日程第 6	議案第 3号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 7	議案第 4号	人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について
日程第 8		一般質問

2. 応招議員

1番 吉 田 精 二	2番 西 靖 邦
3番 遠 坂 道 太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏	6番 黒 木 龍 次
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    赤 池 昌 信    議 会 事 務 局 参 事    勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	北	崎	真	教	育	課	浅	田		徹
保	健	課	高	木	堅	建	設	課	中	園	誠	二
企	画	課	本	山	り	農	林	課	稻	森	一	彦
会	計	者	高	橋	誠							

開会 午前10時00分

-----  
**議長（金子光喜君）** ただいまから、令和5年第3回湯前町議会定例会を開会します。  
これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（金子光喜君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、西議員、遠坂議員  
を指名します。

-----  
**日程第2 会期の決定**

**議長（金子光喜君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間にしたいと思  
います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日  
までの10日間に決定しました。

-----  
**日程第3 諸般の報告**

**議長（金子光喜君）** 日程第3、「諸般の報告」を行います。  
まず、議長の公務について報告します。  
12月19日、球磨郡議長会・事務局合同会議が開催され、副議長と共に参加しました。  
1月4日、役場洋会議室において、職員辞令交付式が開催されましたので、出席しま  
した。議会事務局職員に対し、定期昇給の辞令を交付しました。同日、20歳を祝う会  
がグリーンパレスで開催され、議会を代表して出席しました。  
1月5日、湯前小学校グラウンドにおいて、湯前町消防団出初式が開催されましたの  
で、出席しました。  
1月12日、2月9日、3月3日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出  
席しました。会議では、議長会事業について協議を行いました。  
1月24日、人吉球磨観光地域づくり協議会主催の「三日月詣」が本町城泉寺で開催  
されましたので、出席しました。  
1月26日、球磨川第4橋梁の起工式が相良村において開催されましたので、出席し  
ました。



2月8日、上球磨正副議長会主催によります議員研修会を開催しましたので、全議員に出席いただきました。「ウクライナ戦争と日本」～その影響と対応～との演題で五木村出身の国土舘大学名誉教授の池田十吾先生による講演が行われました。

2月15日、「治山事業と森林整備の強化を求める要望」のため、副議長及び企画経済建設常任委員長とともに上京し要望活動を行いました。衆議院議員金子恭之先生に随行をいただき、藤木 眞也 農林水産大臣政務官、林野庁長官及び関係課長に直接要望書を手渡し、本町の現状や治山事業の推進、森林整備の強化について要望を行いました。終了後、熊本県選出の松村 祥史 参議院議員、馬場 成志 参議院議員にも同様に要望を行いました。

2月17日 下球磨町村正副議長会および球磨郡町村議会議長会の共催による議員研修会が山江村体育館で開催され、全議員で出席しました。「一般質問とは何か」との演題で熊本大学 伊藤洋典教授の講演が行われました。

2月22日、熊本市において、熊本県町村議会議長会第73回定期総会が開催されましたので出席しました。令和3年度決算の認定、令和5年度予算の議決等が行われ、全議案とも全会一致で承認されました。また、各郡提出案件の審議では、球磨郡から提出した「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備促進について」、「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について」の3件が盛り込まれました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、議案30件、同意6件、議会提出は、議員発議1件、議員派遣1件となります。

一般質問は、6人の議員が通告されております。

続いて、請願、陳情の受理と、処理経過及び結果について報告します。

陳情1件を受理しております。3月1日開催の議会運営委員会において処理について協議を行い、町又は議会の権限に属しないもの。町単独で判断できないものという理由により、議長預かりと決定しました。

続いて、議員派遣結果について報告します。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。続いて、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、「令和4年度定期監査の結果報告」及び12月、1月、2月の「例月現金出納検査結果報告書」が、提出されています。

続いて、執行部から議会へ提出されました計画書・報告書等について報告を行います。

教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が提出されております。

以上、これまで報告しました関係書類は、タブレットに掲載しておりますので、各自ご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

**4番（椎葉弘樹君）** 人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和4年第4回定例会最終日が12月23日に、令和5年第1回定例会初日が2月24日にそれぞれ人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目を3点報告します。

1点目、令和5年度当初予算について。前年度の当初予算と比較して、5億2,590万4,000円増の22億4,827万円の予算額が、令和5年第1回定例会に上程されています。増額の主な要因は、人吉球磨クリーンプラザのごみ焼却施設第2期大規模整備工事や燃料高騰などによるものです。

2点目、議員定数について。令和4年12月28日付けで構成市町村議会議長宛に送付されました、本組合議会議員定数（案）に対する回答はすべての構成市町村議会において組合案が承認されました。この議員定数案は定数を30人から23人に削減し、人吉市議会が5人、その他の町村議会が各2人とするもので、令和5年4月以降の市町村議会議員改選から適用されます。構成市町村議会の3月定例会で本組合の議員定数に係る同文議決、地方自治法第290条の規定を経て、本組合の規約を変更する予定です。

3点目、職員の定年延長について。他の市町村でも既にご可決いただいている、職員の定年を段階的に65歳へ引き上げる関係条例を改正しました。

最後に3月定例会で上程されました議案9件のうち、令和5年度一般会計予算を含む4議案の審議と一般質問は、3月27日最終日に行われる予定です。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

**議長（金子光喜君）** 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

**5番（森山 宏君）** 上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和5年2月28日に、令和5年第1回上球磨消防組合議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。会期は2月28日の1日限りに決定しました。

日程第4、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案どおり可決されました。

日程第5から日程第7、議案第2から第4号までの上球磨消防組合の個人情報保護法施行条例の制定、審査条例の制定、手数料条例の一部改正が一括審議され、いずれも原

案どおり可決されました。

日程第 8 から日程第 15、議案第 5 号から議案第 12 号、上球磨消防組合職員の分限の手続き及び降格に関する条例、職員の懲戒の手続き及び降格に関する条例、職員の給与に関する条例、定年等に関する条例、勤務時間・休暇等に関する条例、育児休暇等に関する条例、上球磨消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、また、上球磨消防組合職員の再任用に関する条例の廃止については、一括審議されいずれも原案どおり可決されました。日程第 16、議案 13 号、令和 5 年度上球磨消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6 億 9,600 万円とすることを慎重審議の上、原案どおり可決されました。高規格救急自動車購入費等も含まれます。湯前町の負担金は、一般負担金、公債費負担金、新型感染症対策費、県権限移譲事務負担金の合計 9,993 万 1,000 円です。日程第 17、一般質問は多良木町選出の猪原議員が広域連携について質問いたしました。

以上、令和 5 年第 1 回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

**議長（金子光喜君）** ここで暫時休憩します。

-----  
休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 18 分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**議長（金子光喜君）** 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

**3 番（遠坂道太君）** 暫時休憩の時間、非常に申し訳ございませんでした。私の方で資料の不備がございました。申し訳ございません。

令和 5 年第 1 回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告を行います。

令和 5 年第 1 回定例会は、3 月 3 日金曜日に招集し、会期を 1 日とし、午前 10 時に開会されました。

一般質問が 2 件、及び議案が 17 件。規約の一部変更 1 件、定年延長に関する条例改正が 7 件、個人情報保護施行条例に関する条例制定等が 3 件、令和 4 年度補正予算が 1 件、令和 5 年度予算が 5 件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

議案第 1 号から、熊本縣市町村総合組合規約の一部変更については、構成団体の脱退に伴うものであり、規約の一部変更をお願いするものでありました。議案第 2 号、公立多良木病院企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い定年年齢が令和 13 年 4 月 65 歳になることから関係する条例を改正するものでございました。議案第 3 号から議案第 8 号につきましては、先

ほどの議案第2号の定年等に関する条例の改正に伴い関係する条例、球磨郡公立多良木病院企業団職員の再任用に関する条例、手続き及び降下に関する条例、懲戒の手続き及び降下に関する条例、育児休業に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正するものでございました。議案第9号球磨郡公立多良木病院企業団個人情報保護施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の制定に伴い、個人情報保護法に関する法律が改正されたことにより、現行の条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例を制定するものでした。議案第10号及び議案第11号につきましては、先ほどの個人情報保護法施行条例の制定に伴い関係する条例、球磨郡公立多良木病院企業団情報公開、個人情報保護審査会条例、情報公開条例の一部を改正する条例を整備するものでございました。補正予算に関して、議案第12号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第5号については、新型コロナに係る補助金の調整、各種引当金の調整、その他の過不足の調整及び継続費の計上などにより、収益的収入5億9,139万5,000円の増額、収益的支出、1億2,383万3,000円の増額、資本的収入3億1,944万5,000円の減額、資本的支出3億7,102万6,000円の減額補正、継続費として2つの事業を継続し、総事業費1億6,809万4,000円を計上するものでした。

次に令和5年度予算に関して、議案第13号、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算について収益につきましては、総額47億9,172万2,000円、費用は総額47億5,966万円、損益3,206万2,000円の純利益を見込んでの当初予算編成となりました。病院事業では、令和4年度実績数値を勘案し、純収益目標としまして、1日平均入院患者153人、外来患者410人、老健事業では1日平均入所数87人、通所者数41.5人、検診事業におきましては年受診者数23,814人となっております。資本的収入につきましては、企業債町村負担金補助金等の総額7億4,707万2,000円、資本的支出では施設整備改修工事としての継続費、機械整備購入費等の建設改良費、企業返済完済金等13億5,586万8,000円とされました。議案第14号令和5年度公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計予算については、予算総額6,112万1,000円となっており、多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金、一般管理費等を計上されたものでした。議案第15号令和5年度公立多良木病院企業団病児病後児保育特別会計予算については、予算総額1,712万6,000円、年間利用者数見込み490人となっており、自己負担金、町村負担金等を計上されたものでした。議案第16号令和5年度水上村立古屋敷診療所特別会計予算については、予算総額2,625万8,000円、年延患者数見込み170人となっており、水上村からの負担金

850万等を計上されたものでした。議案第17号令和5年度槻木診療所特別会計予算については、予算総額2,641万7,000円、年延患者数見込み357人となっており、多良木町からの負担金650万円等を計上されたものでした。

なお、一般質問では、多良木町選出の久保田議員から、コロナ対策の現状と対策について、マイナンバー保険証について、物価高騰の影響について、湯前町選出のわたくし遠坂議員から病院事務の活性化についてを問われました

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

**議長（金子光喜君）** これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

**議長（金子光喜君）** 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

**町長（長谷和人君）** 改めまして、おはようございます。それでは第3回湯前町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。なお、主な行政報告のみとさせていただきます。

令和4年12月1日、球磨地域振興局におきまして、12月定例町村長会が開催されましたので出席しました。主な会議内容は災害復旧に関する覚書について、九州電力送配電（株）と災害発生時の連絡体制の簡素化を図るため、全町村締結の方向、管内主軸事業上京要望（道路・治水関係）について、要望内容の取りまとめを行っております。同日、上球磨消防組合におきまして、令和4年第2回上球磨消防組合議会定例会が開催されましたので出席しました。

2日、公立多良木病院におきまして、令和4年第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので出席しました。

4日、八代市旧グリーンパークさかもとにおきまして、球磨川流域橋梁（坂本橋・鎌瀬橋・大瀬橋・松本橋・沖鶴橋）着工式典が開催されましたので出席しました。

5日、対象者ご自宅にて、出生祝い金贈呈式を開催しました。対象者は2人でした。同日、キャンプ場誘客促進事業中間報告会が開催されましたので出席しました。

8日から14日にかけて、令和4年第9回定例会が開催されましたので出席しました。

10日、中央公民館視聴覚室におきまして、歴史的風致維持向上協議会が開催されましたので出席しました。会議では、下里御大師堂保存修理事業と下町橋補修事業について進捗状況について確認しました。また、歴史的風致形成建造物の指定について協議しました。

12日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道（株）第127回取締役会が開催され

ましたので出席しました。会議では、令和4年度修正収支案について協議を行いました。また、令和6年3月30日に開業100周年を迎える、くま川鉄道の前身である「湯前線」の開業100周年記念事業実行委員会の立ち上げが確認されました。

15日～16日、東京都におきまして、令和5年度事業の要望と協議を行うため、関係団体訪問を行いました。また、併せて地元選出国會議員を訪問し、支援をお願いしました。

20日、議会場におきまして、子ども議会が開催されましたので出席しました。湯前中学校3年生が、授業の一環としてまちづくりについて考え話し合った結果を、執行部に訴えました。同日、町長室におきまして、上球磨獵友会湯前分会から、上球磨射撃場老朽化対策工事に伴う要望書の提出を受けました。県の鳥獣被害防止総合支援補助事業を活用し、自己負担した上で不足する財源を上球磨4町村に求める要望でありました。

21日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里(株)取締役会が開催されましたので出席しました。同日、洋会議室におきまして、若者会議の提案報告会が開催されましたので出席しました。湯前町の若者が、まちづくりについて検討し取りまとめられた結果について、提案がなされました。

23日、人吉市クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合議会令和4年第4回臨時会が開催されましたので出席しました。同日、人吉球磨広域行政組合令和4年12月理事会が開催されましたので出席しました。

会議では、入札及び随意契約締結結果について報告を受け、令和5年1月定例理事会の開催日について、協議を行いました。同日、(一社)人吉球磨観光地域づくり協議会令和4年度第3回理事会が開催されましたので出席しました。会議では、令和5年度事業計画骨子(案)について、観光庁「登録DMO」登録申請(案)についてなど、協議を行いました。

25日、人吉市中小企業大学校におきまして、「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」第1回会議が開催されましたので出席しました。会議では、熊本県の田嶋副知事を座長に、流域の市町村長、流域住民、有識者などが出席され、仕組みの設置趣旨や規約・運営要領等について説明があった後、流水型ダム建設事業の方向性について、意見交換が行われました。

26日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、議題について説明を行いました。

議題につきましては、

企業からの寄贈について

下水道使用料の人頭制から従量制への変更時期について

移動手段に関するアンケート結果について

湯楽里の経営状況について

レールウイングの再整備について

その他

奥球磨公認ロードレース大会についてでありました。

27日、対象者ご自宅におきまして、出生祝い金贈呈式を開催しました。対象者お2人でいた。同日、洋会議室におきまして、湯前町町有林伐採検討会議が開催されましたので出席しました。同日、第2回湯前町まんのまちづくりアドバイザー会議が開催されましたので出席しました。

28日、洋会議室におきまして、令和4年仕事納め式が開催されましたので出席し、年末の訓示を行いました。同日、役場玄関におきまして、消防年末警戒出発式が開催されましたので出席しました。

令和5年1月5日、湯前小学校グラウンドにおきまして、消防団出初め式が開催されましたので出席しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、式典のみの縮小開催となりました。

10日、山江村役場におきまして、1月定例町村長会議が開催されましたので出席しました。主な会議内容は人吉高校創立100周年記念事業にかかる助成金のお願いについて、陸上自衛隊西部方面隊と九州地区町村長会との協定について、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、令和5年度管内主軸事業上京要望（道路・治水関係）についてでありました。

11日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合令和5年第1回正副組合長会議が開催されましたので出席しました。主な会議内容は、通信指令業務の共同運用整備費負担割合について、和5年度主要事業についてでありました。

12日、人吉市役所におきまして、人吉球磨広域行政組合令和5年1月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、職員採用試験応募状況等について報告を受けました。それから、地域医療体制の充実・確保のための地域連携に向けた協議会設立総会が開催されましたので出席しました。この協議会は、地域産科医療体制の充実に向けて、地域産科中核病院への産婦人科医師確保を目的としています。

それから、くま川鉄道（株）第128回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、第4橋梁橋桁の契約について、R5年度災害復旧事業災害復旧事業について、協議を行いました。

15日、水上村～湯前町～多良木町におきまして、第9回公認奥球磨ロードレース大会が開催されましたので出席しました。本大会のエントリー者数は、以下のとおりとなっております。

17日、洋会議室におきまして、永寶（株）による、福祉車両寄贈式が開催されまし

たので出席しました。寄贈された車両は、社会福祉協議会において利用者の送迎などに使用されます。

18日、湯楽里におきまして、JR九州商事と、今後について事業継続のお願いと打ち合わせを行いました。同日、熊本市におきまして、JT熊本支店と、今後について事業継続のお願いと打ち合わせを行いました。

1月20日、議長室におきまして、令和5年第1回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案の概要等を説明しました。同日、議会場におきまして、令和5年第1回臨時会が開催されましたので出席しました。議案2件を提出し、両議案とも議案2件を提出し、両議案とも御可決いただきました。

23日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合令和5年第2回正副組合長会議が開催されましたので出席しました。主な会議内容は・消防指令業務の共同運用に関する負担金等でありました。

24～25日、東京ビッグサイトにおきまして、第15回「B&G全国サミット」が開催されましたので出席しました。本町は、13年連続で「特A」評価の表彰を受けました。

26日、相良村におきまして、球磨川第四橋梁建設工事起工式が開催されましたので出席しました。この工事は令和7年度に完了、工事費は約38億円の予定です。同日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席しました。

27日、味工房さがらにおきまして、湯前酪農組合総会が開催されましたので参加しました。この組合は、酪農家6戸で組織されており、乳質改善や研修活動を行っておられます。

30日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、議題について説明を行いました。

南九州中部地域医療連携協議会の設立について

令和2年7月豪雨災害の進捗状況及び令和4年台風年台風14号災害の発注計画について

上球磨射撃場老朽化対策事業に伴う補助金の要望について

上球磨森林組合による木材処理加工施設整備に伴う補助金の要望について

その他、専決処分（城泉寺の消防ポンプ更新）について説明を行っておるところでございます。

同日、にしき秘密基地ミュージアムにおきまして、人吉下球磨消防組合及び上球磨消防組合との消防指令業務共同運用に関する協議が開催されましたので出席しました。今後、合意に向けて協議を重ねていきます。同日、湯楽里におきまして、ワーケーション参加企業との意見交換会が開催されましたので出席しました。本町へ進出するための条



件などについて、意見を伺いました。

2月7日～8日、東京都におきまして、球磨郡町村会による管内主軸事業上京要望が開催されましたので出席しました。要望先は国土交通省事務次官はじめ、道路局長、水管理・国土保全局長及び地元選出国會議員でありました。要望内容は、「安全で安心できる国土づくりに関する提案及び要望」と題し、1.道路事業の整備促進について、2.球磨川における抜本的な治水対策の促進についての2点でありました。

9日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会議が開催されましたので出席しました。会議では、令和5年第1回組合議会定例会付議事件について、協回組合議会定例会付議事件について、協議を行いました。

10日、人吉市アクパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合2月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議の主な内容は

- ・令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の招集及び提出案件について
- ・規約の一部変更に係る構成市町村同文議決について
- ・構成市町村総務、財政及び衛生担当課長合同会議の結果についてなど でした。

2月13日、対象者ご自宅におきまして、出生祝い金贈呈式が開催されましたので出席しました。対象者は1人でありました。

14日、人吉市ホテルサン人吉におきまして、2月定例町村長会議が開催されましたので出席しました。主な会議内容は、

- ・球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて
- ・城南地区柔道選手権大会負担金のお願いについて
- ・ひごラボ事業の現状報告について でありました。

同日、TSMC進出効果の波及に向けた意見交換会が開催されましたので出席しました。会議では、波及効果が薄いと予想されている中、人吉球磨地域において取り組み可能な施策等について意見交換を行いました。

16日、応接室におきまして、幸野溝土地改良区から、幸野溝土砂流入に伴う支援要望で来庁されましたので対応しました。要望内容は、令和4年台風第14号に伴う土砂流入に対し、支援を求める内容でありましたので、対象となる自治体と協議を行い、令和4年度の補正予算で対応することになりました。

20日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席しました。会議では、令和5年第1回議会定例会の内容について、協議を行いました。

21日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しました。同日、議会場におきまして、令和5年第2回臨時会が開催されましたので出席しました。

22日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会

が開催されましたので出席しました。会議では、令和5年第1回議会定例会提出予定議案について、経営強化プランについて、協議を行いました。

24日、人吉市クリーンプラザにおきまして、令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席しました。会議では、条例関係5件、補正予算関係2件、当初予算関係2件が上程されました。同日、集団検診室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、議題について説明を行いました。議題につきましては、17の議題を説明させていただいております。

25日、グリーンパレス 芝生広場におきまして、ゆのまえロゲイニングゲイニング2022 冬が開催されましたので、教育長を出席させました。大会には、県内外から65人の参加がありました。

26日、湯楽里におきまして、龍谷大学柔道部全日本学生団体準優勝祝勝会が開催されましたので出席しました。龍谷大学女子柔道部は、本町において15回の合宿を行うなど、繋がり深い団体であり、今後も交流を継続したいと考えております。

27日、錦町パルティ-福寿庵におきまして、熊本県土地改良事業団体連合会令和4年度球磨支部協議会が開催されましたので出席しました。会議では、総会日程、提出議案及び決議案について協議を行いました。同日、人吉市におきまして、くま川鉄道(株)第129回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、球磨川第4橋梁既存橋脚撤去工事の契約変更及び人吉市からの災害復旧資金借入について、協議を行いました。

28日、上球磨消防組合におきまして、令和5年第1回上球磨消防組合議会定例会が開催されましたので出席しました。会議では、条例関係が12件、一般会計予算が上程され、全議案とも可決されました。同日、令和5年第3回上球磨消防組合議会全員協議会が開催されましたので出席しました。会議では、消防指令業務の共同運用について協議しました。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院医療連携講演会が開催されましたので出席しました。講師には、熊本大学病院院長の馬場秀夫氏先生に、演題として、「医師の働き方改革の現状と課題」についてお聞きしました。

以上で、行政報告を終わります。

- - - - -

## 日程第5 施政方針及び予算編成方針

**議長(金子光喜君)** 日程第5、「施政方針及び予算編成方針」、町長より施政方針及び予算編成方針の表明があります。これを許します。

**町長(長谷和人君)** 令和5年第3回湯前町議会定例会の開会にあたり、令和5年度における施政運営の方針を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜

りたいと存じます。

さて、私が町長に就任して、早いもので4年が過ぎようとしています。この間、町民の皆様をはじめ、議員各位の御期待に応えるべく、重責を感じながら、一步ずつ、前に進み続け町政運営を行ってまいりました。時の流れの早さを痛感するとともに、多くのお力添えをいただきましたことに心から感謝申し上げます。

4年間の任期を振り返りますと、その大半を新型コロナウイルス感染症への対応と災害からの復旧に追われた日々でありました。

まず、新型コロナについてですが、令和2年初頭からの世界的な大流行が、社会秩序・経済活動・文化、そして人々の価値や生活のありようにまで大きな影響を与えました。本町では、新型コロナワクチンの集団接種をはじめ、くらし応援券の交付、上水道基本料金の免除、事業者への支援金の交付など、必要な対策を行い、感染拡大と社会経済活動の両立を目指してまいりました。現在は、感染者数の減少傾向が継続しており、国は、感染症法上の位置付けを、5月8日に、季節性インフルエンザと同じ5類へ変更することを決定しています。これから社会経済活動の正常化に向けた新たな段階に進みますが、本町でも、国・県の動きを注視しながら、しっかりと対応してまいります。

次に、災害復旧についてですが、令和2年7月豪雨災害からの復旧が道半ばのところ、令和4年9月の台風14号により、復旧中の箇所を含め、多くの箇所が被災しました。入札不調が相次ぎ、工事の遅延が懸念されていますが、緊急度の高い工事から順に着実に進めています。また、豪雨災害の経験等を踏まえ、令和4年度末までに新たな防災情報通信システムの整備を進めており、令和5年度当初から、全世帯に配布した防災ラジオと屋外スピーカーを利用し、防災情報等のお知らせを開始いたします。くま川鉄道湯前線の復旧については、令和3年11月の部分運行開始に続き、豪雨災害で大部分が流失した球磨川第4橋梁の復旧工事を本年1月に着手しました。令和7年度中の運転再開を目指し、着実な復旧を進めるとともに、豪雨災害からの復旧・復興の大きなシンボルの一つになると思います。JR肥薩線の復旧については、多額の復旧費用に加え、人口減少が進む中で復旧後の持続可能な運行が課題となっています。鉄道での復旧を実現するには、課題解決に向け、沿線の市町村、議会、住民全てが一体となった取組みを進めていくことが重要と考えています。

この他、子ども医療費助成の対象を高校3年生まで拡充したり、新たに高校生等通学費や小中学生の学校給食費・修学旅行費に対する補助制度を創設したり、入学祝い金・出産祝い金の創設、子育て世帯向けの住宅6戸の建設着手など、子育て支援策の充実を図りました。農林振興では、植木・大谷・深田地区での用排水路改修事業、蓑谷・潮ため池のハザードマップの作成・配布、県内で先頭を走る企業との森づくりで新たに2社との協定締結などに取り組みました。商工業・観光振興では、事業承継サポート事業の

創設、湯楽里の大規模改修、ツアーオブ九州自転車競技大会の誘致などに取り組みました。

【議案の概要説明 令和4年度3月補正予算】

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明申し上げます。

まず初めに、令和4年度3月補正予算についてです。足下の物価高の影響を受けている町民や農林商工事業者に対し、独自の支援策を実施します。新型コロナに加え、ロシアによるウクライナ侵略や円安加速の影響で物価が高騰し、農林業者、商工業者はもとより、全ての町民の皆様が経済的な負担増で苦しんでおられ、その解消が最優先の課題と考えています。そこで、追加配分された地方交付税などを活用し、町民一人当たり一万円の給付金や、原油価格等高騰の影響を受けている農林業者や商工業者に対し、経営支援金の交付を実施します。令和4年度末から準備を進め、出来次第、順次実施してまいります。そのほか、所要の補正も合わせた補正額は 2億5,192万円で、補正後の現計予算額は50億2,223万7,000円となります。

【議案の概要説明 令和5年度当初予算】

次に令和5年度当初予算についてですが、4月に町長選挙が予定されていることから、いわゆる骨格予算として編成しました。そのため、政策的判断を要しない人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、施設の維持管理、既に着手している事業など、継続事業に要する経費を中心に計上することとし、新規事業は原則として計上していません。ただし、新規事業や政策的事業であっても、災害復旧事業など、年度当初から早急に取り組む必要のある経費については、町民生活への影響や緊急性の観点から、計上しています。この結果、一般会計予算の総額は39億7,700万3,000円となります。

次に、一般会計歳出予算の主な内容について説明いたします。

まず、防災対策についてです。発生確率が高い南海トラフ地震や人吉盆地南縁断層地震など、大規模災害発生時には、人命救助や避難生活への対応やライフラインの復旧などを同時に速やかに対応する必要があるため、行政だけでなく、地域住民の協力が不可欠です。そこで、令和4年度に、各地区の自主防災組織に御協力いただき、地区防災計画を作成しました。令和5年度からは、この地区防災計画に基づき、地区の防災訓練や防災講話の開催などの取組みを進めてまいります。また、令和3年度にB&G財団から防災拠点に指定され、各種防災対策を実施していますが、事業最終年度の令和5年度でも、災害初動時に迅速かつ安全に活動できる人材の育成に取り組めます。

次に、農業の振興についてです。令和4年度における農業振興検討委員会からの意見書等に基づき、農業後継者や担い手確保への対応を優先して取り組む必要がありますが、地域外からも新規就農者を確保するため、年度当初から地域おこし協力隊を任用することとします。農業公社については、令和4年度から、公益性を重視した農作業受託事業

等を開始し、主に畦畔等の除草作業に取り組みました。農業者の負担軽減という、本町農業を持続可能なものにするのに必要な公益性のある業務を進めるため、引き続き、経営安定のための支援を行います。畜産業では、直面する配合飼料価格等の高騰、子牛価格の下落等により厳しい状況に直面しています。飼料価格高騰への支援策として、引き続き、自給粗飼料生産や耕畜連携の推進、畜産奨励事業を実施してまいります。農業用施設整備と農地の集積・集約については、農業振興検討委員会からの意見書等に基づき、優先度の高い取組みとなっています。農業用施設整備は、県営第二蓑谷ため池整備事業、用水路改修事業は、二溝地区、中部地区、西部地区、松下地区の整備事業に着手できるように基礎調査等を進めています。農地の集積・集約は、人・農地プランの法定化により、将来の農業や農地利用の姿について地域の関係者等による話し合いを行い、令和7年3月までに地域計画を策定することとなっています。これは、農業者の減少等が見込まれる中、農業水利施設整備やスマート農業の効率化の展開と農地の集積・集約等を進め、人の確保、育成を図る措置になります。また、人・農地プランから地域計画の法制化にあっては、既存の農業振興地域整備計画、中山間地域等直接支払制度等の今後のあり方も含めたところで地域計画を策定してまいります。

次に、林業の振興についてです。災害等による路網被害に伴う施業関係の変更も図りながら、町有林伐採の検討委員会の意見を聴取した上で、林地の地形や周辺の条件等森林が持つ多面的機能に配慮した伐採、間伐、再造林の育林の循環型利用サイクルに引き続き取り組んでまいります。また、森林経営管理法に基づく私有林の経営意向調査は終了しましたが、未回答も多いことから、引き続き実施することとします。これまでの調査で、町を介して私有林の管理を希望されたものについては、林業の担い手による除伐、間伐等の計画を町有林伐採の検討委員会へも諮り、今後は町有林だけでなく地域の適切な森林整備計画を進める必要があります。森林整備計画にあっては、森林整備事業以外の木材加工・流通についても林業事業体とともに進める必要があり、木材加工・流通関係の事業について、年度当初から地域おこし協力隊を任用して対応することとします。

また、国・県の補助事業も活用していきませんが、町単独事業について森林環境譲与税を活用した森林整備にあたる川上への充実を図っていきたいと考えています。林業生産基盤である林道の災害復旧については、これまで実施できていなかった林道路線の災害復旧にも着手します。山腹崩壊対策や溪間工の治山事業については、引き続き国や県による事業が実施されますが、必要に応じ、国・県との連携により事前防災・減災の面からも事業の推進を行います。

次に、商工業の振興についてです。喫緊の課題である後継者不足の解決に向けた事業承継サポート事業については、引き続き実施することとし、事業継続やスムーズな事業承継を後押ししてまいります。また、令和4年度から着手したワーケーション推進事業

については、参加企業から聴取した意見や自治体間の誘致競争が激しい現状などを踏まえ、参加企業との信頼関係を築きながら、段階的に進めてまいります。

次に、観光の振興についてです。くま川鉄道の全線運転再開を起爆剤として、湯前駅周辺の再整備を進めることとしていますが、その一環として、年度当初から新たに地域おこし協力隊を任用し、駅周辺の活性化を図ってまいります。また、グリーンパレスや湯楽里周辺の地域資源を活用した観光誘客を強化するため、令和4年度に実施したキャンプ場誘客事業の成果と課題も踏まえながら、年度当初から新たに地域おこし協力隊を任用し、対応することとします。

次に、住環境づくりについてです。町営住宅については、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅の建設を引き続き進めます。また、住宅地分譲に向け、老朽住宅の解体工事を行います。さらに、県事業を活用し、ブロック塀等耐震化支援事業や耐震改修等事業、合併処理浄化槽設置整備事業に引き続き取り組みます。道路対策については、通学生や住民の安全な通行を確保するための町道新村線歩道整備事業や、個別計画に基づく町道舗装修繕工事、下町橋の補修工事に引き続き取り組みます。また、道路維持、河川管理に関する事業としては、道路側溝などに溜まる土砂撤去や、大雨等の際に河川敷地内で災害の起因となる竹木除去に必要な予算を計上しています。豪雨・台風災害からの復旧事業については、緊急度の高い工事から順に着実に進めていますが、それだけでなく、災害発生が懸念される箇所についても、防災・減災に資する事前対策を実施してまいります。なお、県事業については、国道219号歩道整備事業上里工区、県道幸野染田線・錦湯前線道路改良事業が引き続き予定されており、事業実施に伴う負担金を予算計上しております。環境衛生については、美しい生活環境を維持するため、住民への広報活動を中心に各種施策に取り組みます。

次に、福祉づくりについてです。地域福祉の推進については、第4次湯前町地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会などの関係機関や老人クラブ連合会・各種ボランティア団体等と連携しながら各種施策に取り組んでまいります。障がい福祉については、第5期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の最終年度であるため、その実績把握と評価・分析を行うとともに次期計画策定に取り組み、障がい福祉サービスの充実を図ってまいります。高齢者福祉についても、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の最終年度であるため、その実績把握と評価・分析を行うとともに次期計画策定に取り組み、高齢者の生きがいと健康づくりに対する各種支援に取り組んでまいります。また、平成5年度に建築された高齢者生活福祉センターは各所に老朽化が見られるため、施設の機能維持と継続利用のための改修に取り組みます。児童福祉については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指し、引き続き各種支援施策に取り組

んでまいります。また、令和4年度からの「出産・子育て応援交付金」事業における伴走型相談支援と経済的支援については、事業実施のための体制充実と必要な予算を確保し、住民に寄り添った事業を推進してまいります。健康増進については、「健康増進計画」に基づき、「栄養・食生活」、「歯と口腔の健康」、「生活習慣病対策」などの6つの領域と各世代のライフステージに応じた各種施策に取り組み、健康づくりの推進、健康寿命の延伸を図ってまいります。また、疾病の予防・早期発見・重症化予防につながる各種がん検診や総合健診など、必要な予算を確保し、集団健診の実施や受診勧奨を図ってまいります。さらに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組むための体制整備を図るとともに介護保険事業と連携した事業を展開します。新型コロナウイルスワクチン接種事業については、今後の実施体制が未確定であるため、現時点で想定できる人数・回数を基に個別接種に要する経費を見込み、予算計上しています。今後関係機関等との協議を重ね必要に応じて修正してまいります。

次に、教育の振興についてです。学校教育については、小中連携を深め、小中一貫教育を推進するとともに、地域と学校を結ぶ湯前町学校運営協議会と、学校と地域が連携した地域学校協働活動を引き続き支援してまいります。学校施設関係では、令和2年度に中学校校舎、令和3年度に小学校校舎の外部改修工事を行い、雨漏りや老朽化対策による校舎の長寿命化を図りました。令和5年度では、中学校グラウンド改修を計画し、運動施設の利便性向上を図ります。また、学習・学校生活面では、保護者の負担を軽減し、子育て支援を図るため、小中学生の学校給食費・修学旅行費に対する補助制度や入学祝い金、高校生等通学費補助、英語教育推進のための英検等受験料補助を継続して実施します。さらに、新型コロナ対策でICT関連機器の整備を進めましたので、GIGAスクール構想に基づく効率的な活用を図ってまいります。社会教育については、引き続き、生涯学習事業等を通じて、町民の交流の機会や場の提供を行い、また、各公民分館活動の支援を行ってまいります。文化財保護の分野では、令和2年度から実施している下里御大師堂保存修理が終了しました。今後は、公園等の周辺整備を進めるとともに、文化財の保護及びその地域活動等の支援を図ってまいります。湯前まんが美術館では、令和4年度から地域おこし協力隊2名を任用し、美術館での展示充実やデジタルアーカイブによる収蔵資料の調査研究を進め、那須良輔先生の偉業とマンガ文化を広く普及させるための出前美術館といった新しい事業も始めました。今後も町民の皆様に、より親しまれ誇れる美術館になるよう努めてまいります。社会体育については、小学生の社会体育として放課後に実施されている総合運動クラブの活動を継続して支援してまいります。また、各関係機関や地域体育組織などと連携を図りながら、B&G海洋センターを拠点とした事業を展開していく中で、令和5年度からは中学校部活動の地域移行に関します「改革推進期間」が始まることも踏まえ、各種教室・スポーツ行事の開催と、指導

者・担い手の育成、各種団体との連携などにより、町民皆様の健康づくりを持続的に推進してまいります。

次に、情報化社会への対応についてです。町内全域を対象とした民設民営による光ケーブルの整備については、4月下旬から順次サービス提供が開始されます。通信速度の高速化や安定した通信により、大容量のデータ等をスムーズに流通させることが可能となります。ひいては、都市部と同じ高品質のサービスを利用することができ、ワーケーションや企業誘致に有利な働きかけができるようになります。また、公共施設や観光施設の公衆無線LAN設備を更新し、キャッシュレス決済やSNSでの情報発信など、インターネットを利用した様々なチャネルに対応してまいります。

最後に、ふるさと納税についてです。ここ近年の納税額の伸び悩みの要因を分析した結果を踏まえ、中間業者の見直しを行うとともに、事業者との連携を強化しながら更なる返礼品の磨き上げに注力してまいります。

次に、特別会計・企業会計予算について説明いたします。

国民健康保険特別会計についてです。国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となり、かかった医療費の支払いについては、町が納付金を納めることにより県がた医療費の支払いについては、町が納付金を納めることにより県が全額負担する仕組みとなっています。この納付金の算定について全額負担する仕組みとなっています。この納付金の算定については、過去3年間にかかった医療費が基準となっておりますので、その医療費を抑制するためには、病気の早期発見、早期治療が重要となります。特に国が義務付けているなっています。特に国が義務付けている40歳以上を歳以上を対象とする特対象とする特定健診についても検診受診の更なる周知を行い、これからも受診勧奨について検診受診の更なる周知を行い、これからも受診勧奨を継続し、医療費の適正化を図るとともに、町民の健康増進を進奨を継続し、医療費の適正化を図るとともに、町民の健康増進を進めてまいります。また、納付金の財源と。また、納付金の財源となります保険税になります。保険税については、加入者の減少が見え、加入者の減少が見込まれる中、令和4年度から未就学児の均等割りの中、令和4年度から未就学児の均等割りの減額等が始まっている一方、令和5年度からは、課税限度額割りの減額等が始まっている一方、令和5年度からは、課税限度額の引上げが予定されております。上げが予定されております。現在、熊本県下での保険料水準の現在、熊本県下での保険料水準の統一の向けた動きが活発化して統一の向けた動きが活発化しており、本町の保険税がどのような方おり、本町の保険税がどのような方向に向かうのか、どこまで、自治体の努力で安定させられるのか、向に向かうのか、どこまで、自治体の努力で安定させられるのか、見通しが立た



ないところではありますが、今後も、適正な賦課、徴見通しが立たないところではありますが、今後も、適正な賦課、徴収を行い、収納率向上に努めながら、財政的にも安定した運営に取収を行い、収納率向上に努めながら、財政的にも安定した運営に取り組んでまいります。

下水道事業特別会計についてです。本町の下水道の接続率は、令和3年度末現在83.8%となっています。下水道施設は、健康で快適な生活基盤となる必須の施設であり、今後も接続率の向上に努めてまいります。下水道サービスの持続的な提供には、施設の点検・調査による健全性の把握と、健全性に応じた施設の修繕・改築による機能の維持・向上といった計画的な施設管理が必要です。本町では、施設管理計画の「下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき、施設の点検、修繕等を実施してまいります。また、経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や収益率の向上とともに、将来を見据えた経営状況の的確な把握に努めてまいります。そうした中、住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくための手段の一つとして、令和3年度から、下水道事業への公営企業法適用に取り組んでおりますが、令和6年度法適用を目指し、引き続き取り組んでまいります。なお、公営企業会計移行後は、現在の人頭制による料金体系から従量制への変更を行う予定です。決算後の財政状況を踏まえた経営戦略の見直しを行い、適正な使用料金の設定を検討しながら、安定経営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計についてです。2000年に始まった介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送ることができるように、社会全体で支えあう仕組みです。令和5年度は、3年を一期とする第8期介護保険事業計画の最終年度であり、その実績把握と評価・分析を行うとともに、介護報酬改定と介護保険制度改正を踏まえて第9期計画の策定を行います。また、後期高齢者医療保険制度における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、地域支援事業の中で連携した取組みも行います。本町の高齢者数は、平成28年度をピークに減少に転じておりますが、総人口の減少に伴い高齢化率は45%を超えており、今後は50%を超える予測となっています。このような状況を踏まえ、第9期計画の策定に当たっては、ニーズ調査の結果を基に本町に必要な介護サービスの把握と介護サービス量を見込み、第9期の介護保険料算定を行います。令和5年度においても介護保険事業の適正な運営のため、要介護認定及び介護給付の適正化と介護予防事業の充実を図ってまいります。また、上球磨地域包括支援センター等関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの充実と健全な財政運営に努め、介護保険制度の理念である高齢者の自立を支援することに取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計についてです。後期高齢者医療保険は、被保険者の皆様が安心して医療を受けられ、健康に過ごすために国民全体で支えあう医療保険制

度です。運営は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担い、町は被保険者と直接接する窓口としての業務を担っています。制度発足時の町の総人口に占める加入者割合は、20.8%でしたが、令和3年度末では、26.1%となっており、5.3%の上昇、一人当たり医療費についても、11万円ほど増加しています。令和5年は、引き続き団塊世代の年齢到達による加入者が多く、増加傾向にあります。その団塊世代のジュニア世代が加入となる令和32年頃にはこの制度のピークを迎えることとなりますので、将来を見据えた運営を図っていく必要があります。具体的には、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むなど、会計や年齢等の垣根を超えた事業に取り組んでまいります。これまで通り、加入者各々が自己管理や各種検診等を確実に受診して頂けるよう勧奨を強化し、健康に対する自覚を促進していくとともに、健康増進に資する保健事業を積極的に図ってまいります。また、令和4年度途中から、一定以上の所得のある加入者の方は、医療費の個人負担の割合が現在の1割から2割へ引き上げられていますが、引き続き収納率100%達成を目標といたします。これからも、運営主体となる熊本県後期高齢者医療広域連合との連携を強力に進め、将来にわたって、健全で安定した財政運営が継続できるよう努めてまいります。

最後に、水道事業会計についてです。管路の布設替えについては、老朽化した配水管の更新と併せて、耐震化を計画的に進めていますが、令和5年度は、上村・下村区において配水管更新、施工延長約2,436mを予定しています。今後も水資源の保全を図り、老朽化した施設の更新や維持管理の強化に努めてまいります。また、有収率低下に伴う漏水調査に係る費用を計上しました。今後、人口が減少し、水需要の減少に伴う収益の減少や水道施設の老朽化に伴う維持費の増加が見込まれる中、安定的に安全な水を供給できるよう、努めてまいります。

このほか、今定例会には、湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定や湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例などの条例案件18件、湯前町一般会計補正予算（第13号）などの補正予算6件、湯前町政治倫理審査会委員の任命の同意案件6件なども併せて提案しています。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今議会は、私にとりまして、任期中最後の定例議会となります。これまでの4年間、町議会をはじめ、多くの町民の方々から、温かい御支援と御協力をいただき、おかげをもちまして、町政を着実に推進することができましたこと、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

**議長（金子光喜君）** 以上で施政方針及び予算編成方針を終わりました。

ここで、休息のため休憩します。

-----  
休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 28 分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**日程第 6 議案第 3 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 6 、議案第 3 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第 3 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体である、玉名市が交通災害事務から脱退することに伴い、熊本県市町村総合事務組合が共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要があるとございます。また、この規約を変更するときは地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第 3 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。左側が変更後になります。熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を次のように変更するものです。別表第 2 ですが、規約第 3 条第 10 号に規定する交通災害事務から令和 5 年 6 月 30 日をもって、玉名市が脱退されるため、組合規約を変更されるものです。なお、下線を脱退しない山鹿市まで引いてありますが、法制執務上、少々わかりにくいのですが、「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改めるという解釈でございます。冒頭に文字を加えることができないこととなっておりますので、このような変更となります。附則として、この規約は令和 5 年 7 月 1 日から施行するものです。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは県下の関係団体と同様、同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----  
**日程第7 議案第4号 人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について**

**議長（金子光喜君）** 日程第7、議案第4号「人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第4号、人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

人吉球磨広域行政組合の議員定数等が変更されることに伴い、人吉球磨広域行政組合格約の一部を変更する必要があるため提案するものです。また、この規約を変更するときは地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしく申し上げます。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第4号、人吉球磨広域行政組合格約の一部変更についてご説明をいたします。

人吉球磨広域行政組合の議員定数等が変更になるものです。2ページをご覧ください。新旧対照表でご説明いたします。先ほどの議案第3号と違い、右側が変更後になります。組合から提出された資料をそのまま使用していますのでご容赦ください。まず、第5条第1項中に組合議会議員の定数の変更です。現行の30人から23人に改められます。次に構成市町村から選出される議員の数の変更です。人吉市が8人から5人へ、錦町が3人から2人へ、多良木町が3人から2人へ、あさぎり町が4人から2人にそれぞれ改められます。次に、第8条第3項中、「ただし、人吉市、錦町、多良木町及びあさぎり町以外の6町村の出席議員については、1人以上。」が削られます。これは、構成市町村から選出される議員の数の変更に伴い、負担金条例の制定、改廃などの決定については、構成市町村から選出されている議員のそれぞれの出席数の半数以上で決定するというものです。分かりやすく申しますと、全員出席の場合、人吉市は3人以上の賛成、その以外の町村は1名以上の賛成で決定されるというものです。附則として、この規約は令和5年4月1日から施行するものです。また、経過措置といたしまして、この規約の

施行の際、現に組合議員の職にあるものが、改正後の第5条の規定する定数を超えているときは、同条の規定にかかわらず、当該議員の任期中に限り、当該定数をもって定数とするとなっておりますが、分かりやすく申しますと、先ほどご説明いたしました、人吉市、錦町、多良木町、あさぎり町の議会議員の選挙などで、議会構成が変わるまでは、現在組合議員に選出されている議員の数は変わらないということになります。なお、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、郡市の他の加入団体と同様、同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号「人吉球磨広域行政組合格約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第8 一般質問

**議長（金子光喜君）** 日程第8、「一般質問」を行います。

本日は、吉田議員、西議員、森山議員の3名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に、発言を許します。

それでは、順番に、発言を許します。

一つ、町営住宅について、吉田議員の質問を許します。

**1番（吉田精二君）** 1番議員の吉田です。通告書に従い、質問させていただきます。

質問事項1、町営住宅について。要旨1、入居の際に保証人の署名が必要とされているが、保証人が見つからずに応募を断念した例はなかったかということで、湯前町営住宅管理条例第11条には、町内に住む保証人が連署する請書を提出しなければならないとなっております。本題に入る前に答えていただきたいと思いますが、過去5年間の間に、町営住宅の入居を公募した件数と、それに対する応募件数を教えてもらいたいと思います。応募件数につきましては、複数人応募された場合、それから1人応募、それから0人応募の数で分けてお答え願いたいと思います。

**建設水道課長（中園誠二君）** お答えいたします。町が管理します町営住宅ですが、各種の種類がございます。例えば、2人以上の世帯でないと応募ができないとか、単身者でないと応募ができないなどがございます。種別ごとにお答えするのは非常に時間を要しますので、今回は総数にてお答えさせていただきます。

まず、現在の令和4年度でございますが、年間を通しまして12件の募集をかけております。それに対しまして、15件の応募がございました。内訳としまして、単身者が8名、2人以上のご家族連れが7世帯となっております。令和3年度でございますが、25件の募集を行い、15件の応募がございました。内訳では、単身者が6名、それから若者定住促進住宅の応募が9名、2人以上のご家族連れが0世帯でございました。令和2年度におきましては、7件の募集を行い、6件の応募がございました。単身者が2名、若者定住促進住宅のほうは2名、2人以上のご家族連れが2世帯となっております。平成31年度につきましては、33件の募集を行い、10件の応募がございました。単身者が1名、若者定住促進住宅の応募が3名、2人以上のご家族連れが6世帯となっております。平成30年度につきましては、32件の募集を行い、14件の応募がございました。内訳については、単身者が1名、若者定住促進住宅の応募が9名、2人以上のご家族連れが4世帯となっております。以上になります。

**1番（吉田精二君）** はい、ありがとうございます。今、年度ごとに公募状況、応募状況を説明いただきましたが、平成30年度ですかね、32件の公募に対して14件と、半分ほどの応募になっているということで非常に少ないわけですが、その中で、分かっている範囲で結構なのですが、これまでの公募の中で保証人等が見つからずに応募を断念した例はなかったか。町のほうでの把握も難しいと思いますが、分かる範囲で結構ですので、お答え願えればと思っております。

**建設水道課長（中園誠二君）** お答えします。私が建設水道課に異動してからはございません。また、以前から担当している職員にも聞き取りを行いました。そういう事例はなかったと聞いておるところでございます。

**1番（吉田精二君）** 町のほうで把握している分では、例は見当たらないということではございました。本町のような地方におきまして、まだまだ心配することではないかもしれませんが、また、本町が把握していないだけで、保証人が見つからないから応募を初めから諦めたというふうな例もあるかもしれません。しかし、本町ではそのような例はまだまだないかと思っておりますけども、特に都市部におきましては、高齢者の世帯等が公営住宅に入居を申し込もうとしても、身寄りがなかったり、子どもや孫に負担をかけたくないというようなことで、保証人を見つけることができずに応募を断念しなければならないというふうな問題が社会問題となっているようでございます。今年の1月31日の読売新聞の社会面の中でも、そのようなことが問題となって取り上げられておりました。

国としても、これは大きな社会問題と捉えまして、令和2年2月20日付の国土交通省住宅局住宅総合整備課長の通達では、概略で説明しますと、住宅に困窮する低所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからなかった場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いするというふうな通達が出ております。本町におきまして、他町村からの転入者、それから身寄りのない高齢者に応募の機会を与えるために、条例の第11条の見直しをする考えはないか御質問いたします。

**建設水道課長（中園誠二君）** 調べたところ、現在、人吉球磨管内の市町村では、全市町村共に保証人を求められております。県内におきましては、熊本県、熊本市、嘉島町、益城町だけが連帯保証人を求めないとなっているようでございます。議員がおっしゃるとおり、世の中の動きにつれて条例改正等を考える時期が来るかもしれませんが、現在におきましては他町村の動きも監視しながら、早急な条例改正は考えておらないところでございます。

**1番（吉田精二君）** 本町におきまして、特に人口の減少問題に対して取り組んでいるところもあります。郡内におきましては、まだその例はないようでございますけども、他町村からの転入者、それから身寄りのない高齢者等に応募の機会を与えるためにも、条例第11条、それから別表の見直しを今後前向きに検討されてみてはどうかと思います。よその町村がしていないからということではなくて、よその町村に先駆けて、本町はこういうことで応募要件を緩和しているというふうなことでアピールしたならば、もっと応募が増えてくるのではないかと考えておりますので、前向きに検討されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**建設水道課長（中園誠二君）** 先ほど、県内で4自治体が保証人を求めているということで、2町に対して確認の連絡を入れました。先ほど議員が言われたように、国の標準条例の改正に伴い、保証人を求めないとされているようですが、入居者が入りやすくするためにしていますかと聞いたら、国の標準条例が変わったから条例を変えたというお答えでした。議員が言われますように、ほかの町村がやっていないからという考えは持っておりませんが、今のところ早急な条例改正は考えていないということでございます。

**1番（吉田精二君）** 連帯保証人というのは、例えば住宅使用料等の債権の確保のため、それから修繕とかいろいろなことのために設定してあるものですが、そのような人口減少対策等に対して前向きに検討いただければというふうに思っております。今後の改正を期待しております。

それでは、要旨の2に移りたいと思いますが、模様替え等をしたまま退去された住宅に新しく入居した者の管理責任はどうなるのかというようなことです。模様替えというのは、内装改装、それから増築等も含まれるわけですが、本町の住宅管理条例の第28条第1項では、元々模様替えはできないというふうな条件なのですが、第1項ただし書におきましては、模様替え又は増築には町長の承認が必要であると。町長につきましては、止む無しと認めた場合には承認をします。第2項におきましては、明渡し時には原状回復又は撤去の義務があるというふうに定めてあります。

私ちょっと町内を回って見たわけですが、町営住宅、一般住宅、それから特公賃、地優賃合わせて18団地ですかね、157戸ありますが、この中で町営住宅と一般住宅についてそれぞれ合わせまして、外観から見ただけで中身はちょっと分からないわけですが、町営住宅で45戸、それから一般住宅で4戸、合わせて49戸が部屋を増やしたりとか、下屋等を下ろしたりしてある部分があるわけですが、その住宅についての申請とか承認等の書類は全部揃っているものでしょうか。確認します。また、保管状況についてもお答え願いたいと思います。

**建設水道課長（中園誠二君）** 増築等の申請につきましては、議員言われるとおり、申請なしではできないようになっております。申請書につきましては建設水道課で保管しておりますが、特に古い申請といったものが実は探してもない場合がございます。ですから、全部が全部揃っているわけではございません。

**1番（吉田精二君）** 住宅におきましては、昭和20年頃に建った部分もあって風化している分もあると思いますが、そのような中で住宅の入居・転居を繰り返してくるわけですが、住宅管理条例の第2項では、退去する際には撤去しなければならないというふうな条件で許可してあると思いますが、そのようにして前入居者から残されていた部分について、その管理につきまして新しい入居者にはどのような指導をしているのかをお答え願いたいと思います。

**建設水道課長（中園誠二君）** 退去される場合に、ご自分で行った模様替えや設置された倉庫などの建て増し、車庫とかクーラー、温水器などの確認を行っております。そこで撤去のお願いをいたしますが、まだまだ使える物がございます。それにつきましては、次に入居される方に相談し、必要と判断された場合には引き続き使用されることがございます。その際には、責任の所在を明確にするために、入居される方から「公営住宅付設備継承届」というのを徴取するようにしております。不要になった場合、ご自分の責任で速やかに撤去するといった内容になっております。

**1番（吉田精二君）** そのようなことで、お互いに確認が取れていると思いますが、中には非常に問題が発生してくるのではないかなと思っております。一番初めに言ったように、請書というのは簡単な契約書になると思いますが、請書の中にも、やはり前入



居者から引き継いだ部分とか、そのような部分につきましても責任の所在を明確にするべきではないだろうかと思いますが、請書自体の様式の改正等も含めて、様式の改正をする考えはないのかをお答え願いたいと思います。

**建設水道課長（中園誠二君）** 請書の中には、そういった引継ぎ関係の書面はないところでございます。全員が全員引き継がれるわけでもございませんし、逆に別紙において、継承届を出したほうがよろしいのではないかと考えております。ただ、請書の変更については、しませんということではなくて、内容の検討は行っていきたいと思っております。

ちなみに、継承届の継承管理の条件という部分がございます。それをちょっと読み上げさせていただきます。まず1つ目、住宅明渡しの際は原形に復旧します。2つ目に、既設・建設・損傷なきよう、施工・設置・使用・維持管理を行います。構造物は、永久的な構造とせず、いつでも取り外しができるような構造とします。管理その他不都合が生じた場合は、その命に従います。本工作物により被害を与えた場合は、責任を持って処理しますという内容になっております。

**1番（吉田精二君）** その点につきまして、今後のトラブル防止も含め、また入居者が快く住めるように徹底して、また入居・退去の際の確認の際にも職員で見回りをし、問題のないよう努力されるように御期待申し上げます。

**議長（金子光喜君）** ここで、昼食のため休憩します。

- - - - -  
休憩 午前 11時59分  
再開 午後 1時00分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、吉田議員の一般質問の途中であります。発言を許します。

**1番（吉田精二君）** 午前中に引き続きまして、質問「町営住宅について」というようなことで、質問を続けさせていただきたいと思っております。

要旨の3番目に入りますが、雑草が茂っている住宅がある。町としてどのような指導をしているのかということで、質問をしたいと思っております。町営住宅管理条例第23条、それから第24条につきまして、入居する人はその住宅について適切な管理をしなければならないとなっております。先ほどの件で住宅を回った時、それから日頃の生活の中で気付いているところですが、住宅によりましてはきれいに管理をしてある所もあるわけですが、中には自分の家の周りに雑草が茂っていたりとか、使わなくなったおもちゃが散乱していたりとかいうふうな所が見受けられております。町として、入居者に対して、条例第23条、第24条の件につきまして、どのように説明なり指導をしているのか報告を願いたいと思っております。

**建設水道課長（中園誠二君）** まず、ご自分が入居されている住宅・敷地につきましては、個人の責任において、除草なり清掃等のお願いをしているところでございます。これにつきましては、ほぼ問題ないように感じているところでございます。なお、共用部分につきましては、回覧などにより、協力して除草・掃除のお願いをしているところ  
です。

**1番（吉田精二君）** 実は、私も結婚してから1年ほど住宅に住んでいたわけですが、その住宅では皆でまとまってから月に1回、第1日曜日とかに皆で集まって掃除の日にするとかいうふうな取り決めをして、共用部分については皆で掃除をしていたものでした。そういうふうな風習が残っている団地というか、そういうふうな所もあると思いますが、やはりどうしてもしていない所が目立つと。特に、側溝なんかありますよね、そういう所の草がたまっていたりしてある所もちょっと見受けられます。町として、町の顔でもありますし、そういう所にお客さんが来て、住みたいなというふうな雰囲気を作るためにも、今後ますます町としての指導、それから働きかけ等につきまして、強力に願えればと思っております。住民の方も知らない方がいらっしゃると思うので、その点を徹底されたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、要旨の4に入りますが、高齢者が住むようなコンパクトな住宅を整備する計画はないかというふうなことで、現在若者とか子育て世代向けの地優賃、それから特公賃につきましては整備が進んでいるようでございます。今度、駅前におきましても整備計画があって、現在建築中でございます。若者にとってはほんとに有難いものかなというふうに思っておりますが、一方、高齢者の方用の住宅というのがほんとに足りているのかというふうなことは思っております。元町、それから牧原ですかね、それから森重等、以前あった小さな住宅が老朽化もあるのですが、取り壊されていっていると。そういうようなことで、高齢者の単独世帯、それから高齢者夫婦世帯も困っているのではないかというふうに思っております。また、町内を見渡しても、以前は隣同士住んでおって、声掛けとかを行っていたわけですが、過疎化等が進んで、隣も離れてしまって一人ぼっちになったりして、何かあったときにはどうしようかというふうに困っておられる方もいらっしゃると思います。そういう人用の住宅等の整備を考えたわけですが、湯愛の居住部門等があって、あそこが9戸分ですかね、準備してあると思います。今8人がお住まいというふうなことで、あそこも非常に需要が多くなっている。助かっていらっしゃるというふうに聞いております。買い物等ちょっと不便なところがあるわけですが、今後やはり高齢化等が進んで、そのように困っている高齢者のためにも、高齢者向けのコンパクトな機能を持った住宅の建設等の考えはないかというふうなことをお聞きしたいと思っております。

**建設水道課長（中園誠二君）** コンパクトな住宅を、ということですが、現在、湯前駅前に地域優良賃貸住宅を計画しており、今日現在4棟の建築が契約済でございます。さらに、令和5年度中に2棟の建築も計画しております。また、それ以外に、老朽化した町営住宅を令和4年度中に4棟解体し、令和5年度においても2棟の解体を予算化しているところでございます。退去の状況では、更に解体する住宅が出てくるのではないかとこの可能性もございます。

高齢者が住むようなコンパクトな住宅整備ということですが、高齢者だけの住宅では、何か異常事態が発生した場合に対応が難しくなってくると思われまふ。まず、それには見守りが必要になってくるわけですが、新しく住宅を建築するのではなく、まずは湯愛の生活支援ハウス、議員言われる居住部門になりますけど、そこを優先的にご案内し、今後の高齢化問題に絡み、その施設が不足するような事態には、生活支援ハウスの増築なども考えなければならないのかなと思っております。ですので、コンパクトな住宅建設というよりも、先ほど述べたように、老朽化した町営住宅の解体を進めているところでございますので、解体した空き地に新たな町営住宅若しくは宅地分譲地としての利用も考えているところでございます。そちらを優先的に進めたいと思っております。

**1番（吉田精二君）** 新しく建てる部分につきまして、実際家賃等につきましても、今住んでいらっしゃる所よりもある程度高くなると思ひます。高齢者の方で年金だけの世帯の方というのは所得・収入も少ないでしょうし、なかなか手が出せない部分もあるのではないかなというふうに思っております。それから、湯愛の居住部門につきましても現在9部屋あるわけで、以前につきましては計画として、その奥のほうに増築用のスペースも、裏のほうですかね、畑に確保してあったと思ひます。いろいろな都合で、その部分の計画は立ち消えになったと聞いておりますが、湯愛にはある程度自立できる方が居住されているわけですが、日常生活は自分たちでされますので、買い物等にもタクシーを使って行かなければならないというふうな状況であります。市街地に近ければ、自分で歩いてでも行けると思ひますが、そういうようなことで住宅建設の部分につきましては、低所得者にもある程度配慮して、交通の便が良いというふうな所も配慮した上で、計画を進めていってもらえればと思ひます。

町長として、任期間近ではございますが、一般論として、高齢者の住まいについてどのようにお考えか、町長のお考えを聞かせていただければと思ひます。

**町長（長谷和人君）** 先ほど建設水道課長が答弁したところでございますけども、本町におきましては、湯愛の居住部門ということで生活支援ハウスがっております。過去のデータも全部調べてみたんですけども、空き室というのがございまして、まだ満室という状態もございません。現在につきましても、もう調べていらっしゃるかと思ひま

すけども、2人部屋が一つ空いているというふうな状況でございまして、そこら辺が今おっしゃっているようなことで、支援ハウスが必要な方がかなり増えるという状況がございましたらば、将来的にはこのような生活支援ハウスも建設しなければならないのかなというふうに思っております。

それから、所得というふうなことも議員おっしゃったところでございますけども、民間のサービス付き高齢者住宅等もございまして、そこら辺も併せながら、調整しながら、高齢者の住宅整備につきましては十分配慮して行うべきかというふうには思っているところでございます。以上でございます。

**1番（吉田精二君）** 今、町長からも色々配慮して検討していくというふうなことでございました。町内におきましても、今後独居の老人の方、それから高齢化・過疎化がますます進んでいくと思われますので、困ったと言われる前に、ある程度町のほうでも対応していってもらうように願いを込めまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

**議長（金子光喜君）** 一つ、町営住宅について、吉田議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

**3番（遠坂道太君）** 吉田議員の関連質問を行います。町営住宅についての要旨の1でございますが、先ほど吉田議員のほうは保証人の話をされましたが、他町村からの転入者の問題ですよね。それで、町営住宅に関しての制約等があると吉田議員も言われて、入りにくいというふうなことを言われておりました。その中で、他町村から入りやすいような、町営住宅管理条例の制約あたりの見直し等も考えていただけないのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

**建設水道課長（中園誠二君）** 吉田議員の最初のほうの質問にお答えした時に、各種の住宅がございましてとお答えしたかと思っております。内容については、地域優良賃貸住宅や特別公共賃貸住宅、一般住宅、町営住宅、若者定住促進住宅などが主にございまして、それにつきましては国の法律ですね、公営住宅法などを基に条例を制定しているところでございます。議員が言われる他町村からの応募についての優遇措置という考えでしょうか、それについては特別設けておりません。国の法律に基づいたところで条例を制定しておりますので、今後もそこの変更はちょっと難しいのかなと思っております。

**3番（遠坂道太君）** 今、課長から言われましたけれども、これだけ人口が減ってきている中で、他所から湯前に来て住みたいという方もいらっしゃるわけですよね。国の法律の制約があるかもしれません。先ほど吉田議員は保証人のことを言われましたけれども、それも関連するわけですよ。だから、現状を見ましたら、やはり入りやすいような形の取組をしていかない限りは、はっきり言って湯前町は人口が増えませんよ。住む所がなかったからこそ、ほとんどが他所に逃げて行っているでしょ。その辺も考えて、

もし町長が当選されたら改正する方向で検討をお願いしたいということを思います。町長の意見を求めます。

**町長（長谷和人君）** 今のご質問の中で、多分単身の世帯のことをおっしゃっているのではないかなというふうに思っております。その中で、一つ高齢者世帯関係については、多分お一人でも入居が可能ではなかったかなというふうに思っております。ですから、高齢者以外の方の単身ということではないかなというふうに思っております。でございますけれども、現状そういう上位法に基づいておりますので、現状としては仕方がないかなというふうに思っております。ただ、災害時とか、それ以外町長が認めるというのが確かありましたかね、そこら辺の解釈が間違っていたらちょっと申し訳ないのですけれども、できる限り町外から来ていただきました分については、そういう特別な事情等がある場合につきましては、そういうふうな対応をさせていただくということで、対応させていただければというふうに思っております。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

**5番（森山 宏君）** 要旨の2ですね、模様替え等をしたままというところで、私が知った限りにおきましては、先ほど言われた1人、2人以上とかいうので住宅の募集の規定がありましたけれども、湯前町の住宅においては浴槽がある・なしという住宅が存在しております。模様替え等というところであったときに、浴槽を撤去していきなさいというのは、原形復旧だからそれが当たり前と思いますけれども、中には浴槽をそのまま残していただくという前入居者もおられたそうです。浴槽のある・なしというのは、後から入居希望される方には告知とかはされているのでしょうか。

**建設水道課長（中園誠二君）** 町営住宅ですね、古い住宅については浴槽がない住宅があるようでございます。そのときに、浴槽を使われたときには、次に入る方はそれを継続して使われると思います。まず募集する時に、浴槽はないですよという説明も当然しているところでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、町営住宅についての関連質問を終わります。

次に、一つ、体育施設（弓道場）について、吉田議員の質問を許します。

**1番（吉田精二君）** 質問の2、体育施設（弓道場）について質問を申し上げます。

令和4年9月の台風におきまして、弓道場の窓、それから外壁等が吹き飛んでおります。この点につきましては応急的に、窓にビニールを貼ったりしてはありますが、そよ風が吹いて吹き飛ばされたりしております。それから、昭和22年頃に建てられ、どこから移築されたもので、もう76年以上たっておりまして、腐食によって傾いて入口のド

アも開かないようになってきているというふうなことです。現在利用につきましては、毎日6人ほど来られて、合同練習の時には10人ほどが集まられる。年間を通して2~300人ほどの利用があっていると。毎日一人でも入って、一人でも練習できるというふうな、非常に気楽に参加できるような道場ではありますが、そのように老朽化して困っており、建替え等も迫られているわけですが、今後弓道場につきましてどのような計画を持っていらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

**教育課長（浅田 徹君）** 弓道場を所管しております教育課より御答弁させていただきます。

まず、弓道場の概要でございますけども、敷地面積が約377平米、建物につきましては弓道場が約85平米、矢取り道・的場等を加えますと142平米となっております。建築年次は昭和34年ということで、先ほど吉田議員がおっしゃったのは多分建物本体の年次だと思います。移築後で64年が経過しております。

まず、施設の老朽化でございますけども、議員おっしゃるように、経年劣化によりまして建物全体の不等沈下、特に弓道場内部の弓を射る場所となります射場床面が著しく沈下をしております。また、矢取り道の屋根は数年前の台風で欠損して無くなっているということでございます。

それから、御質問ありましたとおり、令和4年の台風では弓道場南面の壁が一部破損しまして、窓部分が今開いているという状況になっております。迅速な修繕等ができておらず、利用者の皆様に大変申し訳ないと感じております。本年度の台風被害分につきましては、早急に修理を進めたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、今後の整備計画の部分でございますけども、これまでの経緯等をちょっとお話しさせていただきます。弓道場の整備につきましては、平成10年代から、移転等も含めたところで検討が進められておるといふふうに認識しております。結論から申しますと、議員おっしゃるように、移転あるいは現地での改修又は建替えといった整備方針が定まらず、現在に至っているものと考えております。

平成29年度には、熊本大学の工学会に委託をしまして、御大師堂周辺整備基本計画というものを策定しております。この中で、弓道場の建替えという形で検討しております。しかしながら、基本計画策定時に、弓道の関係者の皆様方と協議の場がありましたけども、計画の中の弓道場の規模にはちょっと議論があったということで、基本計画の中の弓道場建替え計画というのは暫定的な整備方針ということで今考えているところでございます。以上です。

**1番（吉田精二君）** 平成10年頃から、改修もというようなことで検討されていたと思います。実際、その頃の考え、それから平成29年からの基本計画の中でも話し合われてきておりますが、時代も変わりました、現在弓道人口も若干模様替えがあっ

りますが、ただほぼ毎日利用されている。使い具合も悪いというようなことで、必要最小限でも整備をしていただければというふうに考えております。社会体育を進める上で、コロナ禍で団体での競技が非常に難しいというふうになっていた時代でも1人でできて、周りを余り気にしなくても良いような弓道でありますので、今後なるべく早めに、通常に使えるような整備方針を固めていただいて、実施していただければと思っております。

町長にお伺いしますが、その点につきまして、基本的な考えでも結構ですのでお答え願えればというふうに思っております。

**町長（長谷和人君）** 弓道場の整備につきましては、担当課長が答弁したとおりでございます。これまでの期間、移転や改修、建替え等についての検討がなされてきておるところでございます。

また、先ほど吉田議員のほうから、弓道人口等についての年間の利用者数等もあったところでございますが、私の認識がちょっと間違っているかもしれませんが、弓道人口につきましては年々減少しているのではなかろうかというふうなことも先ほどちょっと思ったところでございます。ただ、いろいろ御活躍いただいているというのも理解しておるところでございます。

それから、弓道場の整備につきましては、関係者、それから地域の皆様、それから議会の皆様の御意見等もお伺いしながら、事業の財源等も含めまして、先ほど吉田議員から最小限の整備もあるというふうなこともお聞きしました。そこら辺、今下里御大師堂の保存修理工事もおおむね完了となりまして、次年度からは公園整備等の事業も計画しております。周辺一帯となった整備というふうなところもございますので、この中に弓道場の整備も当然含まれてくるということでお考えいただければというふうに思っております。以上でございます。

**1番（吉田精二君）** ありがとうございます。町長言われましたように、以前から弓道をされていた方がだんだんお亡くなりになられたり、転出されたりで減少しております。一方、近年におきましては、新しい高校生といますか、高専に入っている生徒さんが春休みに練習に来たりとか、それに伴いまして、親御さんも始めてみようかなというふうに興味を持たれる方も何人かいらっしゃいます。今後は、そういう方が来やすいような、来て練習ができるような道場の整備ができればというふうに思って質問したわけですけども、町長の発言で、御大師堂の整備計画の中で考えていきたいというふうな答弁もいただきましたので、その辺もなるべく早く弓道場の整備までにたどり着けるように御祈念申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（金子光喜君）** 一つ、体育施設（弓道場）について、吉田議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、体育施設（弓道場）についての関連質問を終わります。

以上で、吉田議員の質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、一般質問で質問した事項の進捗状況と今後のお考えについて、西議員の質問を許します。

**2番（西 靖邦君）** ただ今、金子新議長の御指名を頂きました議席番号2番、西 靖邦でございます。本日は通告書にしたがい質問させていただきます。

質問事項、一般質問で質問した事項の進捗状況と今後のお考えについて、以前質問した要旨1から7についてです。その後の検討内容および課題、進捗状況は現在どのような位置づけにあるか改めてお尋ねします。

要旨1、庁舎の多目的（多機能）トイレなど快適なトイレ空間設置の考えはないか、令和3年6月の一般質問にてお尋ねしました。男女トイレを含め、多目的トイレを併設した空間を庁舎内外に整備する考えで検討を進めたい、また整備費の財源も併せて調査したいとの答弁でした。その後の検討経過、または結果はどうかを問います。また今後のお考えについてはどうでしょうか、執行部の明快な答弁を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** まず、ご質問の多目的トイレですが、このトイレにつきましては、障害者以外が使うことで、車椅子の御利用の方が、トイレ利用を待たされるということが多くなったことに伴いまして、国土交通省がバリアフリートイレと呼んでくださいというふうになっておりますので、今回の答弁はバリアフリートイレというところで、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、場所の検討を庁舎内から行いました。議員もご承知のとおり、現に本町では災害復旧係を、庁舎外のプレハブで行うなど、庁舎内の整備可能なスペースは見当たらないところでございます。よって現状では庁舎内での整備は難しいと判断をいたしました。

次に、庁舎外で検討を行いました。来庁者の利便性と庁舎周りの空きスペース、このようなことを鑑みまして、整備するのであれば、庁舎外の中庭、ここしかできないなあというところで結論を出したところでございます。

次に、財源面での検討を行いました。残念ながら現時点では、トイレ単体では、整備に補助金はございませんでした。よってトイレ単体で整備するのであれば、一般財源ということになります。トイレ整備となれば、当然トイレの個数も多く作らなければなりませんので、相当な金額がかかりますので、財源の状況をみながら、議員の皆様にも御相談をしながら整備ということになります。一方で町にとって今後整備する必要がある施設、またその整備のための高い補助率がある施設であれば、財源もございますので、



その施設の中にバリアフリートイレも含めて整備できるのがベストではないかと判断をしたところでございます。具体的な時期や内容につきましては、来月町長選挙がござい  
ますので、当然現時点では申し上げられませんのですが、新しい町長とこの点について、  
再度また協議を行いまして、その他の施設改修等の都合もございまして、優先順位等  
もございまして、整備内容や財源の手当のめど、補助金があっても付くわけではあり  
ませんので、そういったところをさまざまに準備が整い次第、議員の皆様にも、全員協  
議会等で御相談を申し上げたいと考えております。

なおバリアフリートイレの必要性につきましては、私たちも当然必要であるという認  
識ではございますので、前向きに検討しているというところで、本日の答弁はこれで御  
容赦いただきたいと思っております。

**2番(西 靖邦君)** 先ほど庁外、前向きに検討していらっしゃるということで、町  
民の皆様も心待ちにしていると思っておりますので、次の町長と迅速な対応をお願い  
します。

要旨2に行きます。要旨2、各公共施設玄関の補助動作手摺、椅子などの設置の進捗  
状況は。令和3年6月の一般質問でお尋ねしました、改善センター、B & G海洋センタ  
ー、中央公民館の施設ごとに、建築士などと相談をしながら、安全に施設を利用いた  
だく観点で検討していくという答弁でした。その後の検討経過、または結果はどうか  
を問います。また今後のお考えについてはどうでしょうか、執行部の明快な答弁を求め  
ます。

**教育課長(浅田 徹君)** 令和3年6月の西議員からの一般質問後の対応について、  
答弁させていただきます。まず湯前町農村環境改善センター、中央公民館およびまんが  
美術館についてとなります。令和3年の7月には、建築士の先生方、それから工務店等  
に、現地を一緒に見ていただいております。その後玄関の手摺の設置を行っております。  
改善センターが玄関昇降口に手摺を1本、中央公民館建物となりますけども図書室の入  
口に同じく手摺を2本、それからまんが美術館につきましては、正面玄関の昇降口に手  
摺を4本設置しております。それからまんが美術館と改善センターにつきましては、そ  
れ以前からですね立ち座り用の椅子は設置していたところでございます。続きましてB  
& G海洋センターとなります。本年度、令和4年度に施設の改修工事を実施してあり  
ます。正面玄関に新たにスロープと手摺を現在施工中となっております。この改修につ  
きましては、近年B & G施設におきまして、介護予防事業等が行われること、また災害時  
の避難所となった場合のスムーズな出入りを想定した改修ということで考えております。  
今後につきましては、現在緊急的に改修等が必要な箇所はないものと認識しております。  
しかし必要に応じ、バリアフリー対応といった事項を踏まえまして、施設の利便性向上  
を今後も図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**2番(西 靖邦君)** 改善センター、中央公民館等手摺を設置していただいたということで、町民の皆さんも非常に助かっていらっしゃると思います。今後とも身体の不自由な方の観点を持ちまして、バリアフリーとか先ほど出ましたけども、色んな面で課題が出てきましたら、それに対応していただいくようにお願いします。

要旨3に移ります。小中学校のトイレに擬音装置を設置する考えはないか、令和3年6月の一般質問にてお尋ねしました。補助動作手摺や擬音装置の設置は、学校側と今一度協議し、その結果によっては、今後検討する方向で進みたいとの答弁でした。その後の検討経過または結果はどうかを問います。また今後のお考えについてはどうでしょうか。執行部の明快な答弁を求めます。

**教育課長(浅田 徹君)** 同じく令和3年6月の西議員の質問後の対応というところで、学校関係ですので教育課より答弁させていただきます。小中学校トイレの擬音装置または動作補助手摺ということの御質問だったかと思っております。この質問につきましては、町内の校長会議、それから学校の事務担当者職員会議の中で、小中学校と教育委員会と情報を共有しているところでございます。結果としましては、現在のところ擬音装置それから動作補助の手摺とかですね、これらの新たな設置は行っておりません。これちょっと余談になりますが、学校のトイレにつきましては、新型コロナウイルス対策としまして、照明を非接触型のLED照明に改修を行っております。この改修によってトイレ内がすごく明るくなったと、子ども達に大変喜ばれるということ伺っているところでございます。今後につきましては、学校内での先生方、校長先生をはじめ教職員の方々、それから児童生徒の意見等も踏まえた上で、必要に応じて快適に利用できる学校トイレを引き続き目指していきたいというふうに考えております。以上です。

**2番(西 靖邦君)** もう一つ必要な、時代は色々進んでいます。トイレ関係の設備も進んでいます。ただ、今の小中学生の方が、ほかのトイレに入ったときに、何で勝手に自分の知らないうちに擬音装置が動くのかなあと、そういう擬音装置だけでも分からないのに、それちょっと分が悪いのかなあと、一部は思うんですけど、いずれはだんだんと分かっていくのかなと思うんですけども、そのうちのモデルとして、学校のトイレの一か所でもいいですから、これが擬音装置なんですと、それも学習効果になるんじゃないかと思っておりますので、そのへんはまた今後検討していただいたらいいと思います。

要旨4に移らせていただきます。窓口サービスの向上に向けて、その後どのように取り組んだのか。令和3年9月の一般質問にてお尋ねしました。各職員のコミュニケーション能力と業務のスキル向上も必要である。役場職員は全体の奉仕者であり、それにふさわしい資質の向上を図るとの答弁でした。その後検討経過または、サービスの向上の

結果がどうなのかを問います。また今後のお考えについてどうでしょうか、執行部の明快な答弁を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** 議員、令和3年度にご質問がございましたので、次の年、令和4年度、今年度ですが、職員のホスピタリティ向上のための研修を行いました。このホスピタリティとは心からのおもてなし、深い思いやりという意味でございます。来庁者の方の満足度の向上、気持ちのいい接客サービスを提供するという目的で行ったところでございます。当然、研修を行ったからといって、すぐに改善できるものではございませんので、今後につきましては、これからも職員研修の年間計画の中の一つに、接遇関係を取り入れまして、職員全体のレベルアップを図っていきたいと考えております。まずは管理職が手本となって、率先して取り組んでいきたいと思っております。以上です。

**2番（西 靖邦君）** ただ今、研修も行ったということなので、長い目でみていかなければだめだとは思いますが。なるべく窓口サービスの向上によって、町民の方も、来庁しやすいような雰囲気をつくっていただけたらなあと考えております。

要旨5に移ります。庁舎の空間としての環境改善の一つとして、庁舎内にBGMを流してはどうか、令和3年9月の一般質問にてお尋ねしました。BGMは庁舎のやわらかな雰囲気をつくる手段の一助とも考える。今後もBGMを含む環境整備に努めて参りたいとの答弁でした。その後の検討経過、または結果はどうかを問います。また今後のお考えについてはどうでしょうか。執行部の明快な答弁を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** 通常、病院や金融機関、ホテル、また行政機関等の待合室やロビーなどでBGMが流れているところを耳にいたします。これはお客様の待ち時間が長くなった場合のイライラ防止であったり、またそこで働くスタッフのメンタルケアであったり、能率向上の意味合いがあるものだと思います。ただ音楽であれば何でもいいというわけではなくて、先ほど申し上げました病院や金融機関、ホテルなど、その施設の形態によって、流すジャンルも違うんじゃないかと考えているところでございます。一方、本町の役場の場合は、窓口にお出でいただきました町民の方の待ち時間は、ほとんどございません。すぐ窓口で対応できているところでございます。またくつろいでいただけるスペースも、ご存知のとおりほとんど少ないことから、これまでBGMは流して来なかったというところで認識をしております。またBGMを流すとしますと、金額はそう高くはありませんが、有線放送等の代金もかかりますし、テレビを設置するとしますと、NHKの受信料とかも、わずかですがかかりますので、これまで二の足を踏んでいたということが実情でございます。ただし議員の御質問を機に調査しましたところ無料のインターネットラジオなどで、BGMが流れるチャンネルがあるというのも分かりましたので、これも町長選挙の後に、受信機やスピーカーとか、そういったところの整備も必要になりますので、またそのチャンネルが著作権の問題とか、本当にク

リアしているかどうかの調査も必要ですので、またほかに良い方法がないか等も調査しまして、新町長の判断を仰ぎたいと考えております。これにつきましては、前向きに検討したいと考えておりますので、年度明けましたら準備ができるものと考えております。以上です。

**2番(西 靖邦君)** やはり人間ですので、BGMとかいう環境整備が一番大切だと思いますので、今後ともよろしく願います

要旨6にいきます。要旨6、定住増を促す住宅建築・宅地整備に当たり、PFI方式を活用する考えはないか、令和3年12月の一般質問にてお尋ねしました。

宅地分譲の必要性は認識している。現在では、元森重西住宅の跡地を宅地整備して、分譲を検討している。PFI事業の民間組織の活用により、財政負担も少なく済む事業が取り入れ可能か今後の検討、調査するとの答弁でした。その検討経過または結果はどうかを問います。また今後のお考えについてはどうでしょうか、執行部の明快な答弁を求めます。

**建設水道課長(中園誠二君)** ご質問の住宅建設および宅地分譲におけるPFI方式利用については、建設水道課における課題の一つとして引き継いだところでございます。そこで自分なりにいろいろ調べてみました。非常に多くの方式の種類があり、何を建てるか、何を造るかで、メリットデメリットがあるようでございます。以前県庁の住宅課に確認しましたが、県の窓口的な係はないという回答でございました。そこで最近PFI方式を利用をされた自治体の担当者に連絡し、内容の聞き取りを実施した経緯がございます。その自治体では12階建のマンション建設をPFI方式で建設されております。以前の一般質問で西議員が話された自治体になります。いろいろと時間をかけて聞き取りを行いました。そこで準備に時間を要すること、相手方、これ業者になりますが、業者の確保の件、地域性並びに立地条件、また特定資産の算定、これはPFIと通常発注の比較を行うことがもので、コンサル委託が必要になってくるようです。これら多くの課題が見えてきたところでございます。本町においては、なかなか難しい内容と思われるかもしれませんが、これでやめるのではなく、引き続き導入の可能性については、検討を続けたいと思っております。

**2番(西 靖邦君)** PFIの活用、住宅の需要が今増えてますよね、前回町長から答弁頂きましたけど、一般の住宅業者も湯前町に来てくれないということになったら、やっぱり湯前町もなんとかPFI方式で、住宅建設に向けて進んでいくべきかなあとは思っております。また今後検討されるということなんですけど、それはその終わりじゃなくて、今から進んで行くには、なんでも自分から進んで行かないことには、すぐ終わりにしたら全然前が見えて来ませんので、そのへんはよろしく願います。それと先ほど宅地分譲の件でお聞きしたんですけど、そのへんはどうなっているんですかね。

**建設水道課長（中園誠二君）** 宅地分譲につきましては、先ほど吉田議員の一般質問でお答えしましたとおり、町営住宅の老朽化した分につきましては解体しております。令和5年度においても2棟の解体費用を計上しております。先ほども言いましたように、退去される住宅の空き具合では、今後も解体する住宅は増えてくると思われます。そのへんの場所につきましては、1か所につきましては、郵便局や国道、湯前駅に近い部分となります。もう1か所予定している所は、学校に近い所となります。利便性も大変良い所だと思っております。

**2番（西 靖邦君）** 宅地分譲も非常に大事なことです。今町内の方も需要がありますね、宅地分譲があったら、そこに家を建てるのになあと、そういうお話もよく聞きます。今おっしゃったように、旧町営住宅を解体していただいでですね、今入っている人がおられるからすぐにとは言いませんけども、宅地整備も今後していただくようお願いしておきます。

要旨7にいけます。要旨7、職員の健康管理に配慮した福利厚生諸室の整備の考えはないか、令和3年12月の一般質問でお尋ねしました。健康管理委員会の組織の中での検討課題として取り上げたい、職員に提案型の条件をつけアンケートを実施する方向で考えるとの答弁でした。その後の検討経過、または結果はどうかを問います。また今後のお考えについてはどうでしょうか。執行部の明快な答弁を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** まずは、西議員におかれましては、私たち職員の健康に対する心配り誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

ご答弁させていただきます。職員アンケートの結果につきましては、パーセンテージで御回答をいたします。まず更衣室です。絶対必要と答えた者3パーセント。あれば助かる57パーセント。現状で良い40パーセント。次に、仮眠室です。絶対必要0パーセント。あれば助かる35パーセント。現状で良い65パーセントです。最後に休憩室です。絶対必要12パーセント。あれば助かる30パーセント。現状で良い58パーセント。以上のように絶対必要と回答した職員は少なく、ほとんどが、あれば助かる、現状で良いと回答しているところでございます。ただし私たちもこの数値を鵜呑みにしているわけではございません。職員は町の財政状況や、庁舎のスペースの問題、町が抱えている課題の優先順位、町民の方の感情など、さまざまものを忖度して回答しているものと想像しております。当然皆何も考えなくて良いのであれば、すべて設置してほしいというのが本音ではないかと思っております。しかし私たちは公務員でありまして、町民の皆様の課題解決が優先であるという認識で、使命感が先に立った回答であると思っております。この件につきましては、休憩室は以前宿直室、仮眠室としてあったものを、住民のプライバシーに関する相談が増えたことから、個別の相談室に改修をいたしました。また畳敷きの和会議室というものがございましたが、新たに設置されました企

画振興課がそこに執務室として入りまして、現在では第2会議室となっているところでございます。その時々が必要に迫られて改修等を行ってきたところでございます。現状では、元に戻すのは難しいと考えております。議員の御提案は、職員の健康を守ること、仕事へのモチベーションを上げ、役場機能の向上、保持にもつながり、ひいては町民サービスの向上につながるという観点での御質問だと思っておりますので、私たちも何もしないというわけではなく、現状でできる対策、例えば今避難所用に簡易テントや簡易ベッドを準備しておりますので、予約が入っていない部屋に、テントとベッドを設置して臨時的に対応するとか、さまざまに工夫はできると思っておりますので、そのように対応していきたいと考えております。以上でございます。

**2番(西 靖邦君)** アンケートを取られた結果も重視します。福利厚生の実施は、働きやすい環境にすることで、職員の能力発揮と成長を支援するためのものですので、継続して考えていっていただけたらと思います。

質問した案件が、実際に取り組みされた割合はどれくらいで、検討された結果などの報告はどうなっているのか、町民の皆さんも、その後どうなったか知りたいのではないのでしょうか。一般質問等において、取り組みます。検討します。調査します。協議します等の答弁となったものについては、その後の状況を確認する必要があるのではないかと、一度限りの質問で終わるのでなく、その後の対応も含め、状況を確認する機会を設けても良いのではと思っております。今後、執行部におかれましてはチェックシートを作成し、その後の進捗状況について整理を行うとともに、定期的にその後の状況報告を行っていただく必要性を感じております。また議会で引き出される答弁およびその後の検討結果等を公表することにより、町民への説明責任を果たしていくのではないのでしょうか、この点について、町長の答弁を求めます。

**町長(長谷和人君)** 今、これまでの一般質問で質問した事項の進捗状況についてと、それから今後の考えについてということで、7つの点で今ご質問があったところでございます。これからできるものも答弁させていただいたところでございますし、また課題、宿題も残ったのもあったというふうに思っております。できるところから着手させていただきまして、その場合につきましては、どちらにせよ財政的なところも、財源的なものもでございますので、そこらへんも見ながら、住民の皆様方のサービスの向上に努めて参りたいとかように思っているところでございます。ただこれは新町長もでございますので、そういうところで現時点での答弁とさせていただくところでございます。

**2番(西 靖邦君)** 答弁の追跡調査で期待されることのひとつは、議員、首長ともに、自分の質問や答弁に対して責任を持って対応することができる。2つ目は、町と議会が適度な緊張関係を維持して、住民に対する説明責任を果たすことができる。3つ目は、広報誌に掲載することで、町民が進捗状況を見て確認することができる。以上3点ほど

記載されることが考えられます。議会は、住民のためのものだと思っておりますので、今後も一般質問に対する執行部の対応を追跡していく所存であります。以上、真摯に御対応していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、一般質問で質問した事項の進捗状況と今後のお考えについて、西議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、一般質問で質問した事項の進捗状況と今後のお考えについての関連質問を終わります。

以上で、西議員の質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----  
休憩 午後 2 時 3 分

再開 午後 2 時 1 5 分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり会議を続けます。次に、一つ、農道・里道の管理及び整備について、森山議員の質問を許します。

**5 番（森山 宏君）** 5 番議員の森山です。通告書に基づき、農道・里道の管理及び整備について伺います。一つ、農道の端部の空洞化・劣化への対応について質問します。町が管理する道路種別は町道・農道・林道でよろしいでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 町が管理している町道・農道・林道はそれぞれ種別ごとに台帳で管理している道路ということになっております。

**5 番（森山 宏君）** 今回農道について質問するにあたり、改めて調査したところ、農道というのは土地改良事業により造成された農業用道路で一般道路と違い、農林水産省の所管になるようです。農道完成後は市町村に管理が委託され農道台帳に記載し、一定要件下にて普通交付税の補正措置が講じられるようです。一定要件について伺います。一定要件というのはどういうものなのか伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 一定要件農道というところで答弁させていただきます。一定要件農道につきましては、地方交付税の補正の対象となる道路ということになっております。要件として4つの要件をすべて満たしている道路というふうになっております。まず一つ目ですけれども、土地改良法に基づく土地改良事業等によって造成された農道であること。次に農道台帳に基づき作成された農道台帳に記載されていること。農道の全幅員が全区間において4 m以上であること。農道改良の起点及び終点が道路法第2条第1項に規定されている道路、これは町道であったり県道であったりになるかと

思いますけども、それに農道が接していること、この4つの要件すべて満たしているものが一定要件農道となっております。

**5番(森山 宏君)** 一定要件の道路、4m以上で両端が道路法上の道路に接しているという条件下の農道が交付税の対象になるということです。課長が述べられた中に農道台帳に記載という文言がありましたけども、本町において農道台帳の路線数はどれだけあるのか、また農道台帳の路線の中に交付税対象、一定要件を満たすもの、また一定要件外のものごとに内容を伺います。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 本町の農道台帳に記載している農道の路線数につきましては215路線となっております。延長にすれば約47kmとなっております。このうち一定要件農道、地方交付税の補正の対象となる一定要件農道につきましては、12路線となっております。延長にいたしまして4,090m、約4kmとなっております。これ以外が一定要件農道以外の路線となりますけども、路線数につきましては203路線、延長につきましては42,933m、約43kmとなっております。

**5番(森山 宏君)** これで言いますと約5%くらいですかね。一定要件を満たさないのがほとんど95%は満たさないという現状なんですか。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 先ほど答弁したとおりになりますけども、年に1路線くらいずつはですね、一定要件農道を中心に町道の方に格上げといいますか、にしております。この理由といたしまして、先ほど申しました交付税関係ですね。農道につきましては、1mあたり50円ほどの、単価的にはですね。令和4年度ですけども、一定要件農道に交付される交付税が24万円程度です。ちなみに町道関係につきましては維持的補正による通常分と投資的経費など合わせまして5,200万円ほどということで、簡単に申し上げますと、町道関係につきましては1kmあたり50万円から60万円の単価となりますので、やはり条件が揃う農道であれば町道の方に格上げした方が交付税が優遇されますので、一定要件農道については年々減っているといいますか、農道から町道に格上げしている状態となっております。

**5番(森山 宏君)** 恐ろしいほど農道の場合は少ないなと思ひまして、農道から町道の方に移管されるといいますか、そういうのが条件があるんでしょうか。できたら農道から町道の方に上げていただくと、ものすごく交付税についてはいいと思いますし、もうちょっと申請を増やす考えはないか伺います。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 私、今、農林振興課長ですけども、以前は建設水道課長もしておりましたので、元課長ということで答弁させていただきます。町道につきましては、町道と県道を結ぶ、集落と集落を結ぶというのが町道の要件となっております。農道につきましても町道に認定するような要件満たすような農道もございますので、できれば農道から町道にしていった方が交付税措置の対象となりますし、町道につきまし



ても色々な長寿命化等の補助事業の対象となったりすることもあるかと思しますので、町道に認定していった方が色々と優遇といいますが、その後の長寿命化の計画にも町道にした方がいいのではないかと考えているところでございます。

**5番（森山 宏君）** 農道の路線のところですね、居住区があってその居住区から各官公庁とか病院とか金融機関関係、などにつながる路線であれば、認定が受けやすい事例も調査する中ではありましたので、ぜひそういうふうにしかかってみてください。圃場整備に伴い200m毎に農道が整備されております。それにつながる路線も整備されてはいますが未舗装の箇所なども散在します。すみ分けの基準等が何かあるのでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 舗装、未舗装につきましての特段の基準等はございません。先ほど申しました一定要件農道であったり、造成された農道で、舗装は当時されていなかったと思います。舗装等につきましての国庫補助事業の対象となる、受益面積であったりとか、道路幅員等の補助要件に該当した路線につきましては、農道の舗装も実施してきております。またですね、過去平成21年頃だと思いますけども、国の経済対策事業がございました。その際に、すべての路線ではございませんですけども、過去の国の補助要件に該当しなかった道路等で幅員が1.8mから2.5m未満の農道については舗装事業を行ってきた状況がございます。現在までには、そういう要件で農道舗装行っておりますけども、平成21年度以降は農道の舗装事業は行っていないという状況になっております。

**5番（森山 宏君）** 1.8mから2.54m未満のところまで含めてぜひ舗装なりやってください。農道の端部といいますか、この空洞化・劣化について伺います。農地とか車両が離合する場合、舗装面と路肩の空洞化が著しく、不安を感じる場所があります。離合・停車の際には、端によりますが、端部は路肩が下がり舗装面が浮いている、そういう箇所が散在しております。また、路面の亀裂等も散在しております。経年劣化は現状把握はされているのか、路線図管理等も含めて伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 議員おっしゃられたとおり、農道における路肩部分の空洞化等があったりとか、路面についてもわだちとかができている状況で、正常な状況でない路線が多々あるかと認識はしております。これにつきまして、農道全線についての調査は行ったことはございませんので、今後は調査等はしていくべきだろうなとは感じているところでございます。

**5番（森山 宏君）** 路肩ですね、損傷等は雨などの浸食による劣化が推測できますけども、対策として土盛りやアスカーブの施工が考えられると思いますけども、どういふ風な対策を講じられているか伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 補修等につきましてはですけども、現状としましては、そういう情報をいただいた所に行きまして現場のほうに出向きまして、部分的にでございますけども、その状況によって路肩の補修等を行っております。おっしゃられたようなアスカーブ、特に路肩から水田、宅地の方、そういうような対応も必要かと思えます。それぞれ状況に応じて最適な方向で修繕等しているところでございます。

**5番（森山 宏君）** 農水省によりますと、農村地域のインフラの持続活性化、強靱化等の農村整備事業（補助事業等）というのがあるようです。こういう補助事業と言いますか、国土強靱化に伴う農水省の事業のようです。こういうのもですね、利用でも考えて、強靱化と維持を管理等をお願いいたします。次に生活道、里道の管理について伺います。里道は地元の方の境界や存在についての認識が一様ではないようですが、地籍調査などで境界杭とそれらの把握はできているのか伺います。

**総務課長（西村洋一君）** 本町では地籍調査が完了しておりますので、里道の所在については法定外公共物として全て把握可能でございます。境界杭につきましても、その際すべて設置がなされております。ただし、その後何らかの理由で杭がなくなっている場合もあるかもしれませんが、その点につきましては、すべて把握ができていないかという、抜けているのはわからない所もでございます。

**5番（森山 宏君）** 総務課長に伺います。地籍調査で境界杭等がでているのであれば、それは図面におとしこんであるんでしょうか。そうしないと、もしもなくなった場合に復元ができないと思いますが。

**総務課長（西村洋一君）** はい、図面に残っております。

**5番（森山 宏君）** 里道の整備については、町から原材料の支給を受け整備する事業があります。住民の利便性維持のために住民参加の共同作業により守られております。このことにより郷土愛が育まれますし、ありがたいことです。しかし、現状は少子化、高齢化が常態化しております。生産人口も減少しております。住民の労務提供、原材料支給の事業の取り組みが懸念されます。生コン打設を例に見ますと、一輪車運搬の確保が難しく、加えて生コン工場が平日営業であることから、平日の人材確保がさらに厳しい状況です。このことにより、原材料の支給の他に運搬等、キャリアとかそういう運搬車の使用経費も対象に認めるなど、柔軟な対応を求めますけども、町長の考えはいかがでしょうか。

**町長（長谷和人君）** これまで里道ですね、これについては先ほど総務課長が答弁したんですけども、本来でございましたら国の管轄の部分でございました。これが、法定外公共物ということで、替わりまして町が管理しているという状況になっている。それから、今森山議員がおっしゃったように行政区内にある里道関係につきましては、地区によりましたら年2回または1回、地区の皆様方のボランティア、道づくりという言葉

でいいでしょうか。関係者の皆様方によって、これまで補修、路肩あたりもですね、作業をやっていただいて、役務を提供していただいてこれまでやってきたところでございます。今おっしゃるように高齢化もきておりますけども、先ほど稲森農林振興課長が答弁しましたように、かなりの延長がございます。加えましてこの里道となりますと、先ほどの農道と違いましてまた大きな本数になってきますし、延長も大きなm数になってんではなかろうかなと思っております。それを一括管理して、森山議員がご質問されているような内容になりますと、かなりの財政負担になってくるのではなかろうかと思っております。ですので、これまでどおり、生コンとかクラッシャーランそういう風なやつを提供させていただきまして、地区の皆様方で協力して補修していただく、これをお願いできればという風に思っております。なお、農道等の真ん中にごございます里道等に関しては多面的や中山間等もございますので、そこらへんで利用していただいて里道等の整備をできれば、可能になるのかなとも今思ったところでございます。

**5番（森山 宏君）** 私が申し上げたいのはですね、今ある労務提供の材料支給、これに運搬車等の経費を対象にしていただけないかと。すべての路線じゃなくて、里道とか、境界がわからなかったり、町長おっしゃられたように、鍬とかスコップとかで未舗装のところを保全していく、その道つくりの場所のつもりで申し上げた訳で、その時に生コン打設する際に一輪車ではもう無理ですので、運搬車等の利用も経費も含めてくださいという要望でした。加えて、農道と農道の間とおっしゃいましたけども、農道に関してさっき課長が言われたように、一定要件外のところ、そのところの農道とかいうのも中山間地とか多面的、それを利用して維持とか、共同作業でやられているところもありますし、そういうふうに努めておられます。私が言っているのはあくまでも、農道の間ではなくて、生活面における里道で、今まで生コン打設の時に一輪車じゃきつかけんが、運搬車も経費の対象に含めてくださいということでした。それを強くお願いいたしまして、質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、農道・里道の管理及び整備について、森山議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

ないようですので、これで、一つ、農道・里道の管理及び整備についての関連質問を終わります。以上で、森山議員の質問を終わります。

-----

**議長（金子光喜君）** 以上で、本日予定された質問がすべて終わりました。

お諮りします。ただ今一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

「異議なし」と認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、明日3月9日午前10時に開きます。

議事は、一般質問、議案審議を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----  
延会 午後2時41分

第 2 号

3 月 9 日 ( 木 )





## 令和5年第3回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和5年3月9日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

### 1. 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 一般質問   |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                          |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について           |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 湯前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 湯前町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について                |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第10 | 議案第13号 | 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 湯前町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第12 | 議案第15号 | 湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第13 | 議案第16号 | 湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第14 | 議案第17号 | 湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第15 | 議案第18号 | 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第16 | 議案第19号 | 湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第17 | 議案第20号 | 湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                  |



2. 応招議員

1番 吉田 精二  
3番 遠坂 道太  
5番 森山 宏  
7番 味岡 恭  
9番 山下 力

2番 西 靖邦  
4番 椎葉 弘樹  
6番 黒木 龍次  
8番 倉本 豊  
10番 金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局係長 勘米良 康隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	長	西	村	洋
税	務	課	北	崎	真	保	健	福	課	高	木	堅
建	設	課	中	園	誠	企	画	観	課	本	山	り
農	林	課	稻	森	一	教	育	課	長	浅	田	か
会	計	者	高	橋	誠							徹

開議 午前10時00分

-----  
**議長（金子光喜君）** ただいまから、令和5年第3回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----  
**日程第1 一般質問**

**議長（金子光喜君）** 日程第1、「一般質問」を行います。本日は、椎葉議員、山下議員、遠坂議員の3名を予定しております。

一つ、地域経済循環を強化して町内総生産を増やす対策について、椎葉議員の質問を許します。

**4番（椎葉弘樹君）** 4番議員の椎葉です。一つ、地域経済循環を強化して町内総生産を増やす対策について、一般質問を行います。

まず初めに、国内総生産GDPは、国内で産出された付加価値、まあいわゆる儲けの総額は、2022年でおよそ550兆円、なんとか世界3位に踏みとどまっています。国民一人当たりのGDPは、440万円で世界第27位、日本経済の衰退が続いています。一方で、持続可能な町を目指すには、地域の経済循環を強化して町内総生産を維持、向上しなければなりません。自身の活動報告や選挙広報におきましても、町内総生産の向上を掲げているところです。今回、一般質問では、本町の弱点である町内総生産の向上の施策を、次の総合計画に向けて御提案いたします。参考データとしまして、県が公表している市町村民経済計算の統計表、2019年度のデータと地域経済分析システム、リーサス2018年度のデータを用いています。長谷町長の就任以前のデータではありますが、その後の災害復旧やコロナ対応により順位などは、大きく変動していないと推察します。なお本一般質問の全体イメージを掴んでいただくために、議長の許可を得まして、リーサスのデータをサイドブックの一般質問補足資料に置いておりますので、御覧をいただきたいと思います。今回は、町長が2期目に挑まれるということで、大枠での一般質問を要領良く行います。

最初に、要旨の1から要旨の4に共通する現状確認と分析を一括で行いまして、その後4つの提案に対する要旨に対する町長の考えを確認させていただきます。これから現状確認を6点、所管課を代表して企画観光課にお尋ねしていきます。

まず1点目、町内総生産は、どのような状況でしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** 町内の総生産の現状ということでございます。2018年のリーサスのデータによりますと、80億円ということになっておりまして、内訳としましては、一次産業10億円、二次産業22億円、三次産業48億円となっている

ところでございます。またこのリーサスの統計が2010年から出ていますので、全体的に2010年との比較をさせていただければと思います。全産業の合計につきましては、74億円から80億円に増額しております。一次産業は3億円の増額、それから二次、三次産業につきましては、ほぼ横ばいというような現状でございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 当時のリーサスのデータから比較しますと、緩やかにではありますが、一次産業を中心に伸びてきている状況は見えるところです。ただしこれは国内の順位で見たところでは、平成30年度、町内の総生産額約80億円というのは、国内の1621位ということでございます。全国の市町村数が1718とした場合、この1621位というのは、下のほうになると思います。あと令和元年度の本町の総生産額は90億円ということで、平成30年からしますと10億円ほど伸びている現状ではございますが、それでも県内40位ということで、県内においても下のほうになっています。町内総生産は国内においても、県内においても非常に厳しい状況であるということがうかがえます。

次に2点目、一人当たりの生産額は、どのような状況でしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** 一人当たりの生産額の現状につきまして、産業別にお答えをさせていただきます。2018年のデータになります。一次産業が248万円、これは先ほどの全国の市町村数1719団体の内の937位でございます。二次産業でございます。一人当たりの生産額は646万円、これは1719団体の内の1259位にあたります。また三次産業でございますが620万円、これも1719団体の内の1694位ということになってございます。また2010年との比較をしますれば、一次産業につきましては、141万円から248万円に増額しております。これは1.75倍ということになっております。また先ほど申しましたとおり、全国順位は、1531位から937位と上昇をしております。二次産業につきましては、542万円から646万円に増額をしております。ただし全国順位につきましては、1215位から1259位と、ほぼ横ばいの状況でございます。三次産業につきましては、529万円から620万円に増額をしております。これは1.2倍に相当いたします。全国順位は1714位から1697位に上昇しているところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 本町の総生産額付加価値額は、平成22年度と比較しまして、課長のご答弁のとおり、すべての産業で底上げできているということですが、全国順位で見ますと、なかなか伸び悩んでいる。第一次産業においては上昇しております、これは農業支援対策の効果もあるのではないかと考えます。しかし特に第三次産業、商業やサービス業の伸び率は、国内で下のほうで、非常に厳しい状況です。人吉球磨管内で見ますと、第一次産業は、錦町、球磨村、五木村が全国で上位、そして第二次産業では、五木村と水上村、第三次産業では、山江村と水上村がそれぞれ上位に入ってお

ります。第一次産業から第三次産業までを、お隣の西米良村と比較してみますと、すべての産業で、本町の一人当たりの生産額を大きく上回っています。第一次産業が国内で59位、第二次産業が131位、第三次産業が63位、この西米良村のデータは、生産から販売までの一人当たりの生産額が、いずれも上位になっているところです。本町の一人当たりの生産額は、産業全般で低迷しているといえます。その中でも特に、第三次産業は非常に厳しい状況にあるのではないのでしょうか。

次に3点目、雇用者所得はどのような状況でしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** 一人当たりの雇用者所得でございます。2018年データによりますれば、152万円、これは1719団体の内の1685位と低迷しております。また2010年との比較でございますが、133万円から152万円に増額しております。先ほど申しましたとおり、ちょっと全国順位につきましては、ほぼ横ばいということで、全国の中でも低い水準となっております。

**4番（椎葉弘樹君）** その答弁の内容に加えまして、令和元年度一人当たりの町民所得の順位でいいますと、人吉球磨では最下位、県内では43位ということでございます。本町の雇用者所得は、国内においても、県内においても非常に低いと、これは先ほどのご答弁にもありました一人当たりの生産額、これが伸び悩んでいるところにも影響があるのかと思います。

次に4点目、民間消費はどのような状況でしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** 民間消費の現状でございますが、2018年におきましては、49億円となっております。また町外の流出額、これも7.7億円ということになっております。地域内で消費された消費額に対します地域外からの流入、地域外に流出した消費額の割合を示します支出流出率というものにつきましては、マイナス15.8パーセントとなっております、これは地域外に消費が流出していることを示しているものでございます。また2010年との比較でございますが、支出流出率はプラス17.4パーセントからマイナス15.8パーセントとなっております。地域外への消費額の流出が上昇していることが見られます。全国順位につきましては、この率につきましては、455位から1282位に下落をしているところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** ちなみに多良木町やあさぎり町は、流出よりも流入のほうが大きく、国内でも上位に入っております。本町の場合は、この流出がちょっと増えてきているなあという感じが伺えます。本町の民間消費は、これを増やしていくのか、もしくは町外への流出をできるだけ抑えていくのかななどの対応が求められます。ちなみに平成22年度の民間消費というのは、国内455位ということで上位のほうであったんですが、おそらく大型店舗等の参入等もありまして、これが順位を地域の方ほど落としてきているのかなという傾向が見られます。

次に5点目です。民間投資はどのような状況でしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** 民間投資額につきましては、2018年データで、17億円となっているところでございます。またそのうち町外への流出額につきましては、6.3億円。地域内に支出された投資額に対します地域外からの流入、地域外に流出した投資額の割合を示します支出流出率は、マイナス37.2パーセントとなっております。2010年との比較でございますが、支出流出率は、マイナス59.8パーセントからマイナス37.2パーセントとなっております。地域外への投資の流出は、若干減少しているところでございます。全国順位につきましては、1616位から1455位に上昇しているという状況でございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 民間投資額におきましては、流出はしていますが、やや改善の傾向が見られる。ただ順位的にはやっぱり下位のほうだということになります。ちなみに五木村や山江村におきましては、流出よりも流入のほうが大きくなっております。国内でも上位のほうです。本町の民間投資は、国内において流出割合が大きいほうであり、民間消費と同様にこれを増やしていくのか、町外へ流出をできるだけ抑えていくのかの対応が必要です。

最後6点目、地方税収についてお尋ねしたいと思います。現在の本町における地方税収、どのような状況でしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** 町内におきます地方税収の現状でございます。法人住民税につきましては、2010年度におきまして1,110万4,000円ということです。2018年度が1,018万3,000円ですね、それから2019年度1,174万9,000円。2020年度1,029万1,000円。2021年度1,038万8,000円ということございまして、法人住民税につきましては、2010年度からほぼ横ばいということでございます。また一方個人住民税でございますが、2010年度、8,096万7,000円。2018年度9,624万6,000円。2019年度9,695万2,000円。2020年度8,973万9,000円。2021年度9,377万5,000円ということございまして、個人住民税につきましても、2010年度からほぼ横ばいというような状況でございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 税収額におきましては、ほぼ横ばいなんです。全国の順位で見ますと、令和元年度一人当たりの地方税収で見たときに、一人当たり6万8,912円ということで、国内では1727位、県内で44位というデータがありました。本町の地方税収はやはり所得が少なかったりする影響もあり、国内においても、極めて少ない状況です。ここまで町内総生産の経済循環にかかる生産、分配、支出、この3点の各指標値を確認してきました。これらを踏まえまして町長のほうにお尋ねしていきます。

本町の経済循環の現状について、これまで6点確認した状況を見て町長の所見をお伺いしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 先ほど椎葉議員のほうからご質問によりまして、町内の総生産の現状、それから一人当たりの生産額の現状、それから雇用所得の現状、民間消費の現状、民間投資の現状、それから地方税収の現状ということで、リーサスの情報にて担当課長が答弁したところでございますが、非常に見ました時に最下位のほうに、町内のぶんについては位置しているんだなということがはっきり見えたところでございまして、私も今回椎葉議員のほうのリーサスということで見させていただきまして、ちょっと再認識したところでございました。所見ということでございますけども、所得につきましては、雇用所得やその他の所得が、地域外からも流入していると、また他地域から流入する所得に対する依存度も比較的高い状況にあるということでございます。それから支出につきましては、民間消費額もそれから民間投資額もそれからその他の支出額も地域外に流出している状況になっているということでございます。いわゆる稼いだお金を地域内で消費することができない現状であるということでございます。町としては、この状況を抑制させるような施策、いわゆる内需拡大というふうに言ってよろしいでしょうか。そういうのも考える必要があるのかなあというふうにも思ったところでございます。また先ほど椎葉議員の質問の中にもあったところでございますけども、この3年間のコロナ感染拡大におきまして、特に入ってきたその他の所得、つまり国の交付金を活用いたしまして資金の地域内循環を促進させる手段ですね、一つには、各種商品券事業も実施してきたところでございます。またこれ一例でございまして、役場で行う事業につきましては、できるだけ町内事業者に受発注するような、そういうことも考える必要があるのかなあというふうにも思ったところでございます。また産業別に見ます時に、一次産業が伸びてきております。この分野につきましても、地域経済への貢献度が高くなっているという現状も伺えたのかなあというふうにも思っておりますので、この分野につきましては、引き続き取り組んでいく必要があるのかなあとそんなことも思ったところでございます。以上でございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 本町における地域の経済循環についての問題点、課題等について共有ができたのかなあと思っております。これまで町内総生産や地域の経済循環というキーワードにつきましては、総合計画などでは見る機会はなかったところです。その意識というのは、私も今回一般質問の調査をしたときに、改めて再認識をしたところでした。本町産業の厳しい現状を、しっかり受け止めて分析し、対策を打ったり、仕組みを作ったりしないと湯前町を持続していくのは、ますます困難になるのではないのでしょうか。そこで町内総生産を増やすための4つの提案を要旨ごとに行って行きます。

要旨の1、一つ目の提案です。商品券事業は、町内消費を促進する手段として、とても良い仕組みだと評価しております。コロナ対策においても多大な商品券が流通し、町内の経済循環に大きく寄与したところだと思います。しかしこのコロナ対応の地方創生臨時交付金がなくなりますと、商品券事業も元に戻ることを懸念しています。そこで今回新たな町内消費を促進する地域通貨を御提案いたします。地域通貨は地域活性化を目的として2000年代に一度流行しました。ここ数年はデジタル化や仮想通貨の普及によって、再び注目を集めているところです。地域通貨は地産地消や経済循環を促進し、地域の活性化やコミュニティの活性化に効果があるとされています。前回の西議員の一般質問において、お散歩などの健康づくり、これにも活用できますし、あと地域の活性化やコミュニティの活性化、あとボランティアの活動などさまざまな施策で応用ができます。そこで町長にお尋ねします。商品券に加えましてデジタル地域通貨を導入して、町内の民間消費を更に増やしていくお考えはないでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 地域通貨は、町外への資金流出を防止することや、町内の経済循環のために有効な手段であるというふうに思っているところでございます。地域通貨と似たような施策として、これまで本町におきましてはプレミアム商品券やくらし応援券などの地域商品券を発行してきたところでございます。この地域商品券につきましては、基本的に1枚の商品券で、1回の商品しか購入することができないと、お尋ねの地域通貨につきましては、繰り返しチャージができる、そして繰り返し決算が使えると、地域経済を循環する役割を持っているのではなかろうかなというふうに思っております。近年でございますけども、人吉市のきじうまコインのようなデジタル地域通貨も発行されております。地域経済循環のための手段として活用されているところでございます。ただしこれには多額の導入費用と運用コストがかかっているようでございます。そのため導入するとすれば、まず導入のための財源確保が必要となってまいります。またその次には持続的な運用を可能にするための財源も必要となってくるところでございます。また運営主体は町でなく、商工会をはじめとする民間事業者の協力も必要となってまいります。特に民間事業者につきましては、売る側としての魅力、多面的、多角的な部分としてやっぱり現状維持ではなくて、スキルアップした、なんといいですか、経営というか、そういうふうなことで業者数も増やさなくてはいけないのかなあというふうにも思っております。まあいわゆる使う側が満足のいくような通貨とする必要があるのではなかろうかなというふうに思っております。更には持続的に運用を続けていくということになりますと、発行する地域通貨を町民の皆様が積極的にお使いいただけるような、先ほど申しましたような、魅力づくりやインセンティブなども必要になってくるのではないかとこのように思っております。今申し上げました検討課題がクリアできるのであ

れば、やはり町内消費を喚起していくための一施策として地域通貨も導入することは、考えられるのではなからうかなというふうには思うところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** この地域通貨を導入する場合、さまざまな課題があるということは認識しております。そういった課題をですね、検討していったときに、それが果たして本町に合うものなのかといったところも、今後調査研究、検討が必要ではないでしょうか。あと県内におきましては、宇城市のほうでもウキボとか、益城町のほうでもマシポという地域通貨もございますので、その辺りの状況等も確認されてはいかがでしょうか。これについてはもうあまり深掘りする考えはありませんので、町長が、これは検討の価値があると思ったら検討を進めていただきたいと思います。

要旨の2、2つ目の提案です。2月24日の全員協議会で説明がありました令和5年度ワーケーション事業、地場産業等とのマッチングに関連するものです。町長の施政方針では、参加企業との信頼関係を築きながら段階的に進めていくとのことでした。本町には、個人事業者、小規模事業者が多く、マーケティングや営業活動など需要の創出がうまくできていない傾向があると思います。補助事業があっても、余力がない、手続きが面倒、現状のままで良いなど地域独自の状況もあると思います。町内や地域、県外企業とのマッチングができれば、新たな需要や生産性の向上を推進することができます。そこで町長にお尋ねします。町内外の仕事、人、地域課題をつなぐマッチング事業をどのように推進していく考えでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 町内の仕事のマッチング事業ということでございますけども、例えばでございますけども、例えば、既存でございますシルバー人材センター等がございますけども、こういうのが一つ拡充が考えられるのかなあと、これは例でございますのでと思うんですけども、あるところでございますが、現在仕事の内容が、主に除草作業等に限定されているという現状がございます。このほかの仕事の需要も対応できるような多様な人材の登録というのも促していく必要があるのかなあというふうにも思っております。またその人材を求める際につきましては、年齢要件あたりもなくしたような組織づくりというの也被えられるのかなあというふうにも思っております。また町外のマッチング事業といたしましては、現在ジャイカと、それから球磨地域振興局で運営されておりますひごラボという組織がございます。こちらと情報共有を図りながら、仕事と人材のマッチングなども考えられるのではなからうかなというふうにも思っております。昨年度豪雨災害からの創造的復興を目指すとともに、球磨地域の産業振興や雇用の確保、拡大に資する取組を推進し、関係機関の連携強化を図ることを目的とした組織でございます。これらに関します産業振興の連絡協議会との連絡も情報共有を図りながらですね、推進するののも一つの手段かなというふうにも思ったところでございます。以上でございます。



4番（椎葉弘樹君） 今回提案しましたマッチング事業については、ワーケーション事業とも関連してきますので、今後のワーケーション事業からの展開を大いに期待するところです。関係人口を増やす取組にも関連してまいりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

要旨の3、3つ目の提案です。イノベーションとは、モノ、仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新しい価値を生み出し、社会に大きな革新、刷新、変革をもたらすことをいいます。人口減少化において、生産性の向上は、イノベーションなしでは語れません。先月23日の松村祥史政権セミナーに、本町議員6人が出席しました。御公演を行われた西村康稔経済産業大臣から、一段一段の積み重ねも大事ですが、時には5段飛ばし、10段飛ばしの思い切ったイノベーションも必要という言葉が印象的でした。町の情報化計画では、イノベーションという言葉は出てまいります、具体策は示されていないところです。また町の総合戦略、町の創成では、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要とされています。産業ごとの縦割り施策だけではなく、地域経済循環の視点を取り入れた横同士の施策も、今後必要になってくるのではないのでしょうか。そこで町長にお尋ねします。農林商工業の枠を超えた産業イノベーションを促進していく考えはないのでしょうか。

町長（長谷和人君） 産業イノベーションということでございまして、私も和製英語がよく分からなかったものですから、ちょっと調べてみたんですけども、イノベーションというのは、新しいほうへ何かを変える。何か新しくするという意味だそうございまして、いわゆる新しいことの革新、技術革新というふうに書かれておったところございまして。今回その産業イノベーションを促進するというお話でございましたんですけど、まずこれを実現するためには、まず農林商工業の実情を、やはり共有し合える場を設けることが大事なのかなというふうに思っております。各種業者が抱えております課題や悩みなどを、まずは共有し、あと一歩踏み出すための知恵やアイデアをお互い出し合う、そして補完しあうということが必要でございますし、その課題解決につなげるために、そこから始まる新しい産業につなげて行けばというふうに、まずは思ったところございまして。しかしこれらの課題解決というのは、かなりのエネルギーが必要になってくるのかなと、相当なエネルギーが必要になってくるのかなというふうに思ったところございまして。これは一つの例でございますけども、以前、異業種交流という言葉でもいいのかもかもしれませんけども、商工青年部とJA青壮年部での主催で実施されておりました新春の集いがございました。このような場をつくるということで、町も支援を行っていくという異業種交流を促進するというのも、一つにはあるのかなあというふうに思ったところでございます。産業イノベーションということで、非常に大きな捉え方に見えたんですけども、「先ず隗より始めよ」という言葉もございまして、そういうところ

から始めてもいいのかなと、こんなことも思ったところでございます。以上でございます。

**4番(椎葉弘樹君)** この産業イノベーションにつきましては、先ほどのマッチング事業にも関連してくる部分でもございます。また町長から先ほどエネルギーをかなり要するというふうに言われたんですが、もう先進の自治体におきましては、イノベーションプランというのを掲げて実行しているところもあります。また産業イノベーションの支援事業や促進補助金に取り組む自治体もすでに出てきております。浜田市というところの商工労働課におきましては、ワーク浜田というところで活力ある産業を育て雇用をつくる取り組みもなされているところです。エネルギーはまず先進自治体のノウハウというのを調べるところから始めても良いのではないのでしょうか。今後も続く人口減少、これまでの補助事業の維持、現状維持では、町内総生産、特に一人当たりの生産額を伸ばすことはできないと思います。役場内の体制も同様です。現在の体制は、農林担当課と企画観光課に分かれています。縦割りだけではなく、横割りの事業展開も必要と感じています。企画観光課が設けられた背景もそこにあると思うのですが、商工観光事業と企画、これが一緒になっていて、非常に多忙ではないかと思っています。やはり企画は企画、商工観光事業は分けて考えないと、この農林商工業を横同士にした検討が浅くなるのではないのでしょうか。時代に合わせて組織を変革し、庁舎内の効果的な情報共有のあり方の変革、新しい価値提供を目的とした組織体制の整備、スピード感のある意思決定などを実現することが、今後求められるのではないのでしょうか。このことをイノベーションの言葉を借りるとオーガニゼーションイノベーションといいます。そこで町長にお尋ねします。役場内の企画課を独立させて、農林商工業などを横同士で検討するオーガニゼーションイノベーションを起こす考えはないのでしょうか。

**町長(長谷和人君)** オーガニゼーションイノベーションということでございまして、先ほども言いましたように、私もちょっとこの内容を図ってみたくは思いますが、調べてみたんですけども、企業の組織自体を変革、再構築して、自社並びに業界社会への影響を与えることを目指すイノベーションというふうに書かれておったところでございます。現在椎葉議員も御存知のように、令和2年7月豪雨災害からの復旧復興、または昨年台風14号の復旧ということで、道半ばの状況になっているところでございます。またコロナ対応にしても注力をしている段階ということでございます。議員がおっしゃるような機構改革というようなことも、まだそこまでの考えが実は及んでないというところが正直なところでございます。災害復旧やコロナ対応をまず着実に進めたあと、町の更なる復興発展のためには、今ご提案頂きました内容についても検討する必要があるんではなかろうかなというふうには思っております。ただスピード感を持ってというふうな御言葉もあったところでございますが、その中におきまして、限られた人材の中で、職員

もフルスペックで動いているような現状でございます。そこを充実させることによって、当然持つ力というのがパワーアップするというのも分かっておりますけども、そういうふうなところも、限られた人間の中で、精一杯やってくれているという現状がございますので、そこらへんもよく見ながら、今回御提案頂きました内容についても、更に精査させていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**4番（椎葉弘樹君）** これもですね、ほかの自治体で取り組んでおられるところもあります。本町はマンパワーが限られているというところも重々承知していますので、そのあたりのパワーバランスも見ながら、次の新しい町長にはそのあたりのイノベーションもご検討いただきたいというところです。

要旨の4、4つ目の提案に入ります。以前まちづくり公社、総合商社のような組織づくりを提案しました。同僚議員からもこれに関連した質問があっているところです。これは町内総生産を増やす経済循環のエンジンが必要だから提案されているものだと思います。松村祥史参議がよく言われる「地域経済の発展なくして日本の成長なし」これを実現するには、役場の支援も必要ですが、役場職員だけでは限界があります。役場と産業の間に立って、まちづくりの課題を解決できる人材や組織が必要です。要旨の1から3でお示した施策だけではなく、本町に来れば人材教育や企業支援も受けられる仕事づくりと人づくりも含めまして、将来的に町の経済循環を推進できる強力な組織が必要ではないでしょうか。町長にお尋ねします。町の経済循環を強化するため、まちづくりを支援する民間事業を立ち上げる考えはないでしょうか。

**町長（長谷和人君）** これまで町も民間事業者に対しまして、商品開発や設備投資などの支援も行ってきたところでございます。今後もそういうふうな内容につきましては、引き続き支援は続けていきたいというふうに思っております。今議員が御提案頂きました経済循環強化のための組織づくりというふうなことは、私もやっぱり民間活力はやっぱり私も利用するしかないというふうに思っております。先ほどの答弁にちょっとまた返るわけでございますけども、限られた人間の中で、組織の中の職員として、限られた中で、パワーを維持していくというのは、大変難しいものがございまして、産業イノベーションということで、新たなものをやっぱり作り出すとなるとかなりのエネルギーが必要になるというふうなことも答弁させていただいております。その中で一番簡単といったらちょっと言葉が語弊になるかもしれませんが、そういうふうなノウハウを持ってらっしゃる民間さんに参入していただきまして、活力を与えるというのは、私としてはやっぱりかなりのカンフル剤になるのではなからうかなというふうに思っております。民間事業者の熱意も一番重要だと考えておりますし、民間業者からの今ワーケーション等でいろいろとお話を聞いておりますが、切実かつ熱意を持った、これからそういうふうな要請があるならば町としても支援を行っていききたいと、かように思っております。

先ほどいろんな自治体のお話も聞きましたので、そこらへんも少し研究はさせていただければというふうに思っているところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** この検討手法、やり方はさまざまにあると思います。例えば指定管理者の中に新規事業部を設置したりとか、指定管理者などにまちづくり支援を委託したりとか、民間事業者に委託するなり、最初は大きく風呂敷を広げる必要はなく、小さなところからコツコツですね、やっぱりそういう仕組みを作っていくことも重要ではないでしょうか。この組織が役場の担当課や、各産業との連携を強化するマッチング事業を行うことで、新たなイノベーションが起きますし、行政の仕事の一部をこの組織が担うことで、担当課の負担も将来的に軽減ができると思います。事例紹介としまして、皆様よく御承知の、あさぎり町の株式会社あさぎり商社、これが令和4年4月から始動しました。町の100パーセント出資によって、特産品開発やふるさと納税返礼品の発送業務、地域の活性化、外部人材、関係人口との連携、マッチング事業など今後のまちづくりにおける重要な役割を商社が担うとされています。ほかにも宮崎県の株式会社高千穂まちづくり公社であったり、本町とも交流があります長洲町の一般社団法人長洲町地域商社、人吉市の、まち・ひと・しごと総合交流館くまりばなどがあります。また先ほど町長のほうから御答弁がありました民間事業者の活用で、株式会社まちさぼという事業体もあります。それ以外にですね販売拠点づくりとして、観光やキャンプで本町を訪れたお客様がしっかりとお金を落とさせていただける仕組みというのにも検討していかなくてはなりませんし、人材育成の課題として、生産加工、観光、アウトドア、歴史、スポーツなどを総合的に販売へつなげることができるコーディネーター的な人材も今後必要ではないでしょうか。そこで最後に総括質問を行います。長谷町長の一期四年間は修復のときといわれてきました。二期四年間は、次の方針や施策など現在いろいろなお考えがあるかと思います。町内総生産に関するビジョンや施策、目標などを、町の計画などに入れることができれば、これに対する施策や事業が展開できると思います。そこで町長にお尋ねします。二期目の所信表明や総合計画の中に、この地域経済循環の強化、町内総生産を増やすことに関する内容を入れていく考えはないでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 私といたしましては、町内総生産を増やし、より地域経済を循環させていくということに対しては、椎葉議員と異論はないところでございます。新町長の下で、所信表明に内容を盛り込むように引き継ぐところでございます。また総合計画につきましても、振興計画策定人様とのご意見を聴取しながら、農林商工業分野の内容の中で、盛り込むように、担当課のほうには検討させるところでございます。以上でございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 結びになりますが、今回の一般質問では、町内総生産を増やす仕組みづくりについて、提案をさせていただきました。職員の中には、余計な仕事を増

やさないでほしいと思う方がいらっしゃるかもしれません。立ち上げ時には、町長もおっしゃるとおりかなりのマンパワーを要します。エネルギーを要します。しかし、イノベーションにより民営化ができれば、将来的な職員負担は軽減できまると思います。町の課題が山積し行政事務がひっ迫していることは、十分承知しています。役場職員の皆様におかれましては、仕事でオーバーヒートしないよう町長のご配慮も頂きながら、地域経済の好循環を作るためにご尽力を頂きたいと思えます。次の町長には、未来を創造したまちづくり、持続可能なまちづくり、夢のあるまちづくりを果敢に挑戦していただくことを期待しています。これで私の一般質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、地域経済循環を強化して町内総生産を増やす対策について、椎葉議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、地域経済循環を強化して町内総生産を増やす対策についての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の質問を終わります。

ここで休息のため、休憩します。

-----  
休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

一つ、八勝寺駐車場について、山下議員の質問を許します。

**9番（山下 力君）** 議長より許可をされましたので、質問をいたします。

要旨1、駐車場敷地内に簡易トイレが設置してありますけれども、町はどのように対応したかということで質問をいたします。

八勝寺駐車場敷地内に簡易トイレが設置されています。住民の方が参拝者のトイレのない不便さを察して設置されたと聞いております。町長は簡易トイレが設置されていることを、いつ情報を得られたか。また、情報を得られてから、どのような対応をなされたかお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 今のご質問でございますけども、まず私が今回簡易トイレの設置があったのを知りましたのは1月でございます。そして、その中で、どのような形で簡易トイレが設置されているかということで現場を見てまいりまして、それが固定されているということが分かりましたので、これに関しましては行政許可が必要だということで、その手続きをちゃんとする必要があるということで、係のほうには対応をさせたところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) 対応をどうするか、指示をされたらと。どういう指示をされて、どのような形が出てきたかという説明をいただきたいと思います。

町長(長谷和人君) 先ほど言いましたように、固定されているということでございましたものですから、通常でしたら、簡易トイレでございましたら、設置して1か月ぐらいにはもう撤去するという形になっておるのだろうというふうに思ったところでございますけども、仮置きではなく本格的に設置されていたということでございます。固定ということになりますと、あそこが公共の施設という形になりますので、行政財産という形になるのではなからうかということでございましたので、その手続きを実施するようにということで指示したところでございました。以上でございます。

9番(山下 力君) そのような考え方で指示をしたと。では、次に、馬場地区のほうから書類か何かが出たということですか。担当課長でもどちらでも良いですけど。

総務課長(西村洋一君) 総務課のほうに、行政財産使用許可申請書という書類が1月6日付で提出があったところです。総務課のほうでは、1月10日付で許可を出しております。

9番(山下 力君) それは、普通財産借受申請書が出されて、それを10日の日に許可をしたということですね。では、その普通財産の借り受けの内容、どのようなことが書いてあったのかお聞かせください。

総務課長(西村洋一君) 議員は普通財産と申されましたが、正式に受理しておるのは行政財産の使用許可申請書でございます。書類の内容につきましては、使用目的は簡易トイレの設置ということでございます。使用財産は八勝寺駐車場、所在地は長谷場の番地が書いてあるところでございます。期間は、許可日より10年間となっております。管理については、申請書の中には記載が不要ですので記載はありません。内容については以上でございます。

9番(山下 力君) 簡易トイレを設置しました。地区から提出された行政財産使用許可申請書の許可をされました。町長にお尋ねしますけども、国宝文化財の八勝寺駐車場敷地内に設置された簡易トイレは、景観的に相応しいと思いますか。それと、安全面から言って、簡易トイレは狭いし、利用に当たって高さがあります。また、夏はトイレ内の温度が上がり危険と心配する声もあります。国宝文化財敷地内に簡易トイレ設置は、全国にどこにもないと思います。この指摘に、町長の見解をお聞かせください。

町長(長谷和人君) 今回のトイレ整備関係につきましては、区を通じまして設置されておるということでございまして、今ご質問がございましたように景観面と申しますかね、その面から見たときにどうかと、相応しいかというふうなご質問でございましたけども、やはり文化施設でもありますし、それから観光施設でもございますので、本来でございましたら、しっかりとした物は必要かなというふうに思っております。

それから、安全面というふうなお話でございますけど、確かに夏場なんかは、単体の建物でございますので、利用される方につきましては当然暑い思いもされるのかなというふうにも思ったところでございます。以上でございます。

**9番(山下 力君)** 行政財産の許可をいたしまして、期間は10年という説明を受けました。町長として、国宝文化財八勝寺に相応しいトイレを整備したいという考えはありませんか。それと、安全面ですけども、事故等が発生した場合、申請を受理していますので町の責任になると思います。あつてはならない事故が発生した場合、どのような対応を考えておられるかお聞かせください。

**町長(長谷和人君)** 先ほどの総務課長の答弁になかったことをちょっと追加させていただくところがございますけども、今回の行政財産使用許可関係につきましては、今ご質問がございました財産使用上の賠償義務というのがございまして、これらの分につきましては使用者側が負担するというふうな書き込みをさせていただいておりますので、こちらのほうにはそういうふうな責務は発生しないというふうに理解したところがございます。

それから、今後トイレ等の設置がないかというふうなご質問でございますけども、今後宝陀寺観音とか周辺の文化財施設あたりとの関連性を持ちながら、それから宝陀寺関係につきまします参道、これらに関しまして一遍に周辺整備も考えるというふうなところもございますので、これらに併せて、その中で検討させていただくということで答弁はさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

**9番(山下 力君)** では、要旨1は終わります。

要旨2、改修当時の駐車場整備計画について質問いたします。今回、住民の方が現駐車場内に簡易トイレを設置された理由は、参拝者のトイレのない不便さを察しての行動と、八勝寺にはトイレが必要なのだという地区の意思の表れだと思います。なぜこのような事態になったのか、振り返り検証する必要があります。

国宝文化財の八勝寺は、平成24年10月から平成27年3月にかけて、1億5,600万円の事業費での改修工事でありました。町も国宝文化財の八勝寺に相応しい駐車場を整備し、将来的にはトイレを整備する計画があったと思います。その証は、平成25年の実施計画に記載されています。

ここで、教育課長に、平成25年度実施計画、駐車場整備のところを説明いただきたいと思えます。

**総務課長(西村洋一君)** 先ほどの山下議員の質問に対する答弁にちょっと漏れがありましたので、追加させていただきます。管理の方法をお尋ねになりましたが、設置施設は地区の管理というところで記入して申請がございました。申し訳ございませんでした。

**教育課長（浅田 徹君）** 教育課から、八勝寺の駐車場の総合計画への登載についての部分を御説明いたします。当時の資料を見ますと、平成 25 年度から平成 27 年度の総合計画の実施計画に、駐車場整備というところで八勝寺をはじめ宝陀寺、それから下城地区の普門寺の駐車場、この 3 つの箇所が計上してあります。当時、平成 24 年度から平成 26 年度にかけての八勝寺の保存修理事業、それと切り分けまして、併せまして駐車場整備というところで、文化財施設の総合整備ということで駐車場の計画が計上されております。

**9番（山下 力君）** 当時の課長は、平成 25 年度の実施計画に記述されましたので、社会資本整備事業にて駐車場の整備を計画し、八勝寺付近で駐車場になる土地、候補地の選定作業に入っております。

まず、八勝寺前の沼地を検討。ここは、3 人の共有名義、既に亡くなっておられるということで、名義変更の登記が困難であるため、駐車場候補地から除いております。次に、現駐車場になっている場所は、面積が狭く、また墓地であること、今後防火水槽等の建設も考えなければならないことなどから、駐車場候補地から除いております。そして、次に個人の土地を考え、隣接地の水田の所有者 S 氏に会い相談したところ、どこでも良いような話をしていただきました。そこで、区長に話をし、将来のことを考えると、広い所でトイレ整備が可能な場所を考える必要があると、いわゆる S 氏所有の水田地を駐車場の候補地として選定をしております。以上が、3 箇所の駐車場候補地選定の経緯であります。

そこで、町長にお尋ねします。S 氏所有の水田を駐車場候補地として選定した用地がなぜ断念され、面積が狭く墓地であることを理由に駐車場候補地から除いた場所が現在の駐車場になったのか。町長は当時副町長でありましたので、担当課長から詳しく報告を受けておられると思います。駐車場用地が変更になった、水田地を断念された事由をお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 平成 24 年ということで、相当前でございますものですから、担当課長といろいろ話を聞いたところでございます。今、山下議員がご質問された内容とちょっと被るかもしれませんが、まず一番初めの西側の沼地に関しましては、土地名義人等からの用地取得が困難ということで判断しまして、その後残っております現在の墓地を判断し、また今おっしゃっている農地についても検討を進めていったところでございます。八勝寺東側の農地の活用につきましては、地区の方が管理していくことになるということで、夏場の駐車場の草刈りといった維持管理面に対します課題があるというふうなご意見がございまして、地元の方々と協議をして、その地区の意向に沿うべきということで、役場としてはそういうふうな判断をさせていただきまして予算も計上させていただいたところでございまして、予算は可決しております。



このように、当時の予算審議、それから議会全員協議会の議事録等によりますと、平成25年の6月中旬頃に、分館長や前区長、八勝寺総代などと現地立会い、協議をされまして最終決定した後、先ほど言いましたように予算化させていただきまして、現状の駐車場の整備というふうになったところでございます。以上でございます。

**9番(山下 力君)** この件は、会議録内容は関係ございません。担当課が水田地を候補地に挙げた。それから数日間の動きがあったということです。そこを町長は報告を受けていると思います。そこをちょっと明確に、言葉は町長に任せますので、そこを説明してもらわないと納得いきません。

**町長(長谷和人君)** 当時の全協等の資料の中で、当時山下議長でございまして、そのやり取りがなされております。その中で、もう一度地元に戻って、これらについては協議して予算化するよということ、その当時の議長からのご指示がございまして、先ほど言いましたように当時の関係者の皆様方が現地にて、役場の担当職員と共に協議して、その中で決定されたものということで先ほど申し上げたところでございまして、その内容等の中身については、私はよく分からないというのが正直なところでございます。

**9番(山下 力君)** 今、全協の話をされましたけども、それは6月13日です。その前、6月9日、夕方の件を聞いているのですよ。説明してください。

**議長(金子光喜君)** 答弁調整のため、休憩します。

- - - - -  
休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分  
- - - - -

**議長(金子光喜君)** 休憩を終わり、会議を開きます。

発言を許します。

**町長(長谷和人君)** 大変失礼いたしました。ちょっと資料のほうがなかったものですから、今確認させていただいたところでございます。

6月9日の夕方でございますね。分館役員のほか10名ということで、駐車場において検討されております。この中で、駐車場の整備計画については、地区としては有難いと。是非とも整備をお願いしたいと。それから、地域の意向・意見を聞いて場所を決定していくということで、将来のことを考え、計画にある水田を買い上げ駐車場にする案よりも、ふるさと農道を挟んで、現在国有地の空き地を整備するほうが少額で、景観も利便性も良いということで、10名の全員で意見がそうなったということで、全協の資料等では書かれているところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) 9日の日ですね、夕方6時頃、10人程度集まったと。誰が集めたのですか。区長は外して、地区役員でない人が集めて、自分の意見・考えを述べて、集まった10人の方は意見を言われなかったと。そういう形で決まっているのですよ。それを認めないですか。

町長には当時、担当課長は一生懸命業務をしたと思うのですよ。自分がした事を、一から十まで顛末書という形で出してあると思いますよ。それを読んでください。

町長(長谷和人君) 当時ですね、役員がどれだけ集まったかというのは、私が持っている書類の中にはないものですから、詳細についてはよく分かりません。ただ、今おっしゃっているように、6月9日の日に、分館役員等において10名集まっていたきまして、駐車場の検討がなされておるということでございまして、10名の皆様のそれぞれの名前等も全部は把握しておりません。それで、先ほど言いましたような形で、当時は地区の皆様の御意見がそれぞれあったというふうには今私も思いますけども、水田を購入する必要はないというふうに、こちらのほうとしては記載がなされておるということで答弁をさせていただいたところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) では町長、地区の役員でない人が集めているのですよ。そこが事実か確認してください。

議長(金子光喜君) 答弁調整のため、休憩します。

-----  
休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分  
-----

議長(金子光喜君) 休憩を終わり、会議を開きます。

発言を許します。

町長(長谷和人君) 大変失礼いたしました。今ちょっと確認したのですけども、当時区長様が山口栄さんだったそうでございまして、ちょうどその日はできないということで欠席はされたそうですが、倉本議員のほうからお話をされて、ここに集められたというふうなお話を今伺ったところでございました。以上でございます。

9番(山下 力君) 町長は行政執行の経緯を今話しているのですけど、誰を守ろうとしているのですか。自分ですか。今名前を言われましたけども、当時の倉本議員は地区役員ではないのですよ。その人が地区役員を集めて、なぜそういう話をするのですか。そこをはっきりしてほしいのですよ。そこを認めてもらったら、この質問は終わるのですよ。認めてくださいよ。

町長(長谷和人君) おっしゃる中身で、役員さんを集められたということで、役員でない方が集めたということは、私としても事実はそうだろうというふうに思いますが、

その関係につきましては地区の事でございます、私がそこにいろいろと発言するというのは、認めるも認めないもどうかというふうに今ちょっと思ったものですから、正直そういうふうな経緯で、流れとしてそういうふうな場面になったのだなというふうに今理解したところでございます。以上でございます。

**9番(山下 力君)** 地区役員でない倉本さんが集めて、倉本さんが部落の総意と発言しているのですよ。水田地のほうは必要ないと、ここで良いと。どういう立場で倉本議員が言っているのですか。

**町長(長谷和人君)** 先ほど言いましたように、行政側のほうが地区の中に入っているんなそういうふうなご指示といたしますか、どうしたほうが良いですよというふうな部分は、少しはあるかもしれませんが、それは行政区なり分館で動くことでございますものですから、なかなかそこら辺はどういうふうにお答えして良いか私もちょっと迷うところがあるわけでございますけども。ここはちょっと難しゅうございます。

**9番(山下 力君)** 浅田教育課長は、当時の顛末書はないですか。持っていないですか。町長の命を受けて、仕事を受けた職員が一から十、いわゆる経緯を書いているのですよ。それを読んでください。そして、倉本議員の関与があったと認めてください。

**議長(金子光喜君)** 答弁調整のため、休憩します。

- - - - -  
休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分  
- - - - -

**議長(金子光喜君)** 休憩を終わり、会議を開きます。

発言を許します。

**町長(長谷和人君)** 6月の補正予算等におきましても、倉本議員のほうからいろいろなご質問をされております。そして、先ほど言いましたように、集められたということで、倉本議員のほうもそういうふうなお話をされておりますし、地元の議員だということでそういうふうな行動をされたのかなというふうには想像できるところでございます。

**9番(山下 力君)** 町長、今の答弁は6月13日の全協、そしてその後の補正予算ですよ。9日の日のことを言っているのですよ。関与がなければ、倉本議員がそういう話をしなかったら、水田のほうに駐車場は決まっているのですよ。そして、今頃はトイレも整備されていると思いますよ。関与があったと認めてください。

**町長(長谷和人君)** 関与があったという、そういう言葉の中に、どういう関与かというのが僕もちょっと理解できないのですけども、ただ先ほどから言いますように、6月9日の日は倉本議員もその中で出席されまして、分館役員ほか10名ということで書いてございますし、そして整備の内容等についても、役場のほうもお話しをしてという

形になっておりますので、そこら辺については一緒になって、駐車場の件についてはそういうふうなお話をされたということは事実というふうに私は思っております。ここはそういうちゃんとしたものがございまして、そういうふうにして位置づけは可能かなというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

**9番(山下 力君)** それでは、当時の5月31日まで教育課長をした人、その人の顔末書にはそういう経緯を書いてありまして、倉本議員が出てこなかったら、駐車場は水田のほうに決まっているのですよ。町長は当時副町長ですから、それでいけと指示をされていたと思いますよ。それが6月9日の夕方6時に変わったということですから。

**町長(長谷和人君)** 6月の9日に集められて、そしてその後全協が確かあったと思うのですが、その中で話がございまして、先ほど言いましたように、山下議長から再度そこら辺を整理しなさいというふうなことがあって、そして予算化になってきたものというふうに思っております。ですから、当時倉本議員がその中にいろんな立場で入られて、いろんな話をされているのは、ここの中で見ますときにはそういうふうに理解ができるというふうに思っておるところでございます。

**9番(山下 力君)** 倉本議員が地区役員を集めてその話をした時、そういう形をとらずに地区の臨時総会を開いて、町からは水田のほうにそういう駐車場の整備の話があるがどうしましょうと、区長さんたちがリーダーシップを発揮して決めていれば、こういう質問はしないのですよ。馬場地区の方に聞けば、いろんな意見がありますよ。

**町長(長谷和人君)** 今山下議員のほうから、当時そういうふうな地区での総会ということでお話があったところでございますが、その中でも、総会があったのかどうか、ちょっと私記憶が定かではないと。そういうことであれば、そういう手続き論も当時地区の中でやられておれば、そういうことにもならなかったのかなということで今山下議員のほうから話がございましたので、そういうふうには理解したところでございます。

**9番(山下 力君)** 倉本議員が話に入ったと、地区役員ではない人が入ったと。その人が変更は部落の総意だと。これはもう認めますね。ちょっと認めてください。

**町長(長谷和人君)** その過程の中で、地区の総意というふうな言葉もこれに書いてございますので、そういうふうに解釈して良いかというふうにも思っております。

**9番(山下 力君)** これで、この件については終わります。

**議長(金子光喜君)** 一つ、八勝寺駐車場について、山下議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

**8番(倉本 豊君)** 関連質問とはならないかもしれませんが、私の名誉に関することでございますので、議長に許可をいただきたいと思っております。

**議長(金子光喜君)** 暫時休憩します。内容をお伺いします。

- - - - -

休憩 午前 11時39分

再開 午前 11時42分

- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

倉本議員のほうから、関連質問ということで手が上がりましたが、関連質問でないということであれば、質問としては認められないと議長としては判断させていただきます。ただ、倉本議員の意見として、ご意見をお伺いする機会を設けたいと思います。一回だけですけど許します。

**8番（倉本 豊君）** 議長のご高配に感謝いたします。今の質問の中で、6月9日の話が一番問題となってきたように言われましたけれども、私もう議員の職責を持っておりまして、駐車場に関しては情報を得てから、水田のほうにという話も当然分かりました。私たちがいつも彼岸の道づくり等々で、現状のところを草払い等やっておりました。その中の話として、ここにすれば良いよなというような話は当然あっておりました。私も当時の区長さん、分館長さん、区長さんが山ノ口でしたので区長さんも呼んだのですが、確か欠席だったと思います。それから呼んだのが、うちには各宮総代という方がおられまして、その方二人、それからその時のときぶれさんだったと思います。ときぶれさんが各隣保班に一人ずつおられますので、その方々に声をかけて、全員来られたかどうかは分かりません。ただ、隣のSさんは、隣でありましたので来られました。

そういう中で話していくうちに、私が言ったことが全部、ベラベラ喋って皆が何も言わなかったかということではありまして、皆でそこでしばらくの協議はしました。やはりこっちのほうが良いですよという話になりましたので、それを次の全協の中で、私は話したかと思えます。全協の中で、今度は当時の山下議長がもうちょっと地元とちゃんと話をしなさいということになりまして、先ほどの町長答弁だと思いますが、結果的にはそういう今の状況になりました。ただ、今でも、あっちが良かったとか、それはそういう意見があるのはあって良いと思います。十人十色と私はいつも言いますので、いろんな考えがあって良いのですが、大勢といたしますかね、民主主義ですので、大勢以上に現状地で良いという、あの時は結論を得ました。確かに臨時総会まではいきませんでした。臨時総会をしますと言っても、恐らくあまり出席もありません。緊急でもありましたので、冠の付いた役員の方々に集まっていたいてお話をしたという経緯でございましたので、そこだけ述べさせていただければということです。

**議長（金子光喜君）** 関連質問、ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、八勝寺駐車場についての関連質問を終わります。

一つ、加工施設の再稼働について、山下議員の質問を許します。

**9番(山下 力君)** 精米所の運営は厳しいことが予想されます。今後の再稼働について、熟慮すべきではないかということで質問をさせていただきます。

昨年12月議会一般質問で、住民の声として「すばらしい施設、どうして再開しないのか」「赤字かもしれないが宝の持ち腐れになっている」という質問がありました。それに対して、町長は、精米所を動かしてくれと住民から聞いておるので、前向きに動かす方向で動き始めていると答弁されております。今日の私の質問の趣旨は、精米所の再稼働の考えを一度立ち止まって、庁舎内で、議会で協議し、住民の声を幅広く聞いて熟慮していただきたいということで質問をいたします。

通常米との差別化、付加価値を付け、町農業の活性化に寄与したいという強い気持ちと、農産物生産に自然農法という生産体制を確立され、また農業経営も豊かで、生産・加工・流通等にノウハウを持っておられるMOA自然農法湯前普及会からの強い要望で、町は平成23年、事業費2,500万円で精米所を建設。町は公募によらないで、湯前普及会様を指定管理者に指定して、平成24年4月1日から稼働を開始しております。しかし、稼働を開始して10か月後の平成25年1月8日、普及会代表から町に対し、精米所の運営が厳しい、困窮していると相談がありました。普及会は町の対応を待たず、平成25年1月末に臨時総会を開催し、会員25人で協議・採決の結果、20対5の賛成多数で解散を決め、撤退されました。

町は、解散・撤退を分析されていると思います。なぜ解散・撤退されたと認識されていますかお聞かせください。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 指定管理により、精米所運営を行っている組織の方につきましては、できるだけ努力をされたというふうには認識しております。ただ、今後の改善の見通しがつかなかった状況ではなかったかというふうに思っております。

また、精米所だけでなく、組織としての拠点施設、物流の拠点施設というふうな考えがあったのかなと思っておりますけれども、このような取組には至っていなくて、収支の損失が大きかったのではないかというふうに思っております。精米所の運営に対して、見通しの甘い部分もあったのではないかというふうには思います。また、組織内の努力、技術向上、協力体制等についても十分な手当てができなかったのではないかというふうに認識しております。

**9番(山下 力君)** 課長ですから良いですけど、町長ならもう少し重く受け止めて、いろいろ分析してほしかったと思います。

普及会は、精米事業の経験不足、精米・製粉技術の未熟さを認めて、収入が少なく運営ができない等の理由で、解散・撤退をされたと思います。普及会の皆様は、通常米との差別化、付加価値を付けて町農業の活性化に寄与したいと、強いまとまりがあったが

ループだったと思います。その普及会が10か月で解散されたことを重く受け止めて、熟慮される際に、撤退した理由を考慮していただきたいと、町長にはそういう要望をしておきます。

次に、町長は、実は水面下で、直営で町のほうで予算を組んで、それでできないかと交渉。しかし、なかなかそういう方が現れなかったというのが実情でございますと、苦しい胸の内を発言されています。その交渉相手は分かりませんが、推測しますと、精米・製粉に精通されているプロの方ではと思います。町長は自らの考え、そしてあらゆる条件等を説明されたと思いますが、相手の方は熟慮された結果、やりますという返事ではなく断りの返事でした。これをどのように受け止めておられるか、町長にお聞きしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 米の出荷関係につきましての事業者の皆様方にいろいろとお話をお聞きした経緯がございます。その内容をご存じだというふうに今思ったところでございます。精米所の稼働関係につきましては、利用価値あたりも含めたところでご意見を伺ったところでございますけれども、事業者からは、やはり精米・製粉事業については、特に製粉関係については、加工先の取引先となる事業者の確保が非常に難しいと。それから、指定管理を受けたとしても、先ほど言いましたような形で、なかなか仕事ができないのではないかというふうなこともおっしゃったところでございますので、難しいとの回答を得たところでございます。以上でございます。

**9番（山下 力君）** 水面下で交渉をされた方には、町長として、やっていただくと期待しての交渉だったのではと思います。その方からの断りです。いわゆる精米施設での稼働は厳しいと思われたと思います。用途変更を視野に入れて、今後熟慮していただきたいというふうに思います。

次に、答弁で、今後使用料の見直し、それから指定管理料を含めて、その対応を決めながら、私としては動かしていきたいと。そこで、令和3年3月の全協で示された今後の対応案、1から5ありました。町長は何番で精米所を動かしたいという考えなのかお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 当時、5つの案を示させていただきまして、2番と3番ということで、多分全協では申したのではなからうかなというふうに記憶しているところでございます。

**9番（山下 力君）** 3番というのは、いわゆる直営でございます。直営でやりたいという考えでしたら、今の町長の頭の中に、こういった事業計画というか事業プランを描いておると、それをお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 先ほどの山下議員のご質問とちょっと被るところがございますけれども、精米・製粉等におきましては大変厳しい状況が見込まれるというところでござ

いましたので、12月の一般質問に関しましては、そこばかりではなくて道のりを利用した形で、物産ですか、物売りあたりも考えていく必要があるのではなかろうかと、道のりを利用した農産加工販売施設あたりもどうだろうかということで多分答弁したというふうに思っておりますし、今後もそういうふうにしていけばというふうに思っておりますのでございます。なお、全協のところで申し上げました件につきましては、一般質問の席上でございますので、私の思いを申し上げたところでございます。今山下議員の御質問がございましたように、今後いろんな角度で分析させていただきまして、より良い形で精米所の稼働ができればというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

**9番(山下 力君)** 直営で運営されるためには、税金を投入する必要があるのですよね。直営ですから、何らかの委託料が管理料が発生しますよね。そのときに、町長の判断で議会が協力すれば、税金を投入することができるかもしれません。しかし、精米・製粉事業は、公共性がないのですよね。ですので、住民の方から、公共性のない施設に税金の無駄遣いという指摘をされる可能性があります。ですから、直営は熟慮していただきたい。

**町長(長谷和人君)** 先ほど、令和3年3月8日の全協の中で私が申し上げたのは2番、3番ということでしたので、決して今山下議員がおっしゃっているような町直営ということには限っておりませんで、指定管理も含めたところでの稼働ができないかというふうにも思っております。

それから、先ほどとまた同じことになるかもしれませんが、精米・製粉だけでは大変厳しいものというふうになっておりますので、いろんな形で多面的に、物産館等も含めたところで多面的に稼働ができないかと、そんなことも今想像しているということも申し上げたところでございました。以上でございます。

**9番(山下 力君)** いろいろ町長の考えもあろうかと思えますけれども、精米所、加工施設、これを指定管理も含めて、その対応を決めながら私は動かしていきたい。そこまで動かしたいという根拠をお聞かせください。

**議長(金子光喜君)** ここで、昼食のため休憩します。

- - - - -

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

- - - - -

**議長(金子光喜君)** 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、加工施設の再稼働について、山下議員の質問の途中です。発言を許します。



**町長（長谷和人君）** 先ほどの山下議員の御質問に対しまして、お答え申し上げます。これまで、私に対しましては町民の皆様方から、精米所の稼働はどうなっているのかというふうな問合せもあったところでございます。また、これまでも、議会におきまして、令和2年度の当初予算審議での質問、それから令和3年12月議会での一般質問、そして先ほど話に出ておりましたけども、令和3年3月8日の全協でも、今後の運用についても説明をしまいったところでございます。そして、昨年12月での一般質問があつておるといふところで、それぞれの時々の中で説明をしたところでございました。ただ、私が舌足らずの面がありましたことはお詫びを申し上げます。具体的に決まったような内容も一部お話しをしたかなというふうに思っておりますので、そのことについてはお詫びを申し上げます。

今後につきましては、新町長・新体制によりまして、施設の活用方法等におきまして、まずはその方向性ですね、そこら辺を丁寧に、議会の皆様方にお示しするということができれば良いのかなというふうな思うところでございます。以上、現時点での答弁とさせていただきます。以上でございます。

**9番（山下 力君）** 今説明されたのが動かしたいという根拠ですか。それだけですか。

では、4年前に町長が就任されてから、精米所運営について時系列に町長の動きを申し上げますと、令和元年の8月、11月、令和2年12月に公募をしております。しかし、応募がありません。そして、令和3年3月8日に先ほど言いました全協。そして、全協の中で、1から5の案を示されて議論があつて、ただまとめることもなくそのまま終わっております。そして、令和4年3月に条例の一部改正、それだけなのですよね。それだけしか動かしていない町長が動かしたいという根拠が目に見えないというか、町長の考えが分からないのですよ。動かしたい根拠をもう少しお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 各種の意見もございましたし、議員からの意見もございました。また、併せまして、地方自治法及び条例上におきます管理、これも運用しなければならぬと。これらもうたわれております。この規定に沿った形もとらなければならないのかなというふうな思っております。いろいろこれまでの変遷もあつたところでございますけども、今までのような形で、先ほど答弁しておりますが、精米所だけの機能ではなく多面的な多角的な部分としての何か運営ができないかと、そんなことも思っておりますので、その分野で改めて出直したような形で動かしを進めたいというふうな私の思いはあるところでございます。以上でございます。

**9番（山下 力君）** 今の説明を聞きますと、精米・製粉にはこだわらないということですか。そしたら、もう昨年12月議会の質問に対しての答弁と全然違いますよね。

今地方自治法と言われましたけども、いわゆる加工施設の条例のことを今ちょっと言われたと思うのですけども、その第4条の「管理」ですね、その途中で、しっかり管理して第2条の設置目的を達成するように書いてあります。動かして管理して、設置目的を達成できると思いますか。いわゆる加工品の販売とか特産品開発の促進とか都市住民との交流とか、活性化を図る。これが目的なのですよ。今の状態で、今の考えで動かして、その目的を達成すると思いますか。

**町長(長谷和人君)** 12月の答弁の中に、先ほどから何回も言っておりますけども、精米所機能ではなくて物産的な機能も加えたところというのを、私は答弁しております。ですから、その中で、今おっしゃっているような精米とかそういうことだけではなかなか収支が厳しいというところがございますので、その分野まで見直したところでの稼働というのができないかというのを模索しておるといことで、12月の答弁には私の思いをお伝えしたところがございますので、決して今の状態から違ったことで全てが解決するとは私も思っておりません。物産的なところを入れたところで、全てそれが解決するとは思っておりませんが、そこら辺も視野に入れたところで何とかできないかというので、手探りでやっていく必要があるのではなかろうかと。ただ、先ほども言っておりますけども、やはりそのためには新体制でもう一回ゆっくりと考えさせていただくので、そこは議員の皆様方にも丁寧に計画あたりもお伝えしながら、動かすといふことのでいきたいというふうに私は思っております。ただ、新体制といふことだけをちょっと言わせていただくところがございます。

**9番(山下 力君)** その新体制はもう発言しないほうが良いですよ。今言われたことが町長の心の迷いというか、頭の迷いがあります。ですから、とにかく精米所を、加工施設を動かすということをはんと熟慮していただきたいというふうに思います。

それから、精米所は稼働開始が平成24年4月からですけども、先ほど言いましたように、当初から厳しい、休止状態が続いております。そこで、地方自治は二元代表制をとっておりますので、町長、あそこを動かすために議員とも住民の声を聴きながら、協議しながら、方向性を決めていただきたいというふうに思います。それについてまた見解をお聞かせください。

**町長(長谷和人君)** おっしゃるとおりでございます。先ほどの答弁の中にも、その旨はお伝えしたところがございますので、その時々丁寧にその方向性をまず示させていただいて、議員の皆様方の御意見を伺いながら、そこら辺の動きをさせていただくといふことで答弁をさせていただくところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

**9番(山下 力君)** 順番がちょっといろいろ変わってきているのですけども、町長が12月議会で答弁された中で、米、杵つき米、ぴかまるの有効活用、そば粉等を利用

してのふるさと納税の返礼品、それからエアコンを設置して、東側の部屋を米倉庫にしたい。それから、米の品質を高めるために色彩選別機を購入したいと。そして、先ほど言われた物産的な意味合いで運営できないかと、そういう発言をされております。答弁されたことを実施するとしたら、再稼働までの投資額は幾らぐらいを予定されていますか。

**町長（長谷和人君）** 申し訳ございませんが、先ほどとちょっと答弁が同じになるかもしれませんが、12月には質問に対して私の思いを、こういうことが考えられるのでこういう形で思っておりますということでございましたので、そこら辺の事業とかなんかについてはまだ全然考えていないところでございます。先ほど言いましたように、動かすならばその方向性をまずはお示して、そしてその中で今おっしゃった予算関係、それから少し遡りますけども指定管理の見直しとか、それから使用料の見直しとか、そういうのも含めたところで御協議をさせていただけないかと、そういうことで私としては発言をしたところでございます。趣旨はそういう意味でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**9番（山下 力君）** 町長は具体的に言われたのですよ。東側の部屋を。壁を張ったり、天井を張ったり、エアコンを据えたり、色彩選別機を導入したりと。ある程度自分の考えで、再稼働までにはこれぐらいの投資が要するという考えがあったでしょうが。それと、再開後、今までは使用料として13万円頂いていたけども、今度は見直しをして、委託料を払うのか管理料を払うのか、これもある程度頭の中にあっただしょう。

**町長（長谷和人君）** 正確に私も積み上げてはいないのですけども、係と相談した時は、今申し上げられたところは1,200万円ぐらいだったかなとは思っております。ただ、それを全てやるということではなくて、そういうことをしたほうが良いのではないかとということで発言させていただいておりますので、それを全て実行するかということではございません。私の思いを言わせていただいたところでございます。そこは御理解いただければと思っております。

**9番（山下 力君）** 米、それから杵つき米ですね、ぴかまるですね、それからそば粉、麦の製粉等々を稼働すれば、それが主になってくると思いますけども、米で町農業を活性化したいという考えは、米ではちょっとリスクが大きいと思うのですよ。それと、そば・麦、町内に栽培されている農家は一軒ないし二軒あるかないかですね。ですから、精米・製粉であそこを動かすことはなかなか厳しいということを私は言っているのですよ。

最後になりますけども、私が住民の方々から聴く声は、やはり5番目の、用途変更して施設を有効活用したほうが良いという意見がほとんどです。この件も、一応熟慮していただく要素にさせていただきたい。町長の答弁はやる気満々の答弁と思って質問事項を

考えておりますので、それは思いだったというふうに今日言われて、ちょっと質問がおかしい質問になるかと思えますけども、一度立ち止まって白紙にして、住民の声を幅広く聴いていただきたいと、これが一つ。

それから、また庁舎内で、副町長、担当課と協議をしていただきたいと。特に、副町長は視野が広くて見識が高いですので、いろいろと積極的に助言をしていただきたいと思います。町長は、それにしっかりと耳を傾けていただきたいと思います。

湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例にこだわって再稼働するか、どう考えても加工施設の運営は厳しいと判断し用途変更するか、とにかく熟慮していただきたいというふうに思いまして、質問を終わります。

**町長（長谷和人君）** 今山下議員のほうから、幅広い住民の声と、それからもう一つが担当課と十分に協議をするというふうなお話を伺いました。それと、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、精米と製粉では大変厳しいというのを私も分かっておりますので、そこら辺は物産的な意味合いも含めながら十分協議をさせていただきまして、議会とも丁寧に時間を割いてでも協議をさせていただきたいということでございます。ありがとうございました。

**議長（金子光喜君）** 一つ、加工施設の再稼働について、山下議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、加工施設の再稼働についての関連質問を終わります。

以上で、山下議員の質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、有害鳥獣被害対策について、遠坂議員の質問を許します。

**3番（遠坂道太君）** 皆さんこんにちは。3月定例会最後の質問者となります、3番議員の遠坂です。地域住民の声を代表しまして一般質問をさせていただきます。それでは、一つ有害鳥獣被害対策について質問いたします。要旨1について伺います。多雪に育てられた農作物や長い時間かけて育まれた豊かな森林が野生鳥獣に食べられてしまうなどの被害が日本の各地でおきています。野生鳥獣による農作物や森林被害の状況は、シカによる被害が35%、イノシシ28.3%、カラス8.6%、サル5.3%その他鳥類10.2%、その他獣類12.7%となっております。野生鳥獣による農作物や森林被害は、2013年頃から減少傾向にあるものの、ここ数年横ばいが続いており、2020年度の被害額は約161億円となっております。農作物はシカとイノシシによる被害額が約60%を占めています。また、被害額だけでなく、営農意欲の減退や離農などにも大きな影響を及ぼしています。野生鳥獣による森林被害面積は2020年度で約5,7

00haになります。そのうちシカによる被害が73%を占めています。そこで管内の被害状況はどうなっているのかについて伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 現在の被害状況ということでございます。被害状況につきまして、近年3年分を答弁させていただきます。まず令和2年度でございますけども、被害面積が123.5a、被害額にしまして56万2,100円、令和3年度が被害面積57.9a、被害金額といたしまして44万4,200円、令和4年度が被害面積11.8a、被害金額12万1,600円となっております。被害調査につきましては、毎年1月に対象となる地区の区長さん又は認定農業者の方へ調査を行いその結果を集めたところでの報告となっております。令和4年度につきましては、極端に被害額が減少しておりますが、被害にあっているすべての方がこの調査を行っている調査の回答が提出されているものではなく、あくまでも調査回答があった結果というふうになっております。農作物等の被害につきましては、先ほど3年間の被害状況を答弁しましたが、実際はこれ以上に被害面積は増えるんじゃないかと思っております。

**3番（遠坂道太君）** 今3年間の実績の報告をいただきました。その中でどの鳥獣被害が多かったのか、それにつきましてお尋ね申し上げます。

**農林振興課長（稲森一彦君）** イノシシ、シカによる被害が大きいと認識しております。

**3番（遠坂道太君）** イノシシとシカ、これは従来的な、全国的にだいたい同じ流れだと思っておりますけども、外来獣、アナグマとかアライグマとか増えているんじゃないかと思えます。そのへん管内ではその影響等はどうかお尋ねします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 確かにアナグマの被害がでておりますし、アナグマにつきましては、3年ほど前から捕獲の対象といたしております。それにつきましては、だいたい年間、減ってきておりますけども100頭前後の捕獲があっるところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 被害も年々減ってきているようでございますし、外来獣もですね、役場の方からの罾とかで減少していることも見えるわけでございます。施設園芸等の問題、ハウスを破って実を取るとか、アナグマの取り方でございますので、そのへん十分減ってきているということでございますので、今後取り組みを充実していただければと思います。

**3番（遠坂道太君）** 次に要旨2について伺います。2020年度の全国の捕獲状況を見ますと、イノシシ11,252頭、捕獲目標13,000頭、対比86.5%、シカは11,718頭で過去最高の捕獲、捕獲目標8,000頭を大きく上回り、対比146.4%になりました。そこで、管内の捕獲状況はどのようになっているのか伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 捕獲実績につきましても直近3年間で報告させていただきます。令和2年度につきまして、シカ428頭、イノシシ157頭、サル9頭、カラス44羽、アナグマ109頭です。令和3年度がシカ387頭、イノシシ165頭、サル6頭、カラス38羽、アナグマ67頭です。令和4年度につきましては、1月までの実績となりますが、シカ293頭、イノシシ108頭、サル2頭、カラス7羽、アナグマ31頭となっております。捕獲頭数としましては年々減少しておりますが、原因として考えられるのは令和2年7月豪雨によりまして、林道の被災がっております。この関係で奥山といいますか、山の奥まで捕獲の罟が仕掛けられないことや、また捕獲従事者につきましても高齢化もありまして、捕獲の活動も減少している傾向になっているところで、捕獲頭数自体は減少しておりますけれども、捕獲活動も減少しているのではないかと感じているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 今、実績報告いただきまして、これを見ますと年々捕獲頭数も減ってきていると思いますし、また捕獲をされる方の話を聞きますと今獲られるのも減ってきたと言われております。今後そういう方たちがですね、増えたということもありますし、一生懸命獲っていただいた結果として残っているのではなからうかと思えます。そこでですね、有害鳥獣を捕獲された時に、補助金等、捕獲料をですね支払っておられるかと思いますが、それはどのような金額になっているか、それにつきましてお尋ねしたいと思えます。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 捕獲の金額ということで、有害鳥獣のシカ、イノシシ、カラスこれらの捕獲補助金の単価ということで答弁させていただきます。シカにつきましては1頭当たり10,000円、イノシシにつきましては1頭当たり9,000円、サルにつきましては1頭当たり50,000円、カラス・アナグマにつきましては1頭当たり同額ですけれども1,000円の補助金となっております。

**3番（遠坂道太君）** 単価の方聞いたんですが、水上村を調べたんですけれども、シカで9,000円、ジビエの場合は13,000円となっております。イノシシは9,000円、サルが50,000円、カラスが1,000円ということでございますけれども、国県からも補助金もあるかと思いますが、町からの持ち出しの補助金というのはどのくらいになっているのか、それについてお尋ねいたします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほどそれぞれ、シカ、イノシシ、サル、カラス、アナグマとそれぞれ単価を申し上げたわけでございますけれども、単価の内訳について答弁させていただきます。シカにつきましては、国庫補助金が1頭当たりですけれども7,000円、県の方から1,000円、町の方から2,000円、シカにつきましては合計1万円となっております。イノシシにつきましては、国庫補助金が7,000円、県の方からの補助はございません。町の方から2,000円、イノシシにつきましては1

頭当たり9,000円です。サルにつきましては、国庫補助金が8,000円、県の方から1万1,000円、町の方から3万1,000円、計の5万円となっております。カラス・アナグマにつきましては、町からの補助金のみで、1,000円となっております。

**3番(遠坂道太君)** 国の方からと県の方から補助を受けとるようでございます。捕獲した場合の補助金の支払い方法は、どのようになっているのか、それにつきましてお伺いします。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 補助金の支払い方法についてでございますけども、捕獲個体につきましては、捕獲現場での殺傷処分後に個体に許可証を添えて写真撮影をしていただくようになっております。関係書類と個体のしっぽを一緒に町に提出していただいております。農林振興課ではこの関係書類としっぽにより捕獲頭数の確認検査を行っております。町の方では翌月には各人が指定された口座に振り込むようにしております。ちなみにですけども、管内の支払い状況を見ますと、湯前町に提出された書類等を確認して翌月には支払いをしております。管内の状況を見てもと年に2回のところとか3回とかになっておりますので、湯前町の方では捕獲された頭数に対する補助金の支払いについては、毎月適正に支払うようにしているところでございます。

**3番(遠坂道太君)** 捕獲した翌月には支払っていただいていると、非常にいいと思う訳ですけど、現状ですね捕獲された方から言われたんですけど、いつの分なのかそして色んな役場の委員とやってるもんですから、なんの明細なのかというようなことで言われております。今後ですね明細を出していただけないかということではできないものか、それについて伺いたいと思います。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 鳥獣被害に伴います口座への振り込みについて議員おっしゃるとおり、こちらの方からそのような通知をすることは当然のことと思いますので、それについては支払いについては通知等によりお知らせしていかなければならないと考えております。

**3番(遠坂道太君)** 今後ですね、明細を通知していただければ、獲られた方もいつ頃、何を獲ったか明確にわかるんじゃないかならうかと思っております。次に要旨の3について伺います。冬季に行う狩猟は、従来より主に個人の趣味や娯楽として行われてきましたが、近年では、イノシシ、シカ、サル等の増加による農林業被害の増加などにより、年間を通じて狩猟者への鳥獣の捕獲要請が大変多くなっています。野生鳥獣を捕獲できるのは狩猟者だけです。狩猟は今や地域の住民や自然環境、農林業などを守る社会的に意義のある活動となっており、社会貢献活動でもあると言えます。そこで、町の猟友会の体制は現状どのようになっているのか伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 湯前町の猟友会は正式な名称といたしまして、熊本県猟友会上球磨支部湯前分区となっております。体制といいますか、現状をお話ししますと、現在在籍されている方が22名と、その内猟銃の許可を持っておられる方が12名となっております。年齢につきましては、40代から80代の方が在籍となっております、平均年齢が70歳くらいになろうかと思えます。猟友会の方ではですね、猟友会で規約を作られておりますので、こちらが猟友会の体制になろうかと思えます。

**3番（遠坂道太君）** 今、体制も高齢化していると思います。年代もですね若い人で40代、年配の方が80代ということで、非常に高齢化していると思います。今後、若い世代の方がですね、興味を持つ方策等も検討されていかれるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思えます。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほどの答弁の中で平均年齢が70歳くらいとお答えいたしましたけども、猟友会のメンバーの方、新しい方とかですね、今後の捕獲方法等につきまして今月末に猟友会の方々とお話しをする機会を設けております。その中でですね、猟友会の方が思っておられるようなことをお聞きしまして、町でできることがあれば、そこで支援していくことはあろうかと思えます。

**3番（遠坂道太君）** 今後協議をして、関係者と協議をして今後の体制づくりを行っていただければと思っているところでございます。次に要旨4について伺います。狩猟期間は11月15日から翌年の2月15日までとなっております。ただし、地域によってはシカやイノシシに限り11月1日から3月15日まで狩猟期間を延長しております。熊本県も同様です。町の捕獲補助金の期間が決まっており、狩猟期間は対象になっていません。水上村は通年対応となっております。そこで、湯前町も通年で対応できないかそれにつきまして伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 現在、シカ、サル、カラス、アナグマについては通年を補助対象としております。イノシシにつきましては狩猟期間となります11月1日から3月15日までについては補助の対象外としております。理由としましては、狩猟期間中においては補助がなくても捕獲を行い、特にイノシシについては肉などの需要があるため、補助対象外としておるところです。県内の他町村の状況を見ましたところ、対応は様々となっております。先ほど議員からお話のあった水上村につきましては、狩猟期間中も対象とされておりますが、3、4年前からイノシシも対象とされています。また別のところではイノシシは対象外となっているところ。本町におきましても、現在の被害状況、捕獲頭数のことを鑑み令和5年度からイノシシも通年で補助対象にできればとは検討しているところでございます。先ほどの答弁の中で3月の中旬以降に猟友会の方々とお話をすると、そういう場を設けるとしてありますので、その中でもイノシ



シの通年捕獲の補助対象ということも猟友会の方々にお話をしていき、少しでもですね捕獲頭数が増えて被害の軽減につながればという思いもあっているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 課長、イノシシだけなんですか。シカの方はどうなっているのか伺います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** シカにつきましては通年の対象としております。

**3番（遠坂道太君）** イノシシにしるシカにしる通年で対応されるのであればいいと思いますが、シカの場合植林した後の新芽を食べたりしますし、そういった被害もでするので、今後そのような対応をしていただければと思います。狩猟者の人員も減少しているように思いますし、上球磨支部の湯前分区となっておりますけども、今後、上球磨地域全体でそのような取り組み方法を町村を超えた中で取り組んでいくべきだと思います。今後、新たな施策を期待しまして、一つ、有害鳥獣被害対策についての質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、有害鳥獣被害対策について遠坂議員の質問は終わりました。これより関連質問を許します。

**1番（吉田精二君）** 今、遠坂議員が最後に言われたんですけど、要旨の3の猟友会の体制ということで、平均年齢が70歳、40代から80代ということで、高齢化も進んで、マンパワーも少ないということで、最後に言われました上球磨で連携して体制を整えたらという提案ですが、私以前新聞で見たんですが、町境を超えて連携が取れていることが新聞で見たと思います。上球磨の方ではそのような、分区分別になっておりますけども、合同での駆除隊の設立とかそういう話は今までなかったんでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 上球磨支部の中では湯前町の分区、水上村の分区、多良木町の分区、あさぎり町の分区、4つの町村となっております。議員からおっしゃられた町村を超えた駆除ということでございますけども、今までそういったお話を聞いたことがございません。3月の中旬以降に湯前の分区の方とお話する機会を設けておりますのでそういうこともできないだろうかと、逆にこちらの方からも提案はできるのかなと思います。ことあるごとにそういったお話もできればなと思います。

**1番（吉田精二君）** 特に、山間部ですね、山間部の境界部分につきまして、野生の動物は境界をまたいで動くこともあります。隣同士連携をとったならばより良い効果的な駆除ができると思いますので、その点進めていってもらえれば効果が出るんじゃないかと期待しております。今後の協議をよろしくお願ひしたいと思います。

**議長（金子光喜君）** 他にありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、有害鳥獣被害対策についての関連質問を終わります。

一つ、町が管理する河川整備について、遠坂議員の質問を許します。

**3番（遠坂道太君）** 次の質問に移ります。町が管理する河川整備について質問いたします。令和2年7月豪雨災害、町が管理する河川の復旧工事を行っているときに昨年台風14号の直撃を受け2重の被害を受けました。現在も復旧工事も終わっていない状況であります。そこで要旨1について伺います。山林から吹きだした雨水や樹木、石などが河川に流れ込み、河川を堰き止め水害が発生しています。そこで、町が管理する河川における危険箇所等の調査を行っているのか伺います。

**建設水道課長（中園誠二君）** 毎年、出水期前に職員による河川のパトロールを実施しております。そこで異常を発見した場合、県管理河川の場合、県担当課に連絡し、対応を依頼しております。町管理河川の場合は緊急性を感じた場合は業者に依頼し修繕などを行っております。

**3番（遠坂道太君）** 毎年、行っていらっしゃるということでございます。県の方は県の方で工事の対応をされていくわけですが、町は町としての河川ごとの危険箇所のチェックはしながら、今後の整備計画等もですね立案しながら取り組んでいただければと思います。要旨1につきましてはこれで終わりたいと思いますが、次に要旨2について伺います。蓑谷のため池は、災害ごとに土砂の撤去を行ってきたわけですが、町が管理する河川の土砂等の撤去はどのようになっているのか伺います。

**建設水道課長（中園誠二君）** いつも氾濫する場所や土砂が堆積しやすい場所についてはできるだけ出水期前に必要に応じ土砂の浚渫を行うようにしております。ただし、当然全路線実施できるわけではございません。河川の線形など堆積しやすい場所を優先的に行っております。

**3番（遠坂道太君）** 町の管理する河川で大谷川がございまして。2月26日に田上地区で多面的作業で大谷川の側面の草刈り、また、土砂等の撤去作業を行ったわけでございます。手作業でございますので、限りがあるわけですね。そして機械等入れての撤去が、機械を入れてやっていただければと考えておるところでございます。そこで、町が管理する河川でありますので、よければ町で大きな石や土砂の撤去を検討していただければと思っておりますが、これにつきまして伺いたいと思います。

**建設水道課長（中園誠二君）** 先ほどお答えしましたように、できるだけ事前の撤去を行うようにしております。また、台風や大雨あとの堆積土砂については、2次災害も考えられるため、応急修繕費を利用し早急な対応を行っております。今、議員の質問の中にありました大きな石または土砂撤去の際、取り除いていると思いますが、残る分もある場合があるのかもしれない。

**3番（遠坂道太君）** 撤去をされておられるということですが、河川を見た中で、令和2年の豪雨災害から台風災害において、私たちが中山間と多面的で行っております地区

の大谷川の土砂を見ますとそういう撤去はしてもらっていないという状況でございます。我々でできることは我々でしておりますけども、今後そういった中を見て大きな石とか土砂等の撤去をしていただければと思っております。それにつきまして、お伺いします。

**建設水道課長（中園誠二君）** 土砂撤去を行う際ですね、業者の方に堆積した土砂を撤去していただいております。今後ですね、そのようなことも付け加えまして依頼をしたいと思っております。

**3番（遠坂道太君）** 今後、そういう状況を把握していただいて撤去していただければと思います。次に要旨の3について伺います。先ほどから言いましたように、大谷川見ての通りくねくねしており、特に河川のそばに家があるところはですね、大水がきたときは特に大変でございます。河川から堤防を越えて水が入って被害を受けておられる家もあるようでございます。そういった中で、今後大谷川の整備とありますけども、町道の法面の事業の計画も総合計画の中に上がってきてたように思うわけでございます。今後大谷川の整備と道路の路線の整備等の計画をどのようになっているのかお伺いしたいと思えます。

**建設水道課長（中園誠二君）** まず大谷川に関しましては、県の農地保全事業により整備は完了しているという認識でございます。ただ、大谷川に限らず近年の大雨等により氾濫する個所や土砂が堆積する場所がみられております。それらは個別に護岸のかさ上げや土砂の浚渫を行っているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 今現在、地球の温暖化で集中豪雨が頻繁に発生している状況でございます。集中豪雨で、7月の豪雨災害も集中豪雨でございますので、ああいう雨が降ってきた場合、特に今後多くなるように認識しているところでございます。そういったことで、河川の工事を、整備計画をここでお願いするかというと、まず取り組むべきかなと思っているところでございますので、その旨ですね考えていかねばと思いますし、また地域住民の方々ですね要望もあるわけでございます。道路の方は曲がってるし、山があるし、事故がないわけでも幸いですが、道もまっすぐしながら、川もまっすぐできるような形を今後とっていただければと思っております。本年度町長は選挙がありますけども当選されたら地域住民の安心安全を確保するために、計画の検討していただければと思います。このことについて、町長の意見を伺いたいと思えます。

**町長（長谷和人君）** 先ほど遠坂議員の方から大谷川につきましてはですね、線形も悪く狭くなっている個所も見られるという発言があったところでございます。大谷川につきましては、県営農地保全事業で三方張りが完了しております。おっしゃってる部分については町道向田上辻線から田上住宅に向かう付近を指しているのかな

と思っております。令和2年7月豪雨災害につきまして、個人の家屋内に増水した水が流れ込むという事例も発生しておるといところでございます。その部分につきましてではですね、今回令和5年度当初予算におきまして、修繕費で対応するというので、予算を計上させていただいているところでございます。まずはできるところから、工事関係については進めさせていただければというところでございます。

**3番（遠坂道太君）** できることからこつこつという形になると思いますけども、地域の住民の方が迷惑かかっている状況でございます。色んな、道路等の問題もあるかと思えます。河川の方も整備が終わっているというだけで済ませる問題でないと思えます。最後に4月に行われる町長選挙に当選されることを心からご祈念申し上げて、一つ、町が管理する河川整備について、一般質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 一つ、町が管理する河川整備について遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで一つ、町が管理する河川整備についての関連質問を終わります。

[「ありません」の声あり]

以上で遠坂議員の質問を終わります。

**議長（金子光喜君）** 本定例会に通告された質問がすべて終わりましたので一般質問を終わります。

ここで休息のため休憩します。

-----  
休憩 午後1時57分

再開 午後2時09分  
-----

**議長（金子 光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

## **日程第2 議案第5号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第2、議案第5号「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第5号湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

管理監督職相当職員が外部組織団体との人事交流を行うことに対応することを木目的に、級別職務分類表に審議員を加えるため条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第5号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

3ページ新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前となります。この度の改正は、級別職務分類表の4級と5級に審議員を加えるものです。

4級は主に主幹クラス、5級は課長クラスになります。

今回改正する理由といたしましては、現在多くの自治体では、業務の複雑化・専門化などの理由により人材不足が顕著になっておりまして、国・県及び各種団体・企業からの人材を、職員として受け入れている実情がございます。

また、逆に本町のように、くま川鉄道再生協議会事務局やB & G財団に職員を派遣するなど、いろいろなケースが想定されるところでございます。

このようなことから、国・県及び民間からの人材を、本町の課長クラス・主幹クラスとして受け入れる、また逆に、本町の課長クラス・主幹クラスの職員を各種団体等に派遣する場合も想定されます。特に課長クラスの場合、同じ課に2人の課長がいるということではできませんので、「審議員」という役職を設け対応するというものであります。

2ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----  
**日程第3 議案第6号 湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について**

**議長（金子光喜君）** 日程第3、議案第6号「湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第6号湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める必要があるため、関係条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第6号、湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明を申し上げます。

町長から説明がありましたとおり、上位法の改正に伴います改正でございます。

令和5年4月1日から地方公共団体にも直接適用されることとなりますので、現在の「湯前町個人情報保護条例」を廃止し、法で委任された事項及び条例で定めることが許容される事項を規定する条例を新たに制定するものです。

2ページをご覧ください。主な条文をご説明いたします。

第3条は、法律で保有する個人情報を明らかにするために、法で定められている本人の数が1,000人以上のものについては、個人情報ファイル簿の作成及び、公表を義務付けています。

3ページをご覧ください。

第5条第1項は、開示決定は開示請求のあった日から15日以内と規定しています。

第2項は、事務処理が困難な場合の延長は30日と規定しています。

第6条は、著しく大量な場合の開示決定の延長は45日以内と規定しています。

第7条は、開示請求にかかる手数料を条例で定めるよう規定しています。本町では、これまでどおり無料とし、写しの作成及び、送付に要する費用のみ開示請求者の負担とすることを規定しています。

4ページをご覧ください。

第9条は、加工に関する手数料を法で定められた金額で規定しています。

5ページをご覧ください。

附則として、第1号、この条例は、令和5年4月1日から施行すると定めております。

第2号で、旧条例の廃止を規定しています。

これ以降は、経過措置や罰則等について規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号「湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----

**日程第4 議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**議長（金子光喜君）** 日程第4、議案第7号「個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第7号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、適切な措置を講じるため関係条例の規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第7号、湯前町個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、本町の「情報公開条例」、「湯前町行政不服審査会条例」の一部を改正するものです。

この改正は上位法の改正に伴う改正であること、またページ数が多く、すべて御説明いたしますと相当な時間がかかること、条文ではわかりづらくなっておりますので、ポイントは2点でありますので、その概要をご説明したいと思います。

まず1点目です。全員協議会の際にご説明いたしましたとおり、国・独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等が共通のルールで法律及び条令条例等を改正しますので、文言の統一等を行います。

例えば、「公文書」を「行政文書」に、「求める」を「請求する」、「されている」を「している」などに改めます。また必要な部分を加え、不要となった部分を削除しています。

次に2点目、町内外の住民の方に分かりやすくするため、熊本県や周辺自治体の条例と全体の構成を整えます。

13ページをご覧ください。

附則として、第1号、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。第2号で経過措置を規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号「個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### 日程第5 議案第8号 湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（金子光喜君）** 日程第5、議案第8号「湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第8号、湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新たな防災行政放送設備の運用開始に伴い、情報通信システムが行う事業の中から行政防災情報等の放送を削除するため条例を改正するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願いいたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第8号、湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

この条例は、町内全戸に設置している告知端末に関する条例でありまして、新たに整備しております防災ラジオの導入に伴いまして、これまでの告知端末による行政情報及び防災情報等の提供を、今後防災ラジオに切り替えますので、その部分を削除する改正を行うものです。3ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明いたします。第2条中の「、町民に行政・情報等の情報提供」を削除します。次に、第4条中第1項第



1号の町の行政情報、防災情報等の放送及び、第2号上球磨消防署等の緊急情報・警戒情報等の放送を削除します。また、第3号、第4号、第5号を、それぞれ第1号、第2号、第3号に繰り上げて改めます。これに伴いまして、第12条第1項中、「第4条第1項第4号」を、「第4条第1項第2号」に改めます。2ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号「湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

## 日程第6 議案第9号 湯前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（金子光喜君）** 日程第6、議案第9号「湯前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第9号、湯前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続きのオンライン化に向けオンライン申請を受け付ける体制整備に必要なため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第9号、湯前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

この条例も条文ではわかりづらくありますので、概要を説明いたし、その内容が記載されているものとご理解いただきたいと存じます。

令和2年に策定されました国の自治体DX推進計画におきまして、令和4年度末を目

指して原則全自治体で特に国民の利便性向上に資する手続きについてマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることとされており。今回の改正は本条例内に個人番号いわゆるマイナンバーカードを利用した申請ができること、電子情報処理組織いわゆるキャッシュレス決済を利用した手数料の納付ができること、個人情報いわゆるマイナンバーカードを利用して入手できる情報の場合、添付書類の省略が可能になること、という内容を追記しております。以上、3つ説明しましたが、このようなことが可能になるよう条例を整備しております。

3ページに、附則としてこの条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号「湯前町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

## 日程第7 議案第10号 湯前町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について

**議長（金子光喜君）** 日程第7、議案第10号「湯前町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第10号、湯前町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

新防災行政同報無線システム設備の設置及び管理のため条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお申し上げます。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第10号、湯前町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本町ではこの度、新防災行政同報無線システム、防災ラジオシステムを整備いたしましたので、その設置及び管理に関して条例を定めるものです。

第1条で趣旨を規定しております。

第2条で災害時の住民への情報伝達の強化を図るとともに行政事務に関する広報活動を円滑にし、町民の福祉の増進に資することを目的として、280メガヘルツ帯電波を利用した設備を設置することと規定しています。

第3条で別表に構成を規定しています。別表をご覧ください。まず役場庁舎内に主配信局と異常・トラブル等があった場合のための予備として副配信局を設置しています。また、消防関係の情報発信するために上球磨消防署内に副配信局を設置しています。次に屋外拡声支局、屋外スピーカーのことで、浜川地区から植木地区まで21か所に設置しています。個別受信機として防災ラジオを町内全戸に現在配布を進めています。

第4条で設備の管理運営に関し、必要な事項は町長が別に定めると管理運用を規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行する、としています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号「湯前町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

**日程第8 議案第11号 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第8、議案第11号「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第11号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部の改正により出産育児一時金の支給額が変更となったため、湯前町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしく願い申し上げます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 議案第11号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

今回の改正は健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の支給額を8万円引き上げて48万8,000円とするものと、脱字を改めるものでございます。

まず、出産にかかる経済的負担を軽減するため、健康保険法等に基づく保険給付として支給されている出産育児一時金の支給額は出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改定を実施するため、政令において規定されています。この出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理の中におきまして出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことから、支給額を引き上げるべく、国が健康保険法施行令の一部を改正したものです。出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度加算の対象となる出産の場合、今回の改正における48万8,000円に3万円を超えない範囲の金額を加算した額とされておりますが、具体的には産科医療補償制度の掛金に基づき設定され、産科医療補償制度に参加する病院での出産に対してはその掛金1万2,000円を加算し、支給総額が議論の整理で言われる50万円となるようになります。今回の改正はそれに対応したものでございます。

その他、現行条例において脱字がございましたので、改めました。課内での制度理解はできており、適正な執行を行ってきておりますので、それらによる町民の皆様への影響はございません。また、過去に申請者はいらっしゃいませんでしたことを申し添えます。ご迷惑をおかけし申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、3ページの新旧対照表にて説明いたします。

#### 第4章、保険給付 出産育児一時金

第7条におきまして、改正前下線部分の40万8,000円としていたものを、改正後河川部分48万8,000円に改めました。下の部分の附則の1行目において脱字として抜けていた附則を加えました。

2ページに戻りまして、附則においてこの条例は令和5年4月1日から施行となり、それより前の出産についてはこれまでどおりとなります。ご参考に出産育児一時金の8万円の引き上げ部分に関しましては、3分の2を地方交付税措置で手当てされ、加えて令和5年度に限り、1件当たり5,000円を追加で補助されることとなっております。現在のところ令和4年度内の今後の出産予定者は国保被保険者の中にはいらっしゃらないようですので、4月以降の出産に対してはおのずと対象になってくると思われま

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### 日程第9 議案第12号 湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（金子光喜君）** 日程第9、議案第12号「湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第12号、湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部の改正に伴い、前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 議案第12号、湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

今回の改正は、熊本県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が制定され施行されたことに伴うものです。この広域連合の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当等について規定し、条例附則第5条から第8条までが、条例附則第3条から第6条までに繰り上がったことで、湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部改正が必要となったものです。

3ページの新旧対照表にて説明いたします。

第2条第1項第8号におきまして、改正前下線部分の広域連合条例附則第5条としていたものを、改正後河川部分広域連合条例附則第3条に改めるものです。

2ページに戻りまして、附則においてこの条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となります。ご参考に、過去に本町の被保険者の中に対象となる申請者はいらっしやいませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号「湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### **日程第10 議案第13号 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第10、議案第13号「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第13号、湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う学校教育法及び子ども子育て支援法の改正、並びに厚生労働省から子ども家庭庁へ所掌事務移管する改正と民法及び児童福祉法等における懲戒権に関する規定の削除に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第13号、湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

主な改正について、新旧対照表によりご説明いたします。

4ページをお願いいたします。第4条第2項は、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られるため「子ども・子育て支援法第19条第1項」を引用している部分について「第19条」に改正するものです。なお、第6条から第52条にかけて、12の条文にも同様の改正を行います。

7ページの第15条第1項第3号は、学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されるため、「第25条」を「第25条第1項」に改正するものです。

また、第4号及び第44条は、こども家庭庁への所掌事務移管に伴いまして、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

8ページの第26条は、懲戒に係る権限の濫用禁止については、民法第822条の削除に伴い基準省令の改正に従って「削除」するものでございます。

なお、施行日については、第26条は公布の日から、そのほかは「令和5年4月1日」からとなります。以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### **日程第11 議案第14号 湯前町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第11、議案第14号「湯前町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第14号、湯前町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う子ども子育て支援法の改正に基づき条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしく願い申し上げます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第14号、湯前町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項中におきまして、子ども子育て支援法第19条第2項が削られたため、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改正するものです。

なお、施行日については、令和5年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号「湯前町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

## 日程第12 議案第15号 湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について

**議長（金子光喜君）** 日程第12、議案第15号「湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第15号、湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う子ども子育て支援法の改正に基づき条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしく願い申し上げます。



**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第15号、湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削除されまして、第77条から第87条までが繰り上がるため、本条例の第1条中の「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものでございます。。

なお、施行日については、令和5年4月1日となります。以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号「湯前町子ども・子育て協議会設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

### 日程第13 議案第16号 湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

**議長（金子光喜君）** 日程第13、議案第16号「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第16号、湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省から子ども家庭庁への所掌事務移管に関する改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令、児童の安全確保、バス送迎の安全管理の改正並びに民法及び児童福祉法等における懲戒権に関する規定の削除に伴い条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第16号、湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、令和4年9月に静岡県の認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受けまして、国において幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられました。それに伴い、「児童の安全確保」、「バス送迎の安全管理」等に関する基準省令が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正についてご説明いたします。

4ページの新旧対照表をご覧ください。

第7条の2は、事業所における児童の安全の確保についての規定を新たに設けるものです。第1項は「安全計画の策定」、第2項は「安全計画の職員への周知」、第3項は「安全計画の保護者への周知」、第4項は「定期的な安全計画の見直し・変更」について、事業者に対し義務付けるものでございます。

5ページの第7条の3は、「自動車による送迎の際の安全管理」についての規定を新たに設けるものです。第1項は「利用乳幼児の乗車及び降車の際の所在の確認」、第2項は「送迎自動車への利用乳幼児の所在の見落とし防止装置の設置」について、事業者に対し義務付けるものです。

第14条第2項は、「衛生管理の推進」について、感染症及び食中毒の予防とまん延防止のための職員への研修と訓練の実施を努力義務とすることを明記する改正でございます。

なお、施行日については、第13条は公布日から、そのほかは「令和5年4月1日」となりますが、第7条の3第2項の「送迎自動車への利用乳幼児の所在の見落とし防止装置の設置」については、令和6年3月31日までの経過措置がございます。なお、本町には、現在該当する事業所はないところであります。以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

-----

**日程第 1 4 議案第 1 7 号 湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 1 4、議案第 1 7 号「湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第 1 7 号、湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する関係省令、児童の安全確保、バス送迎の安全管理の改正に基づき条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしく申し上げます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第 1 6 号、湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、議案第 1 6 号と同様に学童クラブにおける「児童の安全確保」、「自動車送迎の安全管理」等について基準省令が改正されたことに伴い条例の一部を改正するものでございます。主な改正についてご説明いたします。

4 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 6 条の 2 は、議案第 1 6 号の「第 7 条の 2」でもご説明いたしました、事業所における「児童の安全の確保」についての規定を新たに設けるものでございます。

第 6 条の 3 は、事業所外での活動等において自動車を運行する際の「利用児童の乗車及び降車の際の所在の確認」について、事業者に対し義務付ける規定を新たに設けるものでございます。

第 1 2 条の 2 は、感染症や非常災害発生時における、業務の継続的实施体制の整備についての規定を新たに設けるもので、第 1 項は「業務継続計画の策定」、第 2 項は「業務継続計画の周知」、第 3 項は「業務継続計画の見直し・変更」について、事業者に対し努力義務とするものです。

なお、施行日については、「令和 5 年 4 月 1 日」となりますが、第 6 条の 2 については、令和 6 年 3 月 3 1 日までの経過措置があります。以上で説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号「議案第17号 湯前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### 日程第15 議案第18号 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

**議長（金子光喜君）** 日程第15、議案第18号「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第18号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町営住宅の上牧原住宅3棟と上京手住宅1棟を解体したことに伴い、別表の一覧表から住宅を削除する必要がありますので、条例の改正をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**建設水道課長（中園誠二君）** 議案第18号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上牧原住宅3棟3戸と上京手住宅1棟1戸を解体し、廃止することによりまして条例の一部を改正するものでございます。

4ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明いたします。

左の表が改正後、右側が改正前でございます。別表（第3条関係）となります。まず上から2段目上牧原住宅の欄でございますが、右の表改正前の建設年度昭和39年度の上段の備考欄「1戸建て2棟」を削除しております。また、同じく建設年度昭和39年度の2段目の備考欄「1戸建て2棟」を「1棟」に改めております。次に上から4段目、上京手住宅の欄でございますが、右の表改正前の備考欄、建設年度昭和43年度分の上段「1戸建て2棟」を「1戸建て1棟」改めるものです。

3ページになります。附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----  
**日程第16 議案第19号 湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第16、議案第19号「湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第19号、湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町民グラウンドのテニスコート改修事業に伴いまして、施設名称の変更等関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**教育課長（浅田 徹君）** 議案第19号、湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本年度令和4年度に町民グラウンドの一部施設となりますテニスコートの改修事業を実施しておりますので、条例の一部を改正するものです。

それでは、内容につきまして、3ページの新旧対照表からご説明いたします。改正部分は、下線で表示している部分です。对比しながらご覧ください。

別表中(2)の施設名称「テニスコート」を「多目的コート」に改めました。同じく使用料表の貸シューズ1足100円を現状に応じ削除するものです。

2ページに戻りまして、附則におきまして、この条例は公布の日から施行としております。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**4番（椎葉弘樹君）** 今回の変更点については、特に問題ないのかなと思ってんですが、この条例の前回の改正時期が平成元年に改正されて以降の改正だと思っています。その時に、コートは見えてるんですがグラウンドも含めて10円の端数があるわけです。

が、これ計算しますと3%がどうもかかっているような感じがしました。3%というと平成元年に消費税が3%になったことで、3%上がってたのではないかと推測できます。従いまして、次の町長の時でも結構なんですけど、このあたりのですね使用料の確認と町内町外の料金とかも含めまして、見直していく必要があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

**教育課長（浅田 徹君）** 今回、条例の一部改正をお願いしているところでございます。実を申しますと、テニスコートを多目的コートに改修するという事で、コートの使用料についてもですね、検討したところでございます。周辺の管内町村とか熊本県内のフットサル会場の使用料等調べておりますが、改修工事が繰越をお願いしまして、供用開始が来年度中となります。そういったことも併せて新しい町長にご相談しながら、使用料も検討していきたいと考えております。

**議長（金子光喜君）** 他に質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、「湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### **日程第17 議案第20号 湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第17、議案第20号「湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第20号、湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、町民及び湯前小中学校児童生徒の観覧料免除による学習機会の拡充等を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願い申し上げます。

**教育課長（浅田 徹君）** 議案第20号、湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正と町民及び湯前小中学生の観覧料の免除、美術館協議会の委員定数削減、その他、現行条例において、誤植がございましたので、改めるものです。

博物館法の改正概要につきましては、先の議会全員協議会で文化庁資料をお示しさせていただいております。タブレットの議会全員協議会フォルダの令和5年度、令和5年2月24日フォルダ、ファイル名01教育課議会全員協議会資料の14ページに掲載しておりますので、博物館法の概要の説明は省略させていただきます。

それでは、内容につきまして、3ページの新旧対照表からご説明いたします。

改正部分は、下線で表示している部分です。対比しながらご覧ください。

第1条は、「博物館法の第18条の規定に基づき」の部分削除するものです。改正後の博物館法で当該条項が削除されるため、改めました。

第3条の美術館が行う事業につきましては、改正後の博物館法でいわゆるデジタルアーカイブを博物館が行う事業として明文化されますので、条例第3条第3項の中で「研究」につづき「電磁的記録を作成し公開」を加え美術館事業として明文化するものです。

第5条の観覧料規定では、ただし書きを加え、「湯前町に住所を有するもの及び湯前町内の小中学校に在籍する児童生徒の観覧についてはその納付を免除する」を加え町民及び町内小中学生の学習機会の拡充を図るための改正となります。

なお、現行条例の別表第1で義務教育就学前の児童は無料とすると規定していますので、小学校入学全の児童は町内外を問わず観覧無料となります。

第6条の特別利用においては、条文中「美術館資料」となっているものを現行条例の第3条(1)で美術館収蔵資料を以下「資料」というと規定していますので、不要となる「美術館」を削除するものです。

最後に第13条の美術館協議会につきましては、改正後の博物館法で法第20号であったものが23条に条ずれするため、改正をしますとともに、第2項の協議会委員定数を15人以内から現状に応じ11人以内に削減する改正となります。

2ページに戻りまして、

附則において、この条例は令和5年4月1日から施行とし、改正博物館法の施行日に合わせるものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**4番（椎葉弘樹君）** 博物館法の一部を改正する法律の施行におきまして、第3条第

1 1 項に学芸員その他博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことということも、追加されているようです。これについては、上位法を参照し、条例には特に規定は必要ないという認識でよろしいでしょうか。

**教育課長（浅田 徹君）** 議員、ご質疑の内容につきましては、美術館とか博物館で学芸員の研修を受け入れるケースがございます、本町の美術館においては、ちょっとその取り組みは実施しておりません。ただ今後につきましては、関係する事業として条例上に記載がございますので、そういった取り組みがあった場合には適用できるものと考えております。

**4 番（椎葉弘樹君）** 特にそこは考えておられても、条例には謳わなくてもいいということでもよろしいでしょうか。

**教育課長（浅田 徹君）** 今回、博物館法の改正で新たな事業、他にもその他の博物館と連携を図ることとそういったことも付け加えられておりますが、今回の本町の条例におきましては、今確実に事業をやっております、デジタルアーカイブ、こちらを事業として明文化しまして、今後の公開と取り組みを対外的にも進めていくということで、今回の条例改正におきましては、アーカイブの部分を付け加えさせていただいたものです。つきましては、先ほど申されました、学芸員の研修受け入れとか、そういった事業は現行の条例で事業としては実施可能と、そういう認識でおります。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、「湯前まんが美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** お諮りします。議案調査・委員会調査のため明日3月10日から3月12日までの3日間を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、明日3月10日から3月1



2日までの3日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、3月13日午前10時に開きます。議事は、補正予算、当初予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----  
散会 午後3時16分

第 3 号

3 月 13 日 ( 月 )





令和5年第3回湯前町議会定例会

〔第3号〕

令和5年3月13日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

- |      |        |                                    |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第21号 | 令和4年度湯前町一般会計補正予算(第13号)について         |
| 日程第2 | 議案第22号 | 令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について    |
| 日程第3 | 議案第23号 | 令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について     |
| 日程第4 | 議案第24号 | 令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について      |
| 日程第5 | 議案第25号 | 令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第6 | 議案第26号 | 令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第7号)について        |
| 日程第7 | 議案第27号 | 令和5年度湯前町一般会計予算について                 |

2. 応招議員

1番	吉田 精二	2番	西 靖邦
3番	遠坂 道太	4番	椎葉 弘樹
5番	森山 宏	6番	黒木 龍次
7番	味岡 恭	8番	倉本 豊
9番	山下 力	10番	金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    赤 池 昌 信    議 会 事 務 局 係 長    勘 米 良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	北	崎	真	保	健	課	高	木	堅	介
建	設	課	中	園	誠	企	画	課	本	山	り	か
農	林	課	稻	森	一	教	育	課	浅	田		徹
会	計	者	高	橋	誠							

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第3回湯前町議会定例会、第6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第21号 令和4年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について

議長（金子光喜君） 日程第1、議案第21号「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第21号、令和4年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算総額にそれぞれ2億5,192万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,223万7,000円とするものでございます。主な補正につきましては、年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み調整をおこなったものでございます。また、長引く物価高騰に苦しんでおられる町民の方々の支援を行うため、湯前町物価等高騰対策給付金事業、農林業原油価格等高騰経済対策事業支援金、商工業原油価格等高騰経済対策事業支援金の事業を構築し、予算の補正等を行うものでございます。併せまして、明許繰越、地方債の補正も行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 議案第21号、令和4年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について、ご説明いたします。

事項別明細書の歳出24ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、主に入札残や事業費等の確定、及び年度末までの見込み額を想定し、不用と思われる予算を更正減額しております。

よって、本日の説明は増額したものを中心に、減額した予算は説明が必要なものについてのみ、申し上げます。

款1議会費は、節1報酬2万9,000円は、議会構成が変更になったことに伴い、増額計上いたしました。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等139万6,000円は、副町長が令和5年3月末日をもって県庁に戻られますので、割愛人事期間中の退職手当負担金を、熊本県に支払うために、増額計上いたしました。

目3 財政管理費、節24 積立金の増額分は、各基金の利息分を積み立てました。その中で財政調整基金積立金145万8,000円と大きくなっておりませんが、一部を国債で運用しておりますので、その利回りが大きくなっているところがございます。

一方、ふるさと応援基金積立金499万7,000円は、ふるさと納税の金額が、当初の見込みより少なかったため、更正減額いたしました。

目5 財産管理費、節11 役務費8万7,000円は、庁舎内の電話料の不足が見込まれることから、増額計上いたしました。節12 委託料450万円は、役場庁舎屋根防水工事設計業務委託料を計上していましたが、工法の検討が非常に困難を極めておりまして、時間がもう少し必要でございますので、一旦事業を取り下げたものです。

多額の予算が必要な事業でありますので、令和5年度、新町長の下で、改めて判断していただくことにいたしました。

25ページです。

目6 公有林管理費マイナス600万円は、JR九州商事の森、ダイダンの森造成事業において、台風14号の影響等により、当初の計画から再造林面積が減少したため、事業費を更正減額しました。

目8 防災諸費、節12 委託料マイナス150万円は、防災ラジオシステム整備事業設計管理業務委託料の入札残でございます。

目9 企画調整費、節18 負担金補助及び交付金、くま川鉄道経営安定化補助金は、補助金の確定に伴い63万円の増、くま川鉄道再生協議会負担金の人件費分に、不足が見込まれるため7万3,000円を増額計上いたしました。上に戻りまして、空き家リフォーム等補助金マイナス221万円は、募集期間が終了し事業費が確定いたしましたので、更正減額いたしました。

26ページです。

一番上、くま川鉄道再生協議会負担金の災害復旧費分マイナス203万3,000円ですが、当初は概算設計額で計上していましたが、詳細設計を行った結果、事業費が減額となりましたので、その分を更正減額いたしました。

目10 情報通信管理費、節17 備品購入費マイナス256万9,000円は、宅内IP告知端末機器購入費で、想定より機械の故障等が少なかったことから、予定数を購入する必要がありませんでしたので、その分を更正減額いたしました。また、節18 負担金補助及び交付金、マイナス8,650万円は、光ブロードバンド整備事業補助金の減で、プロポーザル方式で業者選定を行いましたが、契約金額が予定を下回りましたので、その分を更正減額いたしました。

目11 電算情報管理費、節12 委託料マイナス239万円と節13 使用料及び賃借料マイナス25万6,000円は、当初オンライン申請管理システムの構築を国から強く求め



られていたことにより、国 2 分の 1 補助で実施予定でありましたが、このシステムは役場内部の事務処理に関するものでありまして、住民サービスの向上に直結するものではなく、現状では導入メリットが少ないこと、また国からの要求トーンも少し下がり、手作業での対応でも全く支障がないことから、申請を取り下げることになりました。

27 ページです。

目 21 湯前町物価等高騰対策給付金、全体で 3,734 万 4,000 円を増額計上いたしました。この事業は、財源に国からの普通交付税の追加分を主に活用し、物価高騰に苦しまれております町民の皆様に、お一人当たり 1 万円の給付をするものです。なお、全額繰り越しまして、5 月末から 6 月にかけて給付できればと考えています。

項 3、戸籍住民基本台帳費、節 17 備品購入費 311 万円は、マイナンバーカード関連申請書作成システム購入費でありまして、当初マイナンバーカード交付事務費補助金を活用して導入予定でありましたが、補助対象外ではないかという情報が入りましたので、一旦取り下げまして、デジタル田園都市国家構想交付金により令和 5 年度に予算計上することになりました。

項 4 選挙費、節 22 償還金利子及び割引料 2 万 9,000 円は交付額が執行経費算定額より多かったため、差額を返還するものです。

項 5 統計調査費、節 1 報酬 1,000 円は、住宅・土地統計調査指導員・調査員報酬で、前回調査時の実績により予算を計上してありましたが、単価が上がってありましたので、増額計上いたしました。

28 ページです。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 18 負担金補助及び交付金 1 万 6,000 円は、地域療育支援事業負担金でありまして、利用実績が見込みより増えましたので増額計上いたしました。

節 19 扶助費、障害者移動支援事業扶助費 1 万 4,000 円、障害者日中一時支援事業扶助費 3 万 4,000 円は、3 月末分までの不足が見込まれることから増額計上いたしました。また、その下の令和 4 年 9 月台風 14 号に伴う災害見舞金 6 万円は、準半壊で支援対象となる事案 2 件が判明いたしましたので、増額計上いたしました。

節 27 繰出金、3 段目の国民健康保険財政安定化支援事業繰出金 5 万 9,000 円を増額計上いたしました。

29 ページです。

節 19 扶助費 380 万円は、老人福祉施設入所措置費の実績見込みにより減額いたしました。

節 27 繰出金 1 万 1,000 円は介護保険特別会計繰出金を増額計上いたしました。  
目 4 国民年金費は、時間外勤務手当等を 7,000 円増額計上いたしました。

目5 後期高齢者医療費は、後期高齢者医療保険会計基盤安定繰出金をマイナス355万1,000円更正減額いたしました。

項2 児童福祉費、節3 職員手当等4万7,000円は、時間外勤務手当等を増額計上いたしました。節18 負担金補助及び交付金の中で、放課後児童健全育成事業補助金マイナス407万4,000円と3段目放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金マイナス210万円は、実績見込みによりを更正減額いたしました。下から2段目、放課後児童支援員等処遇改善事業補助金(月額賃金改善分)92万4,000円は、新型コロナウイルス対策の一環で児童福祉施設に従事する職員の処遇改善を図るもので、財源は国と県、町がそれぞれ3分の1を負担するものです。その下、熊本県保育所等物価高騰対策支援金補助金30万円は、物価高騰の影響を受けている保育所等に対して、光熱水費・燃料費等の上昇分の一部を支援するものです。財源は県から約2分の1以内が交付されます。

30ページです。

一番上、放課後児童健全育成事業、新型コロナウイルス感染症対応特別措置分40万円は、放課後学童クラブにおける新型コロナウイルス感染症に対する「かかり増し経費と備品購入費等を補助するもので、財源は国と県、町がそれぞれ3分の1を負担するものです。節22 償還金利子及び割引料マイナス541万6,000円は、事業費確定に伴う精算分となります。

目2 児童措置費、節18 負担金補助及び交付金の上段、湯前保育園運営費144万9,000円は、入園者の増により増額計上いたしました。

目3 母子福祉費、ひとり親家庭等医療費助成金5万円は、不足が見込まれることから増額計上いたしました。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節3 職員手当等8万1,000円は、時間外勤務手当等を増額計上いたしました。

目2 予防費、節12 委託料 860万3,000円は、各種検診の実績により更正減額いたしました。

31ページです。

目4 新型コロナワクチン接種事業費マイナス1,389万2,000円は、実績により更正減額いたしました。

32ページです。

款5 農林水産業費、目1 農業委員会費、節1 報酬401万9,000円は、最適化推進活動実績に応じた報酬です。財源は県から全額補助されます。

目2 農業総務費は時間外勤務手当等50万円を増額計上いたしました。会計検査への対応と、年度末の業務が重なることによるものです。

目3 農業振興費、節18 負担金補助及び交付金の3 段目、多面的機能支払い交付金マイナス407万9,000円は、対象農用地面積が減少し、交付率が減少したため更正減額いたしました。2 段下、作物規模拡大等支援事業補助金17万3,000円は、新規で1 件、ヒマワリを約20アール作付けされますので、その種子代を補助するものです。一番下、農林業原油価格等高騰経済対策事業支援金2,000万円は、財源に国からの普通交付税の追加分を主に活用し、原油価格等高騰の影響を受けている農林業者の負担を軽減することを目的に、動力光熱費及び肥料費の15パーセント程度を支援するものです。なお、動力光熱費は上限30万円、肥料費は上限20万円、合計50万円の上限となります。全額令和5年度に繰り越しまして、早いうちに支援できればと考えております。

33ページです。

目5 農地費、節14 工事請負費、深田2 地区排水路改修工事マイナス510万円と、大谷地区用水路改修工事マイナス730万円は、工事内容の減によるものです。ため池浚渫工事マイナス1,280万円は、入札が不調となりましたので更正減額いたしました。

節18 負担金補助及び交付金の2 段目、県営農村地域防災減災事業負担金1,358万8,000円は、蓑谷ため池の底樋等の改修工事の負担金が確定しましたので計上いたしました。その下、幸野溝災害復旧工事補助金20万1,000円は、令和4 年台風14 号の被害により町田川上流から幸野溝に流入した大量の土砂の撤去費用を、受益地の自治体3 町で50パーセントを補助するものです。

項2 林業費、目1 林業振興費、節18 負担金補助及び交付金の上段、治山林道協会負担金14万9,000円は、通常会費に加え、工事費の額により特別会費を納めなければなりませんので、その額を増額計上いたしました。

節24 積立金、森林環境譲与税基金積立金167万5,000円は、交付された森林環境譲与税を当該年度に事業費として使用し、残った分を基金に積み立てているのですが、令和4 年度の森林環境譲与税が見込みより増額となりましたので、その分を増額計上いたしました。

34ページです。

款6 商工費、節18 負担金補助及び交付金の1 段目、湯前町小規模事業者持続化補助金25万円は、当初国の認定1 件を見込んでおりましたが、2 件の認定がありましたので、不足する1 件分を増額計上いたしました。一番下、商工業原油価格等高騰経済対策事業支援金2,000万円は、財源に国からの普通交付税の追加分を主に活用し、原油価格等高騰の影響を受ける商工業者に支援金を交付し、負担を軽減することを目的としたものです。水道光熱費及び燃料費の15パーセント、上限50万円を支援いたします。全額令和5年度に繰り越しまして、早いうちに支援できればと考えております。それ以外

の減額は事業費の確定によるものです。

目3 観光費、節10 需用費、光熱水費1万円は、RVパークの利用増による電気使用料の不足が見込まれることから増額計上いたしました。

節14 工事請負費マイナス250万2,000円は、湯楽里高圧設備改修工事の入札残になります。

35ページから、款7 土木費は全て実績見込みにより更正減額いたしました。

37ページです。

款9 教育費、項3 中学校費のページ一番下、修学旅行バス運行委託料98万円は、新型コロナウイルス感染症の対応策として、バス2台で実施を予定しておりましたが、1台で実施となりましたので、その分を更正減額いたしました。

38ページです。

目2 教育振興費、節11 役務費7,000円は、伝統芸能に関しますクリーニング代が不足することから、増額計上いたしました。

項4 社会教育費、目2 公民館費、節13 使用料及び賃借料15万円は、コピー使用料の不足が見込まれることから、増額計上いたしました。

項5 保健体育費、目2 体育施設費、節14 工事請負費76万3,000円は、テニスコート改修工事の工事費が不足することから、1段上の修繕料から予算を組み替えたものです。

目3 給食費、節10 需用費の上段、燃料費20万円は、燃料高騰に伴い不足が見込まれるので増額計上いたしました。

39ページです。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目2 林業用施設災害復旧費、節12 委託マイナス707万は、令和2年7月豪雨災害で被災した夜狩内線、宮の谷線、牧良線の測量設計業務委託料の残と、令和4年台風14号で被災した林道長谷場線の測量設計委託料の入札残を更正減額いたしました。

項2 公共土木施設災害復旧費、目2 道路橋りょう災害復旧費、節14 工事請負費マイナス4,800万円は、R2 災猪鹿倉横谷線6工区、7工区で工事箇所に行けないため、令和4年度から令和5年度へ予算の組み換えを行ったため更正減額いたしました。

歳入です。18ページをご覧ください。歳入につきましても歳出の事業実績などに伴い、それぞれ財源となる歳入の調整を行い計上しております。

款2 地方譲与税、項3 森林環境譲与税は、交付額の確定により、175万6,000円を増額計上いたしました。

款10 地方交付税、地方交付税は、今回の補正予算の財源の調整分として、3,695万5,000円を更正減額いたしました。

款 12 分担金及び負担金、農林水産業費分担金は、深田 2 地区排水路と大谷地区用水路改修事業受益者分担金でございます。事業費の減額により、合わせて 1 6 1 万 5 , 0 0 0 円を更正減額いたしました。

項 2 負担金、節 1 児童福祉費負担金は、保育所広域入所児童保護者負担金の実績見込みにより更正減額いたしました。

款 13 使用料及び手数料、体育施設使用料マイナス 3 0 万円、美術館観覧料 2 4 万円は、3 月末までの実績を見込み、更正増減のうえ計上いたしました。

1 9 ページにかけて、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、目 1 民生費国庫負担金、3 月末までの事業実績を見込み、国庫負担金の交付申請また決定等の状況により更正減額いたしました。また、国保保険基盤安定制度負担金を 1 0 万 4 , 0 0 0 円増額計上いたしました。

目 2 衛生費国庫負担金マイナス 1 , 6 1 0 万 6 , 0 0 0 円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金について、3 月末までの事業実績を見込み、更正減額いたしました。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、8 2 万 7 , 0 0 0 円が追加交付されました。その他と、目 2 民生費国庫補助金は、3 月末までの事業実績を見込み、更正減額いたしました。

目 3 衛生費国庫補助金、節 1 衛生費補助金は、感染症予防事業費等国庫補助金 2 5 7 万 2 , 0 0 0 円は、事業実績により増額計上いたしました。合併処理浄化槽設置補助金マイナス 8 万 4 , 0 0 0 円は、3 月末までの事業実績を見込み、更正減額いたしました。災害廃棄物処理事業費補助金マイナス 9 1 万 5 , 0 0 0 円は、災害査定の結果により更正減額いたしました。

目 4 土木費国庫補助金、節 2 住宅費補助金 1 1 万 4 , 0 0 0 円は地域優良賃貸住宅分の事業費増に伴い、増額計上いたしました。

節 3 街なみ環境整備費補助金 2 7 万 6 , 0 0 0 円を、更正減額いたしました。

目 5 教育費国庫補助金マイナス 7 万 9 , 0 0 0 円は、特別支援教育就学奨励費補助金の実績見込みにより更正減額いたしました。

2 0 ページです。

款 15 県支出金、項 1 県負担金は、県の負担金決定額により更正増減いたしました。

項 2 県補助金、目 1 総務費件補助金マイナス 4 4 1 万 3 , 0 0 0 円は、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の実績に伴い、更正減額いたしました。

目 2 民生費県補助金は、県の補助金の決定及び事業進捗状況に伴う交付申請により更正増減いたしました。

2 1 ページです。

目3 衛生費県補助金マイナス149万3,000円は、各事業とも実績額により更正減額いたしました。

目4 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金、上から4段目農地・農業用施設災害復旧事業費補助金1,110万3,000円は、令和4年台風14号災害による農地農業用施設災害復旧にかかる補助金で、補助率が農地で50%から85.1%へ、施設が65%から95.6%へ上がりましたので、その分を増額計上いたしました。その下の農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金マイナス910万8,000円は、補助対象事業費の減額により更正減額いたしました。

節2 林業費補助金マイナス840万円は、令和4年台風14号の影響により作業道不通となり契約解除に伴い更正減額いたしました。

目6 土木費県補助金マイナス126万8,000円は、耐震改修等補助金の実績見込みがありませんので、更正減額いたしました。

22ページです。

項3 委託金、目1 総務費委託金マイナス60万6,000円は、参議院議員選挙の執行経費の確定により、その差額を更正減額いたしました。

目2 商工費委託金5,000円は、九州自然歩道管理委託金の見込み額を増額計上いたしました。

款16 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金は、財政調整基金ほか基金利子をそれぞれ計上いたしました。

款18 繰入金、目1 基金繰入金は、事業実績により、それぞれ更正減額いたしました。

款20 諸収入、項4 雑入、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う多町村負担金30万円は、本町から派遣しております職員の人件費の増額分として増額計上いたしました。JR九州商事の森造成事業負担金マイナス123万6,000円と、ダイダンの森造成事業負担金マイナス73万3,000円は、事業実績に伴い更正減額いたしました。

23ページです。

項5 受託事業収入、目1 民生費受託事業収入は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入4万8,000円を増額計上いたしました。

款21 町債、目1 総務債、節1 臨時財政対策債は、許可額が1,712万9,000円と示されましたので487万1,000円を更正減額しました。

節2 緊急防災・減災事業債は、起債限度額確定により170万円を更正減額いたしました。

節3 情報通信関連事業債は、光ブロードバンド整備事業分で、起債限度額確定によりマイナス8,650万円を更正減額いたしました。

目2 農業債、節1 かんがい排水事業債は、起債限度額確定により70万円を更正減額

いたしました。

節4 農地施設整備費 1,480万円は、農村地域防災減災事業（県営第二蓑谷地区）分として、新たに計上いたしました。

目3 土木費、節3 緊急自然災害防止対策事業債マイナス140万円と、節5 緊急浚渫推進事業債マイナス1,270万円は、起債限度額見込みにより更正減額いたしました。

次に、8ページに戻っていただきたいと思います。

第2表 繰越明許費は、令和4年度から令和5年度へ繰越明許費の内容です。

地方自治法第213条で定める歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものです

総務費の湯前町物価等高騰対策給付金事業から、次の9ページの災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費まで、総額8億7,777万5,000円となります。

なお、10ページから12ページに繰越理由を載せております。

次に、15ページをご覧くださいと思います。

第3表 地方債の補正で「変更」です。歳入で説明いたしました、臨時財政対策債、ほか事業費ごとに限度額を変更するものです。町債の総額は、9億9,352万9,000円となります。

以上、説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（西 靖邦君）** 30ページ、款4 衛生費、目2 予防費、節12 委託料ですけども、860万3,000円減額になっております。先ほど、検診実績により減額ということなんですけども、例年よりも検診率が下がったという理由なんですかね。減額の理由は。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 予防費の委託料でございますけども、一番減額が大きいのが総合健診委託料になります。これは、補正第6号で増額計上したところでございますが、総合健診の当初の受診見込み数を437名と見込んでおりました。補正6号では申し込み状況を見まして補正したんですけども、ここで一番単価の高い日赤の受診料で計算をしてしまったために、見込みよりも多い増額補正になってしまいました。今回、最終的に各検診機関、コスモ、日赤、高野病院それぞれで出しましたところ、最終的に397人の受診の予定になります。当初からしますと40人の減になります。そこで、各検診機関の単価で出しましたところ、今回の減額補正になったところでございます。

**議長（金子光喜君）** 他に質疑ありませんか。

**3番（遠坂道太君）** 32ページと34ページの原油価格等高騰支援金につきまして、お尋ねをします。現在、申請がどれくらい上がってきているのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。それと申請する内容、どのような資料を提出しなければならなかったのかそれについてお尋ねいたします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** まず高収益性作物への補助ということで、これにつきましては露地関係についても対象といたしております。申請件数については30件ということで、確定額については856万1,000円となったところです。続きまして、水稻栽培継続支援金事業というところになります。これにつきましては、対象者が229件と当初見ておりましたけども実績といたしまして、予算が930万としておりましたけども、実績見込みといたしまして、782万8,400円ということになっております。これにつきましては、営農計画書によるもので現地の確認を行いながら支援を行ってきたところです。次に、農林業原油価格等高騰緊急経済対策事業支援金としまして、これは補正予算の方で2,000万円ということで予算を組みましたけども、実績見込みといたしまして、1,650万5,000円となっております。これにつきましては、農業者、林業者に対する動力光熱費に関するもの、肥料費に関するもの、となっております。以上でございます。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 令和3年中の確定申告によるものを提出いただいております。そのなかで、15%の減に対しての支援を行ったところでございます。

**企画観光課長（本山りか君）** 商工業の原油価格等高騰の分でございます。予算現額2,207万円に対して執行額1,618万1,000円となっております。執行率は73.3%です。申請書類につきましては、申請書に添付していただくものとして、水道光熱費、燃料費等の内訳が分かる書類、それに決算書、収支内訳書等を添付していただいて、その書類が間違いがないという誓約書をつけていただいているところでございます。また、滞納関係もこれについては、閲覧可能というのを同意書をいただきまして、税務課の方で担当で確認をさせていただいたところでございます。

**3番（遠坂道太君）** これ単年度でなくて、農家さん、商業者聞きますとこういう支援していただくといいと言っておられます。ある程度続けられるような形で取り組んでいただければと思います。それについて、町長のご意見を伺いたいんですが。

**町長（長谷和人君）** 今回補正予算計上させていただいております、農林それから商工関係の支援については、長引く物価高騰に対しまして、いくらかでも町民の皆様方に支援をすることによってかなりの助けになるのではなかろうかということで、今回補正を組ませていただいております。財源につきましても地方交付税がございましたので、その財源を使わせていただいているところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 24ページの情報通信関連事業整備基金についてお尋ねします。3,000円の分です。令和3年度におきましては、この基金に6,000万円の積み立てを行っております。この6,000万円の中には損益分岐点を超えた使用料の利益分も含まれているところだと思っております。そこでまず確認したいのが、令和4年度実績見込みで、加入者が何件いて、損益分岐点は何件なのかについてお尋ねしたいと思います。



**総務課長（西村洋一君）** 現在の加入は552件です。損益分岐につきましては、現在手持ちに資料がありませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

**4番（椎葉弘樹君）** 令和4年度に確認した時には380件位が損益分岐点ということでしたので、その前提でいきますと100件以上の利益分があると思いますので、金額にすると500万円を超える金額が利益として出ていると思います。今回、損益分岐点を超えた利益分については、どのような処理をされたのかお尋ねします。

**総務課長（西村洋一君）** 現在まだ処理は行ってないところです。

**4番（椎葉弘樹君）** 令和3年度の3月補正においては、この利益分は基金の方に充当しております。今回もそれにならうのではないかと思ったんですが、今回基金に積み立てがありませんでしたので、確認したところでした。これはいつどのように処理をしていく予定なんでしょうか。

**議長（金子光喜君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----  
休憩 午前10時45分

再開 午後10時46分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

**総務課長（西村洋一君）** 決算の状況によりまして、議員申されましたとおり、積み立てれるのであれば積み立てたいと考えております。

**4番（椎葉弘樹君）** そこは損益分岐点の件数次第かと思いますので、その損益分岐点の後ほどの報告と、恐らく利益分として余ると思いますので、その分の基金に本当に充当されるのか、そのあたりを確認させていただきたいと思います。後ほど損益分岐点の回答をいただきたいと思います。

**議長（金子光喜君）** 他に質疑ありませんか。

**8番（倉本 豊君）** 32ページの水稻栽培継続支援金。先ほど遠坂議員の方から質問がありました関連で質問させていただきますけども、確かこれは申請主義だったかと思っております、不用額がかなり出ておりますけども、140万で出ておりますけども、申請がなかったということでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** この事業につきましては、毎年出されます営農計画書、これに基づくもので、当初見込みとしまして、251件の申し込みがあるだろうというところにしておりました。実際の申請があったのが229件ということになっております。また、対象面積につきましても当初見込みよりも若干減ってきたところで、今回の不用額が生じたということになっております。

**8番（倉本 豊君）** 大変、助かった事業であると喜んでおられた方も沢山おられま

した。その中でですね、営農計画書の中に例えば闇小作の取り扱いはどうなっていたんでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 営農計画書につきましては、農地台帳の方から引っ張って来てきておるところでございますけども、実際は若干の漏れもあろうかとは思っております。ひょっとすると闇小作も入っていることも考えられるところではございます。

**8番（倉本 豊君）** あれは自分で書いて役場に提出しますので、ちゃんとした農業委員会を通った小作契約でなくて、闇小作といいますか、そういう部分が入ってるのかなと、それにしても作ったことにはわかりはないわけですが、そこらへんはちょっと厳格にする必要性もあるのかなと感じましたもんですから質問をさせていただきました。

**2番（西 靖邦君）** 35ページです。項2道路橋りょう費、節12委託料なんですけども、永岡トンネル定期点検委託料マイナス170万円となっています。これはですね、1回の点検料決まっていると思うんですけども、この大きい170万円の減額となった理由はなんでしょうか。

**建設水道課長（中園誠二君）** 単に入札残でございます。

**2番（西 靖邦君）** 入札残ということですけども、1年に何回も、定期点検はやられたということですね。

**建設水道課長（中園誠二君）** 点検は行っております。

**4番（椎葉弘樹君）** 先ほどと同じく24ページの公共施設等整備基金積立金についてお尋ねします。今回19,000円が計上されています。昨年度の補正では約2,000万円が積立っております。それによりまして、基金残高は5億円ほどになっているところです。今回は積み立てはされないんでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** 先ほども申しましたが今回は金利だけですので、決算状況を見て積み立てたいと考えています。

**4番（椎葉弘樹君）** これ決算状況を見て積み立てる額として、例えば500万円とか、それを超えてくる金額においても、それは補正せずに決算の方で対応してもいいということでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** そのように理解しております

**4番（椎葉弘樹君）** この総合管理計画につきましては、平成29年度に策定されておまして、5年を超えたところで、ローリングがされていると思います。公共施設等管理計画、このローリングをしたことによってある程度の積立額というのを今後は計画的に積み立てていく必要があるということ、以前から指摘をしていたわけですが、0だと計画性がないようにも思えますので、これというのは、やはりローリングをした結果を踏まえまして、計画的に積み立てていくという考えはないのでしょうか。町長にお尋ねしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 今回の場合についてはですね、3月の地方交付税の財源を使わせていただきまして、農林商工業併せまして町民皆様方に3,400万の財源を使わせていただいた非常に窮屈な部分としての財源という形になっております。予算的に。今おっしゃてるような、私も公共の基金関係についてはですね、一定のルールが必要かもしれませんけども、そこらへんは柔軟性も持って、余裕があるようであれば3月でも積み立てというのも可能かとは思いますが、非常に今回は補正予算8億でございますが、明許繰越等もやっております、非常に予算の決算額が見込めないということもございましたもんですから、一旦は今回は決算の方の収支を見て、それによって積み立てたらどうかということで今回はさせていただいておるということでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 公共施設等整備基金につきましては、その答弁でよろしいかと思えます。ただ、先ほどのインターネット使用料に対する利用料、これはインターネットの設備に関する部分にしか使えないものです。だからそれは、剰余金というのとははっきり分かっているわけですから、その部分というのはいや基金等に積み立てていく必要があると思うんですが町長いかがでしょうか。

**町長（長谷和人君）** もう一つの方の情報関係の基金ですけども、こちらについては全協等で説明させていただいておりますが、更なる今回は光の再整備を行ったということで、難視聴世帯等の部分もございまして、これらにはこの基金が使えないか、そんなことも実は思っておりますので、そこらへん議会の皆様方と協議をさせていただきまして、その基金についてはそういう風なところで使い道ができないかそんなところも思っております。なお、今損益分岐を超えた分について全部積み上げるというのは大変申し訳ございません、その部分が正確に、余った分についてそっちにもっていくというのは決まっていたか、私記憶していないところがございまして、定かではないもんですから、もう少しそこらへんは精査させていただいて、ご回答させていただければと思っております。

**4番（椎葉弘樹君）** この部分はですね、令和4年度の当初予算、そして昨年度の決算においても、私何回も指摘しているところでございまして、湯前町のインターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例というところには、この使用料というのは、加入者が受けるインターネット接続サービスに係る費用ということで、この費用に充てる分は問題ないんです。ただ、それを損益分岐点を超える部分については利益になる部分ですから、この利益の部分というのは、やはりインターネット利用、要は町の情報整備に係るオプション機能の分に充てることのできるということになっておりますので、これを一般財源の方に含ませてしまうとこの利益分がいくらでていたのかということが、本来見えなくなることが前から指摘していた問題点だと思っております。そこで、高橋総務課長時代にですね、基金を作らせていただいてその基金の方に充当してい

こうということで、令和4年度から始まったところだと思っていますので、そこも含めてご検討いただきたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 今、椎葉議員がおっしゃいました分についてはですね、協議があったと、ご説明があったと、私も記憶しているんですけども、ただそういう風な、ダブルかもしれませんが、その部分についてですね、残りまして、いわゆる基金に積み上がった、ここら辺の使い道は全部そこの方にもって行って、そこら辺の部分をどうするかという風な、たいへん詳細の部分についてですね、私どうも記憶が、そこらへんもうちよっと精査させていただいて、ご回答させていただければと思っています。

**4番（椎葉弘樹君）** 例えば、令和4年度に整備しました光ファイバーの回線であったり、防災ラジオ、これに充当するという説明があればですね、私はそれはそれで納得するんですが、その部分というのは利益分をそこに充てましたという説明は今まで聞いておりませんので、その部分がもしあるのであればその辺も含めて説明が必要であろうと思います。もし、そういうのに充当してなければ、基金の方に積み立てるという方法あるのかなと思っていますので、これですね、明確な答弁いただかないとこの補正予算もちょっと最終的にどうなるのかといったところも気になる場所ですので、ここは早急に確認をしていただけないでしょうか。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため、休憩します。

- - - - -  
休憩 午前10時59分  
再開 午前11時15分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

**総務課長（西村洋一君）** 先ほどの椎葉議員のご質問に対してお答えしたいと思えます。先ほどは私の認識不足で、答弁に戸惑ってしまいまして申し訳ございませんでした。このインターネット関連の使用料に関する基金ですね、これ情報通信関連全般での基金としておりますが、これにつきましては決算が確定いたしまして他の基金と併せまして基金の方に積んでいきますので、これについてはそのように令和5年度に基金を積むというところでご理解いただきたいと思います。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**1番（吉田精二君）** 21ページです。歳入の方ですけども、農林水産業費補助金の機構集積支援事業補助金ですが、マイナスの21万6,000円と、当初が37万9,000円に対して減額が大きいと思いますが、減額の理由をお知らせください。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 機構集積についてはその分実績がなかったというところでの減額となっております。

1番(吉田精二君) 農業サイドでですね、特に今後農地の集積集約が叫ばれていい  
る中で、個人としてもなかなか集積できないと、この機構集積につきまして補助金もで  
るということで、非常に担い手さんにつきましても取り組みやすいと、今後はですねも  
うちょっと協力的に対象範囲を広げて湯前全体でもすべきところではありますが、今後の  
農地集積の進め方についても、この機構集積支援事業ですね、どのように取り組んでい  
きたいのか、考えをお聞かせ願えればと思います。

農林振興課長(稲森一彦君) すみません、先ほどの補足をさせていただきます。機  
構集積支援事業の補助金の減額についてですけれども、最適化事業の方で例年1泊2日の  
研修等も行っていただけなんですけれども、宿泊を伴う旅費関係、コロナ関係でその分が  
減ったことが一番の大きな原因となっております。集積関係についてですけれども、農業  
委員会事務局の方で、農業委員、最適化推進委員に対する今後の農地の賃借の相談があ  
った時のマニュアルを作成しております。これにつきましては農地の賃借等の相談があ  
った場合ということで、まず優先順位として隣接地の経営体の方に農地の賃借の相談  
を行っていく、次に2番目として人・農地プランを作成しておりますので、その農家へ  
の斡旋とか、その次に近年新規就農者の方もおられますので、規模拡大に意欲のある新  
規就農者の方への斡旋も必要ではないかと、ある程度の順番を決めてしております。今  
後につきましては、人・農地プランから地域計画へというところで、令和5年度から地  
域計画の作成にあたらなければなりません。当然これにつきましては、過去にアンケー  
ト調査をとっております。こちら辺の農地をいかに集積していくか、今言ったような隣  
接地の経営体、人・農地プランに記載されている農家、規模拡大に意欲のある新規就農  
者への斡旋となると思いますので、これについては農業委員会、農地最適化推進員さん  
の必須業務でありますので、これについては今後もですね、斡旋等について毎月の総会  
等の中でしっかり話をしていき、また実際動いてもらう農業委員さんであったり、最適  
化推進員さんの動きが大事になってくるかと思っておりますので、その点の充実させた農業委  
員会総会になってくるのではないかと思います。

議長(金子光喜君) ほかに質疑ありませんか。

3番(遠坂道太君) 32ページですが、畜産飼料の価格高騰の部分につきましてお  
尋ねいたします。減額で113万1,000円となっておりますが、今度減額になって、  
何件くらい申請があったのか、t数にしてどのくらいか、それについてお尋ねします。

農林振興課長(稲森一彦君) これにつきましては、令和4年の11月1日現在を基  
準としております。対象が乳牛、肥育、繁殖牛、28件の畜産農家になろうかと思いま  
す。乳牛につきましては、当初想定で258頭に対して実績として267頭になってお  
ります。肥育牛に関しましては、当初想定で530頭に対して実績として373頭、繁  
殖牛につきましては、376頭に対して実績で383頭ということで、今回支出見込み

として756万9,000円を見込んだところになります。

**3番(遠坂道太君)** 牛の頭数についての支援ですか。その辺もちょっと詳しく教えてください。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 乳牛、肥育、繁殖牛それぞれ単価を分けまして、飼料にかかる分ですね、それぞれ頭数に応じて単価それぞれ違いますけども、頭数に対しての支援ということにいたしております。

**3番(遠坂道太君)** 頭数、子牛から成牛までとなりますけども、食べる量違うかもしれませぬ。現状の飼料価格皆さんもご存じのとおりだと思いますけども、今、肥育、繁殖の飼料代tあたり7万円は下らないと思います。乳牛の方ではtあたり10万円ですよね。非常に農家さん困っておられる状態ということで、もうやめようかという人もいらっしやいます。この辺の支援というのも、もっと今後もですね、113万残さず使い切るという考え方はなかったのか、その辺つきましてお尋ねします。

**農林振興課長(稲森一彦君)** 予算化したものを全て使うということではございません。基準日における頭数というところで支援をしていくと、そういう風になっておりますので、その実績に応じた支援ということで、今回不用額がでてきたということになっております。

**3番(遠坂道太君)** 今の取り組みについては、頭数ということもございますけども、今後検討されるには、飼料あたりいくらと明確に各畜産農家の方たちが使われる数量がわかるはずでございます。その中で支援策と検討されればと思っております。

**5番(森山 宏君)** 24ページですね、財産管理費の委託料、マイナスの450万円、庁舎の防水工事設計業務委託、これがまるまるなくなった。たぶん現状、漏水しているからこういう委託を企画されたと思っておりますけども、これがまるまるなくなったということは、漏水が止まったり、何ら支障がないということなんでしょうか。

**総務課長(西村洋一君)** 先ほど、議案説明で申し上げたとおり、雨漏りはしてあるんですけども、防水シートにするのか、屋根をかけるのか、また別の方法があるのか、非常に悩んでいたところです。それに時間がかかったといえますが、最初のうちは防水シートでやろうと準備を進めていましたが、年度末になってから屋根でも可能というのが判明しましたので、それにつきまして今取り急ぎ屋根でいけるのかというところで、準備をまた新たにやっておるところでございますので、やらないということではなく先ほども説明しましたとおり、屋根とかにつきましては補助等がございませんので、全額一般財源となりますので、極力いい内容で長くもたせるための検討をしておるところで、ご理解いただきたいと思っております。まったくやらないということではございません。

**5番(森山 宏君)** この防水対策というのは、過去何回も防水工事やられていると

思いますけども、屋根をかける、ものすごいいい発想だなと思います。でも、元々この庁舎が築年数、コンクリートで言いますと50年が過ぎると劣化していくというのが指標にあります。大々的な工事の一つにいいんじゃないかなと思いますけども、町長の見解はどうでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 先ほど総務課長答弁したんですけども、当初は防水シートでいこうと、走ったんですけども、色々お話を聞いた中で、防水シート10年くらいしかもたないとお話をお聞きしました。また10年後に同じような防水シートをするのかという、以前議会の部分、耐震の工事をさせていただいております。この時にですね耐震工事を行いまして、その前に防水シートをしたんですけども、その時に屋根の話があったそうで、その当時の書類が残ってありました。その時に、総務課長答弁しました通り、通常でしたら平屋ですので、屋根をかけると耐震がもたないんじゃないか、と発想していたんですよ。ところが、屋根をかけても軽量であれば耐震はクリアするという風なお話を聞きましたもんですから、ここは一回検討しようかということで、当然そうなりますと、450万で足りないと言った事業費がちょっと膨らみますんで、足らなくなってしまうということでございますんで、改めてリセットして、屋根をかけるという発想でできないもんかということで、新しい年度でもう一回組み直そうということでの今回更正減額ということに至ったところでございます。

**2番（西 靖邦君）** 先ほどの森山議員のところと一緒になんですけども、工法を検討されることなんですけども、一番懸念するのがですね、水の侵入によりまして構造体の躯体の鉄筋が錆びていくんですよね。そのままの状態では、具合悪いんですよ。工法の検討というのはですね、早急にやっていただかないとことには、構造体がいかれてしまいます。その辺をよろしくお願いします。

**町長（長谷和人君）** 今、先ほど答弁したんですけども、2階部分と平屋部分についても全部耐震の確認をさせていただきまして、今の現状の柱の状態はいいそうでございますもんで、そこら辺もみたときにですね、一回屋根かけという工法で考えてもいいんじゃないかと、いうことではございましたんで、おっしゃるとおり非常に陸屋根の劣化が進んでおります。ですから、今柱が4mか5mごとにあるんですけど、この上にですね基礎の部分のをのせると、いうことであればあとは梁をのせてそれに屋根をかける、軽量のガルバニウム板みたいになろうかなと思いますけども、それであれば大丈夫だとお話を聞きました。ただ、まだ発注してございませんので、前の段階での話でございますので、一旦今回は予算を減額するところでございます。今おっしゃるような部分についても、十分検討させていただきたいと思います。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**8番（倉本 豊君）** 9ページですかね。繰越明許についてお尋ねします。町田川の

沈砂池の測量設計は出ておるんですが、工事費についてもまだ入札ができていない状況ですので、この繰越の中に入っていると思うんですが、何番に入っているのかまずお尋ねします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 上から4段目になります、農業用施設等災害復旧事業事業費が5,250万この中に町田川、上堀田地区の農業用施設の災害復旧工事はこの中に入っているところでございます。

**8番（倉本 豊君）** 実は昨日が地区の午前中が道づくり、午後から総会ということで非常に心配されましたの意見が大変たくさん出まして、関係者の方多数いらっしゃるもんですから、私が説明したのには、2回、2月と3月に入札はかけられましたがでも不落でしたと、ただ4月にもかけられるそうですという話はしました。でも、万が一4月に不落になった時はどうなるんだろうかと、大変心配された声、それから町の方から個別にご相談に参られるという、向こうからそういうこと言われたもんですから、そういうところを含めてどうなっているのか、大変心配されておりますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 入札状況については今議員おっしゃられたとおりです。違う地区でも入札が不調不落できておりません。令和4年度9月台風については、7本の設計書になっておりますけども、その内の1本だけが落札ということで、残りの6本については、不調不落が続いているということで、まず担当者の方で今週から農地の所有者の方に回っていきます。今までの2月3月の入札の不調の状況、また4月になっても入札を行うとまずご説明にあがっていきます。議員おっしゃられたとおり4月以降どうなるんだろうかということで、もちろん私達もその点については心配といいますが、不安にも思っております。一番いいのは4月に入札を行いまして、業者さんが応札をいただくと、こちらの対応策もお伝えできるところでございますけども、そうでない場合も当然考えていかなければならないと思っております。その際に、最低限、町の方でできるようなことを考えていかなければならないと思っております。そういう場合のご意見ですね、最低大型土のうを設置するとか、ここまでできるかできないかわかりませんが、県の方に相談したいと思っておりますけども、排水路等に溜まっている土砂をどこか一時的に仮置きできないだろうかというようなこと、このようなこと考えながらいければと思っております。

**8番（倉本 豊君）** 4月入札でどこかがとっていただければですね、方法はその業者さんで考えられながら、ということだろうとできていくんですが、できなかった場合が心配するのがですね、今度は人災といいますかね、今現在水路は全部埋まっています。今度流しになりますと、その上を水が走ってきます。そうしますと今度は家屋の方に向かっていくのも想定されます。今度は人災になってくるというような状況になってくる



という風に、昨日の総会の中でですね、皆さんの声もそういうことも言われました。万が一落ちなかった時ですよ、県に相談してでもなんとか溝の中の土砂でも仮置きでもできてですね、そういう交渉もしとかんと大変なことになると予想されますんで、十分に検討されてやっていただきたいと思っておりますんで、とにかく住民の方が心配をされております。

**町長（長谷和人君）** 入札が不調に終わりました、大変私も心配しておるところでございます、今課長が答弁しましたように、どうしても4月が不調不落到終わった場合については、直営です、バックホウいれまして用排水路の部分の断面を確保する、まずこれを行わなくちゃいけないと思っております。そういう状況になりましたら即座にそういう風に対応させていただきたいと思っております。なお、その場合について、今回審議していただきます、5年度の中の予算が足りない分については、即座に専決処分とかさせていただいて、予算化をさせていただきながら、進めさせていただくということも、今倉本議員の方からご質問ございましたので、そういう対応をさせていただければという風に思っております。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**3番（遠坂道太君）** 33ページです。工事請負費で大谷地区用水路改修工事の減額の730万とため池浚渫工事の1,280万につきまして、お伺いしたいと思います。これどのような感じで減額されているのか、お尋ねします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** まず、ため池の浚渫工事の減額分についてでございますが、これについては令和4年度で補正予算をさせていただきました。ため池につきましては、潮ため池と大谷ため池となっております。潮ため池につきましては、応札いただき竣工しております。大谷ため池につきましても入札を行いました、不調になったところで、この分につきましては令和5年度に改めて予算化をさせていただいております。令和4年度につきましては災害復旧の方優先したいということで、潮ため池分については、一回予算を落として令和5年度で改めて組んだところでございます。次に大谷地区の用水路改修工事730万円減額しておりますけども、ここにつきましては、施工にあたりまして、仮設道路を設けてからの用水路の布設替えということになりました。地区の関係者の方から、今後仮設道路について地区の管理用道路として利用したいということがございまして、仮設道路は工事が終わって撤去するようになりますけども、撤去がなくなると、その費用が減額となったということで730万円を減額したところになります。

**議長（金子光喜君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第13号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

## 日程第2 議案第22号 令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について

**議長（金子光喜君）** 日程第2、議案第22号、令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第22号、令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,517万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,483万6,000円とするものでございます。主な補正につきましては、一般被保険者療養給付金等年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく申し上げます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 議案第22号、令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

9ページの事項別明細書、歳出から申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費については、節18負担金補助及び交付金に一般被保険者療養給付費3,500万円、それに付随して同じく目5審査支払手数料、節11役務費に1万2,000円を、また、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節18負担金補助及び交付金に900万円を計上しました。これらは、令和4年度は高額となる件数が継続して多く、療養給付費、高額療養費の予算が不足すると見込まれるためでございます。補正予算第3号でも追加計上したのですが、特定の方の連続した月の入院や高額案件の増加に歯止めが掛かる見通しが立たないため、まだ額の確定していない残りの月を高額月の支払額で勘案し、その不足額を計上しました。

項3出産育児諸費、目1出産育児一時金、節18負担金補助及び交付金は、3月までの出産予定が無いようですので、2名分の84万円を更生減額しました。

付随して、同じく、目2 支払手数料、節11 役務費、節18 負担金補助及び交付金 1,000 円を更生減額しました。

10ページをご覧ください。

款5 保険事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、節12 委託料では、これまでの実績見込みにより57万5,000円を追加計上しました。

項2 保険事業費、目1 保健衛生普及費、節11 役務費は、老朽化のため電話回線を高速回線に変更したため、残り月の不足分4,000円を計上しました。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国民健康保険給付基金積立金、節24 積立金は、利子額の確定により3万4,000円を更正減額しました。

11ページになります。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目7 県支出金返還金、節22 償還金利子及び割引料は、特別調整交付金が確定したため、145万9,000円を計上しました。内訳としまして、新型コロナウイルス感染症による財政負担増に関して、令和2年度135万5,000円、令和2年7月豪雨による財政負担増に対して、令和3年度10万4,000円をそれぞれ返還金として計上した合計となります。また、その他、各目において、充当元の歳入の確定見込み等により、それぞれ財源更生を行いました。

続きまして、歳入を説明します。7ページをご覧ください。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金に、歳出で計上しました療養諸費の対応分として、4,400万円を計上しました。

款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金に、利子額が確定したため、3万4千円を減額しました。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保健基盤安定繰入金（保険税軽減分）115万2,000円を更生減額し、節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）として、16万6,000円を計上しました。これは、いずれも実績が確定したためでございます。同じく実績確定のため、節3 未就学児均等割保険税繰入金を4万1,000千円、節6 国保財政安定化支援事業繰入金59万5,000円を追加計上しました。節5 出産育児一時金繰入金については、歳出でご説明しました通り、3月までの見込みにより対応分3分の2である56万円を更生減額しました。

8ページをご覧ください。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 前年度繰越金、節1 前年度繰越金には、財源として不足する211万9,000円を計上しました。

歳入歳出それぞれ4,517万5,000円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「ありません」の声あり ]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号「令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

### 日程第3 議案第23号 令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第5号） について

**議長（金子光喜君）** 日程第3、議案第23号、「令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第23号、令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ495万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,253万9,000円とするものでございます。主な補正につきましては、球磨川上流流域下水道事業工事負担金等年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。また、地方債の補正も行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく申し上げます。

**建設水道課長（中園誠二君）** 議案第23号、令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

9ページをお願いします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費につきましては、365万4,000円を減額しました。

節1報酬並びに、節8旅費につきましては、下水道事業審議会委員の報酬及び費用弁償を更正減額しました。

節18負担金補助及び交付金につきましては、181万3,000円を減額しました。

これにつきましては、県が管理します、球磨川上流 流域浄化センターの工事負担金となります。県の事業計画に伴い、12月に補正予算を 計上しましたが、その内、多良木中継ポンプ耐水化工事が、計画変更により実施されず、負担金が発生しなかったことによる減額となります。

節 26 公課費につきましては、下水道事業の消費税の減額となります。消費税額の確定に伴い、162万3,000円を更正減額しました。

款 2 下水道維持管理費、項 1 維持管理費、目 1 公共下水道維持管理費につきましては、130万9,000円を減額しました。

節 10 需用費につきましては、15万円を増額計上しました。これは、町内11か所のマンホールポンプの電力使用料になります。請求実績に伴い、不足が見込まれるため計上いたしました。（雨などによる稼働時間増）

節 11 役務費につきましても、1万7,000円を増額計上となります。梅雨時期や、台風等により、想定よりも非常通信回数が多かったことにより、不足が見込まれますので、計上しました。

節 14 工事請負費につきましては、11万5,000円を減額しました。執行実績により、残額を更正減額するものです。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、汚水の水量実績により、136万1,000円を更正減額しました。

款 3 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金につきましては、基金積立金利子として、4,000円を計上しました。

次に歳入になります。8ページをお願いいたします。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金については、一般会計事業費繰入金316万3,000円を更正減額しました。

款 5 町債につきましては、球磨川上流流域下水道事業債180万円を更正減額しました。これは歳出で説明しました、流域下水道事業工事負担金の一部不要となったことによるものです。

款 6 財産収入につきましては、積立金利子として、4,000円を計上しました。

次に地方債の補正になります。5ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正、限度額の変更となります。補正前の限度額、690万円を、補正後の限度額、510万円に変更するものです。

以上で、湯前町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第23号「令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

**議長（金子光喜君）** ここで、昼食のため休憩します。

-----  
休憩 午前11時56分  
再開 午後 1時00分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

#### 日程第4 議案第24号 令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

**議長（金子光喜君）** 日程第4、議案第24号、「令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第24号、令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ670万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,345万2,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、保険給付費の補正、地域支援事業費の補正等年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い致します。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第24号、令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

主なものにつきまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。

9ページをご覧ください。

款1総務費、項3介護認定審査会費、節11役務費は、要介護認定にかかる主治医意見

書作成手数料について実績見込みにより25万5,000円を更正減額しました。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、節18負担金補助及び交付金は、要介護1から5の方の介護サービスの内、訪問介護、通所介護などの利用件数が当初の見込みより減となるため、居宅介護サービス給付費を1,490万4,000円更正減額し、地域密着型介護老人福祉施設などの地域密着型介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費などについては、実績見込みに基づき増額計上しました。

項2介護予防サービス等諸費、節18負担金補助及び交付金は、要支援1、2の方の介護予防サービスの内、介護予防通所リハビリなどの利用件数が当初の見込みより増となっており、介護予防サービス給付費を122万円増額計上し、介護予防住宅改修費などについては、実績見込みに基づき増減額を計上しました。

10ページをご覧ください。

款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1介護予防・日常生活支援サービス事業費は、節18負担金補助および交付金について、総合事業対象者の訪問介護および通所介護の利用件数が当初の見込みより増となっており、第1号訪問事業負担金および第1号通所事業負担金を合計101万5,000円増額計上しました。

11ページ、項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費及び、目4在宅医療・介護連携推進事業費、目6認知症総合支援事業費、目7地域ケア会議推進事業費については、上球磨地域包括支援センターへの委託事業費変更に伴い増減額を計上しました。

款4基金積立金は、介護保険給付基金利子を計上しました。また、歳入には、款6財産収入に基金積立金利子を同額計上しました。

次に歳入についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金は、交付申請額に合わせて更正減額しました。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は、変更申請額に合わせて666万8,000円を更正減額しました。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2、目3地域支援事業繰入金については、総合事業にかかる町負担分の増減額を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（西 靖邦君）** 9ページです。款2保険給付費、項1の介護サービス諸費、目1介護サービス諸費で節18負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費ですね、1,490万4,000円の減額なんですけども、これは保険給付を利用した在宅サー

ビスの被保険者が減ったということなんですけども、その主な理由は为什么呢。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 居宅介護サービス給付費にはサービスの種類が12種類ございます。訪問介護ですとか訪問入浴介護それぞれありまして、認定者数が減ったのではなくて、通所リハビリ、自宅からデイサービスセンターでリハビリをするサービスですとか、短期入所生活介護、ショートステイですね、その利用者が減ったことでその分の給付費が落ちたということになります。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

**5番（森山 宏君）** 同じく9ページですね、認定調査等費、これで主治医意見書作成委託料ですか、これは減額になっているのに審査会の負担金は増、結局認定業務の件数は減ってないとおっしゃったんですけども、実態はどうなっているんでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 主治医意見書作成委託料の減額は認定調査の件数の見込みが当初見込みより減ったところでございます。それから介護認定審査会の負担金は認定審査会の職員の人件費の変更があったというところでの増となります。この主治医意見書作成委託料とこの審査会の負担金の件数の関係性はございません。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号「令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----

**日程第5 議案第25号 令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について**

**議長（金子光喜君）** 日程第5、議案第25号、「令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第25号、令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。



今回の補正予算につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ949万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,713万8,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく申し上げます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 議案第25号、令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計 補正予算 第2号について、ご説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費では、令和4年度では被保険者証の2回交付がありましたが、施設入所者等の分は施設毎にまとめて、持参して交付したため、不要となり11万2,000円を更正減額しました。

節18負担金補助及び交付金では、被保険者保険料負担金は、確定している調定額と見込額を勘案し583万6,000円、また、保険基盤安定負担金が確定しましたので、355万1,000円をそれぞれ更生減額しました。合計938万7,000円の更生減額となりました。

次に歳入を説明いたします。7ページをご覧ください。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1現年分は、既に確定している調定額に今後の見込みを勘案して688万6,000円を更生減額し、目2普通徴収保険料、節1現年分に、これまでの実績に今後の見込みを加え88万円を、節2滞納繰越分には、確定している調定額に合わせて、5万8,000円を計上しました。

目2保険基盤安定繰入金、節1保険基盤安定繰入金に、歳出でご説明しました負担金の交付額が確定したため、355万1,000円を更正減額しました。

歳入歳出それぞれ949万9,000円を減額した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号「令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第6 議案第26号 令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第7号)について

議長(金子光喜君) 日程第6、議案第26号、「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第7号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第26号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第7号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、上水道工事に伴う消火栓設置工事負担金等の補正でございます。また企業債の補正も行うものでございます。

詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長(中園誠二君) 議案第26号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算(第7号)につきまして、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

収益的収入及び、資本的収入の補正になります。

第2条 令和4年度 湯前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を補正するもので、

収入(科目)第1款 水道事業収益8,240万8,000円から、105万9,000円を減額し、8,134万9,000円とするものです。

次に、第3条 資本的収入の補正です。

収入(科目)第1款 資本的収入

1億896万3,000円から、730万円を減額し、1億166万3,000円とするものです。

9ページをお願いいたします。

令和4年度 湯前町水道事業会計補正予算(第7号)見積の基礎により、ご説明いたします。

収益的収入

第1款 水道事業収益、項1 営業収益、目2 受託工事収益、節3 他会計工事負担金につきましては、97万2,000円を減額しました。

令和4年度中に施工しました、配水管布設工事に伴う、上村・下村地区の消火栓設置工事の入札残となります。

項2 営業外収益、目4 一般会計補助金、節1 一般会計補助金につきましては、「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業」の、「原油価格・物価高騰対応分」枠として、9月請求分から12月請求分までの4か月分と、同じく「重点交付金」枠を利用しました、1月請求分から2月請求分までの2か月分、計6か月分の水道使用料基本料金を減免しましたが、その精算に伴い、残額8万7,000円を減額するものです。

次に、資本的収入ですが、

第1款 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債、節1 企業債につきましては、700万円を減額しました。令和4年度中に実施しました、上村・下村地区の配水管布設工事と、浄水場への取水を行う、取水施設改修工事分となります。当初6,900万円の借り入れを予定していましたが、入札残があり、事業費の調整を行い、企業債を減額するものです。

項2 出資金、目1 一般会計出資金、節1 一般会計出資金につきましては、30万円を減額しました。企業債と同様に、土砂災害対策工事における、入札残分を減額するものです。

以上で、議案第26号、令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしくお願ひします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（西 靖邦君）** 7ページですね、貸借対照表の件ですけれども、資産の部の未収金が1,275万円となっています。これは流動資産に計上してありますので、回収までの期間が1年を超えることがないような回収方法をとられていかれるのでしょうか。

**建設水道課長（中園誠二君）** そうなっております。未収金については滞納分を含めたものとなっております。滞納を減らしていきたいと思っております。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号「令和4年度湯前町水道事業会計補正予算（第7号）」について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

-----

日程第7 議案第27号 令和5年度湯前町一般会計予算について

議長（金子光喜君） 日程第7、議案第27号、「令和5年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

新年度の予算案については、先に町長から予算編成方針の説明があったところです。ここで、本案の審議の方法について、お諮りします。最初に、事項別明細書の歳出から款ごとに説明を求め、質疑は款、一部項ごとに行います。

次に、議決に付された各表と歳入全科の説明及び質疑をし、付属調書等の説明は省略します。

最後に、予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 「異議なし」と認めます。したがって、最初に、事項別明細書の歳出から、款ごとの説明、質疑は款、一部、項ごとに行い、次に、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に、予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにいたします。

最初に、事項別明細書の歳出、款1、議会費の説明をさせます。

議会事務局長（赤池昌信君） 款1議会費を説明いたします。26・27ページをご覧ください。

令和5年度予算額として、6,693万2,000円を計上しました。令和4年度と比較して、296万5,000円の減となっています。令和5年度一般会計予算の歳出総額に占める割合は、1.7%となっています。減の主な理由は、会計年度任用職員の人件費の減によるものでございます。会議録作成は主に会計年度任用職員に担っていただいていたが、令和5年度からは県との共同運用による議事録作成支援システムを利用することとしたためでございます。

それでは、節1報酬から順にご説明します。

節1報酬から節4共済費までは、議員の皆様及び議会事務局職員の人件費関係を計上しております。議員共済負担金は、議員年金制度廃止に伴います共済金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しております。令和4年度と比較して19万4,000円減の869万4,000円を計上しました。

節8旅費は、本会議・全員協議会・常任委員会・特別委員会が対象となります。議員会議出席に伴う費用弁償103万1,000円、それ以外の会議出席や出張に伴う費用弁償232万8,000円、事務局職員の普通旅費54万3,000円を計上しました。

節 9 交際費は、議長交際費として前年度同様 6 3 万円を計上しました。

節 10 需用費では、議会だよりと会議録の印刷製本費 9 5 万 5 , 0 0 0 円などを計上しました。

2 7 ページをご覧ください。

節 12 委託料では、会議録電子データ化業務委託料として 1 3 0 万円を計上しました。法律で永久保存を義務付けられております本会議の会議録ではありますが、古い時代の会議録は紙媒体のみの保存となっております。腐食し朽ち果てる前に、マイクロフィルムで永久保存するためのものがございます。令和 5 年度は、昭和 3 4 年から昭和 4 3 年までの分を行う予定であります。

節 17 備品購入費は会議録作成用パソコン購入費 1 8 万円を計上しています。令和 5 年度からは県の議事録作成支援システムを利用することとしたため、会議録作成を行うための専用のパソコンを購入するものがございます。

節 18 負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協議会負担金を計上しております。

以上で議会費の説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから款 1 の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、款 1 議会費の質疑を終わります。次に款 2 総務費の説明を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** 2 7 ページです。款 2 総務費をご説明申し上げます。なお、町長が施政方針で述べられましたとおり令和 5 年度は骨格予算として編成しております。

款 2、総務費全体は 6 億 2 , 2 6 1 万 7 , 0 0 0 円を計上しました。令和 4 年度と比較して、4 億 9 , 0 4 5 万 1 , 0 0 0 円の減であります。歳出に占める構成比は 1 5 . 7 % になります。以下、目ごとに主なものを中心にご説明申し上げます。

目 1 一般管理費につきましては 1 億 3 , 7 6 8 万 9 , 0 0 0 円を計上しました。前年度と比較して、4 , 8 2 0 万 8 , 0 0 0 円の減でございます。それでは、節毎に主なものをご説明いたします。

節 1 報酬 2 1 0 万円は、情報開示審査会ほか各種審査会の委員報酬、会計年度任用職員 1 名の報酬を計上しました。

節 2 給料、5 , 0 0 6 万 7 , 0 0 0 円は、町長及び総務課職員等の給料を計上し、2 8 ページにかけて、節 3 職員手当等 4 , 1 0 0 万 7 , 0 0 0 円についても同様に、町長及び総務課職員の期末手当のほか、時間外勤務手当、日直手当等を計上しました。

節 4 共済費の、地方公務員災害補償基金負担金 3 7 万 2 , 0 0 0 円と非常勤職員公務

災害補償負担金 27万4,000円は、節18負担金及び交付金から、また、その下、自治体委託業務等災害補償保険料 16万8,000円は、節5災害補償費から当節に組み替えました。

節7報償費、11万1,000円は、区長会開催の出席における謝金を計上いたしました。

節8旅費、185万3000円は、情報開示審査会等の各種審査会の費用弁償ほか、普通旅費は町長及び職員の出張旅費を計上いたしました。

29ページです。節9交際費、町長交際費は80万円を計上しました。令和4年度と比較して100万円を減額していますが、これは本町の町長交際費及び食糧費の支出について、その性質に類似点が多いことから、なかなか分けづらいところがあったのですが、令和5年度からは町長交際費では式典等の負担金や香典、供花などに止め、地域の活性化や定住人口の拡大に向けた、企業・個人との交際・懇親活動は、その目的ごとの款に食糧費として計上いたしました。全国ほとんどの自治体と同様の運用に変更したところです。なお、令和4年度の町長交際費と食糧費の合計額と、令和5年度の合計額は同額としております。食糧費の運用は各課に任せますが、おざなりにならないよう、すべて総務課長合議とし、町長交際費と同様に町民の皆様に疑念を持たれないよう、しっかりと取り組んでまいります。

節10需用費は472万円と、令和4年度と比較して29万4,000円と増えてございます。消耗品、燃料費関係の物価高騰を見込んでの増となっております。

食糧費16万円と昨年度より増加しておりますのは、先ほどご説明いたしました町長交際費から食糧費へ組み替えた、総務課分であります。

節11役務費、79万7,000円は、一般文書の切手等の通信費ほか、災害対策費用保険料54万7,000円を計上しました。これは、集中豪雨や台風接近の際の避難指示や高齢者等避難を発令した場合に、避難所の設置、飲料水や食料の提供、対応に要した職員人件費に要した費用に対して保険金が支払われるもので、近年の警報発令頻度の多さ、避難所開設の実績を考慮し、保険加入を判断したものでございます。

節12委託料、1,181万7,000円は、健康診断委託料135万2,000円、行政人事評価システム保守委託料132万円、区長業務委託料847万円などを計上いたしました。また、令和5年度から職員採用試験委託料3万5,000円を当初から計上いたしました。

節13使用料および賃借料は377万9,000円でございます。宿舍等借上料がなくなりますので、令和4年度当初予算との比較で減額になっております。FAX複合機、高速印刷機の使用料、職員の出張等での有料道路使用料を計上しました。

節17備品購入費、44万3,000円は、地域おこし協力隊をはじめ、職員数の増に

より机・椅子の購入が主なものです。

節 18 負担金補助及び交付金、88万7,000円でございます。先ほどご説明いたしました公務災害補償基金負担金と非常勤公務災害補償組合負担金を別の目に組み替えましたので、令和4年度当初予算との比較で減額になっております。そのため、県町村会負担金、郡町村会負担金などの計上になっております。

30ページです。

目2文書広報費につきましては、574万9,000円を計上しました。

節10需用費には、広報紙印刷費、旬報印刷製本費をそれぞれ計上しました。

節12委託料は、町例規データベースデータシステム保守委託料222万円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金の中で、郡市広報研究協議会負担金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が出来なかったことから、令和4年度の負担金はありませんでしたが、令和5年度から負担金の徴収が再開されるものです。

目3財政管理費につきましては、2,759万7,000円を計上しました。

節12委託料に、新地方公会計の連結財務諸表、町の財務状況を表す財務書類を公表するための、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、併せて統一的な基準による財務諸表作成にも関係する固定資産台帳管理システム保守業務委託料を計上いたしました。

節24積立金、ふるさと納税の寄付金を「ふるさと応援基金」への積立金として2,300万円を計上いたしました。

目4会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上しました。印刷製本費が上がっておりますが、納入通知書の在庫減少により作成するものです。

31ページです。

目5財産管理費につきましては、3,144万9,000円を計上しました。令和4年度と比較して、257万4,000円の減額でございます。

節1報酬から節8旅費まで、町長車運転の会計年度任用職員の人件費を計上しました。

節10需用費の中で、燃料費、光熱水費は原油価格高騰の影響で大幅に増額して計上しております。

節11役務費、744万9,000円については、庁舎電話料、町有建物災害保険、公用車保険など、それぞれ計上いたしました。

節12委託料、179万7,000円は、役場庁舎電気工作物保安業務委託料28万7,000円ほか、役場庁舎の警備委託料などを計上しました。

32ページです。

節14工事請負費は、第3分団4部の旧消防団詰所の解体工事ほか、役場駐車場と右田

事務所の境界に植栽されております樹木の伐採と舗装、また木塀を設置し、住民の方が利用しやすい駐車場の整備を行うものです。

節 17 備品購入費 9 5 万円は、リース車以外の公用車のドライブレコーダーを更新するものです。対象車両は 1 9 台となります。以上です。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 同じページの目 6 公有林管理費です。

目 6 公有林管理費につきましては、9, 3 2 6 万円を計上しました。

町有林の維持管理に要する経費が主なもので、令和 4 年度と比較しまして、4, 1 2 9 万 6, 0 0 0 円の増額となりました。主な増額の要因として、令和 5 年度で間伐の計画、くれない森造成事業、J R 九州商事の森造成事業で人工造林等の計画を増加し、ダイダンの森事業は 2 年目となり当初予算から造成事業の予算を計上し増額となりました。

節 11 役務費に、町有林 8 4 0 . 3 4 ha 分の森林災害保険料 3 2 4 万 1, 0 0 0 円を計上しました。

3 2 ページから 3 3 ページにかけてとなります。

節 12 委託料に 8, 6 3 9 万 7, 0 0 0 円を計上しました。内訳としまして、町有林造成事業委託料は 4, 8 6 3 万 4, 0 0 0 円で人工造林 5 . 2 4 ha 防護柵設置 2, 0 9 6 m、下刈り 1 . 0 9 ha、間伐 2 7 . 9 ha、除伐 2 . 6 4 ha、作業道補修 2 路線を計画しています。くれないの森造成事業委託料は 2 1 1 万 1, 0 0 0 円で人工造林 0 . 9 6 ha、防護柵設置 3 8 4 m、下刈り 0 . 2 4 ha を計画しています。J T の森造成事業委託料は 4 6 7 万 2, 0 0 0 円で下刈り 1 7 . 3 2 ha を計画しています。J R 九州商事の森造林事業委託料は 1, 6 5 7 万円で人工造林 6 . 5 3 ha、防護柵設置 2, 6 1 2 m、下刈り 9 . 7 8 ha を計画しています。ダイダンの森造成事業委託料は 6 1 4 万 8, 0 0 0 円で、人工造林 2 . 9 2 ha、防護柵設置 1, 1 6 8 m 下刈り 0 . 3 6 h a を計画しています。公有林管理委託料は 3 5 0 万円を計上しました。森林分析委託料は、令和 4 年度からの継続となり、4 6 7 万 2, 0 0 0 円を計上しました。これは、林野庁による航空レーザ測量が実施されており、このデータを元に町内の民有林の森林資源解析等を行い森林経営の効率化を図るものや、崩壊の危険度の把握し施業地と保全対象の位置関係の確認により作業道などの開設の計画、治山事業の要望等の際の資料にも活用したいと考えています。

節 13 使用料及び賃借料に、森林 G I S システム使用料 6 5 万 7, 0 0 0 円と積算システム等使用料 2 1 万 8, 0 0 0 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、森づくり実行委員会関係で、企業・法人等の森づくりで令和 4 年度から企業と協定がこれまでの 3 社から 4 社になったこと、この森づくり事業で最も大きい J T 様との協定が令和 5 年度までとなり令和 6 年度以降の関係強化の経費をお願いしたいとしています。また、森づくり実行委員会では、町有林伐採検討委員会



を有識者により設置しています。この中で、森林経営管理法に基づく森林経営意向調査を基にした新たな検討を令和5年度からお願いしたいとしており、192万円を計上しました。

節21 補償補填及び賠償金は、令和5年度で実施する間伐事業で、国有林との分収林契約箇所となり、売り払いについて分収割合に応じ、補償費30万円を見込み計上しました。以上です。

**総務課長（西村洋一君）** 同じく33ページです。

目7 交通安全対策費です。1,161万7,000円を計上しました。交通指導員の活動経費、交通安全対策に要する経費を計上しております。

節7 報償費、交通指導員報償費345万円は、これまでの実績ベースを勘案して計上してございます。

節10 需用費の光熱水費は265万円の計上で街路灯・防犯灯の電気料でございます。電気料高騰の影響により、令和4年度より30万円を増額して計上しております。

また修繕料は、139万円と令和4年度当初より27万5,000円を増額していますが、最近、水銀灯タイプの街路灯の玉切れが目立っており、LED照明に交換の修繕が高額であるため、増額予算となっております。

節14 工事請負費350万円は、交通安全施設設置工事として、野中田2区、町道幸野溝側線の、歩行者の転落防止柵設置やカーブミラーの取り換え工事などを予定しています。また、LED防犯灯設置工事130万円については、ふるさと応援基金いわゆるふるさと寄附金を活用させていただき、子供たちの通学路を主体に学校側、地区要望箇所等を考慮して新規と取換え（20基）を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金35万7,000円は、各種協会等の負担金を計上しました。

34ページです。

目8 防災諸費は、1,628万8,000円を計上しました。まず、節7 報償費の講師等謝金から節10 需用費までの項目は、自主防災組織の訓練に関する費用をはじめ、令和3年度から取り組んでいるB&G財団防災拠点整備に関するもので、令和4年度に導入した油圧ショベル、ホイルローダー等の消防団員等を主体とした操作研修などの予算を計上しました。需用費の消耗品費は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金、補助率3分2を活用し自主防災組織防災訓練用の消耗品の購入、備蓄食料品の購入など、予算の範囲内で補充する形で備蓄も含め、必要なものを考えているところでございます。

節11 役務費は、衛星携帯電話ほか、災害発生時における住民と役場との非常用通信手段の確保、役場対策本部と災害現地調査に向かう職員との山間部での通信手段の確保のための通信機器の通信料などを計上しました。

35ページです。

節12委託料、特別教育等委託料104万3,000円は、B&G財団防災拠点整備で導入した油圧ショベル等の操作研修を委託するもので、労働安全法に定められた重機操作にかかる教育を受講させるものです。防災ラジオシステム維持管理業務委託料793万1,000円は、防災ラジオの送信局、これはあさぎり町と人吉市にございますが、防災ラジオを運営しています人吉市、あさぎり町、相良村、本町湯前町の4市町村で維持費を分担します。また配信局が本庁舎内と上球磨消防署内にございますが、その維持費となります。

防災ラジオシステム配信局インターネット回線切り替え作業委託料40万円は、配信局設置時にはNTTのインターネット回線が未整備のため、はじめは町のインターネット回線を利用し、NTT回線が利用できるようになった後に、その切り替え作業を委託するものです。

防災ラジオシステム・町ホームページ連携改修委託料119万9,000円は、防災ラジオで流す情報を、町ホームページに自動でアップできるようにするものです。また、LINEとの連携も自動に行えるようにする予定です。

**企画観光課長（本山りか君）** 目9企画調整費は、1億2,554万5,000円を計上しました。R4年度に比べ426万1,000円の増額となります。増額の主な要因は、ふるさと納税寄付見込額を増額したことや総合計画策定予算の増額によるものです。企画振興係・ふるさと納税係の職員及び地域おこし協力隊の人件費のほか、計画策定、移住定住促進、ふるさと納税、公共交通に係る費用が主なものです。節ごとに主なものについてご説明いたします。

節1報酬に計画策定審議会報酬38万8,000円を計上しました。令和5年度は総合計画の基本計画（後期）の策定年度になっておりますため、その策定に係る審議会開催に係る報酬のほか、総合計画、総合戦略、過疎計画の検証のための審議会開催費用を計上しました。節9にも審議会開催のための費用弁償24万円を計上しています。

同じく、節1報酬に地域おこし協力隊報酬226万7,000千円を計上しました。移住定住促進事業に携わっていただく協力隊1名分の報酬12カ月分となります。令和5年度は空き家バンクの運営、移住相談、町情報の発信などに携わっていただくこととしています。協力隊に係る費用は報酬のほか、活動費用として旅費、消耗品費、携帯電話使用料、車のリース料などをそれぞれの節に計上しています。なお、協力隊の活動に係る費用は特別交付税で措置されます。

36ページをお願いします。

節7報償費にふるさと納税返礼品代27万円を計上しました。これは窓口寄付見込額の3割分の返礼品代となります。前年度と比べ、873万円の減額となっておりますが、こ

の要因としましては、これまでポータルサイトを利用した寄付に対する返礼品関連費用は、返礼品代を報償費に、返礼品の発送費用を役務費にそれぞれ計上しておりましたが、今般、予算費目が適切でないことが判明しました。そのため、令和5年度からは、返礼品代と発送費用については、ふるさと納税ポータルサイト業務委託料に含めて計上することに見直すことにしたため減額となっているものです。移住定住促進事業に伴う講師謝金10万5,000円を計上しました。これは、空き家の所有者を対象とした空き家に関する相談会を実施するための費用です。空き家所有者のお悩み事を直接、司法書士や宅地建物取引士の方々にご相談していただき、空き家の適正管理や流動化を促進していきたいと考えています。相談会は2回を予定しています。若者会議講師謝金20万円を計上しました。商工業者、農林業者をはじめとする町内の若い方々にまちづくりにご参画いただくためのきっかけづくりとなるような講演会を2回開催したいと考えています。まちづくりアンケート調査に係る謝金19万円は、総合計画の基本計画後期の策定のため、全世帯を対象としたまちづくりに関するアンケート調査を実施したく、ご協力をお願いします区長様への謝金を計上しました。同じ理由により、節11役務費の通信費にも送付費用の21万7,000円を計上しました。

節10需用費の印刷製本費に町勢要覧の印刷製本費21万3,000円を計上しました。令和3年度に作成しました町勢要覧を一部内容の修正を行ったうえで200部増刷したいと考えています。また、デジタル田園都市国家構想地方版総合戦略印刷製本費28万6,000円を計上しました。令和4年12月末に国の総合戦略が大きく改訂されたため、本町の総合戦略も見直しが必要かと思われますので計上しました。また、総合計画基本計画後期の策定に伴う印刷製本費24万1,000円も計上しています。

節11役務費の通信運搬費は前年度と比較して大きく減額となっていますが、先ほどご説明しました、ふるさと納税費用の予算費目の見直しに伴う減額となっています。広告料は前年度より11万円の増の22万円を計上しました。郵便局の主要局のパンフレット空きスペースにふるさと納税チラシや観光パンフレットを設置していただくための広告料として計上しました。

37ページをお願いします。

節12委託料のふるさと納税ポータルサイト委託料として2,828万2,000円を計上しました。令和4年度は寄付の目標額を3,000万円として計上しておりましたが、令和5年度は5,000万円として計上しております。また先ほどご説明しましたとおり、報償費と通信運搬費に計上しておりました費用をこの委託料に組み替えましたことから増額となったものです。同じく委託料に婚活イベント委託料99万円を計上しました。令和4年度に引き続き、本町の未婚率の上昇や晩婚化に歯止めをかけるため、結婚を希望する人に対して出会い・交流できる場を提供する婚活イベントを実施したい

と考え計上しました。民間企業のノウハウを活用し、若者の結婚へのきっかけづくりを支援することで若者の移住定住につなげていきたいと考えています。この事業には県から7万5,000円の補助見込みがありますので、児童福祉費県補助金の少子化対策総合交付金の中に含めて計上しています。

節13 使用料及び賃借料に総合計画作成用パソコンリース料16万8,000円を計上しました。総合計画の基本計画後期の印刷に係る編集用パソコンのリース料です。

節18 負担金補助及び交付金に人吉球磨スマートインターチェンジ協議会負担金210万1,000円を計上しました。令和元年に供用開始されたスマートインターチェンジ整備に伴う借入金の償還に係る負担金となります。償還は令和16年度まで予定されています。住宅リフォーム補助金は、R4年度と同じく補助限度額30万円の12件分の360万円を計上しました。空き家リフォーム等補助金は、R3年度の実績を勘案し140万円減額の150万円を計上しました。内訳は、改修補助50万円の1件分と解体補助80万円の1件分及び家財道具処分10万円の2件分となります。住宅リフォーム、空き家リフォーム補助金は、財源としてふるさと応援基金を活用させていただき予定としています。地方バス運行等特別対策補助金及びくま川鉄道経営安定化補助金は、それぞれこれまでの実績を踏まえ計上しました。補助金申請時の実績に応じて年度途中で補正をさせていただきたいと思えます。湯前町移住者支援金は、東京23区などの都市圏から本町に移住し、登録事業所への就業やテレワークによる事業継続または起業をされた方への支援金となります。現段階における申請見込額である1世帯分100万円を計上しました。地域おこし協力隊起業支援交付金は、R5年度中に3年間の任期満了を迎える隊員1名分の起業支援交付金として100万円を計上しました。この交付金は国の特別交付税で措置されます。

38ページをお願いします。

くま川鉄道再生協議会負担金は、運営費分19万1,000円と人件費分87万1,000円を計上しました。運営費分は事務局運営に係る費用で、構成10市町村による均等割の負担額となっています。人件費分は人吉市、あさぎり町、湯前町の3市町から派遣される事務局職員の人件費で、くま川鉄道経営安定化補助金の負担率により算出された額となっています。くま川鉄道再生協議会負担金(災害復旧費)2,655万6,000円は、令和2年7月豪雨による被災個所の令和5年度復旧工事に係る負担金です。令和5年度工事の主な内容は、球磨川第4橋梁の第2期建設工事である橋脚新設、トラス桁架設、トラス桁製作はじめ、軌道復旧工事、信号・通信保安設備復旧工事に伴う詳細設計などが予定されています。総事業費は16億600万円、補助対象経費は消費税を除く14億6,000万円となっています。このうち国が2分の1の7億3,000万円、県が4分の1の3億6,500万円を補助し、残り4分の1の3億6,500万

円を構成10市町村が補助することとしています。そしてこれをくま川鉄道経営安定化補助金の負担割合で算出した2,655万6,000円が本町の補助額となるため計上しています。結婚新生活支援補助金262万9,000円を計上しました。これはR4年度から始めた事業で、本町における少子化対策に資することを目的としているもので、結婚による新生活に伴う住居費及び引っ越し費用の一部を支援するものです。ご夫婦の所得合算額が500万円以下の世帯が対象となっており、R5年度は29歳以下のご夫婦3組からの申請を見込み、1組あたりの上限額60万円の3組分180万円のほか、R4年度に申請されたご夫婦の補助残額分82万9,000円を合わせて計上しました。この事業は国から3分の2の補助がありますので、歳入に少子化対策重点交付金175万2,000円として計上しています。地域おこし協力隊住宅費補助金として18万円を計上しました。協力隊の住宅料12か月分となります。また地域おこし協力隊の研修費用として職員研修費11万9,000円を計上しました。この2つの経費は、協力隊活動費として特別交付税で措置されます。以上です。

**議長（金子光喜君）** ここで、休息のため休憩します。

-----  
休憩 午後2時02分

再開 午後2時13分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。款2総務費の説明の途中です。

**総務課長（西村洋一君）** 目10情報通信管理費につきましては、2,103万2,000円を計上しました。

節10需用費から節13使用料および賃借料までの各項目の予算は、現状の光ケーブルとIP告知放送端末でのインターネット接続サービス及び地デジ難視聴地域への映像配信のため、令和5年度は全線残しますので、その維持管理費に要する費用でございます。また、ページ下から2段目、地デジ難視聴地域テレビ受信調査委託料155万6,000円は、全員協議会でもご説明いたしましたが、光ケーブル民営化に伴いまして、今後不要なケーブルを撤去してまいります。現状のシステムでは半分以上のケーブルを残さなければならない。また、センター設備の更新にも多額の予算が必要であり、この調査により、コストと行政事務両面での削減の仕組みを構築できないか調査するものです。その下、公衆無線LAN環境構築業務委託料145万2,000円は、既存Wi-Fiが利用できなくなることから、住民及び観光客、またワーケーション等にて来町する企業等に対するサービス向上を図るため、町内20箇所に新規構築を図るものです。

39ページです。

節17備品購入費に、地デジ再送信用機器購入費として66万円を計上いたしました。

目 11 電算情報管理費は、5,849万5,000円を計上しました。一般管理費等に、職員が業務で使用する庁舎内電算運用関係の費用、国や県、及び町内の公共施設間のネットワーク費用などを計上しています。

節 11 役務費は、議会会議用タブレット33台の通信費等となります。

節 12 委託料2,222万7,000円は、電算運用支援委託料868万6,000円ほか、職員の業務に使用している総合行政システムに係る電算関係の保守経費等を計上しております。また、下から2段目、総合行政システム標準化対応業務委託料825万円は、地方公共団体システムの標準化・共通化に係る業務であります。全額国の補助となります。その下、自庁型データサーバー設置業務委託料124万5,000円は、現在使用しているデータ容量が700ギガしかなく、作業中に画面がフリーズしたりデータが消失するなど、その対応に苦慮しておりましたので、役場サーバー室内に高容量のハードディスクを設置するとともに、セキュリティ対策を講じるものです。シニア向けデジタル活用支援業務委託料97万7,000円はICTタブレット、パソコン、スマホ等の操作スマホからのマイナンバーカード申請方法等に関する講習会など、相談会の開催に要する委託料を計上しました。

節 13 使用料及び賃借料、3,136万3,000円は、職員の通常業務に使用する総合行政システムに係る電算機器関係の経費等が主なものでございます。電算機器リース料の1,218万1,000円は、電算関係の庁舎内サーバー機器、職員用パソコンの使用料でございます。総合行政システムASP使用料1,273万8,000円は、職員が扱う総合行政システムで、システムベンダー会社との専用回線、データセンターと基本ソフトの使用料になります。外字管理ソフト使用料52万8,000円は、国が進める標準化システム移行に向けて、現在使用しているソフトが準拠していないため新しいソフトの利用料でございます。ソフトライセンス使用料99万円は、議会会議用タブレット端末の文書共有システムのアプリ使用料でございます。令和4年8月から容量を追加したため増額となっております。

節 18 負担金補助及び交付金、県市町村電子自治体共同運営協議会負担金93万円は、令和5年度より新たに次期セキュリティアンドクラウドの年間経費や、議事録作成支援システムと職員のパソコンとスマホを使い双方向の情報発信やデータのやり取りができるビジネスチャット「LOGO チャット」といいますが、この2つの機能を追加しましたので、その分が増額となっております。

目 12 災害復旧管理費につきましては、42万3,000円を計上いたしました。令和4年度までは、建設水道課、農林振興課のそれぞれの災害復旧係が使用するプレハブ事務所の経費、公用車リース料パソコンリース料などを計上しておりましたが、令和5年度からは土木費にて計上しております。なお、プレハブにつきましてはリースが令和4

年度末で終了するため返却し、災害復旧係は、旧農業委員会室を使用する予定でございます。

目 13 諸費につきましては、727万3,000円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金には、人吉球磨広域行政組合運営費負担金ほか、各種協議会の負担金、職員研修費等を計上しました。職員研修費は300万円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症も沈静化しており、対面研修の復活が予想されるのですが、西議員の一般質問でもお答えいたしましたとおり、接遇マナーの研修をはじめ、専門知識の習得など、積極的に資質の向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 引き続き、41ページからになります。

項 2 徴税费についてご説明いたします。

目 1 税務総務費については、前年度比425万2,000円増の5,157万2,000円を計上しました。短期の会計年度任用職員を含む職員等8名の人件費、物件費等の経費が主なものとなります。増の主な要因は、各節による多少の増減があった事に関わらず、令和4年度において、1名の減となっていた職員1名分と会計年度任用職員の1名分を計上した他、新規に計上した委託料や備品購入費があることでございます。

節 11 役務費では、通信費及び手数料において、賦課徴収に係る分を、目 2 賦課徴収費の節 11 役務費の方へ組み替えて減額となった他、税務担当で管理しております軽自動車の車検がありますので、車検手数料1万8,000円及び自賠責保険料2万円を計上しました。

節 12 委託料に、家屋評価業務委託料92万5,000円を計上しました。令和4年度の当初予算においても、過去3年間の調査棟数を勘案して計上してはいたしましたが、実際には住宅等の棟数が増え、増額補正を行いました。令和5年度もその実績を基に計上しており、また、技術者単価及び物価上昇等を主とした諸経費上昇により増額しております。年末ごろには実績が見えてまいりますので、なお不足が見込まれる場合には、補正予算をお願いしたいと思います。

次に、42ページをお願いします。

砂防指定地面積算出業務委託料52万円を計上しました。砂防指定地は、県からの通知による該当区域の平面図と地籍により、課税しておりますが、県の保持する最新の各種電子データを、本町の地籍管理システムに乗せることにより、その図面上において、正確な課税の状況が把握できるようになる事その他、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域等の危険区域を展開でき、視認性を高めることも出来るような副次的な効果もございます。

節 13 使用料及び賃借料については、令和4年度と同じ内容で計上している他に、地方

税ポータルシステム利用料が固定資産税、軽自動車税等、対象税目の拡大により 26 万 4,000 円を計上しました。また、各税、使用料の口座振替には、インターネットを利用した電送手続きにて行ってきましたが、一部、金融機関の回線が有料となり、令和 6 年 1 月末に予定されている I N S 回線の廃止により、インターネットに接続しない安全な閉域ネットワークを利用した A D P 回線へ順次変更され、その使用料が増加する旨、令和 4 年度当初でご説明しておりましたが、令和 5 年度において初回手数料 5 万 5,000 円と、先ほどの回線使用料 2 6 万 4,000 円を合わせて、計 3 1 万 9 , 0 0 0 円を計上しました。

その他、地籍管理システムリース料については、9 1 万 3 , 0 0 0 円を計上しました。令和 5 年 1 2 月にて契約が終了し、翌 6 年 1 月より新たに 5 年間のリース契約を予定しておりますが、現在使用しているプリンターに関しては、既に 1 0 年ほど使用しており、代替部品の入手も困難で、劣化が著しいため、新たなプリンターを含んだ構成としております。

節 17 備品購入費においては、マイナンバーカード関連申請書作成システム購入費 6 2 6 万 1 , 0 0 0 円を計上しました。これは、マイナンバーカードを読み取らせると、各窓口での各種申請書に、住所、氏名、生年月日等が印字されるものです。不足分は必要に応じて受付側からでも対面で画面より入力することもでき、複数の申請書も重複した入力等も無く出力が可能となるものです。書く手間が省け、同時に本人確認を済ませることが出来るため、時間の短縮が図られ、また、ほぼ非接触型に近いシステムとなります。システムを内蔵した本体及びプリンター、設置費用を含む 2 台分となります。財源としては、税務関連証明と住基、戸籍関連証明のどちらも対象となるデジタル田園都市国家構想交付金により 2 分の 1 が交付される事となります。

節 18 負担金補助及び交付金については、令和 4 年度でもご説明しましたとおり、地方税電子化協議会負担金の中で、主に軽自動車の車検時の納付情報の電子化に伴い本町で作成した納付情報ファイルを自動的に軽自動車税納付確認システムに登録する機能の初期費用として 42 万 9,000 円増加して計上していたもので、令和 5 年度は計 21 万 3,000 円を計上しました。

節 22 償還金利子及び割引料については、町税還付金及び加算金に、過去 3 年間の実績を勘案し算出した 5 8 万円を計上しました。

次に、目 2 賦課徴収費については、徴収に要する経費として、前年度比 4 5 8 万 6 , 0 0 0 円増の 5 2 0 万 4 , 0 0 0 円を計上しました。

節 10 需用費の細節 3 印刷製本費は、納付書等印刷物の適切な在庫や単価の管理を行い、不足する納付書や共通納税用の納付書、通知書等を計上しました。

次に、4 3 ページをお願いします。

節 11 役務費、細節 1 通信費は、先ほど目 1 税務総務費でお話ししましたとおり、賦課



徴収にかかる分を組み替えて計上しておりますので、大幅な増となっております。また、同様に振替手数料でも目1 税務総務費から賦課徴収にかかる分を組み替えて、合計190万2,000円を計上しました。

節12 委託料は、制度改正に伴うシステム改修費として、令和6年度から義務付けられる特別徴収税額通知電子化に対応するため、令和5年度中に予定されている稼働試験に必要な基幹税務システムの改修として62万1,000円、更に同じく令和6年度から創設される森林環境税のためのシステム改修の費用として178万2,000円、合わせて240万3,000円を計上しました。

節13 使用料及び賃借料では、預貯金照会システム使用料として月額基本料及び実績を勘案しました重量利用料の計13万8,000円を計上しました。これは、預貯金照会システム「DAIS」と申しまして、今までの文書での照会では、回答まで約1か月かかっていたものが、翌営業日に回答され、更に、全店照会が可能となるものです。肥後銀行、ゆうちょ銀行、JAバンク等、加盟する金融機関を対象としております。

項3 戸籍住民基本台帳費については、職員及び会計年度任用職員それぞれ1名の人件費をはじめ、戸籍住民基本台帳事務に要する物件費、経常的経費1,951万円を計上しました。前年度比558万7,000円の減となりました。

節1 報酬、節3 職員手当等、節4 共済費、節8 旅費に、窓口業務に係る会計年度任用職員1名の人件費分を、令和4年度同様、計上しました。

令和4年度当初計上と比較して、職員1名減のため、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費は、それぞれ大きく減額した計上となりました。

節11 役務費の通信費を前年度比1万9,000円減の15万6,000円計上しました。令和3年度より、マイナンバーカード取得強化の一環で、休日交付等を行い、実績が上がっておるところですが、窓口での待ち時間回避のために、複数で対応するため、節3 職員手当等の時間外手当と同じく、通信費を令和4年度実績見込みを勘案して、計上しました。現在、一般的な窓口申請方法の他、役場窓口で本人確認後、申請、マイナンバーカードの受領を本人限定受取郵便で行う申請時来庁方式に加え、休日、平日の時間外交付を実施しており、その費用分となります。本町のマイナンバーカードの交付率は、2月末現在で69.9%となっており、熊本県平均を5.1%上回り、都市平均を1.9%上回っております。前年同月比較では、31%の増で、大幅な増となっております。普及率が上がった要因としましては、令和3年度から、税務町民課の窓口において、職員が役場のタブレットで、写真を撮って申請するという、町民の皆様の負担のより少ない取り組みを行ってきており、更に申請と交付を月に1回ずつ休日に実施してきた結果、多くの利用があったということです。また、前回の期間以降に申請された方も含めて、マイナポイントの付与があった事も大きな要因と思われます。

44ページをご覧ください。

節12委託料で、住基ネットプログラム修正委託料については、前年度と同額の89万1,000円を計上しました。また、戸籍総合システム保守料として、320万3,000円を計上しました。前年度比、40万4,000円の増です。これは、戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的として法務省の戸籍情報連携システムとのデータ連携に対応するためのソフトウェアを追加導入するためです。その他、住基ネットワークシステム機器保守料42万4,000円、戸籍総合システム機器保守料64万円、住基ネットCSサーバメモリ増設業務委託料として12万2,000円などを計上しました。

節13使用料及び賃借料は、住基ネットワークシステム機器リース料は令和5年12月末に終了するので、減額となり98万7,000円となり、また、戸籍総合システム機器リース料は、令和5年8月にリース契約が終了し、9月より再リースするため、減額となり計124万円を計上しました。また、戸籍総合システムソフトウェア使用料として112万3,000円を計上しました。戸籍事務への番号制度導入や文字整備等、国の動向を踏まえた次期システムとしてWeb方式に対応し、それらに必要な機能の追加及びシステム標準化等へ対応できる戸籍システムへ、バージョンアップするためのものです。以上です。

**総務課長（西村洋一君）** 項4選挙費でございます。

目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として、21万3,000円を計上しました。（定時登録、郡選挙管理委員会研修など）

目2選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として6万2,000円を計上しました。

目3県議会議員選挙費、目4町長選挙費は、令和5年度に実施される選挙の、各予算項目について、選挙管理委員会の開催、期日前投票、また当日の投開票日の経費について、必要な経費をそれぞれ計上いたしました。

47ページです。

目5参議院議員選挙費は、廃目としています。

項5統計調査費、目1統計調査総務費の、2万3,000円につきましては、市町村民経済計算負担金などの負担金を計上しております。

目2指定統計費は、住宅・土地統計調査について必要な事務経費をそれぞれ計上しております。なお、学校基本調査、工業統計調査、については国県の委託金の詳細が確定次第、年度中の補正予算で対応を考えております。以上です。

**監査委員書記（赤池昌信君）** 同じく47ページをご覧ください。

項6監査委員費、目1監査委員費は144万4,000円を計上いたしました。令和4年度と比較して、8万3,000円の減となっておりますが、令和4年度においては、代

表監査員が郡の役員を兼ねておられたことで会議出席に係る経費が掛かっておりましたが、令和5年度は役員でなくなることに伴って、経費が減額となるものです。

監査委員費では、年間の監査実施計画に基づき、決算審査、定期監査、例月現金出納検査に係る経費や、県及び郡の監査委員協議会の研修会への参加経費を計上しています。以上で款2 総務費の説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから款2 総務費の質疑を行います。まず項1 総務管理費の質疑を行います。ページは27ページから41ページです。

**2番（西 靖邦君）** 30ページですね、項1 総務管理費、目2 文書広報公費、節13 委託料の222万円ですけども、例規データの保守の、という金額なんですけども、この例規データの保守の頻度の年何回行ってるんですかね、それとまた仮にそのバージョンアップした場合との料金も含まれているんですか。

**総務課長（西村洋一君）** 議員ご質問のほう、町例規データシステム、ベースシステム保守委託料につきましては、年間の保守料になります。年4回定例会がございますが、そのあとに、条例等の改正が行われた際の、データの書換えとかそういったところを対応していただいております。

**2番（西 靖邦君）** これ、例規データはこれはバージョンアップは必要ないんですか年間の。

**総務課長（西村洋一君）** その都度バージョンアップする必要ありませんが、バージョンアップする必要が生じましたら、そのときはこの中で対応するようになっております。

**3番（遠坂道太君）** 29ページです。総務費の総務管理費で、委託料の職員さんの健康診断委託料につきまして、お伺いします。昨年度より、増額となっております。そういう部分の増額になった要因についてお伺いします。

**総務課長（西村洋一君）** これは会計年度任用職員と、地域おこし協力隊の人数が増えましたので、全体で約10名程度の人数が増えたというところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 昨年度でよろしいんですけども、検診の先は、状況としてどのようになっているのかそれについて、分かれば教えていきたいと思いますが。

**総務課長（西村洋一君）** これは健康診断でございまして、おのおの人間ドックに行かれる方はこれはまた別となっております。

**3番（遠坂道太君）** 色々とやっぱり各個人で行かれるところは違うとは思いますが、人間ドックに行かれた中でのあるいは公立多良木病院のですね、コスモの状況辺り今どのようになっているのかその辺につきまして、お伺いしたいと思います。

**総務課長（西村洋一君）** まずこの健康診断につきましては、全て、公立病院でございます。人間ドックにつきましては、しばらく調べさせていただきたいと思っております。

7番(味岡 恭君) ページは37ページですね、企画調整費の中の負担金補助及び交付金の中で、空き家リフォーム等の補助金等がございます。説明は先ほどありましたが、解体ももちろんできると思うんですが、前年度解体どのくらいあったのかをお尋ねします。

企画観光課長(本山りか君) 令和4年度の実績につきましては、1件解体の補助を行っているところでございます。

7番(味岡 恭君) 費用がかなり、昨年度からすればかなり金額が半額ぐらいになっているかと思えます。まだまだ湯前中、見ますと古い住宅がかなりあります。その辺をですね、顧客にいろいろ通達をするなりして、解体を進めていただく。もう、土地の有効利用をしていくということは出来ないものですか、お尋ねします。

企画観光課長(本山りか君) はい。空き家改修等の補助金につきましては、一応補助要件としまして、解体された後にですね、住宅を建設いただく、これが条件としていただいております。それは目的からしましてですね、移住定住を促進するという目的でこの事業を行っておりますことから、その要件がございます。つきましては、解体をされて、そこにまた住んでいただく。こういうところですね、この方々については、漏れのないようにですねこういった補助金があること、啓発を行ってまいりたいと考えております。

7番(味岡 恭君) そういうことを言いたいんですけど、それはもう家の持ち主じゃなくて、有効利用、個人に売ってでも家を建て建てればそれでいいいんですよ。できるだけそういう方向にですね改解体をして、誰かに売却してお建ていただくというような有効利用をしていただければと思います。その辺を考えて、今後もお願いしたいというふうに思います。

企画観光課長(本山りか君) はい。本町におきましては空き家バンクも運用しております、その中でも当然解体をされてですね、有効活用していただくような物件もでございます。空き家バンクの運用を通じまして、皆様方にはこの空き家リフォーム補助金もあわせてご紹介をすることです、そういった空き家の有効活用についての啓発に努めてまいりたいと考えております。

総務課長(西村洋一君) 先ほど遠坂議員の人間ドックの件ですが、人間ドックの事業につきましては、これ町の事業ではなくて共済組合の事業になります。共済組合からの補助がありまして、もう個人で申込みされますので、町のほうでは把握はしていないところでございます。しかしながら2~30名ぐらい毎年受けておられるのではないかと、これ想像でございます。

議長(金子光喜君) ではないようですので、これで款1総務管理費の質疑を終わります。項1総務管理費の質疑を終わります。失礼しました。

続いて、項2 徴税費、項3 戸籍住民台帳費、項4 選挙費、項5 統計調査費、項6、監査委員費は、一括して質疑を行います。ページは41ページから48ページになります。

**2番(西 靖邦君)** 42ページですけども、節17 備品購入費で626万1,000円は申請書管理作成システムということだったんですけども、これはですねマイナンバーカードで窓口、通したら、いろんな書類がその1か所で、申請して取れるということですか。

**税務町民課長(北崎真介君)** はい、説明の時にはですね、申請書を印字して出せると、マイナンバーカードから情報をとって出せるということですが、実際できるのは、マイナンバーカードの電子証明書の新規発行ですとか、個人番号の券面記載事項変更届あと戸籍謄抄本の交付申請ですとか、印鑑証明、税務のほうの諸証明、いろんなものを、それで出せるようになるということでございます。

**3番(遠坂道太君)** 42ページです。税務総務費の、委託料のマイナンバーカードの関連性、システム保守委託料について伺います。先ほど課長のほうからも、取得率が69.何%かと言われました。その中で、年代別あたり、分かるか、教えていきたいと思いますが。

**税務町民課長(北崎真介君)** そちらのほうは、年代別のデータとかは本町でも把握しておりませんし、国からの、連絡でもそういったものはございませんので、ちょっと数だけしか分かりません。

**3番(遠坂道太君)** なぜこの質問したかといいますと、やはり、今、高齢の方が、申請がまだ終わってない方が非常に多いんじゃないかなと思うので、役場にも来れない方もおられるというふうなことだと思いますので、その辺のやはり、習得できる方法をですね、執行部のほうでも検討いただいて、取得されるような形をとる、取り組んでほしいというふうに思っているところでございます。その辺の何かお考え、ありませんでしょうか。

**税務町民課長(北崎真介君)** 今のところ出張して例えば企業とかですね、いろんな団体のところに行ったりとか、県の事業を使ってやったりもしております。ただどうしても役場に出向くことは難しいといった場合には、本人確認が、とれてちゃんと施設とかにですね、そこでちゃんとお会いできることができればですね、そういったところに、現在出向いて作成もしております。申出があった場合ですけども。

**3番(遠坂道太君)** はい。税務一定できるのであれば本人さんから、そのような申請等があればですね、やはり家まで行っていっても、そういうな形をとれる方向、検討していければというふうに思っておるところでございます。

**5番(森山 宏君)** はい、すいません。34ページのですね防災諸費についてです

けども、ここにあるのが自主防災組織訓練等に伴う費用弁償等というのがあるんですけども、自主防災に関しては、ここの記述だけなんですよ。あとはB Gの防災拠点事業というのは確かB & Gのほうから、この事業に対して協力金っていうのですかね、そういうのが、もらえるので、こういうふうな書き方をされているのか、または、機械等を扱うための研修のための費用、従前の自主防災組織に対する支援っていうのはどこを見たらいいんでしょうか。

**総務課長（西村洋一君）** 自主防災組織の支援と申しますのは、計画策定の支援であったり、活動の支援であったり、基本的にはソフト面の支援がメインでございます。この自主防災組織訓練等に伴う費用弁償は、自主防災組織を対象とした、研修等に出席いただいた際の費用弁償、あとは節 17 の備品購入費でございますが、自主防災組織で各組織から、必要であるということで、要望された備品等は購入の支援を行いたいと考えておるところでございます。あくまでも自主防災ですので、自らされる活動の町は支援をしていきたいと考えております。

**5 番（森山 宏君）** はい、自主防災についてのとらえ方はまた別のときに話してもいいと思いますし、この自主防災っていうのはただ、支援するっていう点、組織民間の組織とかそういう分じゃなくって、これ、町長も述べていらっしゃるように、災害時の、何ですか、協力体制っていうか、お互いに。

**議長（金子光喜君）** 森山議員、の質問は市の部分でありまして、もう終わっております。総括のほうでお願い出来ますでしょうか。ほかにありませんでしょうか。ないようですので、これで、款 2 総務費の質疑を終わります。

次に款 3 民生費の説明を求めます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** それでは款 3 民生費についてご説明いたします。4 8 ページをお願いします。

民生費は、9 億 5 , 0 4 5 万 6 , 0 0 0 円を計上しました。令和 4 年度と比較して、3 , 2 4 8 万 6 , 0 0 0 円の増であります。歳出に占める構成比は 2 3 . 9 % になります。以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心にご説明いたします。

項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費につきましては、3 億 7 , 5 1 3 万 3 , 0 0 0 円を計上しました。令和 4 年度と比較して、6 7 6 万 4 , 0 0 0 円の増であります。増の主な要因は、職員人件費や障害福祉計画策定業務委託料、町社会福祉協議会補助金などの増によるものです。

節 10 需用費の消耗品費には、高齢者独居世帯等へ配布する防犯ブザー 5 0 戸を含め、1 1 万 2 , 0 0 0 円を計上しました。この防犯ブザーは、在宅時の緊急通報と外出時の救急的活用を目的として、試験的に取り組むものでございます。

49ページ、節12委託料は、第7次障害福祉計画及び第三次障害児福祉計画の策定業務委託料、233万2,000円など合計684万7,000円を計上しました。

節13使用料及び賃借料に、ココヘリ、(位置情報発受信システム)使用料3万6,000円を計上しました。これは、大会行為等がある認知症高齢者等に、位置情報発信機を身につけていただき、GPSにより位置情報を確認することができるものであります。これも試験的に導入導入するものです。

節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,441万8,000円、高齢者等移動支援助成金786万円などを計上しました。

50ページの節19扶助費は、障害者総合支援法等に基づく障害者支援のための扶助費を、令和4年度の実績見込みに基づき、2億2,057万6,000円計上しました。障害者の居宅介護、生活介護施設入所共同生活援助就労継続支援などに要する経費である、障害者介護給付訓練等給付扶助費は、利用者の増により、令和4年度と比較して378万円増の1億7,286万8,000円を、計上しました。障害児の放課後等デイサービスや児童発達支援事業などに係る障害児通所事業扶助費について、つきましては、利用者見込みの減により、令和4年度と比較して473万2,000円減の2,878万円を計上しました。

51ページ、節27繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金4,181万3,000円を計上しました。

目2老人福祉費につきましては、高齢者の福祉策を検討するための会議開催経費、敬老祝い金、高齢者の自立支援を生活する性高齢者生活福祉センターの指定管理料、敬老会開催及び各地区老人クラブ活動補助金、老人福祉施設入所措置費及び介護保険特別会計の繰入れ、繰出金など、令和6年度より624万8,000円増の1億6,754万3,000円を計上しました。増の主な要因は、高齢者福祉計画策定委託料。介護保険特別会計繰出金、の増によるものです。

節7報償費は、敬老祝い金など、583万5,000円を計上しました。

節12委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料883万6,000円のほか、高齢者福祉計画策定委託料440万円など、合計1,341万6,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金、100万円、敬老会開催補助金140万円など、合計508万2,000円を計上しました。

52ページ、節19扶助費は、養護老人ホーム入所措置費として、人吉球磨管内の3か所の養護老人ホームへの、令和5年度入所者数を10人と見込み、令和4年度と同額の2,196万円を計上しました。

節27繰出金は、介護保険特別会計の繰出金、1億2,064万5,000円を計上し

ました。

目3、社会福祉施設費につきましては、老人憩の家及び年輪館などの維持管理費として、節10需用費の修繕料に27万円を計上しました。また、令和5年度に、建設、建築された高齢者生活福祉センターは、各所に老朽化が見られますが、その中でも浴場設備の漏水、緊急性を要すると判断し、その改修工事のための調査設計業務委託料200万円を計上しました。

**税務町民課長（北崎真介君）** 続きまして、目4国民年金費については、国民年金事務に係る経常的経費として6万5,000円を計上しました。前年度比1万6,000円の減となっています。

節11役務費において、処理の円滑化のため、申請書等の送付頻度を月3回へ増やしたことによる通信費用の増にもかかわらず、節13使用料及び賃借料のコピー使用料の費用の再配分による減が大きかったことが主な要因です。

目5、後期高齢者医療費については、前年度比465万8,000円増の1億826万円を計上しました。

節12委託料においては、357万9,000円を計上しました。コスモにおいて、集団検診のみでなく、個別に受診できるようにするための増額です。令和5年度から実施する高齢者の一体的実施による、より正確な健康課題を把握するためにも、多くの方に受診していただきたい面もありますが、近くで個別に受診できるようになりますと、これまで様々な理由で、集団検診での受診を控えていらっしゃる方々にも広がるのではないかと考えてございます。

節18負担金補助及び交付金は、事業の運営主体である、熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金となります。7,503万5,000円を計上しました。うち療養給付費負担金6,968万円は、過去3年間の湯前町の医療費実績により、熊本県全体での医療費の伸び率を用いて算出した額となります。当初、広域連合の示したあくまで概算予定の数値をもとに計上しております。今後必要であれば補正をお願いしたいと思います。

53ページをお願いします。

節27繰出金2,963万3,000円は、後期高齢者医療保険特別会計事務費として331万5,000円を計上しており、前年度比253万1,000円の増となっております。増の主な理由としましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むための予算を計上したためでございます。また、後期高齢者医療保険会計基盤安定総繰出金として、県4分の3、町4分の1の財源で繰り出すものですが、後期高齢者医療保険広域連合の試算により、前年度比213万円の減となり、2,631万8,000円を計上しました。低所得者の保険料軽減を公費で補填するこの繰出金ですが、減の



主な理由としましては、被保険者数、賦課総額、経営の人数が増えておりますが、計算のもととなる均等割額、所得割額が下がったことにより、軽減の額が、減となったためでございます。以上です。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 53ページです。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費については、子供子育て協議会及び児童虐待等の対策に係る会議開催経費、出生祝い金、学童クラブの運営補助金など、9,042万9,000円を計上しました。

節7 報償費の出生祝い金は、出生児1人当たり15万円の20人分を計上しました。

節12 委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料1,276万6,000円、一時預かり事業委託料914万3,000円のほか、令和3年度からの第3期子供子育て支援計画策定に係る調査業務委託料253万円などを計上しました。

節18 負担金補助及び交付金は、子供子育て支援計画に基づき、放課後児童健全育成事業補助金、病児保育事業補助金、放課後児童クラブ、支援事業補助金など、子育て支援のための各種補助金など6,190万2,000円を計上しました。学童クラブの運営に係る放課後児童健全育成事業補助金は、町内2つの学童クラブ、それぞれに支援、合計4支援に対する補助金2,420万円を計上しました。学童クラブに従事する職員の賃金等改善する放課後児童支援員等处遇改善事業補助金は、651万4,000円を計上しました。保育園、こども園に登園中に、体調が悪くなった児童を一時的に保育するための看護師を配置するための、病児保育事業補助金は、町内2園に対する補助金825万5,000円を計上しました。学童クラブにおいて障害児を受け入れるために、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための、放課後児童クラブ支援事業補助金は、慈光学童クラブ及び友愛学童クラブで、それぞれに支援、合計4支援に対し、対する補助金、782万4,000円を計上しました。令和4年度から始まった出産子育て応援給付金は、対象者を20人と見込み、出産応援給付金及び出産子育て給付金、子育て応援給付金、それぞれ、100万円、合計200万円を計上しました。

54ページ、目2 児童措置費は、湯前保育園及び自公こども園の運営費、児童手当など令和4年度と比較して、1,208万7,000円増の、2億461万6,000円を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、広域入所運営費負担金をそれぞれ、入園見込み児童数などに基づき、1億6,261万6,000円を計上しました。広域入所運営負担金は5名分を見込み、908万4,000円を計上しました。

節19 扶助費は、児童手当、4,200万円を計上しました。

目3 母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成金など、37万7,000円を計上し

ました。

55ページです。予算書で目7となっており、これが、同じような事業名の事業の目が4、5号とありまして、今回、新規で、この目を入れた際に7となっていました。総務課のほうでの設定をしていただいたところで、確認漏れではありますが、目4として、予算書としていただきたいと存じます。

目4 熊本県子育て世帯生活支援特別給付金、括弧その他世帯分給付事業費は、県の2月補正によります。臨時事業であります。長期化する物価高騰の影響が大きい、低所得の子育て世帯を支援し、児童背世帯の生活環境の改善を図るものであります。

節12 委託料は、給付に係るシステム改修委託料56万1,000円を計上しました。  
節18 負担金補助及び交付金は、基本給付金の2万円の24世帯分、48万円と、第2子以降にかかる加算金5,000円の38人分、19万円を見込、合計67万円を計上しました。

項3 災害救助費は、福祉避難所開設の際の福祉避難場運営負担金など、44万6,000円を計上しました。

以上で款3 民生費の説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため休憩します。

-----  
休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を続けます。ただいま、款3 民生費の説明が終わったところです。課長より訂正がありました、目7を目4に変更し原案とします。

お諮りします。議案調査のため、明日3月14日、1日間を休会にしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、明日3月14日の1日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。次の会議は3月15日午前10時に開きます。

議事は、当初予算を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。  
-----

延会 午後3時22分



第 4 号

3 月 1 5 日 ( 水 )





令和5年第3回湯前町議会定例会

〔第4号〕

令和5年3月15日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 議案第27号 令和5年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番	吉田精二	2番	西靖邦
3番	遠坂道太	4番	椎葉弘樹
5番	森山宏	6番	黒木龍次
7番	味岡恭	8番	倉本豊
9番	山下力	10番	金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局係長 勘米良康隆



7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	長	中	園	誠	二	企	画	社	本	山	り	か
農	林	長	稻	森	一	彦	教	育	課	浅	田		徹
会	計	者	高	橋		誠							

開議 午前10時00分

日程第 1 議案第27号 令和5年度湯前町一般会計予算について

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第3回湯前町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、議案第27号「令和5年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。ただいま、款3民生費の説明が終わったところです。

これから、款3民生費の質疑を行います。ページは48～55までです。

2番（西 靖邦君） 50ページですけども、節18負担金補助及び交付金、1湯前ちょこっとボランティア支え合いですが、これを事業ですね、町民の方からのニーズが結構あるとのこと。補助運営経費2万円の予算になってますけども、現在の今後の運営上においての問題はないのでしょうかね。

保健福祉課長（高木堅介君） はい。湯前ちょこっとボランティア支え合いですが、令和2年度に立ち上げられております。ちょこっとボランティアの運営の財源ですが、町からの補助金が2万円、それから社協での共同募金の配分金だったと思います。そこからの補助金があります。あと利用会員の方が、年会費500円、プラス30分ごと200円のチケットを購入されます。そのチケットにつきましては、利用した分だけの協力会員ですね、支える人、翌月に、支払うものとなっております。年会費500円と、運営補助金と共同募金の配分金がございます、保険料もその中から出しましても、余裕があるところでございます。以上です。

2番（西 靖邦君） 52ページですけども、目3社会福祉施設費、節10に高齢者福祉センター浴場改修工事調査設計業務委託料、200万が計上されています。今後についてですけども、秋頃改修工事予定とのことなんですけども、高齢者の方が困っておられることを考えると、1か月でも早く着工できるようにですね、調査設計見積り入札においてのスケジュール調整をスムーズに進めていただきたいかなと思っております。

保健福祉課長（高木堅介君） はい、ありがとうございます高齢者福祉センターの浴場ということで、漏水があっておりまして、緊急性が高いということです。令和5年度に入りましたら、早急に入札の準備をしまして、委託業者決定しまして、まず調査等を行った後、詳細設計を行ってですね、浴室ですので寒くならないうちにですね、工事が完了するようにスケジュールを立てて進めたいと思います。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

5番（森山 宏君） すいません、49ページ、役務費、成年後見市町村申立て手数料、が11万あがってますけども、すいませんこれ多分成年後見人の登録のやつかなと

は思うんですけども、市町村申立てっていうのは、どういった要件なんでしょうか。というのが、多分、後見人にしても普通の後見人としても公証人役場に行って登録して、そのときに監査委員の選定があります。実質そういうふうに、状況になったら、監査委員に対して月額何ぼっていう、役務費が、あったと思うんですけども、この市町村の申立て手数料というのは、どういったことでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** この市町村申立てというものは、本来成年後見の申請は、本人さんがされるべきところですが、様々な事情によりどうしても本人さんが出来ないということで、そこにかわって、市町村がかわりに申請するものでございます。

**5番（森山 宏君）** はい、私もちょっとその後見人の手続をですね、やろうかなと思って、子供にっていうふうに考えてたんですけども、いろんな費用がかかるっていうことで、まだ、せん方がよかよねっていうふうに結論なつたんですけども、市町村が多分今、後見人は公証人役場に登録せんことには、効力発行しないと思うんですけども、市町村がその代わりにするっていう、結局後見人を誰か見つけるという作業ですかね、申立てっていうのは公証人役場の登録するときの費用なんですか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 成年後見制度の市町村申立てという制度につきましてはですね、本人さんが、入所中だったりとか、そういう手続とかをとれないような場合に、かわりに親族、申立てする親族がいなかったりとかですね。そういう場合に、公的に支援するという制度がこの市町村申立てになります。この内容につきましては、成年後見制度の申立てに要する経費として、申立ての手数料ですか登記手数料、それから鑑定費用等になります。後見人の報酬ですとか、その辺りも入ってきます。1件当たり、最大の見込額を計上しているところであります。

**5番（森山 宏君）** はい、課長ちょっと詳細になるかもしれんですけどもちょっと確認ですけども、申立てをして、親族とかという、自分で判断出来ないとかいうのに管理するのが成年後見人制度ですよ。その手続を市町村がすると。分かってるけども、それをするときが公証人役場で、ちゃんと公文書に作らにゃんとですよ。そのときには今度後見人さんに対する費用とかいうのも、うたってありますけども、そこも公証人役場と、なった人に対する報酬とかいうのも市町村で見るということですか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** これは申し立てに対する経費のみになります。その後はまた、決定によってですね、後見人の方とのいろんな打合せが入ってくると思います。

**5番（森山 宏君）** 再確認ですけども、この後見人制度っていうのは、本人が、ちょっと判断が難しい。結局、印鑑を預かって名義変更されたりとかいうのを防ぐがための制度ですね、本人が判断出来ないであろうというときの制度、それを守るための制度だと思ってるんですけども後見人制度っていうのは、これの確約するためには公証人役

場で、登記といひますかね、手続せにゃんとですよ。その部分が、県が4万幾らかかると思ってたので、大体、誰をするのかってその申立てするときに後見人を決めとかにゃいかんと思うとですよ。そういう選定とかいうのも全部市町村のほうでして、それに関わる経費っていうのも市町村がみるということですかね。

**保健福祉課長（高木堅介君）** もう一度申します。経費としましては、申立て手数料、それから登記手数料、それから鑑定費用、それから、後見人の申し立ての際の報酬になります。それを市町村がみるということになります。

**町長（長谷和人君）** 今制度については課長が答弁したとおりでございますけども、今回のこの、手数料ですか、成年後見市町村も手数料、これについてはドクターのいわゆる精神鑑定の部分で10万円とそれに取れます診断書の作成1万円と、いうことでございますんで、これはまだ入り口の部分での手数料ということでご理解していただく予算はそういうふうになってるということでございます。制度については先ほど課長が答弁した内容ということでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

**1番（吉田精二君）** 50ページですね、18の1番最後になります。高齢者等移動支援助成金、タクシー券のことだと思いますが、昨年から比較しまして30万円ほど増額になっております。増額の理由として制度の見直しか利用実績かということ、どちらでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 高齢者等移動支援助成金につきましては、制度の変更はございません。今回増額しました大きな理由、コロナ禍ですが、いろんな規制が解除になったりとかもありまして、利用が増えるんじゃないかという予測。それから、物価高騰等で、いろんなタクシーとかももしかしたら値上がりがあるかもしれないので、ほかの交通手段、ガソリン代も値上がりしますので、そういうようなことでタクシー利用助成の利用もちょっと増えるんじゃないかということを見込みまして、増額しております。

**1番（吉田精二君）** 昨年からです、色々一般質問とか、協議になりまして、住民からの要望でもうちょっと増やしてもらえないかというふうな要望も出てるようなことを協議しております。今後ですねやはりその辺の見直しも検討いただければというふうに考えておりますが、いかがでしょう。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 一般質問等でもあっておりますが、今の、また、さらに詳細な分析もしているところございまして、一般質問際にもお答えしましたが1番利用金額が多いのは、町外の病院になります。それは当然距離がありますので、1番高く、なるのはもう当然かと思ひます。そのほかで、利用が多いほうでいきましては、町内の買物ですとかが次にございまして、で、不足する2冊で足りないという方がおられま

すが、このタクシー助成ですね、全てこれで賄うというのはちょっと難しいのではないかと考えております。それからこのあさぎりから水上までの産交バスがなくなるとかでですね、そういう動きもありますので、地域公共交通計画との兼ね合いもございますので、来年度以降もさらにですねいろんな条件とか、そういうのを検討しまして今後の制度の変更だったりですね、そこを深めていきたいと考えております。

**6番（黒木龍次君）** 私は1点だけ確認でございますけれども、54ページのですね、湯前保育園運営費と慈光こども園運営費についてお尋ねします。昨年の当初予算からしますとですね、湯前保育園のほうは1,200万程度。慈光子供運営費のほうは300万円程度増加しておりますけれども、これは確かに園児の増加なのかそれとも経費的にこれだけ増加するのか、そここのところお願いいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 令和4年度当初予算におきましては、前年度の運営費、をもとに算出しております。令和4年につきましても、補正予算で増額しております、実は、令和5年度、令和4年度の予算現額から比較しますと、令和5年度の運営費は少なくなっております。やはりですね少なくなるという見込みになってございます。当初予算で比較しますと増額しておりますが、令和4年度の実績から令和5年度の入園、園児数の見込みを出しまして、令和5年度の運営費の予算を立てましたので、当初予算で比較しますと増額しておりますが、実質的には下がっております。

**6番（黒木龍次君）** そしたらトータル的には下がっているという理解でよろしいわけですね。そうすると令和5年度から先にならないと分からないわけですがけれども、また増額もこれにプラス増額というふうなことで予算はまた増加する可能性はあるわけですね。

**保健福祉課長（高木堅介君）** この運営費につきましては、園児の人数、入園児の人数以外に、保育士のいろんな、なんすかキャリアとか、そういうの加算、とかの制度も入ってきますので、それで増額になるという要因もございます。実際4年度の補正でも、その辺りの保育士の賃金アップですね、そういうものも加算されておりますので、ちょっと園児は減る見込みですが、そういう要因もございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 高齢者等移動支援助成金についてお尋ねしたいと思います。これ一般質問等でも、先ほどから言われてます通り、答弁をいただいているわけですが、その答弁の中では、今後その在り方について検討していきたいということがありました。また、乗り合いタクシーについても、検討をされてはどうかという提案をしておるところです。今回乗り合いタクシーについては検討というのはされてないんでしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** はい、公共交通担当のほうからご答弁させていただきます。乗り合いタクシーもですね、以前、議員からご質問を受けておりますので、当然その制度の内容、それから国の補助金、財源財政の問題とかですね、そういったところ

を今検討中でございます。先ほど保健福祉課長が申し上げましたとおり、公共交通計画とのですね、内容も見極めながらということでございますので、例えば近隣の町村の担当者との協議ですね、どういったことをお考えかというようなところを整合を図るための協議をやったこと。それともう一つ交通事業者の方々ですねにも現況もちょっと、確認をさせていただければということで、来週ですね、それぞれのタクシー事業者さん、との意見交換も計画をしているところでございまして、当然乗り合いタクシーもですね、今の保健福祉課長が申し上げましたとおり、移動支援だけで、この助成がですね、財政上どうなのかという問題もございまして、人口減少でですね、その金額もちょっと減っていくのではないかという見込みもございまして。そういったところも含め合わせですね、どのような制度が1番適当なのかということをご検討しているところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 前回の答弁にもあったんですが、地域の公共交通計画等も見ながらといったところがあったもんですから、それだとちょっと時間がかかり過ぎる、検討に時間がかかり過ぎるというところがあったかと思っております。したがって、一般財源から700万を超えるものですね、果たしてそのままよいのか、あるいはその乗り合いタクシーを使って、交付税措置を受けながらもっと安く出来ないのか、その辺の検討は早めにやっていく必要があると思っております。検討の時期について町長のほうにお尋ねしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 先ほどのタクシー関係につきましては、分析を一旦、行いましてですね、その利用状況等も確認をさせていただいたところでございます。その中で見えてきたのがですね、有効に活用していただいているというのはもう実態的には分かっているわけでございますけども、改めてタクシーをフルに利用していただくという面も中には、そういうふうなことで、フルに利用されていないというところもあるようでございますので、そこら辺はもったいないのか、行政でよかったのかというところもあるかなというふうには思うんですが、そこら辺も担当課と、分析あたりも行ったところでございました。今おっしゃるような、逆に言うとデマンドの部分ですね。そこら辺もしたんですけども、結果的に分析をしてしまうとやっぱり一定の料金が、委託料の料金が発生してくるということと、完全に調べたわけではございませんが他の自治体を調べてみますと、やはり、利用数が非常に少ないと。いわゆる今の制度のドアツードアというほうが利用度が非常に高い。循環しますそういうふうなバスになると、利用者が少ないと。やはりそれは定刻の時間で走って運行しなければならない、ということもございまして、そこら辺のところもまだ宿題としては、課題としては残っているのかなというふうに思っております。ですので早く、答えを出せということもあろうかと思っておりますけども、地方バスの今度の見直し等もございまして、そこら辺も、含めながらですね、今の現状のところでは制度は進めさせていただけないかというふうに思っているところでござい

ます。

**4番（椎葉弘樹君）** 私が以前調査したときには、やはり乗り合いタクシーのほうがコスト的には、自主財源からの支出は、他町村は少ないです。その辺りはですね聞けばすぐ分かることですので、聞いていただきたいのと、あと一つ、後、答弁にちょっとおかしいところがあったのが、利用度が高い。それはですねタクシー券を配れば、当然利用度が高くなるわけです。だから、そのタクシー券を使うニーズ、それは確かにあるんです。なぜかというと、プライベートを考えたときに、個人的に行ったほうがいいのか、乗り合いで行ったほうがいいのかというふうについて、私も個人的に行きたいというニーズもあります。利用券があれば使いたい、それは利用券があれば誰でも使うんですよ。だから、高齢者の移動支援としてどう考えるのかが重要ですので、現行制度をずっと続けていきたいというところは、やはりちょっと違うのかなと思うんですが、やはり、検討は先に進めるべきではないでしょうか。

**議長（金子光喜君）** 答弁調整のため休憩します。

- - - - -  
休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 高齢者移動支援ということで、現在の制度ですが、町長申しましたようにドアツードアということで、いろんな利用の仕方あると思いますんで、担当課でも、課内でも話しておりますが、例えば乗合バスで、幾つかのコースを使ってっていう場合に考えますと、決まったバス停までにはいかないといけないとかですね、そういうがあります。それと比較すると今の制度がいいんじゃないかと。デマンド型で自宅まで来るといいうのもあると思いますが、そういうことですね。デマンド型乗り合いタクシーというのは、バス停方式ではなくて、自宅まで来るといいうのもあると思いますので、それにつきましてはですね、他町村の状況も、調査してですね、いろんな比較検討したいと思います。

**4番（椎葉弘樹君）** 町長にもう一度お尋ねします。私が言ってるのはさっき課長が答弁になったようにデマンド型の乗り合いタクシーのことを言っております。実際、他町村でもそれやっておられますので、しかもそっちは交付税措置もありますので、まず、検討していただいて、財源的にどうなのか、そこをまず検討していただいて、いや、現行制度のほうが全然いいよということであれば、現行制度を続けてもらっていいんですが、もし他町村が進めるデマンド型乗り合いタクシーがよければ、そっちなりの考えもあるのかなというところで、そこは早めに検討していただきたいということな

んですが、町長いかがでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 私としては今のドアツードアっていうんすか。それが1番いいのかなということで先ほど答弁させていただきましたので、それと先ほど課長が答弁しておりますけども、もうさらにですね、助成の在り方、利用度がそれ以上高くなるようであればですね、見直しも行いたいというふうに思っております。ですから今、椎葉議員がおっしゃってるような中身の話ですね。デマンド型の増発だっていうんでしょうか。そういうふうなところもあれば、それは調べて対応をしたいというふうに思います。

**4番（椎葉弘樹君）** だから私が何回も言ってるのはそれいつ検討されるんですかといったところで、町長の答弁を聞くと、今はまだ現行制度がいいから、それも検討することは余り考えていないというようなふうに聞こえたもんですから、私何回も繰り返してやってるんですが、やはり、やっぱり財源、町長も入りを量りてとよく言われますので、まず入りを量るためには検討をまずしてみませんかといったところを言ってるんです。これについては他町村に聞けばある程度、答えは見えてくると思いますので、その件、その部分の初期の検討の部分については、早めにやったほうがいいんじゃないでしょうか。

**町長（長谷和人君）** ですから先ほど言いましたように椎葉議員がおっしゃったような中身がございますので、さらに制度を詳しく分析しましてですね、そういうふうな内容がいいようであれば、その在り方についても十分協議をさせていただきたい、早くさせていただくということで答弁させていただきたいと思います。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

**7番（味岡 恭君）** 49ページですね、民生費、社会福祉、12委託料について、質問いたします。障害福祉計画策定業務委託料というのが、230何ぼ予算が組まれております。内容は字の事だと思うんですが、どういうことを、どういうふうに策定するのか、まずお尋ねをいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 障害福祉計画策定業務委託料ですが、令和5年度に湯前町第7期障害福祉計画、及び第3期障害児福祉計画を策定いたします。どういうことをするかといいますと、今の計画期間の実績を出しまして分析いたします。それから障害者の方に対しての、いろんなニーズ調査を行いまして集計分析、それからそれをもとに、どういうサービスがあるか、需要があるかとか、ニーズがあるかとか、そういうものを把握しまして、まず、支給量といいますか計画、人数といいますか、そういうものを出しまして、障害福祉に係るいろんな扶助費ですとか、そういうものを見込むための基礎資料になるものでございます。

**7番（味岡 恭君）** 51ページの高齢者のほうもありますよね。高齢者福祉計画策定というのがございますよね。これも同じような策定でしょうか。また、何年に1回ぐら



い、計画を立てるんでしょうかお尋ねします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 高齢者福祉計画につきましては、高齢者福祉計画及び第9期の介護保険事業計画も含むものでございます。内容につきましては、2月から3月にかけて65歳以上の要介護認定を受けてない方に、ニーズ調査というものを行いました。そのニーズ調査の集計分析を行いまして、なおかつ現計画期間、1期が3年になります。3年間の実績を出しまして、次の3期ですね、6年度から8年度までの3年間のいろんな見込みをいたします。この高齢者福祉計画には、先ほど言いました介護保険事業計画も入ってございますので、介護サービス、給付費の見込みとかですね、そういうものもこの計画策定の中に入っております。それから、最終的には、介護保険料の分析なんですけども、介護保険料は国が作ってる。地域包括ケア見える化システムというもので算出しますが、いろんな人口動態ですとか見込み予測ですね、そういう、ちょっと専門的な知識も必要になりますので、業者任せではないんですが、いろんな専門的知識を持ってるコンサルタントに落札していただいてですね、プロポーザル方式で、やる予定ですが、一緒になって次の保険料の設定もしたいと考えております。

**7番（味岡 恭君）** 3年の1度の見直しということですね。そしたらこれは総合計画か何かに載ってくる、いつする、載せるんでしょうか。何に記載するのでしょうかお尋ねします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** これは総合計画の下の個別計画になります。それぞれ先ほど障害福祉計画は障害福祉計画で一つ。それから介護保険事業計画は、それで一つ、策定いたします。

**3番（遠坂道太君）** 53ページです。児童福祉総務費で、委託料の子ども子育て支援事業計画に関わる調査業務委託につきまして伺います。この調査ってというのは、町で、子ども子育てのする事業計画の調査をされるのか。また国から出されてくる、今後の子供庁とか出来ておりますので、そういう形での市、国からの事業の支援策についての調査をされるか、それにつきましてお尋ねをいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** この子ども子育て支援、事業計画に係る調査業務委託ですが、令和6年度に、子ども子育て支援事業計画の第3期計画の策定を予定しております。それに、向けましての子育ての世帯、世代の方たちへのニーズ調査、そういうものを実施するものでございます。

**3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから来年度も、3期の計画に、子育ての家庭に関する調査をするということで、やはりどのようなことが必要なのかということ、もし申した形での、計画は今とっていかれるか、それについてお尋ねします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 子ども子育て支援事業計画の中身ということで、答えたいと思います。これにつきましていろんな子育てのニーズ、保育園、こども園でのい

ろんなメニューですとか、あと支援事業ですとか、そういうものを、のニーズを把握して、します。支給量ですかね。そういうものを入れ込みます。あと、今後の園児数の見込みとかですね定員数とか、そういうものも調査しまして今後の保育園、こども園の運営とかですね、そういうところにも、見込みを立てていくものでございます。これ子ども子育て支援法に基づくものでございますので、計画策定に当たってはですね国庫補助の対象になってくるものでございます。

**3番（遠坂道太君）** 今現在行っておられるメニューの形だというふうに私も理解しますけれども、やはり国のほうもこういうふうな形で、子育て支援のほうも力を入れていく中で、やはり、町独自としてですね、やはりよそにないような、やはり方策等もですね、今後検討していただければというふうに思っておりますので、また策定のほうは、重視してやっていただきたいと思います。

**7番（味岡 恭君）** 50ページですね、民生費の社会福祉19の扶助費の中にですね、障害者介護給付訓練等給付補助費が、今年は1億7,286万8,000円組まれております。年々、今年は昨年比べて3,000万程度値段が上がってきております。年々、金額がこのくらいの金額上がってきております。増額になる理由は、高齢者が増えてきたからこうなるのか、何か経費がかさむからこうなっていくのか、その辺をお尋ねいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 障害者介護給付、訓練等給付扶助費でございますが、これは高齢者ではなくて障害者のサービス、障害福祉サービスになります。令和4年度と比較して378万円増額になっております。主な要因ですが、就労継続支援A型っていうものをがございまして、令和4年度では7名の見込みで予算を当初予算組んでおりましたが、令和5年度は10名の見込みということで3名の増加になってございます。それから、そのほかで就労支援B型がプラス2名とか、居宅介護プラス2名とか、それぞれのサービスです、利用人数がちょっと増えている。3年度から4年度も増えまして、4年度から4年度中に、新たに利用者が増えたということがございまして5年度見込みの人数で、それぞれのサービスで見込みを立てまして、増額になっているところでございます。

**7番（味岡 恭君）** 高齢者の障害者高齢者による障害とかいう、あれは入ってこないんですが訓練等が入ってくるもんですから、それも入ってくるのかなと一部ました。入ってこないんでしょうかお尋ねします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 高齢者につきましては、介護保険のほう優先になってきます。皆保険が優先になるんですけれども、要介護認定に至らない場合は、障害福祉サービス、の利用に、なります。そういうことですみ分けをしているものでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 51ページの敬老祝い金、426万円についてお尋ねします。この制度は平成20年度、鶴田町長時代に出来たものでありまして、去年の当初予算においても質疑をさせていただき、この制度の見直しが必要ではないかということで町長からは、その制度については確認したいということでご答弁をいただいたところです。敬老祝い金の見直しについて、制度の見直し、確認等はされたのかについてお尋ねします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 敬老祝い金制度につきましては令和3年度に、1万円から6,000円に落としまして、その分を子育て支援のほうに、活用したということでございます。令和3年度ということですので、まだ今回は3年目になります。見直しの具体的な検討はまだ行っておりません。

**4番（椎葉弘樹君）** 私が前回質疑したのは令和4年度の当初予算で行っておりまして、さっき課長が答弁された高校生の定期券の助成の後、減額された後の質疑でした。町民の声を、ちょっと何人が拾ってみますと、現行制度に1万円に戻してほしいという意見もあれば、節目節目で、ちょっと金額をちょっと大きくしていただけないとか、もうこれは町民の方それぞれ聞く人によって答えが違うわけですね。もしできればですね、今度はまちづくりアンケート等もありますので高齢者の方のニーズを把握していただいて1回整理したほうがいいんじゃないかなと思っております。もう本当様々な声が聞こえてきますので、町民アンケート等で整理する考えはないかについてお尋ねしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 私が今回4,000円をですね、高校生のほうの通学、くま川鉄道の定期券のほうに財源を充てさせていただきました。その折にも、高齢者の老人会とか、そういうところにお聞きしたんですけども、そのときのお話としては、当然その1万円あったほうが良いわけですけども、そういうふうな、高校生の通学のほうに財源を充てさせていただき、いうふうなお話をしましたらば、それだったら協力します。中には、子供に使うとなれば、もう全部いらぬというふうな、お話もされました。今議員がおっしゃるように、様々です。元に戻してくれんだろうかと。当然たくさんもらうほうが、受ける側としては言うわけでございますので、そこら辺はなかなか様々な御意見があるかなというふうに思っております。ですので町民アンケートというふうなお話もあったんですけども、ちょっと機会あるごとに、そういうふうなお話もう1回聞かせていただきたいというふうに私として思います。

**4番（椎葉弘樹君）** この聞き方は、前提条件によって変わってくると思います。例えば子供子育てに使いたいから、ちょっと減らしてほしいということであれば、それは高齢者の方ももちろん、ちょっと加勢しようかねというところで、そこを快く受けられると思うんですが、その前提がちょっと変わってきますと、本当に敬意を払う、祝い金で

すと、やっぱり増やしたほうが良いねとか、そういう意見も出てくると思いますので、その前提条件をしっかりと、立てた上で確認をしていく必要があると思ってます。あくまでもそれは前提によった一部の意見でしかないの、そこはしっかりとですね、公平公正な目で、この祝い金というのが、そもそもどういう目的なのかといったところに立ち戻って確認をしていただきたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 私1番当初このお話をさせていただいたときに1番最初に言った言葉、既得権益という言葉を使わせていただきました。絶対やっぱりそこら辺はですね、もっている人は絶対にそこは自分としては、今、1万円なら1万円を、やっぱりいただきたいというのが本音でございますので、今おっしゃるように非常にその設問といいですか、私は、アンケートというまではいかんですけどさっきの答えは、そういうふうな機会がございますので、その折に、老人会とかなんかにお邪魔した折にですね、そういうふうなお話を聞きながら、そしてちゃんと中立の、質問の仕方、そういうことでちょっとさせていただきたいというふうに思ってる。いろんな議論があるのは私も聞いております。

**議長（金子光喜君）** では、ないようですので、これで、款3、民生費の質疑を終わります。

次に、款4衛生費の説明を求めます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** それでは、款4衛生費について御説明いたします。衛生費は、1億6,932万9,000円を計上しました。令和4年度と比較して、2,929万円の減であります。減の主な要因は、公立多良木病院企業団負担金の減であります。歳出に占める構成比は4.3%になります。科目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明いたします。

55ページをお願いします。

項1歩健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、環境衛生係担当職員の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金、子供医療費助成金など、5,735万1,000円を計上しました。令和4年度と比較して、2,224万7,000円の減であります。

節1報酬、節7報償費及び節8旅費に、乳幼児等の各種検診事業などの、などの医師報酬、講師謝金、費用弁償などをそれぞれ計上しました。また節1報酬、節3職員手当等、節4共済費に、会計年度任用職員2名分の人件費を計上しました。会計年度任用職員の職種は、看護師1名産休代替として、主に住民健診業務にもう1名は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び国保の保健事業に主に従事するものでございます。

56ページ、節10需用費は、各種保健事業に使用する消耗品費、保健センターの光熱水費、修繕料など、254万円を計上しました。

57ページ、節12委託料は、妊婦健康診査委託料211万1,000円のほか、保健センターの維持管理に係る委託料など、355万9,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金のほか、各種協議会や共同運営事業の負担金など、2,058万6,000円を計上しました。公立多良木病院企業団負担金は、病院事業分と介護老人保健施設事業分を合わせて、1,961万9,000円を計上しました。

58ページ、節19扶助費には、18歳までの子供医療費助成金について、直近3年度分の実績をもとに、1,261万2,000円を計上しました。また、令和4年度は補正予算で対応しました不妊治療費助成金42万2,000円及び県外医療機関における妊婦健康妊婦健診助成金、10万4,000円。圏域外、医療機関出生時の新生児聴覚検査費用助成金4万円について、当初予算に計上しました。

目2予防費につきましては、各種がん検診や総合検診、及び各種予防接種委託料など、3,957万3,000円を計上しました。令和4年度と比較して、59万4,000円の増となりました。増の主な要因は総合検診委託料の増によるものです。

59ページにかけて、節12委託料は、5月に実施する集団検診及び各医療機関で行う総合検診と、各種がん検診、各種予防接種など3,711万9,000円を計上しました。総合検診委託料は、3か所の検診機関における対象者を合計480人と見込み、1,409万8,000円計上しました。令和4年度と比較して、204万2,000円の増となりますが、これは、令和5年度から検診機関の一つである日赤において、これまで国保の加入者のみであったものが、国保加入者以外の受診が可能となりましたため、その人数40人と見込み、増額計上したものです。次にロタウイルスや小児用肺炎球菌などのほか、子宮頸がんワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、高齢者の季節性インフルエンザ予防接種など、16種類の予防接種委託料として、1,409万8,000円を計上しました。令和4年度と比較して、260万8,000円の減となりました。減の主な要因は、子宮頸がん予防ワクチンの接種見込み者数について、令和4年度は、80人としておりましたが、これは令和5年度は30人と、見込んだことによる減でございます。この子宮頸がん予防ワクチンについては、世界各国でヒトパピローマウイルスの感染予防効果が認められており、日本においても、令和4年4月から個別接種勧奨が再開されました。子宮頸がん検診とあわせまして、対象者への個別通知と広報等による周知を図ってまいりたいと思います。

節18負担金補助及び交付金には、生後6か月から18歳までのインフルエンザワクチン接種補助金など、100万6,000円を計上しました。また、令和4年度に補正予算で対応した、子宮頸がんワクチン任意接種補助金、15万4,000円及び先天性風しん症候群対策接種補助金、3万8,000円について、当初予算に計上しました。

目3環境衛生費につきましては、環境保全及び衛生管理に係る経費、946万1,000円を計上しました。令和4年度と比較して、242万8,000円の増となります。増の主な要因は、水上斎場に係る人吉球磨広域行政組合負担金の増によるものです。

節18負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金、斎場分につきましては、水上斎場の火葬炉修繕及び火葬炉前ホールの空調機取替え工事などにより、211万1,000円増の688万1,000円を計上しました。また、合併処理浄化槽設置補助金は、5人槽3基、198万6,000円を計上しました。

60ページ、目4新型コロナワクチン接種事業費は、実施体制が未確定であるため、現時点で想定できる人数、回数をもとに、個別接種に要する経費を見込み、節11役務費に支払い事務手数料、節12委託料には159万3,000円、合計162万3,000円を計上しました。今後、関係機関等との協議を重ね、財源も含めて修正してまいりたいと思います。

項2清掃費、目1塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料、人吉球磨広域行政組合負担金など、5,179万6,000円を計上しました。令和4年度と比較して392万9,000円の増であります。増の主な要因は、ごみ処理に係る人吉球磨広域行政組合負担金の増によるものです。

節12委託料は、ごみ収集、運搬業務委託料726万円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金には、人吉球磨広域行政組合へのごみ処理負担金として4,426万4,000円を計上しました。令和4年度と比較して382万6,000円の増であります。増の主な要因は、赤池ごみ処理施設の第2期大規模改修工事に伴う増によるものです。またごみ処理容器設置補助、設置事業補助金として、令和4年度と同額の27万円を計上しました。

目3し尿処理費は、汚泥再生処理センター業務、汚泥再生処理センター運営等に係る人吉球磨広域行政組合負担金、952万5,000円を計上しました。

**議長（金子光喜君）** 以上で款4衛生費の説明を終わります。

ここで休息のため休憩します。

-----  
休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。発言を許します。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 先ほど説明の中で2点誤りがございました訂正いたします。総合検診委託料は、1,458万4,000円を計上しました。それから最後、目2し尿処理費のところ目3と申しました。目2し尿処理費が正しい目でございます。

**議長（金子光喜君）** ただいま課長より報告ありました。訂正されたものを原案としてご審議いただきます。ただいま、衛生費の説明が終わったところです。これから、款4衛生費の質疑を行います。

ページは55ページから60ページまでです。

**3番（遠坂道太君）** 58ページ。保健衛生総務費ですね、扶助費の子供医療費助成について伺います。高校生のまでの助成となっておりますが、昨年からは減額となっておりますが、何名ほど減らした部分で検討され、計画を上げられたのか、これにつきましてお尋ねいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 子供医療費助成につきまして人数じゃなく、過去3年間のひと月当たりの実績で算出しております。

**3番（遠坂道太君）** 過去3年の実績ということでございますけれども、やはり、年々、子供数も減っていくような状態だというふうに思っております。やはり予算計上にしろやはり、3年間ということであれば、今から3年間の実績だというふうになりますけれども、それも踏まえた形ですねやはり何か減っていくということは分かってるわけですから、その部分もやはり加味しながら、検討していただければと思っております。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議員が申されましたように金額の実績だけではなくてですね、人数も考慮した上で算出していきたいと思います。

**7番（味岡 恭君）** 59ページの衛生費の保健衛生費の予防費、12の委託料ですが、総合健診委託料の中で、1,458万4,000円が組んであります。受診者はどのくらいおられるのかお尋ねをいたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 令和5年度は、3検診機関で480名の申込みを見込んで予算を組んでおります。

**7番（味岡 恭君）** その予算の検診者じゃなくて昨年度、何名くらいおられたか、パーセントでね、町民の何パーセントくらいが受診されたのかをお尋ねしてるんです。

**議長（金子光喜君）** 答弁調整のため休憩します。

- - - - -  
休憩 午前11時16分  
再開 午前11時16分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を続けます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 申し訳ありません。今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

**7番（味岡 恭君）** 人数が分からん、確認が分からんなら大体のパーセントでもいいですよ。大体20何パーセントくらいかなと私は思ってるのか、思ったもんですから。

何を聞きたいかといいますと、どういうふうに対象者を推進している、受診の推進をどうされているのかを聞きたかったんです。何か広報等で受診の広報をされているのかお尋ねします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 総合健診等につきまして個別に、案内を住民の方に出しております。何ですか、希望調査の中でいろんな資料も、あわせまして、送っているところでございます。

**7番（味岡 恭君）** 受診者が非常に少ないみたいなので、できる限り受診をしていただきますようにですね、推進をしていただければと思います。

**2番（西 靖邦君）** 59ページですね12、委託料の1予防接種委託料1,400飛んで、9万8,000円ですけども、先ほど16種類ということをおっしゃってました。この16種類の中にですね、種類別に単価が異なると思うんですけども、16種類何名の方の接種予定の予算なんでしょうかね。

**保健福祉課長（高木堅介君）** ちょっと合計は出してございませんがワクチンの種類によりまして、3回とか4回とかございます。全て、たほうがいいでしょうか。例えば子供のロタウイルスワクチンですと、20名の3回、ということになります。そのほかには、例えば4種混合ワクチン、が20名の4回、それから高齢者の肺炎球菌ワクチンですと、85人、それから、季節季節性インフルエンザ高齢者分につきましては、1,400人を見込んでおります。

**3番（遠坂道太君）** 61ページですね。塵芥処理費です。負担金補助及び交付金のごみ処理について伺います。先ほど課長からご説明がございましたけれども、382万6,000円が増額となっているということで、これは改修工事のよるものということで理解しております。ごみの量ですけども、昨年と比べて、どうだったかそれにつきまして、お尋ねしたいと思います。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 令和3年度と、4年度が、2月までの集計なんですけど比較しますと、燃えるごみ燃えないごみ、それから粗大ごみ、は、令和3年度と比較しますと、増加する見込みでございます。有害ごみは減るんではないかという見込みが出ております。

**3番（遠坂道太君）** ごみの量が増加するというところでございますが、一応毎年私お尋ねしているのは、その中での生ごみですよ。生ごみにつきましてはやはり増加するのかそれにつきましてお尋ねします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 生ごみにつきましては、燃えるごみの中に含まれているものだと思います。これまでの答弁でもいたしましたけど、このごみにつきまして重さで、重さで判断といいますか、重さ、決まってくるので、特に生ごみですね、生ごみ水分を切って、捨ててもらおうということを広報でもですね、数回出しております。これにつ



きまして、継続して住民の方に周知をし、図りたいと思っております。あわせましてごみ処理容器の補助金がございますので、コンポスト容器ですとか、電気で乾燥させる処理容器ですね、こちらの補助金制度もございますので、こちらも周知しまして少しでもごみの量、重さを減らすようにですね、そういう働きかけをしていきたいと思っております。

**3番（遠坂道太君）** 毎回やっぱりこう、同じように聞いているんですが、やはり水分を飛ばす方向を減らすということがやはり生ごみの一つの量を減らすことが、じゃなかろうかというふうに思っておるところでございます。それでやっぱりこう、住民の方に対するなお、生ごみのやっぱり乾燥ですね、それは十分効果の広報とかでやっておられると思いますけれども、やはりそれも末端のほうまで行ってないような状態だと私は確認してるところでございます。今後ですね、そういった取組を町のほうでやっている、そしてこういうか、乾燥機も助成しますよという形になっておりますので、その周知徹底をですね今後取り組んでいただければと思います。

**5番（森山 宏君）** はい、59ページですね、先ほどから言われてるように予防接種の委託料について伺います。この予防接種で高齢者の勘定っていうのが65歳以上というふうになってますけども、ワクチンの場合でしたら、年度末までの誕生の方で65歳というふうに、対象になるわけですけども、インフルだったですかね。これは、10月接種やったら、今、10月で満の65、基準っていうのはこれだけが特殊であとは全部、年度末の65歳という、勘定なのか、違いをそういう点を説明ください。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 高齢者、季節インフルエンザにつきましては、申し訳ありません。10月末から11月末か時点での65歳という基準がございます。

**5番（森山 宏君）** はい、今課長言われたように10月から11月かという、その基準っていうのは本町独自ののでしょうか。このワクチン接種はちょっと、国が関係してくるのかなと思ったもんですから、国も、年度末じゃなくって、実施予定の時の満年齢というふうな基準になってるのでしょうか。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 65歳の時点は、町独自でございます。

**議長（金子光喜君）** これで、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費の説明を求めます。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 款5農林水産業費についてご説明いたします。

ページは60ページから68ページまでです。

農業費につきましては、令和4年度より、5,674万4,000円減の、2億1,183万7,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は5.3%になります。

次に、項目ごとに説明いたします。

項1農業費、目1の農業委員会費につきましては、2,365万2,000円を計上しました。令和4年度と比較しまして、最適化活動による報酬を、令和4年度の交付額

を見込み、当初予算、当初予算から計上したことにより、146万2,000円の増額となりました。

節1報酬から節4共済費までは、農業委員8名及び、農地利用最適化推進委員7名、並びに、農業委員会事務局2名と、会計年度任用職員1名の人件費を計上しました。

節8旅費につきましては、委員出張に伴う費用弁償、普通旅費を計上しました。また、令和5年度は、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の改選の年度になり、関係します報酬、費用弁償を計上しました。

61ページになります。

節11役務費に、タブレット通信費5万9,000円と、節13、使用料及び賃借料、タブレット利用料2万1,000円は、農地中間管理機構による農地集積、集約化を加速するとともに、農業委員会が農地等の出し手、受け手の意向を効率的に把握し、関係機関と共有に関する費用となります。今後も、担い手への農地集積、遊休農地の解消に努めていきます。

節12委託料、委託料につきましては、委員研修会参加のためのマイクロバス運転委託料、システム保守料等、131万3,000円を計上しました。令和5年度の新規としての農家台帳データ変換委託料38万5,000円は、農地法第52条に規定されている農地情報、インターネット等での公表が義務づけられており、公表データの継続かつ更新を行うための予算として計上しました。

62ページになります。

節13使用料及び賃借料は、農地法に規定された農地情報等の管理、把握、農地利用状況に関する農政業務支援システム、農地台帳システム等のリース料等に要する費用、147万3,000円を計上しました。

節18球磨都市農業委員会、協議会等負担金9万8,000円を計上しました。

次に、目2農業総務費につきましては、5,474万4,000円を計上しました。令和4年度と比較しまして、519万2,000円の増額となりました。主な増額の要因は、新たに地域おこし協力隊関係の関係予算の計上と、農林振興課職員の人件費の増額によるものです。

節1報酬に398万9,000円を計上しました。農振整備促進協議会委員9名の2日分8万円。人農地プラン検討委員会委員3名の2日分、2万7,000円のほか、会計年度任用職員の報酬、162万7,000円を計上し、関係します費用弁償を計上しました。また、令和5年度から新たに、地域の農業担い手対策に努めるため、地域おこし協力隊の報酬、225万5,000円を計上しました。これは、農業公社勤務を基本とし、農業公社の事業運営、活動に従事しながら、新規によるイターンUターン等による、今後、本町の新規就農者等を呼び込むための仕組みづくり等を計画し、準備を進め

る地域おこし協力隊として考えています。

62ページから63ページにかけてとなります。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、農林振興課職員のほか、会計年度任用職員、地域おこし協力隊の人件費関係を計上しております。地域おこし協力隊関係で、節8、費用弁償、普通旅費、節10需用費の消耗品費、節11役務費にリース車保険料、節13使用料及び賃借料にパソコン、車両のリース料をそれぞれ計上しました。

63ページです。

節18負担金補助及び交付金では、球磨川漁協への稚魚放流補助金として10万円を計上しました。経営所得安定対策、担い手育成等を協議していきま湯前町農業再生協議会の補助金128万9,000円は、国からの経営所得安定対策推進事業、県からの水田産地化総合推進事業、また、町単独事業として、新規就農者後継者など育成に努めていくとしております。また、地域おこし協力隊住宅補助として36万円を計上しました。

次に、目3、農業振興費につきましては、9,327万8,000円を計上しました。令和4年度と比較し1,336万2,000円の減額となりました。主な減額の要因は、水稻のびかまるの試験栽培を令和4年度末までで終了したこと、節18負担金補助及び交付金で、町単独補助金となる農業機械施設導入支援等で、令和5年度は町長選挙が予定されており、改選後に、新しい町長の考えなどを考慮し、骨格予算としたことによります。節1報酬、節8、費用弁償は、農業振興検討委員、委員検討委員会分で、9名の3日分を計上しました。

64ページです。

節18負担金補助及び交付金に、9,219万3,000円を計上しました。主な内訳としまして、農業用廃プラスチック類処理対策補助金は40万円を計上しました。令和4年度から、処理業者の変更により、処理費がこれまでより安価となっております。中山間地域等直接支払交付金は26集落分、3,133万7,000円を計上しました。町獣害防止対策協議会補助金は、52万3,000円を計上しました。環境保全型農業直接支払交付金は、環境に優しい農業に交付されるもので、約42ヘクタール分484万8,000円を計上しました。次世代人材投資事業補助金は、国の補助事業となり、就農4年目の方1名分150万円を計上しました。多面的機能支払い交付金は、農地維持、資源向上活動及び長寿命化を含めまして、3,355万2,000円を計上しました。農業後継者等支援補助金は、国の農業次世代人材投資事業に該当せず、町単独事業となるものですが、就農2年目の方2名、就農3年目の方4名、計6名の方分として、480万円を計上しました。中山間地域直接支払い補助金は、5集落分、326万1,000円を計上しました。資料免許取得支援補助金は3万8,000円を計上しました。有害鳥獣捕獲補助金につきましては、シカ450頭、イノシシ200頭、サル8頭、カラ

ス50羽、アナグマ100頭分で、令和2年度の実績を参考に、680万円を計上しました。県水土里情報利活用協議会負担金は、138万円を計上しました。土地情報システム、オルソ画像と農地情報として活用するものです。熊本県農業制度資金金利等補助金は、新型コロナウイルス緊急対策支援に伴います県と町が利子補給を行うもので、令和5年度分として、13万4,000円を計上しました。農業公社運営補助金は、地域の農業振興事業を担う、湯前町農業公社が行う公益性事業に対し、300万円の補助金を計上しました。

65ページです。

新規就農者育成総合対策事業補助金は、国の事業となり、令和4年度から次世代人材投資事業補助金から制度改正が行われた事業で、就農2年目の方1名分、150万円を計上しました。上球磨射撃場老朽化対策事業補助金は、施設関係の老朽化等も著しく、鳥獣捕獲技術向上を図るための改修事業費に対し、国庫、上球磨猟友会自己負担分を除いた事業費残額分を関係する4町村で、利用者割により補助するもので、本町分として18万5,000円を計上しました。

次に、目4畜産業費につきましては、489万2,000円を計上しました。

節7報償費、各種品評会、品評会の商品代、令和4年度の実績を参考に、22万5,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金に、432万8,000円を計上しました。主なものとしたしまして、料金の4分の1を補助する酪農ヘルパー制度補助金に過去の利用実績を参考に、100万円を計上しました。畜産奨励補助金につきましては、繁殖素牛、乳用牛素牛、肥育素牛導入事業で、令和4年度の実績を参考に、329万6,000円を計上しました。

次に、目5農地費になります。

農地費につきましては、2,271万4,000円を計上しました。令和4年度と比較して、3,110万1,000円の減額となりました。主な減額の要因は、上溝中溝の県営二溝用水路改修整備のハード事業選択に伴う、受益地の農業経営の変化と展望、農業構造再編の目標など計画ソフト事業が令和4年までであったこと。深田地区排水路工事業は繰越しとしていますが、令和4年度事業として完了したため減額となりました。

節10事業費の修繕料は、農道、排水路などの維持管理的な修繕、改善に要します経費で100万円を計上しました。令和4年度予算と比較し、100万円の減額としておりますが、豪雨などにより早急に対応するものは災害復旧費の予算にて、増額したことによるものです。

節12委託料477万7,000円を計上しました。農道等管理委託料で、通常の農道や用水路管理委託に加え、令和5年度は、法面除草の負担軽減になると言われている雑

草を抑制する芝の吹きつけによる試験事業を計画し、令和4年度より20万円増の50万円を計上しました。また、古城地区に公共事業の際に必要な土捨て場確保と整備を令和5年度から進めるため、用地購入のための登記委託料27万7,000円。66ページになりますが、古城地区土捨て場用地測量業務委託料400万円を計上しました。

節14工事請負費1,200万円は、令和4年度に補正予算をお願いし、2か所のため池の土砂しゅんせつの予算化をしましたが、大谷ため池は入札不調となり、改めて令和5年度の当初予算で計上したものです。

節16用地購入費につきましては、431万8,000円計上しました。先ほど委託料で説明しました公共工事に伴う土捨て場等の確保と整備に伴います公有財産購入費となります。用地の相談に当たり、一部流木補償の相談があるため、節21補償補填及び賠償金、3万9,000円を計上しました。説明が前後いたしますが、節18負担金補助及び交付金につきましては、県土地改良事業団体連合会負担金、一般賦課金1万円と、令和5年度の県営団体営事業に伴います、特別賦課金25万9,000円を当初から計上しました。また、熊本県ため池協議会負担金は、令和4年度では補正予算で、負担金1万円を計上しましたが、令和5年度は当初予算から計上しました。これは、県、市町村、土地改良団体連合会が連携し、ため池の保安全管理に移管する体制を進めるための協議会となります。

**教育課長（浅田 徹君）** 続きまして、目6農村環境改善センター管理費につきましては、288万7,000円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費が主なものとなります。対前年で9万6,000円の減となっております。

節10需用費では、消耗品のほか、光熱水費で、電気料金対前年22万円の増加を見込みまして、136万円を計上しております。同じく、修繕料は、対前年70万円減額の30万円を計上しました。

節17備品購入費では、玄関ロビーに設置をしておりますAED、自動体外式除細動器1台の保証期限を迎えますので、更新購入を計画し、37万円を計上しました。農村環境改善センター管理費につきましては以上となります。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 67ページです。項2林業費、目1林業振興費につきましては967万円を計上しました。令和4年度と比較し1,888万5,000円の減額となりました。減額の主な要因として、令和4年度に林業事業体を実施した林業木材産業、林業木材産業振興、施設等整備事業の終了、林業成長産業化地域創出モデル事業が令和4年度をもって終了し、国からの交付金による事業を実施していく奥球磨未来の森づくり創造協議会の補助も終了したことによるものです。

節1報酬に、林業木材分野に地域おこし協力隊の報酬225万5,000円を計上しました。これは国からの交付金による林業成長産業化地域創出モデル事業が令和4年度

をもって終了しましたが、平成30年度の事業採択により設立した、奥球磨未来の森づくり創造協議会により、今後も地域内の林業及び木材産業関係と、流通業者及び地元自治体とともに継続発展させるコーディネーター役となる、地域おこし協力隊と考えています。

節3 職員手当等、節4 共済費等は地域おこし協力隊の人件費関係を計上しております。また、地域おこし協力隊関係では、節8 費用弁償の普通旅費、節10 需用費の消耗品費、節11 役務費にリース車保険料、節13 使用料及び賃借料にパソコン車両のリース料をそれぞれ計上しました。

節12 委託料、300万円は、森林環境増税を財源に、森林路網等の補修整備により、林業基盤を強化するものになります。

節18 負担金補助及び交付金に69万1,000円を計上しました。林業事業体の育成強化、木材需要拡大等を推進する各種協議会補助金のほか、上球磨森林組合が実施します労働安全大会や作業班育成対策研修事業負担金等を計上しました。港・森と水ネットワーク協議会負担金は、東京都、港区と森林を有する自治体が、国産材の活用を通じて、森林整備の促進、森林の二酸化炭素吸収量を拡大させることにより、低炭素化社会の実現に貢献することを目的としております。低炭素社会の実現の貢献、球磨スギヒノキ需要拡大等に努めてまいりたいと思います。奥球磨未来の森づくり創造協議会補助金2万円は、木材の生産等の森林情報整備、流通販売等の需要拡大や林業労働者の人材育成等推進していくソフト事業は、国からの補助事業は終了しましたが、地域おこし協力隊による人材も活用して継続し、さらなる発展を行うため、協議会の会員からも負担をお願いすることとしております。

68ページです。

地域おこし協力隊、住宅費補助として36万円を計上しました。

節24 積立金は、国からの森林環境譲与税の一部を積み立てるもので、令和5年度の譲与税額は957万円を見込み、歳出として公有林管理費で、479万円、林業振興費で、308万5,000円の合計787万5,000円を活用することとしており、残りの170万4,000円を積み立てるものです。

すいません先ほど、64ページになりますけれども、農業振興費のところでの負担金になります。県水土里情報利活用協議会負担金として、先ほど私138万円というふうに説明いたしましたが、13万8,000円の間違いでございました。

以上で款5 農林水産業費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから、款5 農林水産業費の質疑を行います。ページは60ページから68ページまでです。

**1番（吉田精二君）** 今の64ページですが農業振興費の負担金補助及び交付金の中

で、農耕者資格取得補助金が昨年まではあったんですが、今年はないようです。今年が令和5年度ですね、何か見直しの時期に入ったというふうなことで、見直した結果削除されたものか。どうでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 今、御質問の農耕車取得資格の補助事業でございますけれども、このほかに果樹であったりとか鳥獣害の防止柵であったりとか、農業機械の補助であったりとか施設等がございますけれども、これらの補助事業については見直しを行っております。令和5年4月のほうに町長選挙を控えているというところでございまして、今年には骨格予算でございますね。その後、町長選挙後に、また皆様方にお知らせしながら農業の振興にあたっていきたいというふうな考えでございます。

**5番（森山 宏君）** 66ページですね、農村改善センターの備品購入費、AED入替えておっしゃいましたけれども、AEDって、大体どのくらいぐらいですかね。よく頻繁に利用される、消防署においては確か7年で何か契約、補償契約ですかねそれを、なさったーですけれども、改善センターの部分だけがAEDで、ちょっと各地区の消防詰所にもAEDは設置されてるとは思いますけれども、そういうところも一緒に、考えんばんとは思いますけれども、今、改善センターとだけ不備があったのか。賞味期限じゃなかったな、消費期限じゃなか、何か、何かな。有効期限が切れたんですかね。

**教育課長（浅田 徹君）** AED、自動体外式除細動器ですけれども、厚生労働省のホームページによりますと、おおむね本体からバッテリー、ただ電極パッド、この三つの部品に区分されております。本体の耐用年数が7年、メーカーの保証期間が一般的に5年、それからバッテリーにつきましては使用期限という表現でありますけれども4年、電極パッドも同じく使用金が2年というふうになっております。更新しますのは、耐用年数7年経過ということを、が理由になります。以上です。

**3番（遠坂道太君）** ページ60ページです。農業委員会費で、報酬の最適化推進活動の報酬について伺います。昨年の予算は108万円になっておりますが、今年度50万4千1,000円となった、増額となった理由についてお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 農地最適化推進の活動のいわゆる報酬ということで、今年度につきましては令和4年度の実績に応じまして当初予算から計上したことで、今回の予算額というふうになっております。

**3番（遠坂道太君）** 増額になった理由については理解しましたが、農地ですね、集積については、今現状どのようになっておるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 農地集積率ということでご説明いたします。約50%、半分程度ということになっております。

**3番（遠坂道太君）** 今50%ということでございますが、やはり今国が言ってる、

中では、やはりいろんな事業関係につきましてですね、やはり農村農地の集積等は行っているんじゃないかと思えます。事業等にですね、どのくらい、まとまらんと、事業関係でもやっぱり影響するのかそれにつきましてお尋ねをしたいと思います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 農業関係によります国の事業として主なものとし、代表的なものは土地改良事業用水路改修等々になるかと思えますけれども、まず農地集積の計画を立てます。その中で地区内での例えばですけども80%以上となるとそういう計画を立てて集積をしていくことになればこれは県営事業が対象になりますけれども、促進費といいまして、受益者の分担金も軽減、そちらのほうにも使われ、利用できる補助金となりますので、そういうのも利用することができるような集積を集積計画。そしてまた、集積を図っていくというようなことが重要になるかと思えます。

**3番（遠坂道太君）** 一応目標としては80%を目指しておられるということでございます。今、特にですね、今後二溝の問題等も出ておりますので、やはり県営事業になると思えます。やはり集積ができる部分は特にやはり小、農家の方との理解を踏まえ利用した形での土地の集積を今後進めていかれるようにですね、お願いをしたいというふうに思っておりますのでございます。

**農林振興課長（稲森一彦君）** もう、今、二溝の件でお話がありましたけれども、ここにつきましては二溝のハード事業、県営の用水路改修等事業になりますけれども、その中での集積のほうの計画であったり、どなたのほうに集積していくのかというふうな協議会の場を設けております。また、この協議会につきまして、令和5年度につきましては当初予算と計上しておりませんが、集積等についての協議会の会議のほうもですね、今後順次進めていかなければならないというふうに考えております。令和5年当初予算ではちょっと計上出来ておりませんでした。この協議会の報酬費用弁償等、令和5年度の補正でもお願いしながら、集積については今後の進むように計画をしていきたいというふうに考えております。

**議長（金子光喜君）** ここで昼食のため休憩します。

- - - - -  
休憩 午前12時00分  
再開 午後 1時00分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま、款5農林水産業費の質疑の途中です。発言を許します。

**3番（遠坂道太君）** 61ページ、農業委員会費で、旅費の農業委員会委員候補者選考委員会委員費用弁償について伺います。今現在何名の方で構成されているのか、また、農業委員になる基準というものがあるのかそれについてお伺いします。



**農林振興課長（稲森一彦君）** 現在農業委員会のほうにつきましては農業委員さんの農業委員さんのほうが8名、最適化推進員のほうが7名ということで、計15名で構成というふうになっております。あと、農業委員会のほうの農業委員になる資格というところでございますけれども、ちょっと一部の事になりますけれども、平成28年4月1日より農業委員会法の改正がございまして、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上は入れるというふうになっております。中立的な立場という方につきましては特に資格等が求められるものではなくて、会社員の方であったり商業者の方であったり消費者の団体等の方であって農業に従事していない方も、該当するというようなことになっているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 今の課長のほうからご説明ありましたが、15名で構成されてるということで、この方たちが推薦委員か選考委員というふうになるわけですが、農業委員になられる方がやはり、基準、私もちょっと調べた中でやっぱり認定農業者でなければ出来ないというような形のほうに至ったというふうに思いますが、それは間違っておるでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほど農業委員さんの8名というふうに言いましたけれども、その過半のうち認定農業者ということになっておりまして人数的な5名、ということ、認定農業者の方については5名というふうになっているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 農業委員にですね、立候補された中で、認定農業者でなくても良いということですか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほどの答弁と重複いたしますけれども、過半、半分以上ということでございまして湯前町のほうでは8名ということですので、過半ですので5名以上の方が、認定農業者であればいいと。それ以外は、認定農業者じゃなくても農業委員のほうにはなるというところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 一応ですね、こういう農業者とか、認定農業者の方たちが過半数ということでございますけれども、やはり湯前町の農業を、やはりリードして行っていかなければいけない方たちでございますので、やはり人選もですね、やはり、基準的にも、できるような方をですね、今後、選んでいただきたいというふうに思ってるところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 64ページの農業公社補助金300万円についてお尋ねします。昨年の当初予算のときに、この公益性事業のある農作業の人材登録であったり、受託作業をオンライン化で可能にする事業、あるいは事業内容を公表したり、機械の貸出しを確認出来たりする農業公社の事業の見える化をオンライン化を質疑しました。そのときに、課長のほうからは、予算も含めて、十分検討しながら前向きに進めていきたいということでした。また、町長のほうからは、そういうことも考えないといけない、自身は

アナログ人間なんでもということでご答弁をいただいたところでした。現在の検討状況についてお尋ねしたいと思います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** オンライン化というところで見える化というところがございますけども、その検討につきましては具体的にはちょっとまだ入っていないというところがございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 今の農業公社の体制ですと、その部分に力を回す余裕がないのかもしれませんが。一方他町村のほうでは、この農業公社等で検索しますと、その事業内容であったり、様々な補助事業の対応とかが出てきているところです。この公益性の事業を行うのであれば、町民にも、そして町外の方にも、その事業を公開したほうがよいのではないのでしょうか。また、町内外の方にも関心を持っていただけるように、情報発信等もしていく必要があるのではないのでしょうか。そして最後に、生産性の向上や、最新技術などを、アナログだけではなくて、デジタルの要素というのも取上げ、取入れていく必要があるのではないのでしょうかということ、この補助金300万円の枠で収まらないのであれば、今後、この別の予算は立てていきなり、そういう予算化が必要なのかも含めて考えていく必要があるのではないかと思うんですが、町長の見解を伺いたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 見える化ということがございますけども、ようやくリスタートということ、1年経ってませんが、1年になるようなところでございます。今の、正直申しまして細々と、やっているような状況でございます。登録した人材を使ってですね、今、事業を推し進めているというふうなところが現状でございます。その中でやはり、1番のネックが人材不足でございますもんですから、それは先ほど予算説明の中にあったわけですが、それを地域おこし協力隊の協力を得るなどしてですね、そこに活性化を生み出したらどうかということでの政策をちょっと上げたところでございます。今の御質問のとおり、見える化の部分についてはですね、今まだ、実際に取り組んでないというところがございまして、そこら辺も並行しながらですね、おっしゃるようなことも、情報発信をやっぱりすべきだろうというふうに思っておりますので、その前に、運営も行いながら、そしてその経営の弱体化がございまして、そこら辺もしっかりとですね、見据えたところで動かなくちゃいけないのかなというふうに思っているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** ページ65ページ、畜産業費、負担金補助及び交付金の畜産奨励金について伺います。昨年度途中でございましたが、畜産飼料高騰価格高騰対策についての補助があったわけですが、5年度においては、どのような対策を考えておられるかそれにつきましてお尋ねいたします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金があり、畜産業ばかりでなく農業関係全般にわたり、支援事業を行ってきたわけでございます。5年度におきましてもこのような国からの交付金がちょっとあるかないかっていうのは、まだ今のところ未定でございますけれども、予算書に挙げたとおり当初予算にはその対策については今のところは考えておりません。また、今後そういう国からの支援であったりとかがあれば当然していくこともあろうかと思えます。場合によってはまた町長とのご相談にもよりますけれども町単独でもすることも考えて行くこともあろうかなというふうに思います。

**3番（遠坂道太君）** 国からやっぱり支援がなければ、考えられないというような答弁でございますが、それと、町単独ですね、できるのであれば、取り組んでいただければというふうに思うところでございます。そのぐらいの腹づもりの町長にお尋ねをいたします。

**町長（長谷和人君）** やはりまた、物価高騰ですね。それから、コロナにつきましての後遺症がやっぱり残っていくのではなからうかなというふうにも思っております。その状況をやっぱり十分確認してですね、可能であればそういう対応を行う必要があるのかと。それとやっぱり最後になるんですけども、財源等も見据えたところでお願いしなくちゃいけないかなというふうには思っております。

**3番（遠坂道太君）** 財源の問題もあると思います。やはり畜産業界、特にさっき、昨日もおとといも私も話をしましたように、餌代がですね、トンの7万円から10万円と、非常に苦しい状態になってきてる状態です。それで離農を考えてる、やめるとか、そういう形もですね、湯前ではまだ出てきておりませんが、やはり最終的にはやっぱりそこまで出てくんじゃなからうかというふうに思いますので、今後ともやはり、そういう取組の方向はですね、取り組んでいければと思います。

**8番（倉本 豊君）** ただいまの質問に関連して質問をさせていただきますけれども、今日ですね、西日本新聞の1面にですね、昼夜働けど月赤字150万円という記事が出ておりましたので、ちょっと、気になったもんですから、読んでみたところですね。ここは大きい酪農家なんですけど、150万円の借金が赤字が出て、それを、金融機関からの借金で今しのいでおると。もう、いつかはやめなければならぬだろうというような記事でございました。今、遠坂議員言われたようにですね、昨年からずっとですね、相当上がってるそうです。私が経営してるわけじゃないので、今年度については、繰越しでまだ、執行されてない部分がありますけれども、来年度につきましては、予算としては上がっていない。しかしながら畜産農家が衰退しますといろんなところに、波及してきます。これは皆さんおわかりだと思いますけれども、農地の担っておられる農地が出てきたり、いろんな、町内の農業だけでなくいろんなところに影響が出てくる

と思いますんで、ここはしっかりとした、支援策をですね、新しく町長になられて、6月の予算等々では示していただきたいというふうに、私も思っておりますので、その辺についての、再度のご見解をお願いします。

**町長（長谷和人君）** 先ほど言いましたように、多分後遺症といいますか、が残ってくると思います。簡単にやはりV字回復っていうのは難しいところがあるんじゃないかな。特におっしゃってるような、飼料関係についても、値上がりがやっぱり当分続くのではなからうかというふうに私としても思っております。先ほど遠坂議員にも申し上げてるんですけども、状況によって十分そこは観測しながらですね、場合によっては単独の支援というの見据えるし、その場合については議会の皆様方にも、そういうふうなお願いをしながら、一般財源という可能性も高うございますんで、そこら辺も見据える。加えまして、国の状況といいますか、制度がこれからどうなるのか。そこら辺を見据えて、一緒になってですね、県なり、国にですね、そういうふうな要望、こういうふうな状況になってるんで、含めてまた対策を講じてくれということで一体的にですね、活動も行わせていただければ、また一緒に行動していただければ私ども、力強く思うところでございますんで、そちらのほうについてもどうぞよろしくお願いしたいというふうに思っております。

**8番（倉本 豊君）** 多分ですね、国のほうの対策もかなり打ってくるのではなからうかなというふうに、そう、国が動かないとこれ大変な事態になってきますんで、その肥料に関してもそうなんです、ですので最悪、何もなかったら町単独ということもありますし、国への要望等もやはり議会としては、ちゃんとやっていくべきだろうというふうに私も思っておりますんで、そこら辺は議会と執行部と一体となってですね、やっていければいいのかなというふうに思っております。

**7番（味岡 恭君）** 今先ほどから話が出ましたように遠坂議員、倉本議員と同じような意見になるかもしれませんが、63ページの、農業総務費だったですかね。負担金補助金というのがあります。湯前町農業再生協議会補助金というのがございます。その構成員は何人ぐらいなっているのかお尋ねします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 構成につきましては認定農業者の代表の方、あと幸野溝土地改良区関係とあと共済組合等、そういう農家の方々と、関係するJAさんですけども、約10名程度になっております。

**7番（味岡 恭君）** そしたら、活動内容をちょっとお知らせをお願いします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 活動内容につきましては1番主なものにつきましては転作関係になりますけども、補助金関係であったりとか、あと米の作付の数量ですね、面積であったりとか、そういう形を決定するような機関というふうになっておりまして、またこの中にJAと、行政等によって事務局会等をつくっております。その中では農業

機械等の申請があったときの審査会、あと後継者関係の方についても町単独補助金であったり、国からの補助金のほう、交付しておりますけれども、その中で年に2回ですね、その後継者等の方からの経営状況であったりとか、相談等を受けるような対応、あと後継者、認定農業者の方に向けての研修会等も実施しているということになります。

**7番（味岡 恭君）** 今、お尋ねしますこの総合的なですね、何もかもその農業のこと、ほかのこともあるんでしょうけど、協議されているということなんですが、今現在一次産業はとても厳しく農業関係でも含めてですけど、非常に厳しいときです。今話が出ましたように今後ですね、後継者育成も含めましても、作物につきましても何をどこに何をつくるんだって今後、将来的なことも含めてですね、やっぱそういうのも協議していただいて、今後ですね、農業の活性化、今、2人の議員が言われましたように、活性化に特に努めていただきたいとか、年2回の会合では少ないんじゃないかと。何回か踏まえ再度プラスしていただいて、協議をしていただいてですね、今後の農業の在り方を含めて、協議していただきたいというふうに思います。その辺はいかがなんでしょうか。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 農業総務費の中では湯前町農業再生協議会というのをつくっておりますけれども、これと別にですね、いろいろなそれ農業関係の検討する場として、予算的には農業振興費になりますけれども、今年度も予算のほうを上げておりますけれども、農業振興検討委員会というのをつくっております。これはこの中では令和5年度当初予算ベースですけども、年3回と、令和3年度におきましては、約10回ほどの検討を行っているところでございます湯前町農業振興検討委員会の中で、議員おっしゃられたようなこと内容につきましては、農家の方の意見をお聞きしながら検討していきたいというふうにしておるところでございます。

**7番（味岡 恭君）** 先ほどから予算を見ますと何とか委員会補助、何とか委員会補助とかがたくさん出てきます。それも年に1回ぐらいは全員寄ってですね、協議していただければ、また違う案が出るかもしれませんので、その辺も含めて、ご協議をお願いしたいというふうに思います。

**3番（遠坂道太君）** 63ページの農業振興費について伺います。先ほど課長のほうからご説明ありましたように、水稻栽培試験が3年間で終了したということですが、3年間の試験結果を検証され、栽培基準、作成されたのか。また今後ですねぴかまるの栽培、普及をどのように図るのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 令和2年度、3年度4年度と、3年間の試験栽培等を行ってきております。耕種基準等につきましてもこの3年間のちょっと整理いたしまして5年度できちんと作成したいと思っております。またこのぴかまるも含めまして水稻

栽培の協議会というものを、令和5年度に立ち上げられないかなというようなことで考えているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** このですね、3年間の試験の結果あたりは今、公表できれば公表していただきたいというふうに思っておるところでございます。そして5年度、今からですね栽培のほう、普及の形を図っていくということであれば、もう、早くしないとですね、皆様のほかの形も、大体、栽培の計画等もさせておられるところでございます。その分、どのような形で、急がれるのか、急いでされるか、それについてお伺いしたいと思います。

**農林振興課長（稲森一彦君）** この協議会のほうでの設立も考えておるところでございますけれども、現在の農林振興課の職員だけではなかなか技術的なこともございまして、難しいところもあろうかと思えます。ここにこの水稻試験栽培につきましては、県の振興局のほうからもいろいろお手伝いをいただいております。そういう、専門的な技術であったり知識を持っている方と一緒に、早々にということでございますけれども、令和5年度中にはそこを立ち上げて、またデータについても公表していきたいなというふうに思っておるところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 一応こういう耕種基準はそれで良いかもしれませんが。今年度ですね作付等についてはどうされるのか、それにつきましてお伺いしたいと思えます。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 3年間につきましては町のほうで種もみとなる原材料費ということで補助していたわけでございますけれども、農家数については4軒の方で面積にいたしまして2ヘクタールの取組をしていただきました。この4名の方につきましてはぴかまるについてはまた5年度も、行っていきたいというふうなお話を聞いているところでございます。ただもう3年から試験栽培が終わりましたので、種もみ等についてはこれはもう直接農家の方が購入していただくというようなことで進めているところでございます。

**3番（遠坂道太君）** 当初予算に関係のない部分に入ってきておりますので、そこはご理解いただければと思えます。種もみ等の問題されれば、やはり早く、準備されるような形ですね、形をとっていただければと思えます。一応この質問これで終わりたいと思えます。

**8番（倉本 豊君）** ぴかまるについては、説明の中で、今年からやめましたという、説明がありましたので、議題に関係ないことはないと思えますので、私も重ねて質問をさせていただきますが、これは町長肝入りの施策でございました。3年間、試験栽培をされました。で、今年からいわゆる、種もみ代等々の補助はもうやめますよということだろうと思えます。しかしながら、じゃ、これからどうされるんですかということをお尋ねしたいと思えます。

**町長（長谷和人君）** 3年間ですね、委託をいたしまして、データ等も取りました。これ先ほど言いましたように熊本県が入っていただきまして、所要のデータですね。いただいて、そのまだ整理が出来てないという部分がございます。一旦はですね、そうすることで試験のほうは中止、終わるわけでございますけども、今後はですね、前回もちょっと去年も、同じような答弁したかと思いますが、種もみの確保というのは非常に難しゅうございます。頼むに阿蘇に行けば、ぴかまるがあるだろうというようなお話なんですけども、うちが入れてるのは、正規のルートを使った分の種もみを使ってるということでございますんで、今2ヘクタールぐらいについては確保が可能だということなんですけども、それ以上になると、なかなか確保が難しいという現状がございます。今回もまだ、向こうのほうと、出荷先のほうとは協議を進めてないんですけど、同じ量ぐらいを多分確保は可能になったのではなからうかなというふうに思っております。加えまして、値段のほうもですね、当時今、こちらのほうでの主流となっております。ヒノヒカリとかですね。それから、熊さんの輝きですか。それよりはその分の中身とちょっと違うんであれなんですけども、少しやっぱり高めで購入していただいているということでございますし、農家のしていただきました農家にとってはですね、非常にそこは助かっているというふうな意見もいただいておりますし、あわせまして出荷反省会等も行わせていただきまして、農家のですね、お話もお伺いしておりますので、ここら辺はですね、先ほど言いましたような、種もみあたりの部分をですね、今後どうするのか、これにやっぱり尽きるのかなというふうに思っておるところでございます。今後ともですね、町のほうは引くとかそういうことではございませんで、その対応もちゃんと行っていきたいと、かように思っているところでございます。

**8番（倉本 豊君）** 本年については、タイムリーの状況で、がそういうことであれば、致し方ないのかなという感じもしますけれども、将来にわたっては、登録も湯前さんのぴかまる、固有名詞もつけて登録をされておることからしますと、町内にですね、幅広く栽培をしていただけるような方向に持っていかれるのかなというふうに私は感じておりましたので、そこら付近は結局、その目指すところはどのようなところになるわけですか。

**町長（長谷和人君）** 私もそういう考えで実は、通常の今あります品種以外にぴかまるを普及出来ないか、さっき言いましたように、値段のほうも、幾らか高うございますんで、手取りも農家にとっては、それだけ大きいということでございましたんで、その反応ちゃんと出来たということなんですけど、どうしてもやっぱり、その種もみになってしまうわけでございますので、そこら辺を相手先とですね、今後どう種もみをですね、拡大できるのか。そこら辺になってくるのかなというふうに思っておるところでございます。思いは一緒でございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

**3番（遠坂道太君）** 67ページですね、林業振興費の委託料の300万円につきまして、お伺いします。どの地区の民有林内の補修整備、委託されるのか、また財源は、森林環境譲与税なのかそれにつきまして、お伺いします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 民有林内の路網の整備ということで、具体的にこの路線のどこどこというふうな決め方はいたしておりません。また梅雨時期におきましてもそういう、路面の洗掘に当たるとかが考えられますので、そこら辺のと見込みまして300万円というふうにしております。財源につきましては森林環境税を財源とするようにしているところでございます。

**議長（金子光喜君）** これで、款5、農林水産業費の質疑を終わります。次に、款6、商工費の説明を求めます。

**企画観光課長（本山りか君）** 款6商工費は8,819万円を計上しました。一般会計に占める割合は2.2%となります。また、前年度に比べ2,630万9,000円の減額です。減額の主な理由は、観光費におきます観光施設工事費用の減額によるものです。

目1商工総務費からご説明いたします。商工総務費は1,254万4,000円を計上しました。商工観光係2名の人件費です。

目2商工振興費は2,748万6,000円を計上しました。商工振興に係る事業費及び施設管理のための費用になります。主なものについてご説明いたします。

節10需用費に、ワーケーション推進事業に係る消耗品費、2万2,000円を計上しました。ワーケーション推進事業は、令和4年度に実証事業を行いました。令和5年度も引き続き、ワーケーション事業を推進していきたいと考えております。消耗品費のほか、節12委託料に、452万円。節17備品購入費に45万5,000円も、それぞれ計上しております。この事業を推進する中で、企業との信頼関係を構築し、企業誘致につなげてまいりたいと考えております。

節12委託料に避難防災交流施設指定管理料、457万1,000円を計上しました。ふれあい交流センターユートピアの指定管理料です。令和4年度に比べ12万7,000円の増額となっておりますが、電気料等の物価高騰が主な要因となっております。湯前町ルールウイング指定管理料375万4,000円を計上しました。まんが図書館と展示体験販売施設、ゆのレールの指定管理料となります。令和4年度に比べまして、21万6,000円の増額となっております。電気料等の物価高騰のほか、人材確保のための雇用体系の見直しが主な要因です。

69ページをお願いいたします。



節 18 負担金補助及び交付金の商工会補助金と商工会青年部女性部補助金は、前年度同額を計上いたしました。湯前町小規模事業者持続化補助金は、申請件数 3 件を見込み、50 万円を計上いたしました。湯前町事業承継サポート事業補助金は、456 万円を計上いたしました。内訳としましては、令和 3 年度認定者 2 名分、月額 6 万円の 12 か月分、令和 4 年度認定者 2 名分、月額 8 万円の 12 か月分、及び令和 5 年度認定見込み 1 名分、10 万円の 12 か月分となっております。節 20 貸付金の商工会預託金は 30 万円を計上しました。既存貸付金の残高を見込みのみを予算として計上しております。この残高の完済予定が本年 7 月となっておりますため、完済をもって、預託金事業を廃止したいと考えております。

次に、目 3 観光費のご説明をいたします。

観光費は 4,816 万 3,000 円を計上しました。令和 4 年度に比べまして、3,351 万 3,000 円の減額計上となっております。減額の主な要因は、昨年実施いたしました、湯楽里高圧設備改修工事に係る費用の減によるものです。主なものについてご説明いたします。

節 1 報酬に、地域おこし協力隊の報酬を計上しました。令和 5 年度は、駅周辺とグリーンパレスの新池に拠点におきます観光振興を強化したいと考えておきまして、新規協力隊 2 名を任用いたします。令和 4 年 1 月臨時会におきまして、関連予算の債務負担行為御可決いただき、募集を行ってございましたところ、早速応募があり、採用試験の結果、2 名の協力隊を任用することとなりました。そのため、現在の協力隊 1 名に 2 名を加えた 3 名分の任用に係る報酬を計上しております。なお、以前から任用している協力隊 1 名が 3 年間の任期満了によりまして、11 月末をもって退任の予定となっております。協力隊にかかる費用は、報酬のほか、職員手当、共済費といった人件費を初め、各種活動費をそれぞれの節に計上しております。協力隊の人件費及び活動費は、原則特別交付税で措置されます。

70 ページをお願いいたします。

節 11 役務費に広告料 531 万 1,000 円を計上いたしました。令和 5 年度は、これまでの雑誌や新聞などのメディアを通じた広告に加えまして、ふるさと納税ポータルサイトに、本町の観光情報と物産の魅力等をあわせて掲載していくことで、効率的、効果的に発生していきたいと考え計上しております。

節 12 委託料にグリーンパレス指定管理料 1,280 万 700 円を計上しました。同じく、委託料に炉ゲーミング運営委託料 80 万円を計上しました。この事業は、コロナ禍においても実施可能なイベントであるとしまして、令和 4 年度に初めて取り組んだ事業となりますが、参加者の満足度も高く、よりのまちの魅力を感じていただけるようなイベントであったため、令和 5 年度も継続して開催したいと考え、計上しております。

令和4年度同様、年2回開催したいと考えておりますが、ウェブサイト構築やバックパネル、のぼり旗などのオリジナル物品政策が、令和5年度は不要でありますため、令和4年度に比べまして、20万円の減額となっております。

節17 備品購入費に30万円を計上しました。これは、観光客の満足度向上と滞在時間の延長を図るため、電動自転車2台を購入したく、計上したものでございます。グリーンパレスに設置しまして、指定管理の中で運用を図っていきたいと考えております。

節18 負担金補助及び交付金の町観光物産協会補助金は、協会の基金積立状況を勘案し、町補助金見直し方針に従いまして、令和4年度と比較して40万円減額の480万円を計上しております。

71ページをお願いいたします。

人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の事業費分495万4,000円を計上しました。協議会が実施します事業のうち、令和2年度から令和4年度までの3年間展開してきました。地方創生推進交付金事業につきましては、企業版ふるさと納税制度の活用によりまして、延長して実施できる見込みとなりました。そのため、事業実施に係ます負担金が構成市町村の均等割となりまして、令和4年度に比べ219万2,000円の増額となっております。負担金495万4,000円に対し、企業様からの寄附が200万円。国からの補助が200万円でありますため、町の一般財源持ち出しは95万4,000円となっております。引き続き、人吉球磨一体となった取組によりまして、本町への誘客促進を図ってまいります。事務費分負担金84万4,000円は、協議会のプロパー職員2名分の人件費を、人吉市を除きます9町村で均等割りして算出した額となっております。また、令和5年度は、構成市町村からの派遣は、人吉市からの1名のみとなっております。キャンプ場誘客促進事業補助金300万円を計上しました。令和4年度に新設しましたグリーンパレスのホームページや、SNSの更新、また、過去の顧客データの整備と分析、データ分析によるキャンペーン企画の実施などを行いまして、さらなる誘客につなげていくために、事業者への補助を行うものです。職員研修費、26万5,000円は、地域興し協力隊3名分の研修費を計上しました。この費用につきましても、特別交付税で全額措置される見込みとなっております。例年計上しておりますイベント実行委員会補助金につきましては、6月の肉付け予算にて計上を予定しております。

以上で商工費の説明を終わり、終わります。よろしくをお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから、款6商工費の質疑を行います。  
ページは68ページから71ページまでです。

**2番（西 靖邦君）** 68ページですけども、目2商工振興費、節12ワーケーション推進事業委託料、452万計上されています。これ先ほど企業の誘致を具体的にということでしたので、その委託内容は、ほかどのような感じになってるんですかねそういう

委託内容、それとまた、委託することによりですね、執行部としてどのように進んで進めていかれるつもりでしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** まず委託料の内容について、内訳についてご説明いたします。まずですね、企業への助成金ということでございまして、1企業当たり4名分まで、お1人10万円ですね、これを5社分、一応計画しております。また、委託費用ですが、委託する事業所ですね、こちらに来て、いろいろコーディネートをしていただきます打合せとか、そういった宿泊費、交通費、それを計画しております。それから、営業費用としまして、5社ですね、参加いただきます事業様の誘致に関するコーディネート費用、これを予定しております。それから、ワーケーションですね、LPというものを作成しております、簡易ですねホームページとお考えいただければよろしいかと思いますが、LPのほうですね、更新費用、これも予定をしているところでございます。ちょっと、あとですね、備品購入費のほうでも、予算を計上させていただいておりますが、これが令和4年度に実施しましたワーケーションの実証事業によりまして、課題として出てきましたハード整備、これに係る分の備品購入費ということで計画をしているところでございます。また、委託をしてですね、今後どのような展開ということでございますが、先ほど申し上げましたように、企業様にですね、この湯前町でワーケーションを実施してですね、いただきますに当たりまして、どのようなことが必要かということのをですね令和4年度から検証しているところでございますが、いろんな課題が出て待っております。またその課題を踏まえてですね、今後、湯前町にとって1番ふさわしいようなワーケーションの在り方、それを検討してまいりまして、そして、企業様との信頼関係も構築しながらですね、企業様の誘致に向けて取組を進めていきたいと考えております。

**2番（西 靖邦君）** このワーケーションですけど他の町村もすごく力を入れてる事業ですよ。何を言いたいと言うと湯前町が乗り遅れないようにしていただきたいなと思っております。

**4番（椎葉弘樹君）** 71ページの人吉球磨観光地域づくり協議会負担金事業費分、495万4,000円についてお尋ねします。これ毎回聞いていることなんですが、この495万、これまで1番高くなっているわけですが、令和2年度から通算しますと、1,000万円分本町から支出しております。まず令和5年度事業費において、本町に関連する事業、主な事業がありましたらご紹介いただきたいと思っております。

**企画観光課長（本山りか君）** 1番の関係しますのがですね、やはり上球磨でですね、ブランド戦略会議というものを進められておる中で、いろんな商品の開発、これをなさっております。三日月商品ということですね、数々の商品が生まれているところでございまして、単独町村ではなし得ないようなですね、原材料、県町村で活用し合ったり

とか、そういうところで、商品開発ですね、そういったものが展開出来ているという点が今後も見込めるのではないかと考えております。それから、また先ほどちょっと申しましたとおりですね、その町村間での民間さんにおける連携、これが進んでおりますので、イベントの企画もですね、ご承知の通り花フェスですとか、そういったもうこれも恐らくコロナ禍において、ちょっと縮小版でやっておられましたが、これの展開も今後ですね、大きくなっているものと考えております。それに参画していただく方々もまた、広がっていくということで、本当にその民間としての動き、これが広まっていくんではないかと考えておまして、そういったところがこの観地協での広域連携による、促進効果ということになるかと思っております。また今後もそういった事業が展開されていくものと思っております。

**4番（椎葉弘樹君）** そういった活動がSNS等でも、ちょくちょく見かけるわけですが、結局、本町にとっての窓口的な、観光物産的な窓口というのは、上球磨の組織のところが担っていくという考えでよろしいでしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** お見込みのとおりだと考えております。結構ですね、行政が今回の場合は立ち入らなくても、本当に自主的に民間の方々に動きを進められております。ただ行政が知らんぷりというわけではございませんで、一緒になってですね、行政の役割を役割で果たしていきながら、民間の方を中心とした取組を推進していただければ、非常に理想的な取組になっていくのではないかと考えております。

**1番（吉田精二君）** 商工観光費の70ページの委託料のグリーンパレスの指定管理の件ですけども、グリーンパレスの敷地内にある湯目科房もこの指定管理の中に入っておりますか。あそこの今後の利用状況について、お尋ねしたいと思います。非常に現在キャンプとかレクリエーションが誘客の事業、盛んにやってるわけですけども特にあそこを立地的にもキャンプの人たちとかの買物とか、便所もありますし、非常に使い方によっては非常に便利なところだと思います。もう二、三年、あそこが休業状態なものですから、今後どのように利用されるか、検討されているかをお願いします。

**企画観光課長（本山りか君）** はい、この件に関しましては、主に取締役会の中でもありますね、話題になっておりました。ただここ2～3年は、やはりコロナの影響もございまして、ちょっとはその話もですね、中断をしていたところが衝撃的なところもございませぬ。ただし議員おっしゃいます通り、非常に使い勝手のよい場所ではあると思っております。キャンプ場の誘客が進む中ですね、お客様の利便性、そういったところ、それから効果的ですねそういったお買物の件ですとか、以前、夢工房様がですね、おられたときのように、特産品の販売ですとか、また新たなですね、そういった商品の販売とか、そういったところも、場所としては非常にですね、適切な場所だと考えておりますので、今後取締役会、それから現場の声、そういったところですねお客様のニーズ、

そういったところをとらえて、1番適切な方法で、活用が出来ていくようにですね、検討を重ねてまいりたいと思っております。早急にですね。

**7番(味岡 恭君)** 70ページの役務費の中に、広告料というのがございます。530万程度の予算が組んであります。この内容の説明をお願いいたします。

**企画観光課長(本山りか君)** はい、今回新たに始めてですね、500万という、500万程度ですね、広告料を計上させていただいております。冒頭のご説明でも申し上げましたとおり、これまでは新聞とか、雑誌ですとか、無料のメディア等の広告を利用して、結構他町村に比べてですね、低額な予算で進めてきたところでございます。ただし、今後はですね、やはりふるさと納税、これとの連動も考えながらですね、広告もやっていけば、効果的に物産観光の情報が発信できるのではないかと考えております。ちょっとふるさと納税のポータルサイトですね運営会社のほうから、今般のご提案をいただきまして、その中で観光情報も物産情報も、含めて発信ができるような仕組みをですね、ご提案をいただいております。ということでございまして、そのポータルサイトを利用してですね、重ね重ねでございますが、観光と物産を合わせて、発信していくことで、より観光の情報、観光につきまして観光誘客につきましても、物産の販売促進につきましても、展開ができるようなことでですね、今回は改めてチャレンジをさせていただければと思っております。

**7番(味岡 恭君)** それは専門業者のに委託してまたお願いするということですよ。分かりました。それと先ほども先ほどじゃなくてよく言ってるんですが町内での誘導案内板が非常に少ないということも重ねてですね、何か大きな看板でちょっと目立つように、誘導できるよう顧客を、そういうのもちょっと努力していただきたいというふうに思います。

**企画観光課長(本山りか君)** 以前から議員からのご質問を受けましてですね、こちらのほうも検討していた経緯もございますが、今というですね、国の補助金等を活用しまして、町内全域の看板のですね、設置についての業務委託なんかも発注を考えておりますので、それちょっと時間はかかるかと思いますが、2年間ぐらいにかけてですね、町内全域の環境整備を行ってまいりたいと考えております。

**5番(森山 宏君)** 商工費、71ページのですね地域おこし、協力隊の住宅家賃補助金150万。昨年度はありませんでしたけども、今度、3名ですか。それで150万。1人だと年間50万っていうことですよ。で、これの住居の選択基準っていいですか、それと、家賃の基準といいですか。国から特別交付税があるからって言って、通常がですね、2万とか3万あったときに、時価ちゅうか、一般の価格よりも高く借り上げを、もしも計上されるのであれば、民需圧迫にもつながるし、そのところを、詳細に教えてください。

**企画観光課長（本山りか君）** はい、地域おこし協力隊さんですね住宅費につきましては、要綱を設置しております。一応限度額を5万円と定めているところでございます。この5万円の根拠につきましては、やはり湯前町は数少ないんですが、民間アパート等もございましてそれとの比較、それから現実的に空き家の活用を行っているところでございまして、その交渉におきましてですね、やはり5万円ぐらいの限度額をやらないと、なかなか空き家をお貸しいただけないというような実情もございまして。そういったところを含み合わせてですね、限度額を5万円というところで設定しておるところでございます。これまでは予算科目のほうですね、住宅費、住宅料ということで、借上げ料のほうに計上していたところですが、今回からその空き家の賃貸借関係につきましてですね、本人さんでまずは契約をしていただきまして、それに対して町が補助するというやり方で見直しを進めたものですから、予算の費目も補助金というところになった経緯がございまして。全国的に家賃がですね、との比較ということでございまして、やはり5万円ぐらいの限度額をもってですね、交渉がより、空き家とかですと進みますようにですね、弾力的に、基準を定めているところでございまして。ご理解をいただければと思います。

**5番（森山 宏君）** それと、お尋ねします。町で建てている、単身者向けの住宅はちなみに家賃は何ぼでしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** はい、中里の住宅のことかと思われまして。これにつきましては、低廉な金額ということで、1万5,000円ということになってございます。

**2番（西 靖邦君）** 69ページですね、目3観光費、節10需用費、1観光施設等修繕費45万円が計上されてますけども、この修繕費のメンテの費用が何かでしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** これは新年度当初におきましては例年でございまして、どこといった修繕箇所はございませんで、その都度観光施設を複数、うちが管理しておりますことから、何かあった場合の修繕料ということで計上しております。もし年度中にですね、この金額では足りない場合も出てくることごとくありますので、その場合は補正ということで対応させていただければと思います、計上しているところでございます。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため休憩します。

-----  
休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分  
-----

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。  
ただいま、款6商工費の質疑の途中です。発言を許します。

**企画観光課長（本山りか君）** 申し訳ございません。議案書の訂正をお願いいたします。ページは70ページでございます。11 役務費の広告料でございますが、下から2段目、(1)入湯税充当額52万9,000円と記載をしております。これが誤りでございまして、これにつきましては、広告料の入湯税充当額分ということで、52万9,000円でございますので、括弧の外ですね、うちという文字を消していただければと思います。大変失礼をいたしました。申し訳ございません。

**議長（金子光喜君）** ただいま、課長から説明がございました。款6商工費、項1商工費、目3観光費、節11の1、内入湯税充当額、に関して、うちを消していただければということですので、ご対応願いたいと思います。うちを消したところを、原案としてご審議願います。

**3番（遠坂道太君）** 70ページですね。これ広告料について伺いますが、先ほど内容につきましては分かったわけですが、これちょっとお話としまして、2月26日龍谷大学との祝賀会のときにですね、堀田監督から、龍谷大学を広告に使ってもらえなかないかなというお話がありまして、町長がおられましたので、その分のことについてちょっと、どのように町長考えておられるのか。お伺いしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 龍谷大学女子柔道部がですね、3年ぶりでございますか。合宿のほうに、湯前町に来ていただきまして、その際の、準優勝の席で、堀田監督からそういうふうなお話があったところでございます。お伺いしたときにはですね、広告塔ということで、大変柔道では強いチームでございますので、利用するのมือがあるのかなというふうに私も思ったところでございまして、今回の予算にはその分入っていないところでございますが、十分そこはですね、向こうのほうの大学側と協議をさせていただいてですね、柔道着につけるといのは大変難しい部分があるのかなと思いますんで、どの程度のくらいならば可能なのかどうかちょっとそこら辺の金額もよくですね、見ながらですね、検討させていただければというふうに思っているところでございます。

**議長（金子光喜君）** これで、款6商工費の質疑を終わります。

次に、款7土木費の説明を求めます。

**建設水道課長（中園誠二君）** 款7土木費についてご説明いたします。

71ページから75ページになります。

土木費につきましては、令和4年度より2億3,806万7,000円減の1億8,810万8,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は4.7%になります。次に、項目ごとにご説明いたします。

71ページをお願いします。

項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましては、令和4年度より97万3,000円減の4,616万円を計上しました。建設水道課職員及び会計年度職員任用職員の人件費など経常的経費が主なものです。

72ページになります。

節13 使用料及び賃借料に公用車リース料として63万9,000円を計上しました。令和4年度までは、総務課総務費の災害復旧管理費に計上していましたが、予算の組替えを行い、土木総務費に計上しました。

節18 負担金補助及び交付金に、各種期成会負担金を計上しております。

73ページをお願いします。

国県事業負担金として187万5,000円を計上しました。これは、県道幸野染田線改良工事及び県道錦湯前線改良工事に伴う負担金となります。令和5年度におきましては、事業費1,250万円が予定されており、町負担分15%の額を計上しております。耐震改修等補助金は、耐震化住宅への建て替え工事補助金補助として1件分100万円と、耐震診断に要する費用に、対しての補助として10万2,000円の計110万2,000円を計上しました。また、ブロック塀等耐震化支援事業補助金として40万円を計上しました。これは避難路、通学路等、沿線の危険ブロック、米撤去等に対し補助するものです。上限30万のうち3分の2を補助するもので、実績を勘案し、2件分を計上しました。

次に項2 道路橋梁費、目1 道路維持費につきましては、令和4年度より1億4,915万円減の4,739万8,000円を計上しました。町道の維持管理に要する経費、除草作業、修繕や原材料費、機械借上料等に係る経費を計上しています。令和4年度当初予算と比較し、大きく減額しておりますが、令和4年度におきましては、節12 委託料におきまして、橋梁点検業務委託料860万。下町橋補修工事監理業務委託料に1,200万。長岡トンネル定期点検業務委託料に400万円を、また節14 工事請負費に、北町橋補修工事費として9,000万円を計上していたことが、主な減額の要因となります。

節10 需用費の修繕料として350万円を計上しました。町道の舗装、路肩、側溝の修繕費を予定しております。

節12 委託料に、道路維持管理委託料として228万円を計上しました。これにつきましては、除草作業や道路側溝などに蓄積、堆積した土砂の撤去等にかかる費用となります。

節14 工事請負費に、町道維持補修工事として100万円を計上しました。これにつきましては、補助工事補助事業工事の単独分や突発的な事例に対応するために計上したものです。また、下町橋附帯工事として2,500万円を計上しました。下町橋の高欄設



置費用となります。この事業につきましては今後も安全面での協議を進めていきたいと考えております。

節 21 補償補填及び賠償金につきましては、ちょうど志村線歩道整備事業に伴う補償費として1,500万円を計上しました。

74ページをお願いします。

項 3 河川費、目 1 河川総務費につきましては、河川の維持改修等に要します費用になります。令和4年度より、1,599万8,000円減の784万9,000円を計上しました。主な減額の要因は、令和4年度におきましては節 14 工事請負費に、より内側河川改修工事として2,200万円を計上していたことによるものです。

節 10 需用費の修繕料として110万円を計上しました。例年通常分として30万円を計上しておりましたが、近年の大雨の状況を勘案し、不足が見込まれるため、50万円に増額し、また、大谷川におきまして、個人住宅地に増水した水が流れ込む事例が複数回発生し、護岸のかさ上げ費用として60万円を新たに計上しました。

節 12 委託料につきましては、都側排水樋門管操作委託料5万円、河川管理委託料に、県管理河川委託として65万円、河川敷地内支障僕伐採委託料として50万円を計上しました。また、新たに都側支川改修測量設計業務委託料として500万円を計上しました。これにつきましては、台風14号により、浄水場近くの都側支線が被災し、個人所有地にも被害が及ぶ恐れがあるため、復旧工事を行う測量設計費となります。

節 13 使用料及び賃借料につきましては、令和4年度より20万円増額した50万円を計上しました。

節 10 の修繕料同様、同様に、近年の大雨等の状況を勘案し、不足が見込まれるため、増額計上としています。

次に、項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費につきましては、下水道特別会計への繰出金として、令和4年度より1,386万7,000円減の7,563万5,000円を計上しました。流域下水道維持管理負担金の減が主な減額の要因となります。

次に、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、令和4年度より5,807万9,000円減の1,106万6,000円を計上しました。主な減の要因は、令和4年度におきましては、節 14 工事請負費に、地域優良賃貸住宅建設工事として、5,850万円を計上していたことによるものです。令和5年度におきましては、補正予算計上を予定しております。

節 10 需用費の消耗品費におきまして、令和4年度より158万4,000円の減額となっております。これは、令和4年度におきましては、町営住宅の火災報知器購入費用を計上していたためです。令和4年度中におきまして、100%の設置が進んでおります。また修繕料として町営住宅の管理に伴う修繕料400万円を計上しました。

75ページになります。

節12委託料は、住宅維持管理業務委託料として104万2,000円を計上しました。住宅管理業務及び敷地内の草刈り、樹木伐採委託などを予定しております。

節14工事請負費については、町営住宅解体工事費として550万円を計上しました。老朽化に伴う解体であり、令和5年度におきましては、2棟の解体を予定しております。以上で款7土木費の説明を終わります。よろしく申し上げます。

**議長（金子光喜君）** これから、款7土木費の質疑を行います。

ページは71ページから75ページまでです。

**2番（西 靖邦君）** 72ページです。目1土木総務費、節13使用料及び賃借料、1積算支出のシステムと使用料86万5,000円が計上されてます。このシステムはですね、実勢価格を反映した労務単価の設定とか、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更等の積算手法が可能なシステムなのですか。

**建設水道課長（中園誠二君）** 積算システム使用料につきましては、主に舗装とか災害、あと、失礼しました、等の積算を行っております。議員が言われるとおり、そのときそのときの作業単価とか、歩掛に対応したものとなっております。

**2番（西 靖邦君）** 今の実勢単価の反映した労務単価の設定とかもできるんですか。もし仮に、100円だって今実勢単価が200円というその単価を200に替えることができるんですか。

**建設水道課長（中園誠二君）** 毎回単価更正を行っているところでございます。

**5番（森山 宏君）** はい、災害の部分が今度、建設のほうに、一緒になったと。ちょっと今実質プレハブで稼働をされてますけども、この下に、移ると。ちょっと、結局、プレハブのリース物件だったのですかね。その撤去費用とか、什器備品、重要備品ですか、ああいうのはリース料だったと思いますけども、内部のやつは、内部のやつもリースする必要はないと思いますし、ハウスのリース代とか撤去費用というのが、ちょっと計上されてないようなんですけども、撤去費用というのは発生しないんですかね。

**総務課長（西村洋一君）** こちらの総務費、総務費のほうで、令和4年度計上しておりますして、そのリース料の中に撤去費用も含まれておりますので、改めて撤去費用、計上する必要はありませんでした。

**5番（森山 宏君）** ちょっと事務用備品のリースは、そのまま継続で移設し、した場合、移設した場合に、それをそのまま充当するのか。備品として購入するのか。伺います。

**総務課長（西村洋一君）** こちらも総務費ですので、総務のほうで、お答えいたします。リースはリース期間が令和5年の8月ぐらいまで入っておりますので、それまでは、それを使用して、その後は購入することになります。

**3番（遠坂道太君）** 74ページ、河川総務費で、委託料の河川敷内支障木伐採委託料50万円について伺います。これはどこの河川をやるのか。その辺り、お伺いしたいと思います。

**建設水道課長（中園誠二君）** 河川敷内支障木伐採委託料につきましては、今後、予想される台風や、大雨ですね。それによりまして、河川内に残った木などを、伐採を予定しております。

**3番（遠坂道太君）** 私も今度の一般質問で申し上げましたようにやはり災害が来る前にやはり予測等も出来て、調査等されておるわけですが、そういったところのやっぱり支障木あたりの伐採をですね、やっていただければというふうに思います。それにつきましていかがでしょうか。

**建設水道課長（中園誠二君）** はい、大体、個人所有土地になることがございまして、本当に危険だと思ふ分については、事前に許可を入れて、切る場合があると思いますが、本年度におきましても、河川内に残っておりまして木がございまして二次災害も考えることから撤去した経緯がございます。

**3番（遠坂道太君）** やはり予想されるという部分がありますし、やはり個人のところが、所有地が多いと思いますけれどもやはりそういうあたりはほとんど河川の川そばあたりですので、了解とれると思いますのでその辺はですね、見ながらでも今後も取り組んでいただければというふうに思っております。

**5番（森山 宏君）** 今度は住宅費のほうで伺います。以前質問しましたけども火災報知機だったですかね、煙探知機だったかな。あれが各住宅にはついてると思いますけれども、管理者は貸主です。ですから、利用者は電池だけやったかな、点検とか交換とかってというのは、この修繕費の中に含まれているんでしょうか。またその点検はなされた実績があるんでしょうか。

**建設水道課長（中園誠二君）** 先ほど、全体的な説明の中で申しましたように、令和4年度で、当初予算で購入費を計上しまして、町営住宅の交換が必要な世帯、全世帯、交換が進んでおるところでございます。点検につきましては、電話等でですね、ひもを引っ張ってくださって音が鳴りますかとかっていう、ような点検は行っているところでございます。

**2番（西 靖邦君）** 74ページですけども、項2住宅費の目1の住宅管理費、節1の住宅選考報酬5万4,000円あったんですけども、この住宅選考というのは何をされるんですか。

**建設水道課長（中園誠二君）** 町営住宅に空きが出ますと、募集を行います。一つの案件に対して、複数以上の応募があった場合に、選考委員会を開きまして、どちらのほうに本当に住宅に困窮されているのか。そういうのをですね選考会を開いて、どちらの

ほうを入居させるというのを決定していただいております。これにつきましては、当初予算では、4人の選考委員の方がおられまして、一応3回分の予算を計上しているところでございます。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで、款7土木費の質疑を終わります。次に、款8消防費の説明を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** 引き続き75ページです。

款8消防費の説明を申し上げます。

消防費は1億7,474万2,000円を計上いたしました。令和4年度と比較して、2,615万1,000円の増額であります。増の主な要因は、防火水槽2基の設置工事費の計上が主な要因です。歳出に占める構成比は4.3%になります。

目1、常備消防費については、上球磨消防組合負担金、9,993万1,000円。県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金、38万6,000円。合わせて1億31万7,000円を計上しました。令和4年度と比較して、32万3,000円の減額となっております。

目2非常備消防費は、2,666万5,000円を計上しました。消防団の活動経費になります。

節1報酬で、消防団員年報酬841万円を計上しております。出勤報酬230万4,000円と、令和4年度と比較して、3倍近いのが、額を計上しておりますが、これまで出勤時間を2時間と想定しておりましたが、全市をなぞる場合、4時間程度かかる見込みとしまして、増額計上いたしました。

節8旅費、346万3,000円は、消防団活動に関する団員の費用弁償と、職員の普通旅費を計上いたしました。

節11役務費で、消防団、災害活動用自動車保険料、58万5,000円を新たに計上しております。これは、消防団員が、団長等の指示を受けて行う活動中において、団員所有の車などを使用している際に生じた事項、補償する保険であります。財源には特別交付税にて、掛金の約半額、50%程度が、措置されます。

76ページです。

節18負担金補助及び交付金、1,067万2,000円は、消防団退職報酬、報償金556万8,000円ほか、団員の活動中における傷害保険掛金や負担金など必要な予算を計上いたしました。その中で下から2段目、各部維持費等補助金341万円は、消防団活動の活性化を図っていただくことで、消防力強化を図るため、ライン当たり1万円の消防団活性化交付金を各部に支給する費用167万円を含み計上いたしました。こ

れは、消防団員の報酬等を個人の、お支払いするようになりましたので、団員相互の連携や消防力の低下が危ぶまれていることから、このような制度を新設いたしましたところでございます。

目3 消防施設費については、3,914万5,000円を計上いたしました。消防施設等に係る維持管理経費を計上しているところです。

節10 需用費の消耗品費、176万4,000円は、消防ホース、消火栓ホースの購入をはじめ、無線機の劣化したスピーカーマイク、バッテリーの購入が主なものです。修繕料112万円は、消防団車両の車検、法定点検及び消防ポンプ等の修理代の予算を計上いたしました。また、被服購入費は、通常の消防はつぴやヘルメットの購入のほか、活動服等、土産物などの在庫が不足しており、購入をするものです。

節14、工事請負費は、耐震性防火水槽に工事費1,500万円を計上いたしました。また、野中田2区の既設の防火水槽は、土地の所有者の方から撤去してほしいとの相談が以前からあったことから、この機に撤去する費用130万円を計上いたしました。

節16 公有財産購入費、170万円は、中谷区に新設する防火水槽用地の取得費を計上いたしました。

節17 備品購入費、729万4,000円は、老朽化した操法大会優勝旗を初め、消防内容備品。そして、第四分団4部の小型消防ポンプ1基、236万円と、軽自動車の積載車1台、423万5,000円を購入するための、予算を計上いたしました。なお財源は、県補助金の電源立地地域対策交付金440万円を充当させていただくものです。

目4 水防費につきましては、節10 需用費です。水で膨張する土のうと、防災費、公衆教本代、水防活動用防災服等の購入費、合わせて206万6,000円を計上いたしました。

節11 役務費8万5,000円は、防災士の試験料と登録登録料を計上いたしました。

節17 備品購入費、346万4,000円は、ハイブリッドトランシーバー7基、デジタル簡易無線機2基、LED投光器2基、LED矢印番10基。ポートトレーラー1台を購入し水害等に備えます。なお、水防費の財源は、球磨川水系、防災減災ソフト対策事業対策等保健、補助金、3分の2の充当事業となります。

以上説明を終わります。よろしく申し上げます。

**議長（金子光喜君）** これから、款8 消防費の質疑を行います。ページは75ページから77ページまでです。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで、款8 消防費の質疑を終わります。次に、款9 教育費の説明を求めます。

教育課長（浅田 徹君） 引き続き77ページからお願いいたします。

款9、教育費についてご説明いたします。資料は77ページから96ページまでとなります。

教育費につきましては、総額で2億8,220万5,000円を計上しました。一般会計予算に占める割合は7.1%になります。次に、項目ごとにご説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、令和4年度より14万3,000円増の90万9,000円を計上いたしました。教育委員の報酬、費用弁償などの経常的経費が主なものであります。増額の要因は、2年に1度の九州地区市町村教育委員大会が令和5年度に開催されるため、旅費、食糧費等の費用が増加したものととなります。

目2事務局費につきましては、4,734万5,000円を計上しました。4年度より、1,011万3,000円の増となります。教育委員会事務局職員の給与等人件費のほか、経常的経費と英語指導助手に伴う必要経費などを計上しております。増額の主なものは、人件費の増に加えまして、令和4年度におきましては任期を迎える、教育長の給料手当等の3か月分の計上となりましたが、令和5年度当初予算におきましては、1年間分を計上するため、増額となるものでございます。

78ページをお願いいたします。

節7報償費では、小中学生夢創出事業謝金50万円、合わせまして、節8旅費で、小・中学生夢創出事業、特別旅費として20万円を計上しました。これは、小中学生に触れる機会の少ない一流のスポーツ選手や芸術家などに来校してもらい、将来の夢を持つきっかけづくり、その可能性を高めることを目的としまして、ふるさと納税を財源としまして、令和3年度から実施しているものとなります。

79ページをお願いします。

節12委託料では、学校ICT支援委託料200万円。また、外国語指導助手の派遣委託料としまして509万6,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金には、小中学生英語検定料補助金31万8,000円、高等学校等通学費補助金として、定期代の3割補助、217万5,000円を計上しました。また、修学旅行に対しまして、1人当たり小学生1万円、中学生2万円の補助を行う、小中学生修学旅行補助金99万円を計上しました。高等学校等通学費補助金、小中学生修学旅行補助金につきましては、令和3年度からの引き続きの補助費計上となり、子育て世代の負担軽減を図っているところとなります。

同じく、節18全国ICT教育首長協議会費1万円を新規計上しております。この協議会につきましては、平成28年度の設立団体で、令和4年8月末で全国130自治体が参画しております。教育ICT活用定着のための事業、GIGAスクール構想推進支援、自治体間の情報交換及び実践交流、教職員のICT活用指導力向上の支援といった事業

活動を行っておられます。本町におきましては、令和4年度に加入し、5年度より負担金を予算計上しているものとなります。

目3、学校施設製品整備費につきましては、湯前中学校グラウンド改修事業を計画しまして、節12委託料に工事設計業務委託料300万円を計上いたしました。

80ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費につきましては、4,379万円を計上しました。小学校経営に要します経常的経費が主なものとなります。令和4年度に比べ461万4,000円の増となりました。

節10需用費で、光熱水費、電気の中で、電気料404万円の増額。

節13使用料及び賃借料におきまして、中学校から移管しましたICT機器の利用サービス料192万5,000円を、中学校費より予算組替えしたものが、増の主な要因となります。

節1報酬、節3職員手当等、4共済費に、会計年度任用職員に係る経費を計上しております。支援員6名、学校事務員1名、庁務氏1名の計8名分の経費となります。このうち、学習支援員2名分につきましては、予算書20ページに掲載しております。教育費県補助金の低学年わくわく学習支援員配置事業補助金113万2,000円を財源としております。

続きまして、節10需用費におきまして、消耗品費216万4,000円、光熱水費481万2,000円。学校施設備品等の修繕、修繕料として147万4,000円を計上しました。

81ページをお願いします。

節12委託料におきましては、校内樹木管理委託料36万4,000円をはじめ、警備委託料、校舎窓ガラス清掃委託料、校内無線ネットワーク保守業務委託料など、合計で262万3,000円を計上しました。

節13使用料及び賃借料716万2,000円は、ICT関連機器等賃借料562万円が主なものとなります。

82ページをお願いいたします。

節17備品購入費の図書費60万円につきましては、中学校費も同様となりますが、ふるさと納税を財源としまして、令和3年度からの3年間、10万円の増額をし、児童生徒の読書推進を図るものとなっています。

目2、教育振興費につきましては、199万5,000円を計上しました。準要保護、特別支援児童に係る扶助費が主なものものとなります。

節12委託料、節13使用料及び賃借料に、総合学習での稲作などを対象とした農業体験学習委託料15万円、農地賃借料1万円を計上しました。この農業体験事業及び

予算科目給食費に計上しております、学校給食用米びかまる原材料費50万2,000円につきましては、令和5年度は農政局所管の補助事業を活用しまして、予算資料20ページに計上しています教育費県補助金に、消費安全対策交付金としまして43万8,000円を事業財源としておるところでございます。

節19扶助費につきましては、準要保護、特別支援教育の支援に係る費用となりますが、対前年で対象児童数が減少しますので対前年度57万円の予算減となります。

続きまして、項3中学校費です。

目1学校管理費につきましては、3,744万円を計上しました。中学校経営に要します経常的経費が主なものであるとなります。前年度に比べますと、541万4,000円の減となりました。需用費の修繕料、使用料及び賃借料におきまして、小学校に移管しました機器のICT機器利用サービスなどが主な減額の要因となっております。

節1報酬、3職員手当等、4共済費に会計年度任用職員に係る経費を計上しております。特別支援教育支援員3名、適応指導教室指導員1名、事務補助を兼ねた図書館司書1名、庁務氏1名の計6名分の経費となります。適応指導教室指導員は、不登校傾向にある生徒などの対応に十分な時間と地域を生かしていただき、その対応に当たっていただくものとなったとなっております。なお、節4共済費が2段書きとなっておりますが、小学校費も同様で、健康保険を公立学校共済組合、厚生年金部分を社会保険料として計上するものとなっております。

節10需用費に光熱水費43万5,000円を計上し、電気料金の上昇、87万6,000円を見込んでおります。修繕料は、学校施設等の一般的な修繕としまして、92万円を計上しました。

節12委託料においては、校内樹木管理委託料として48万5,000円をはじめ、予算書84ページまでの、その他各種検査点検委託料、校舎清掃委託、108万1,000円を含め、総額で378万5,000円を計上しております。

84ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料では、ICT関連機器等使用料として448万8,000円を計上しております。これは、教員用のパソコン、動画編集用パソコン、電子黒板用のパソコン、電子黒板のリース料のほか、無線LAN機器利用及び保守やセキュリティーにかかる費用となります。先ほどご説明しましたように、小学校への機器の移管、リース期間の満了などにより、対前年比で400万円余りが減少しております。コピー機、車両等借り上げなどを含め、使用料及び賃借料全体で582万4,000円を計上しました。

85ページをお願いいたします。



目2、教育振興費につきましては、131万円を計上しました。準要保護、特別支援制度に係る扶助費108万4,000円が主なものとなります。小学校と同様に、対象生徒数が減少しますので、対前年で、4万2,000円の減となります。

引き続き、85ページで、項4社会教育費、目1社会教育総務費につきましては、2,271万1,000円を計上しました。社会教育に関する職員の給与等の人件費など経常的経費が主なものとなります。令和4年度と比較しまして、139万8,000円の増となります。増額の主な要因は、令和5年度より、会計年度任用職員1名を任用しまして、地域人権教育指導員を配置しますので、人件費が純増となるものでございます。なお、この地域人権教育指導員の配置につきましては、歳入のほうで、多良木町、水上村からの教育費負担金94万6,000円と県の補助金92万6,000円を事業財源としております。

節1報酬で、地域人権教育指導員の会計年度任用職員報酬として172万1,000円を計上しました。

86ページをお願いいたします。

節7報償費で、生涯学習奨励費147万9,000円を計上しました。令和4年度は、書道や水彩画、レクリエーションダンスなど13教室を生涯学習事業として実施しております。英会話教室を除く11教室の講師謝金に加えまして、陶芸の家庭教育講座、奥球磨セミナー講師謝金等とあわせまして、令和5年度におきましては、随時開催となりますが、樹木の剪定や郷土料理など、新たな講座を計画し、対前年で34万9,000円の増額計上となります。また、地域学校協働活動に伴う謝金としまして、夏休みと冬休みに開催します地域未来塾の講師謝金など、合計65万5,000円を計上しました。

87ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金は、町婦人会補助金36万円、町青年団13万5,000円、町文化協会22万円など、各種団体に対する負担金及び補助金につきまして、合計で108万1,000円を計上しました。

続きまして、目2公民館費につきましては、1,179万4,000円を計上しました。公民分館長の会議謝金と分館管理委託料、その他、公民館の維持補修等に間要する費用が主なものとなります。令和4年度と比較しまして、46万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、中央公民館のほうについて、電気料36万円の上昇を見込んでいるものとなります。

節7報償費の文化花づくり奨励費に10地区から要望があり、上限1万円の10地区分10万円を計上いたしました。

88ページをお願いいたします。

節 8 旅費から、予算書 8 8 ページの節 13 使用料及び賃借料までには、経常的経費を計上しております。

節 18 負担金補助及び交付金では、分館活動振興補助金 1 9 4 万 3 , 0 0 0 円のほか、分館施設整備補助金につきましては、3 分館からの申請により、スロープ設置やエアコン改修など、経費の 2 分の 1 を補助するもので、3 0 万 7 , 0 0 0 円を計上しております。

8 9 ページをお願いいたします。

目 3 文化財保護費につきましては、9 5 1 万 8 , 0 0 0 円を計上しました。指定文化財の保全等に必要経常的経費が主なものとなります。令和 4 年度と比較しまして、2 , 2 0 2 万 6 , 0 0 0 円の減となります。減の主な要因としましては、下里御大師堂保存修理事業費の減少によるものとなります。

節 1 報酬から節 11 役務費までは、文化財保護委員会に関する費用と、文化財施設の管理に要します経常的費用を計上しております。

節 12 委託料においては、各施設の管理委託費用のほか、下里を大師堂周辺整備事業としまして、公園設計業務委託料 5 0 0 万円を計上しました。大師堂の修理事業に続き、国交省所管の町並み環境整備事業を活用しまして、文化財施設の周辺整備を図るものとなっております。

9 0 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金に、地域文化財振興補助金として 2 3 3 万 1 , 0 0 0 円を計上しました。文化財施設での地域活動 7 地区への補助金及び、無形民俗文化財保存 3 団体に対する活動や、楽器、衣装の修理、更新費用、また、令和 2 年 7 月豪雨で被災をしました地域の道の修理に対する補助、並びに歴史的風致維持向上協議会に対する補助金となります。同じく、9 0 ページで、目 4 美術館費につきましては、1 , 5 4 1 万 7 , 0 0 0 円を計上しました。まんが美術館の管理運営、漫画コンクール等に要する経費が主なものとなります。令和 4 年度と比較しまして 1 1 5 万 2 , 0 0 0 円の増となります。増額の主な要因は、漫画フェスティバル時の出演者費用を当初予算計上したこと。企画振興課から事業移管をしましたまんが体験教室業務委託料の計上などによるものとなります。

節 1 報酬、3 職員手当、4 共済費、9 1 ページになります。節 8 旅費、節 10 需用費、11 の役務費、13 の使用料及び賃借料、また、節 18 負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊 2 名分に係る各種人件費、車両等にかかる費用、住宅費補助金などの経費を計上しております。地域おこし協力隊は現在 2 名の配置となっておりますが、まんが美術館の運営業務を主体としまして、収蔵資料のデジタルアーカイブ化、外部機関との連携調整、漫画資源活用事業などに取り組んでいることとなります。

90ページに戻っていただき、節7報償費、漫画コンクール入賞賞金等としまして94万円。漫画コンクール審査員謝金として33万5,000円を計上しております。風刺漫画コンクールですが、令和4年度におきましては、応募総数463点の応募があり、令和5年度は、第32回目となるものとなります。

91ページをお願いします。

節12委託料に、漫画体験教室運営委託料49万8,000円を計上しました。これは、令和4年度まで企画観光課所管としまして、款2総務費の目企画調整費で予算計上してありましたが、漫画関連事業としまして事業移管を行い、美術館費に予算計上したものとなります。プロの漫画家を講師としまして、漫画の書き方を学び、漫画をかく体験などを内容としたイベントを計画しております。

92ページをお願いします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、3,253万8,000円を計上しました。社会体育に関する職員の人件費、スポーツ推進委員の報償費、費用弁償など経常的経費が主なものとなります。令和4年度と比較し、819万6,000円の増となりました。増の主な要因としましては、地域おこし協力隊1名の新規配置、令和4年4月の職員の人事異動に伴います人件費の当初予算での増額、中学校部活動の地域移行関係情義事業費を計上したものととなります。

節1報酬、節8旅費におきまして、地域おこし協力隊1名と、中学校部活動検討委員会費用を新規計上しております。中学校部活動検討委員会につきましては、学校長及び部活動担当教員のほか、報酬、費用弁償の対象となるスポーツ文化関係団体の代表者、PTA代表者など委員10名を計画し、予算計上しております。

節7報償費に、スポーツ推進委員謝金としまして、11名分の137万3,000円を計上しました。年間を通しまして、スポーツ行事の企画運営や、地域スポーツ振興支援などを行っていただき、軍関係の行事にも協力をいただいております。

93ページをお願いいたします。

節12委託料にスポーツ教室委託料としまして222万円を計上しました。これは中学校部活、部活動の地域移行対策としまして、中学生の部活動や地域クラブ活動で実技指導をされる、従前の学校外指導員などに対する謝金を地域総合型スポーツクラブなどに委託して取り組むことを想定した予算計上となります。令和5年度は、中学校部活動の地域移行の実質的な対策初年度となりますが、国が策定しました学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方などに関する総合的なガイドラインを踏まえまして、少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保する環境整備に取り組んでいきたいと考えております。同じく、節12委託料の中で、スポーツコミュニティ活性化事業委託料としまして39万6,000円を計上し

ました。令和4年度に地域活性化企業人提案事業として実施しました。SUPヨガ体験事業の継続を計画しております。

節18 負担金補助及び交付金では、体育協会などの負担金及び団体補助金のほか、公認奥球磨ロードレース大会負担金360万円、奥球磨駅伝大会負担金150万円、令和4年度からの継続となります自転車競技ツアーオブ九州湯前ステージ大会負担金140万円を計上しました。

目2 体育施設費につきましては、2,231万3,000円を計上しました。B&G海洋センタープール、グラウンドなどの社会体育施設の維持管理に要する経費となります。令和4年度と比較して、207万円の減となっております。減額の主な要因としては、令和3年度から取り組んでおりました、地域活性化企業人事業が、連携先企業の申出によりまして、令和4年度をもって企業人の派遣を終了することとなり、事業費負担金の減と、委託料など関連事業費の減少によるものです。

94ページをお願いします。

節12 委託料には、プール監視業務委託料として293万6,000円。海洋センター外部清掃等委託料として56万9,000円。センター管理人委託料として277万9,000円など、海洋センターを初めとした体育施設の維持管理に必要な経費を計上しております。

95ページをお願いいたします。

節14 工事請負費請負費、社会体育施設総合整備事業、改修工事としまして700万円を計上しました。令和4年度より、町民グラウンド、テニスコートの改修事業を実施しておりますが、残事業となっておりますフェンス改修工事を予算計上したものです。

節17 備品購入費42万につきましては、海洋センターに設置しておりますAED1台が耐用年数を迎えるため、更新購入を計画し、併せまして、グラウンド清掃のプロア1台の購入を計画しております。

目3 給食費につきましては、3,212万5,000円を計上しました。給食施設の維持管理費のほか、給食運営委員会の報酬費、費用弁償など経常的経費が主なものとなります。令和4年度に対しまして、215万6,000円の増となっております。増の主な要因は、燃料費、光熱水費の上昇と物価高騰対策として行います学校給食安定供給支援事業補助金を当初予算に計上したものととなります。

節10 需用費におきましては、総額737万7,000円を計上しました。ガス料金、電気料金などの上昇を踏まえ、対前年で188万7,000円の増額となります。

節12 委託料では、学校給食センター調理業務委託料1,813万2,000円のほか、警備委託料、各種清掃委託料など、総額1,960万9,000円を計上しました。

96ページをお願いいたします。

節 15 原材料費で、学校給食用の米びかまる代金としまして50万2,000円を計上しました。令和4年度に試行的に品種びかまるの学校給食を使用をしましたが、児童生徒、学校職員にも好評であり、令和5年度におきましては、小学校費の説明の中でもお話ししましたが、農政局所管の消費安全対策交付金を活用しまして、従前の月2回の使用から月4回に倍増し、学校給食の充実を図るものです。

節 18 負担金補助及び交付金では、学校給食費補助金320万円と合わせまして、物価高騰対策となります学校給食安定供給支援事業補助金30万円を予算計上しました。子育て世代の支援を図るとともに、学校給食の質的量的安定を図るためのものとなります。これからも、児童生徒に安全安心で安定したおいしい給食の提供に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、教育費の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**議長（金子光喜君）** お諮りします。

ただいま、日程第1、議案第27号「令和5年度湯前町一般会計予算について」、款9教育費の説明が終わったところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は3月16日午前10時に開きます。

議事は、当初予算等の議案審議を予定していますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----  
延会 午後3時07分



第 5 号

3 月 1 6 日 ( 木 )







令和5年第3回湯前町議会定例会

〔第5号〕

令和5年3月16日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 議案第27号 令和5年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	倉本	豊
9番	山下	力	10番	金子	光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局係長 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	保	健	社	高	木	堅	介
建	設	長	中	園	誠	二	企	画	観	本	山	り	か
農	林	長	稻	森	一	彦	教	育	光	浅	田		徹
会	計	者	高	橋	誠	誠			課				
	管								課				
	理												

日程第 1 議案第27号 令和5年度湯前町一般会計予算について

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第3回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

日程第1、議案第27号「令和5年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。  
ただいま、款9教育費の説明が終わったところです。

これから、款9教育費の質疑を行います。

まず、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費の質疑を行います。

3番（遠坂道太君） 79ページ、学校施設整備費で、委託料の中学校グラウンド改修工事設計業務委託料につきまして伺います。以前もグラウンドの改修工事されたと思いますが、いつ頃されたのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

教育課長（浅田 徹君） 小中学校のグラウンド改修あったと思いますがちょっと今手持ちの資料で把握しておりませんので、後ほどご回答でもよろしいでしょうか。

3番（遠坂道太君） 今までほとんどグラウンド改修工事というのは、排水対策でやられてきたかと思えます。砂の入替えとか等が主力であったと思いますが、今後やはり、よくしょっちゅうやられてるんじゃないかなというふうに私は思っております。そうしますとやはり、今年はやっぱ、非常に資金関係もまた要りますし、そういった形よりも、やはり思い切ってますね、強制排水等の設備等をですね、グラウンドの排水をよくすると、そういった形の取組を考えていければというふうに思っておりますが、その辺につきまして、お尋ねします。

教育課長（浅田 徹君） グラウンドの改修ですけども、通常は砂の補充とかですね、表面の処置等により、修繕程度のことは常にやっておりますが、今回、改修計画しておりますのは、まだ全面的な排水対策を主眼とした改修ということを計画しています。まず設計を発注しまして、工法等、また測量等しましてですね、工法、様々ございます。改良法いろんな工法ございますので、コストと見合せてですね、改修方針を決定していきたいというふうに考えております。

3番（遠坂道太君） 工法等はですね、やはりグラウンドの設備を見ながら取組まれるわけですけども、やはり子供たちがですね、やはりスポーツをするにしろ、やはり使いやすいグラウンド排水という形での取組をしていただければというふうに思います。町長にお尋ねしますが、やはりこういった取組方法、やはり、検討されていくのか。

町長（長谷和人君） 近年でしたら多分小学校のほうのですね、グラウンド改修工事を五、六年前だったかちょっと私は、申し訳ないんですけど。真砂土に入替えたというふうに私記憶しております。今課長が答弁いたしますように、1番やっぱり懸念されるのは

排水でございますので、こちら辺はちゃんとした対策を講じて、そして水がたまらないような設計でしたらどうかというところでございますので、今回委託料ということで提案させていただいておりますので、そこを委託業者とですね、確認をしながら、対応策を講じていきたいというふうに思っているところでございます。

**2番（西 靖邦君）** 先ほど遠坂議員と一緒にグラウンドの整備なんですけども雨水の排水でさっき言われてましたけども、暗渠を設けて透水管を布設するとか、そういうのが大事になってくると思います。幾ら表層を入替えてもですね、水がたまりますので、要は、200か300ぐらいのところはずっと透水管とか排水管とか入れていただいて、そういう排水の工事を検討していただければいいと思います。まだ、やっぱり今後はですねやはり今後ですね水はけがよく、すぐに使用できるグラウンドが必要かと思っておりますので、子供たちの事を考えていただいて、そういうふうに対応していただけたらと思っております。

**教育課長（浅田 徹君）** ご指摘のとおり、排水対策が1番肝要となります。現地を試掘をしておりますので、現在、今暗渠が入っている部分もあったところでございます。工法検討に当たりましては当然、暗渠を設けるか否か、そういったことも含めながら、検討したいというふうに考えております。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、続いて、項4社会教育費、項5保健体育費の質疑を行います。ページは85ページから96ページになります。

**7番（味岡 恭君）** ページは87ページ、社会教育費の中の負担金補助及び交付金ですか。その中で、町の青年団補助金があります。今、青年団は何名ぐらいおられるのか分かる範囲でお願いします。

**教育課長（浅田 徹君）** すいません今、この場で正確な数値をちょっと押さえてないところでございますけども、15名から20名程度だったと存じております。申し訳ございません。

**7番（味岡 恭君）** 私が事前に聞いたのは、25名程度はおられると昨年度増えてるということで聞いております。何を言いたいかといいますと、団員数で25～26名だと聞いておりますが、活動資金が不足するのではと思います。近年は数年コロナ等で、活動が中止になっております。繰越金も相当あるとは思いますが、毎年、例年見ますと、基本金づくりをしてですね、部活動、青年団の団費に充てるような感じで、大会ごとに基本金づくりをされておりました。本年度は活動が解禁され、団員も増え、今後、県大会、郡大会等を考えると、この補助金では不足するのではないかと。また、ほかにいろいろ行事もございますので、不足するんじゃないかと思っておりますので、町長にお伺いし

ますけど、足るのかどうか、今後どういう対策を考えておられるのかお尋ねします。

**町長（長谷和人君）** 青年団関係私も本青年団員でございます、一生懸命この分についてはですね、いろんな行事等がございましたものについては声援に送り出したりとかですね、いろんな場で声援をしているところでございます。今おっしゃるような内容関係につきましてはですね、当然予算査定、今先ほど味岡議員から繰越金というところもございましたんで、査定関係で行いまして、予算査定でですね、基準にのっとって予算を査定したわけでございますが、そのような各種大会等ですね、優勝した場合についての、大会等に出るという場合につきましては当然補助金等も補正予算で対応させていただきたいというふうに思っておりますし、やはり若い人たちが集えてですね一生懸命、同じ目的に従って、スポーツなり、いろんな交流を通じてですね、元気を出していただくというのは、私としては元気印の光だろうというふうに思っておりますので、これについてはですね、しっかりと予算立てをさせていただきたいというふうに思っております。

**7番（味岡 恭君）** 数年前からこれ見ますと、今年度は一つ、たしか4万前後、減額になっているかと思えます。今後ですね、町を担っていく若者です。活躍の場をですね、与え広く活動を広め、町の今後の発展のために頑張ってもらいたいものですから、ぜひそういうふうにご指導お願いできればと思えます。

**4番（椎葉弘樹君）** 96ページの学校給食費補助金、320万円についてお尋ねします。小中学校の給食を実施する全国約1,600市町村のうち、3割が令和4年度に給食費を無償化されております。うち6割が、政府の臨時交付金であったり、物価高騰対策を活用されています。全国的に給食費の助成の動きが加速しているところです。球磨郡におきましては、球磨郡は熊本県内においても特に無償化が進んでいる地域でございます、令和5年度中においては、10町村のうち6町村が、無償化という動きになっているとの報道がありました。自治体間で子育て支援策の競争がある中で、物価高騰が追い打ちをかけている状況だと思えます。そこで町長のほうにお尋ねします。無償化の可能性について、町長の考えを伺いたいと思えます。

**町長（長谷和人君）** 今、椎葉議員おっしゃった、新聞等にも上がっておりまして、無償化という言葉が出たところでございますが、実は予算査定の段階でですね、このお話も実は協議をしておったところでございまして、今後うちが今、3分の1でございますが、約3分の1ほど、補正予算、予算を立てさせていただいたところでございますけれども、全部で、無償化にしますということになりますと、約1,600、これ令和3年度の決算でございますけれども、約1,650万ほどが必要になってくるというところでございます。3年度の決算の給食費の補助が540万でございますんで、残り約1,100万ぐらいになりますか。そういうふうな、財源というのが必要になってくるという

ところでございましたので、こちら辺のところをですね、思い切って対策を講じるというふうな形でですね、今、検討している途中でございましたものですから、これ改めて新体制になりましたときにですね、そこら辺のところは、留意して、前向きに行こうかなというところでの検討でございますので、今日は、そういうところで御勘弁をいただければというところでございます。以上でございます。

**町長（長谷和人君）** 大変失礼しました。私先ほど言いました数字がですね、学校の先生方も含めたところだの数字でございましたので、大変失礼いたしました。実際は児童だけでございましたら、1,400万と。訂正させていただきたい。540万でございますので、約900万でございました。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、次に進みます。  
お諮りします。

款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 諸支出金、款 13 予備費を一括して、説明及び質疑を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

それでは、款 10 から款 12 まで一括説明を求めます。発言を許します。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 96 ページをお願いいたします。

款 10 災害復旧費についてご説明いたします。災害復旧費につきましては、令和 4 年度より 3 億 6,445 万 8,000 円増の 9 億 6,907 万円を計上しました。歳出総額に占める割合は 24.4%になります。

次に、項目ごとに説明いたします。

項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農業用施設災害復旧費は、節 10 需用費に、修繕料として 300 万円を計上しました。豪雨などにおける農業用施設の機能維持のために、土砂浚渫等を早急に対応できるように、令和 4 年度当初予算より 100 万円を増額した予算としております。

次に、目 2 林業用施設災害復旧費は、3 億 6,001 万円を計上しました。令和 2 年 7 月豪雨による林道 3 路線と、令和 4 年 9 月台風被害による 1 路線の復旧事業に要する予算になります。

節 8 旅費 1 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害により被災した林道夜狩内線、林道牧良線、林道宮ノ谷線の 3 路線は、令和 4 年度に詳細の測量設計を行っておりますが、災害復旧工事の実施に当たり、国県との設計協議等に係る普通旅費になります。

節 14 工事請負費 3 億 6,000 万円は、令和 2 年 7 月豪雨豪雨により被災した牧良地区内の林道夜狩内線、林道牧良線、林道宮ノ谷線、また、令和 4 年 9 月台風被害による林道長谷場線の災害復旧工事の予算になります。以上です。

**建設水道課長（中園誠二君）** 款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費につきましては、1 億 1,703 万円を計上しました。令和 4 年度から 8,600 万円の増となります。打合せ等に関する旅費、消耗品費、応急修繕費につきましては、前年度同額を計上しました。

節 14 工事請負費に 1 億 1,600 万円を計上しました。令和 4 年 9 月に発生しました台風 14 号による、蓑谷川上流の災害復旧費となります。

次に目 2 道路橋梁災害復旧費につきましては、4 億 8,903 万円を計上しました。道路橋梁の災害復旧に要する経費となります。令和 4 年度から 1 億 2,570 万円の増になります。

97 ページをお願いします。

節 14 工事請負費に 4 億 8,800 万円を計上しました。令和 2 年 7 月豪雨災害及び令和 4 年 9 月の台風 14 号被害に伴います、町道猪鹿倉横谷線 5 か所、町道蓑谷線 2 か所の合計 7 か所分の復旧費となります。1 日も早い復旧に向けて努力してまいります。

以上で款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費の説明を終わります。よろしくをお願いします。

**総務課長（西村洋一君）** 引き続き、款 11 公債費について説明申し上げます。公債費は 2 億 5,611 万 7,000 円を計上しました。令和 4 年度と比べまして、1,961 万 2,000 円の減です。歳出全体に占める公債費の割合は 6.4% になります。地方債の償還元金と利子分を計上いたしております。一時借入金の利子につきましては、75 万円を計上しております。

款 12 予備費につきましては、40 万円を計上いたしております。

以上歳出の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから、款 10 から 12 までの質疑を行います。ページは 96 ページから 97 ページです。

**議長（金子光喜君）** ないようですので、以上で歳出の質疑を終わり、予算書の最初に戻り、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目を審議します。

説明を求めます。

**総務課長（西村洋一君）** 11 ページにお戻りください。

款 1 町税につきましては 2 億 6,597 万 5,000 円を計上いたしました。令和 4 年度と比較して、481 万 7,000 円の増額です。歳入に占める割合は 6.7% になります。



項1町民税9,938万1,000円は、個人、法人ともそれぞれ令和4年度調定実績に基づき計上いたしました。令和4年、台風14号の影響、物価高騰等による事業経営への影響等を考慮し、95%で見込んでおります。

項2固定資産税は1億2,466万2,000円を計上しました。

12ページです。

項4町たばこ税は、令和4年度の調定実績により2,271万4,000円を計上しました。

款2地方譲与税から13ページの款9地方特例交付金までは、令和5年度の国の地方財政計画で示されたものを参考に試算、実績見込みにより計上しました。なお、12ページの森林環境譲与税につきましては、令和4年度から増額の計上となっております。

款10地方交付税は16億6,000万円を計上いたしました。一般会計歳入予算に占める割合は、41.7%となっております。普通交付税につきましては、地方交付税、国全体の出口ベースで、対前年比が1.7%増で示されておりますが、令和4年度分につきましては、国税の徴収見込みが増加したことにより追加交付があり、変動見込みを判断するには困難でありましたので、令和4年度と同額を計上いたしました。

14ページです。

款12負担金及び分担金及び負担金につきましては、655万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して、389万円の減額でございます。保育園入所児童保護者、老人福祉施設入所者地域活動支援センター利用者の負担金などです。

目3衛生費負担金を廃目といたしました。

また、項2分担金も廃項といたしました。

款13使用料及び手数料は、4,397万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して、942万4,000円の増でございます。歳入予算に占める割合は1.1%です。

項1使用料、目1総務使用料、インターネット使用料1,281万円を計上いたしました。

目4土木使用料の町営住宅使用料は、2,581万1,000円を計上いたしました。

15ページです。

項2手数料、目1総務手数料は、戸籍住民印鑑証明ほか、美術館観覧料まで、令和4年度の収入調定の実績によりそれぞれを計上いたしました。

款14国庫支出金は、8億659万9,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1億2,874万5,000円の増であります。歳入予算に占める割合は20.3%です。主な増額は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の増でございます。これは、令和2年7月豪雨、令和4年台風14号の災害復旧事業分でございます。

目1 民生費国庫負担金は、子供のための教育保育給付交付金7,305万9,000円。障害者自立支援給付費国庫負担金8,573万4,000円などを計上しております。児童手当国庫負担金2,916万3,000円、公共土木施設災害復旧、事業費国庫負担金、5億2,313万9,000円を計上いたしました。

16ページです。

次に項2 国庫負担金、国庫補助金は、目1 総務費国庫補助金、歳出の電算情報管理費で計上いたしました。総合行政システム標準化対応業務委託金へのデジタル基盤改革支援補助金825万円のほか、歳出でマイナンバーカード関連申請書作成システム購入費等のデジタル田園都市国家構想交付金、457万7,000円。地方創生推進交付金などを計上いたしました。また目2 民生費国庫補助金のうち、子ども子育て支援補助金、2,491万6,000円は、保育園と認定こども園関係と、学童クラブに関する国庫補助金を計上いたしました。

次に目3 衛生費国庫補助金、感染症予防事業費国庫補助金17万8,000円は、風疹追加的対策事業分でございます。

目4 土木費国庫補助金は、歳出の土木費ですが、通学路対策事業関係の工事費への社会資本整備総合交付金9,752万円。耐震改修促進事業分、ブロック塀等耐震事業分、耐震診断補助事業分への社会資本整備総合交付金73万4,000円、下里御大師堂改修工事への街並み環境整備費補助金250万円をそれぞれ計上いたしました。

目5 教育費国庫補助金は、歳出の今日、教育費ですが、特別支援教育就学奨励費補助金分、32万9,000円、湯前中学校グラウンド改修事業分として100万円をそれぞれ計上いたしました。

目6 消防費国庫補助金は、歳出の消防費ですが、防火水槽設置工事分として548万6,000円を計上いたしました。

17ページです。

款15 県支出金につきましては、6億4,054万8,000円を計上いたしました。令和4年度と比較して、8,977万4,000円の増です。歳入予算に占める割合は16.1%です。増額の理由は、農林水産費県補助金の増によるものです。

目1 民生費県補助金は1億2,409万6,000円で、子供のための教育保育給付費、県費負担金、3,017万9,000円をはじめ、熊本県障害者自立支援費給付費等負担金、国保保険基盤安定制度負担金など、それぞれの県負担金を計上いたしました。

18ページです。

項2、県補助金は、目1 総務費県補助金414万6,000円を計上しました。その中で、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金、335万6,000円は、歳出で説明しましたが、令和5年度に整備する、ハイブリッドトランシーバー、水防資機材、防災士

の育成、水防本部員の活動服及びデジタル無線の配備に関する財源として、対象となる経費の3分の2が交付いただけることとなっております。

目2 民生費県補助金、5,187万2,000円です。

その中で、社会福祉費補助金の民生委員活動助成費補助金16万3,000円のほか、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、そして児童福祉費補助金は、熊本県多子世帯子育て支援事業補助金142万8,000円ほか、放課後児童健全育成事業費補助金など、子育て支援の事業への県補助金を19ページにかけて計上いたしました。

目4 農林水産業費県補助金4億3,952万4,000円は、中山間地域等直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、多面的機能支払交付金を計上いたしました。林業補助金は、森林環境保全環境整備事業補助金5,176万4,000円ほか、令和2年7月豪雨で被災した林業用施設災害復旧事業補助金3億1,083万2,000円を計上いたしました。

21ページです。

項3 委託料は、県権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務委託金450万円ほか、統計調査費委託金、県議会議員選挙費委託金などの県委託金を計上いたしました。

款16 財産収入は3,521万1,000円を計上しました。

項1 財産運用収入につきましては、都市貸付け土地活用貸付け収入、財政調整基金ほか各基金の利子を計上いたしております。

22ページです。

項2 財産売払い収入の生産物売払い収入として、木材売払い収入の3,000万円を計上いたしました。

目3 不動産売払い収入は、廃目といたしました。

23ページです。

款17 寄附金は、一般寄附金にふるさと納税企業版、ふるさと納税合わせて5,230万円を計上いたしました。

款18 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財産財政調整基金繰入金5,909万円を計上し、目2 ふるさと応援基金繰入金1,309万円は、住宅空き家リフォーム補助金等のふるさと寄附金の活用事業に充当する繰入金を計上いたしました。

款19 繰越金は前年度繰越金1億円を計上しました。

款20 諸収入につきましては、2,836万8,000円を計上いたしました。

24ページです。

目1 雑入、予防接種等徴収金55万円は、基本健診、がん検診など各種健康診断の負担金収入を計上しました。そして、節2 雑入、1,768万1,000円は、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村負担金616万9,000円ほか、B & G財団

の防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業支援金300万円、JTの森造成事業助成金149万5,000円ほか、JR九州商事の森、くれないの森の森造成事業負担金などが主なものでございます。

25ページです。

款21町債につきましては、1億6,620万円を計上いたしました。前年度と比較して、6億4,820万円の減額となります。歳入予算に占める割合は4.2%となっております。主なものは、臨時財政対策債950万円、過疎地域持続的発展特別事業債2,040万円ほか、土木債教育債、災害復旧債をそれぞれ計上いたしました。

なお目5農業債は廃目といたしました。

8ページです。

第2表 地方債です。歳入の調整で説明いたしました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率償還の方法を記載、記載いたしております。

2ページです。

第3条、一時借入金の借入れ最高額の設定です。3億円といたしました。

第4条、歳出予算の流用です。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用する場合の定めでございます。各項に計上しました給料、職員手当及び、共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用できるものということでございます。

98ページ以降に附属書類等をつけております。説明は省略させていただきますが、106ページにつきましては、ただいま皆様方に紙でお配りしております内容に差し替えさせていただきたいと思っております。予算の内容に変更はございませんが、記述に誤りがございましたので、変更させて、差し替えさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

**議長（金子光喜君）** これから、ただいま説明のあった議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を行います。ページ3ページから25ページになります。

**2番（西 靖邦君）** 11ページですけども、項1町民税、目1個人ですけども、前年度よりも409万飛んで2,000円の増となっております。町税の主な増の原因は町民税の増とのことでなんですけども、これは特別徴収の所得増額によるものなのでしょうか。

**税務町民課長（北崎真介君）** 特別徴収に限ったわけではございません。実際の予算の計上に関しましては今回増となったわけなんですけども、調定ベースで考えていきますと実際は少しずつ上がってはきております。ただ令和2年度、新型コロナウイルスの影響で、所得が伸び悩みました。そういったところと、それに対する給付とかありまして結局、令和3年度、4年度とほぼ微増ですが上がってきております。そういったところで

そういった近年のここ1、2年の調定状況を見ましてそれを勘案しまして計上しております。

**4番（椎葉弘樹君）** 15ページの美術館観覧料45万円についてお尋ねします。過去15年間で、この観覧料が20万円を超えたのは、令和元年度のトリックアートのときの1回だけだったと思います。また今回の条例改正におきまして、町内の利用者というのは、令和5年度から無料化する予定です。そのような状況の中で、現在予算化されている45万円というこの見込みはあるのでしょうか。

**教育課長（浅田 徹君）** 美術館の観覧料でございますけども、令和2年から3年にかけてましてコロナ禍非常に厳しい状況で、10万いかないという状況でございました。令和2年度に、ウイズコロナにステージ移行しまして、今年度2月末でございますけども、入館者が2,200人を超えております。観覧料収入が40万程度上がっておりますので、これまで以上に頑張るといっても含めまして今回の予算計上しております。

**4番（椎葉弘樹君）** 博物館法にもあります通り、美術館が収益を求めるといのは、余りよろしくはないんですが、赤字幅がちょっとマイナス幅がですね、近年ここ5年ですね。1,000万円程度で推移しておりましたので、もちろんコロナの影響等もあるんですが、今課長がおっしゃったように、地域おこし協力隊の方々も含めてですね、協力体制でやっていただければと思います。その中で、今、町外の観覧料というのが300円となっておりまして、団体も210円ということになっております。これ多分平成4年ぐらいから、料金の見直しというのは行われていないと思いますので、このあたりの料金改定等も検討をしていく必要があるんじゃないでしょうか。

**教育課長（浅田 徹君）** 先の条例改正で、町民の皆様それから湯前町の小中学生につきましては無料とさせていただきました。令和4年度にですね、協力隊中心となりまして来館者のアンケートを実施したところでございます。いわゆる観覧料が300円と、びっくりしたと、非常に安いということの意見が多かったように覚えております。国が実施しております文化に関する調査におきまして、博物館、美術館への行きやすさの中で、やっぱり観覧料というのが、2番目か3番目ぐらいの要因になっておりました。それらを踏まえたところでですね、今後も観覧料の検討はしていきたいというふうに考えております。

**3番（遠坂道太君）** 22ページです。財産売払い収入の生産物売払い収入の木竹売払収入3,000万円について伺います。5年度の伐採計画場所の面積についてお伺いしたいと思いますが。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 伐採計画につきましては、全体で12.79ヘクタールを計画しております。また間伐のほうも予定いたしております。間伐につきましては27.96、約28ヘクタールを間伐として計画しているところです。

**3番（遠坂道太君）** 林道の受けてなかったとしたら、またこれよりも、面積的には増えるのですか。現状が災害で行かれない部分があると思いますけども、その分がもしなかったら、面積的には増えるのか、それについてお伺いします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 令和5年度に計画しております伐採であったり間伐については、林道の災害に影響のないところということで計画しているところでございます。

**2番（西 靖邦君）** 23ページですけども、款18繰入金、予算、5,900飛んで9万円の基金の取崩しがですね、二つの廃目により、前年度よりも4,810万飛んで8,000円減となっています。これ財源不足を補うための予算額としては、この辺妥当な金額なんですかね。

**総務課長（西村洋一君）** 令和5年度につきましては、骨格予算ということでありますので、その分に対して不足する部分を取崩しておりますので、今後また、肉づけ予算のときには、必要な場合は取崩しもあるかもしれませんので、そのときはまたご相談させていただきたいと思っております。

**2番（西 靖邦君）** 同じく23ページですけども、款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金39万4,000円ですけども、これ前年度と予算が同じということは、定期内に納付しない人が、納期限後に同数の納付義務者がいらっしゃるといことなんですかね。

**税務町民課長（北崎真介君）** ある一定数のことですが、同一人物といえますか、同じ納税義務者ということはもちろんございます。ただ、定期的なそういった方の定期的な、分納されておりますので、そういったところで例年並みということで計上させていただいております。

**1番（吉田精二君）** 同じく23ページの1番上ですが、寄附金の一般寄附金、5,000万円、昨年より2,000万円増額の計上してありますが、この戦略というか、見込みについて説明をお願いします。

**企画観光課長（本山りか君）** 本年度は2,000万円の増額ということで計上させていただいております。その増額に向けての施策でございますが、これまでのですね、課題等を踏まえたところでの、施策を考えております。まず一つ目としまして、返礼品につきましては、地場産品のほうですね、やっぱりどうしても供給量が不足することが課題として持っておりますので、地場産品の基準に基づきまして、近隣市町村との共通返礼品を活用しまして、区域外の事業所の返礼品もですね、大いに取り扱っていかうということで考えております。そして、2番目なんですけども、一応人気のある返礼品、こういったものをですね、価格交渉等も行いまして、寄附金額の3割以内におさめつつ、年末の繁忙期と申しますか1番の書き入れどき、11月12月がもう1番の

ですね、寄附の時期になるんですけども、その安定供給を目指していくというところを考えております。

また3番目としましては、今申し上げましたとおり、目標の寄附金額5,000万円を設定させていただきましてですね、一応チャレンジということで、PR、それから区域外の共通返礼品等を活用しまして、寄附金額を伸ばしていく方針としております。歳出のほうでもご説明しましたとおりですね、PRのほうもちょっと不足してですね、サイト内でも出ているというような状況がございますので、そこも力を入れて、PRに尽力していくということでございます。

**1番(吉田精二君)** はい、ありがとうございます。他町村との商品も考えるというようなことで、逆に言えば寄附金の返礼品というのは町内の消費を促すようなこともありますので、逆に、他町村の方からも前の商品を使っていただくような、PRも進めていただければと思っております。

**企画観光課長(本山りか君)** 当然逆の考え方もですね当然あると思いますが、地場産品を中心にとということの基本は持ちつつですね、それから県の基準等もございまして、それに反しないところでの共通返礼品での対応というものを行って、寄附の増額に向けて取組を進めていきたいと思っております。

**5番(森山 宏君)** 24ページですね、雑入の中で今回売電収入っていうのが出てますけども、この詳細についてお伺いします。

**企画観光課長(本山りか君)** これにつきまして駅前ですね太陽光発電、これの売電収入ということでございましてあそこで発電したものをですね、ユートピアのほうで、一部動力として活用しておりますが、それが残った分ですね、これ売電をしているものでございます。

**5番(森山 宏君)** 駐輪場の屋根の部分かなと思えますけど、去年なくて、今回はあると。ちょっとすいません。売電、は、なんすかね。災害施設やったかな、避難場施設ですかね、あそのほうに供給されている部分っていうのはこれは、収入収入ちゅうか、売電に当たらないわけですかね。結局、駐輪場から、ユートピアさんですかね、物産協会ですか、そこに電気を送られておるっちゅうことでしょ。ちょっとそこに、売電収入は発生しないわけですか。

**企画観光課長(本山りか君)** 一応売電をしてですね、一応その分の発言があったものをユートピアに供給をしまして、供給量を超えたものについては九電のほうから、こちらのほうにいただくということになっております。

**5番(森山 宏君)** 多分差引き残った部分を収入になる。というのはちょっと分かるんですけども、1事業者に対して、結局、電気を供給してるわけでしょ、太陽光発電からです。その分に、何ですかね、給電をしていただいているほう、受電のほう側って

というのは、電気代としては要らんということですか。結局、1事業者に対してですね、あそこに、公共施設につくるとる電気、太陽光ですかねその電気を供給先っていうのは、今度は受給側ですね、受給側っていうのは、この太陽光がなかったら水光費を払わんばんわけですよ。だけんが、この事業者に対しては、供給側がどこであれ、水光費は発生すると思うんですけども、町のほうからその分に関しては、供給側ですよ町のほうは、その分に関しては請求しないということですね。

**企画観光課長（本山りか君）** そもそもその避難防災交流施設、これ公共施設でございます、ご承知のとおりこれは湯前町観光物産協会様のほうに、指定管理をお願いしているところでございます。つきましては指定管理料の中にですね、この中に光熱費等も含めたところで、計算をさせていただいておりますので、その分はいただいてないということに結果としてはなるところでございます。

**5番（森山 宏君）** すいません。関連してですけども、大体、売電はどのくらいぐらいあつとでしょうか。

**企画観光課長（本山りか君）** すみませんちょっとこの場にですね、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど総括等での後、ご回答でよろしいでしょうか。申し訳ございません。

**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

**議長（金子光喜君）** ないようですので、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を終わります。ここで、休息のため休憩します。

- - - - -  
休憩 午前10時55分  
再開 午前11時10分  
- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩終わり、会議を開きます。

98ページからの給与費明細書及び各調書の説明は省略し、これらもあわせて、予算案全体にわたって補足、または総括して質疑を行います。

**総務課長（西村洋一君）** 大変申し訳ございません。歳入の説明で、数字のけた間違いがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。16ページの社会資本整備総合交付金ですが、975万2,000円を9,752万円と申し上げておったみたいで申し訳ございません975万2,000円と訂正をお願いいたします。また20ページの、林業用施設災害復旧事業補助金を、私の言い方が不明瞭でありましたので、3億1,783万2,000円でございますので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 昨日、味岡議員から質問がありました件で環境衛生費



の中でですね、59ページ総合健診、この受診率についてご説明いたします。令和4年度で総合健診、ですが人間ドックですね。これ対象者が、対象年齢が30歳から74歳までで、1,995人のうち386人。19.3%になります。それから一集団健診改善センターで行っております集団検診は、20歳以上で、年齢上限ありません。3,109人に対して608人。率にしまして19.6%。この二つを合わせますと、994人の方が受診されておまして、対象年齢を20歳以上にしたときに32%になります。それから希望調査をとった際に、職場の検診であったり、自分でかかりつけの病院で受けるという方が1,433名おられまして、これも含めると247人になります。で、20歳以上の割合にしますと70.1%に、あるところでございます。それからもう一つあわせて予防接種委託料のところでありました、高齢者のインフルエンザワクチン接種ですが、65歳以上の方で、その年の11月30日、生まれまでの方、30日までに65歳になられる方が対象としております。これは人吉球磨で接種の期間を毎年12月28日までとしておりますのでその関係で、本町では11月30日生まれまで、としているところでございます。以上です。

**4番（椎葉弘樹君）** 私もですね、美術館観覧料のところ、先ほど15年間で観覧料が20万円を超えたということ言ってたんですが、200万円を超えたということで、あと過去の推移は大体100万円から200万円の中で推移しているということで訂正をしたいと思います。以上です。

**教育課長（浅田 徹君）** 先ほど、款9教育費の中で遠坂議員よりご質問いただきました小中学校のグラウンドの改修でございますけども、まず小学校が平成26年度に大規模な改修をしてるということでございます。中学校のほうにつきましては、ちょっと学校の沿革、ホームページで公表しておりますけどもその中にちょっと記憶ございませんでしたが、平成10年頃に大規模な改修をしてるんじゃないかなということございまして。ちょっと推計でございますけども答弁させていただきます。以上です。

**企画観光課長（本山りか君）** 大変申し訳ございません。私の昨日の答弁のほうですね、訂正をさせていただければと思います。ページのほうが70ページでございます。70ページの節10役務費の中の下から2段目でございます。昨日は、この訂正につきまして申し上げたんですが、実際正確に申し上げますれば、広告料、括弧、入湯税充当額、という表現が正しいものでございます。もう一度申し上げます。広告料、括弧入湯税充当額、これが正確でございますので、大変申し訳ございませんが訂正をさせていただきます。おわびを申し上げます。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** ただいま担当課長から訂正としてありました。款6商工費、項1商工費、目3、観光費の中の節11役務費、(1)入湯税充当額とありますが、訂正していただきまして、広告料、入湯税充当分がいいんですかね。広告料、括弧、入湯税充

当額、括弧閉じる、よろしくお願いいたします。ただいま報告ありましたものを、原案としてご審議いただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

それぞれ、訂正、また、補足説明がございました。引き続き質疑を行います。

**2番（西 靖邦君）** 本町のですね、子育て支援策についてですけども、入学祝い金、学校給食費補助高校生通学費補助、特別支援教育就学支援奨励費、ひとり親家庭等医療費助成、子供の医療費助成、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等があり、他の町村より、充実した予算編成であると思っております。今後もですね、子育て支援が手厚い、子育てに適したまちを目指していただきたいと思っておりますが、町長は今後どのように進めていかれるのかお考えをお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 今朝ほど、ちょっと質問と違うお話をさせていただくんですけども、今朝もちょっと新聞見てまいりましたら、今の岸田総理大臣がですね、異次元の子育て対策を打ち出しておるといふうなことで今回、低所得者世帯に3万円、また、子供1人当たり5万円の上乗せと、いふうな記事が出ておりました。これらも今後、政府が今年度の国会中でございますけども、こんなやりとりが今から続くんじゃないかなというふうに思っております。加えまして先ほど椎葉議員のほうからご質問がございましたんですけども、給食費の無償化というのも出てきております。こちら辺も今後見据えながらですね、やはり対応策をやっぱり講じていかなきゃいけないのかな。未来を託す子供たちですね、やはり、光を何とかして見出していかなきゃいけないのかなというふうに思っておりますので、その対応につきましては、次の体制の中でですね、十分協議をさせていただきたい。現時点でのお話をさせていただくんですけども、今おっしゃった、椎葉議員がおっしゃった制度についてはですね、財源対策を十分講じながら、継続として行っていかなきゃいけないのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 先ほどご答弁もありましたように、本町の子育て支援策は、長谷町長が力を入れている施策の一つでもありまして、私たち議会のほうもそれを全面的に支援をしている状態だと思います。議会では現在、議員定数を削減して、子育て支援策に充ててほしいという要望書を受け取っており、今これを協議しているところです。そこで、本町の子育て支援策の現状について町長にお尋ねします。本町の子育て支援策は、他町村と比較して、どのような状況であるかについてお尋ねしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** これまで私が平成31年の4月から、町のかじ取り役という形で担わせていただいたんですが、そのときから見ますときには、先ほど西議員がおっしゃったような、制度を確立化させていただきまして、その財源には、ふるさとの税金を

ですね、充当させていただいたというふうなことでございますので、どの位置にあるかと言われればもう少し頑張っていけばですね、何とか、私としては、ちょうど中くらいのところの位置にあるのかなというふうに思っておりますので、もう少しこれを上のほうにですね、上がるような、政策もやっぱり必要かなというふうに思っておりますので、そこら辺はですね、今後の先ほど答弁しましたような形で、十分その対応策を講じていかなくちゃいけないかなということでお答えさせていただき、中くらいということで、答弁とさせていただきます。

**4番（椎葉弘樹君）** 私は十分対応出来ているという御答弁が来るのかなと思ってましたらまだ道半ばということで御答弁をいただきました。道半ばの子育て支援策におきまして、本町も結構大きな財政的な金額を出しているわけですが、今後の子育て支援策も含めまして、財政面として問題がないかについてお尋ねしたいと思います。

**町長（長谷和人君）** 今回先ほど歳入の中でちょっと御審議いただいたんですけども、先ほど言いましたようにふるさとをですね、この税金を何とか活用出来ないか。いうことで先ほど言いましたような、財源に充当が出来ないかということで私としては考えております。なるべく、5,000万に近いような形でですね、返戻品あたりもちょっと他町村との自治体との協力を得ながらですね、何とかそれを堅持してその財政に補っていけばというふうなことで、先ほど答弁したところでございました。

**2番（西 靖邦君）** 32ページですけども、目5財産管理費、節17備品購入費95万円ですが、ドライブレコーダー19台ということでした。これ1台当たり5万円となり取付工事も含んだ金額かと思いますが、これは前後に取付け予定されてるんですかね。

**総務課長（西村洋一君）** 議員ご発言のとおりでございます。

**2番（西 靖邦君）** 37ページです。節12ふるさと納税ポータルサイト業務委託料。2,828万2,000円ですが、これ給付見込額は5,000万円ということで、56.5%相当額の委託料となっています。ポータルサイトはこれは一つなんでしょうか。また、どのような委託内容なんでしょうかね。

**企画観光課長（本山りか君）** ポータルサイトは、二つポータルサイトがございまして、そのまた中間業者ということで、そちらの業者さんにも委託をするということになっております。委託の内容につきましては、まず募集関係ですね、このサイトに掲載をして、寄附をしていただくようなPRをしていただくということ。それから返礼品の、受注発注ですね、こちらのほうをしていただく。その手配の業務委託料というのが大きなものでございます。

**2番（西 靖邦君）** ふるさと納税によるですね、地方創生のさらなる推進を目指していただき、1億円を超える額を期待しておりますのでよろしく願います。

**3番（遠坂道太君）** 71ページ、観光費で、負担金補助及び交付金のキャンプ場誘

客促進事業補助金300万円について伺います。この事業は昨年度より取り組まれた事業と思います。そこで一応今までの実績と効果につきまして、どうだったか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**企画観光課長（本山りか君）** 本年度の実績でございますが、まだ最終報告ではございませんが中間報告も含めまして、御報告をさせていただきます。まず大きなものとしては、グリーンパレスのですね、ホームページが新たに作成されたということでございます。またホームページからリンクをいたしまして、予約サイトですね、キャンプ専用の予約サイトにリンクが出来たということで、予約事務をですね、システム化に対応が出来たということになっております。それが大きな成果でございます。また、このキャンプ場の誘客に関しまして、いろんな業者さんのご意見を踏まえて、踏まえてアンケートとかですね、そういったものを実施しまして、グリーンパレスの良いところ、ちょっと弱点とかですね、そういうところが整理出来たということでございます。その課題につきましては、それを踏まえて、どんな作戦を練っていけばいいかという戦略ですね、そちらのほうで明確になってきたということでございます。要はですね、平日の稼働率がちょっと不足していると。ちょっとと申しますか平日がほとんど、集客が出来ていないというような現状が1番の大きな課題であるということが見えてまいりました。で、そういうことであればですね、どういった戦略が必要かということも見えてまいりましたので、それに対する戦略とします。キャンペーンの実施、これも若干実績として行ったということでございます。来年度につきましては、この課題をですね、より解決するための、ホームページのさらなる更新、それからSNS等での発信、そういったことで、PRを行うとともに、おいでいただいたお客様の満足度を上げていく、こういった取組をですね、進めていけばと思っております。

**3番（遠坂道太君）** 今課長のほうからご報告がありまして、非常に実績ともですね、昨年度、非常によかったんでなかろうかと私も思っているところでございますし、やはり九州の各県の中のキャンプ場、結構ありますけれどもやはり九州でのキャンプ場などでも、指折りなるような形の今後の取組と、そして、オートキャンプですねそういった形の、中核ができること等をですね、前向き、今後取り組んでいただければというふうに思っております。

**2番（西 靖邦君）** 109ページなんですけども、2の歳出においてですけども、義務的経費がですね、対前年度より3,646万2,000円と減額となっています。この減額となった主な理由について、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

**総務課長（西村洋一君）** この表にも書いてあります通り、人件費が主なところでございます。

**2番（西 靖邦君）** 公債費もやっぱり減額なってますけど、やっぱり一時借入れの

利子の支払いとか必要その経費が下がったということなんですかね。

**総務課長（西村洋一君）** これにつきましては、現時点では、骨格予算として組んでおりますので、これから新たな事業をご提案するときに、また借入れが生じたりそういったところもございますので、それと返済の状況によってですので、これ意図的に変わるところでありませぬので、ご理解いただきたいと思ひ。

**2番（西 靖邦君）** 同じく109ページなんですけども、歳出においては補助費等がですね前年度に3億2,000飛んで64万6,000円減額となっております。報償費とか役務費とか委託料、負担金補助金及び交付金等について、どの区分が減額となったのですか。またその理由についてお尋ねします。

**総務課長（西村洋一君）** これにつきましても肉付けのところが増えておりますので、その際に、ご説明したいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**4番（椎葉弘樹君）** 26ページの議員報酬2,823万6,000円についてお尋ねします。私の口からも非常に言いにくい質疑ではあるんですが、皆様もご承知のとおり、第1期行財政改革におきまして、議員報酬を5%削減し、議員定数も14人から11人に削減しているところです。議員報酬は、令和5年度も据置きの予算となっております、削減してから令和5年度でちょうど20年目を迎えることになっております。4月の統一地方選挙に向けて、共同通信社が全国の地方議員、議長に、行ったアンケートでは、なり手不足の第1位が、議員報酬の引上げで77%に上りました。そこで、町長にお尋ねします。現在の議員報酬額について、町長の所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

**町長（長谷和人君）** 私もその記事を見ましてですね、なり手不足というところの背景に今、椎葉議員がおっしゃったような、ことをですね、感じたところがございます。今ご質問がございます、報酬額ですね、額についてでございますけども、私としては、そういうふうな打開策を講じるためにはですね、今の報酬額をですね、とするというのは、私たちは異論がないところでもございますし、それから加えまして、議員の皆様方のやっぱり働き方というのでしょうか、そこがやっぱりポイントかなというふうに思っております。こういうふうに議場の場において議論を尽くして、そして、まちの未来のですね、描く、想像しながら議論をする。この内容をやっぱり見ていただければ、私としてはアップというの、当然のことかなというふうに思うところがございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 私たち議員もですね議会改革、道半ばであります、今、一生懸命取り組んでいるところであります。町議におきましては、退職金もなければ、厚生年金もありません。選挙があるために、議員を続けられる保証というものもない。年金受給前の比較的若手の議員にとっては、議員報酬は不安材料の一つでもあるのは事実です。これからですね若い方であったり、女性の方、多様な意見が本当に必要になってく

る。まちづくりにおいては欠かせない部分にもなってきますので、これから入ってこられる議員の方々のためにも、その報酬額ってというのは、ちょっとそろそろ見直しの時期も来ているのかなと思ってるところです。そこで町長に、あと1問だけですが、町長は湯前町特別職の報酬等審議会、こちらのほうに議員報酬を諮問するという考えというのはいかがなものでしょうか。

**町長（長谷和人君）** 私といたしましてもですね、私の報酬額はいかなるものかと。球磨郡の中での位置ですね。これも私が平成31年の4月から来ましたときに、私の思いもそこにございまして、当然審議会はですね、来年再来年でございましたか、議員の改選は、その前にはですね当然そういう審議会を行って、ご意見も伺うこともいいのではなからうかなというふうに思っております。決してそれが高いところに持っていかということではなくて、現状はこうなんだけど、皆さんどういうふうにお考えですかというふうな問いかけという会議はどうかなというふうに思ったところでございます。

**4番（椎葉弘樹君）** 今現在、政府のほうでも賃上げのニュースがですね、いろいろ飛び交っておりますので、恐らく企業のほうもですね、賃上げの方向に向かっていくんじゃないかと思えます。職員の報酬も含めてですね、今後、重大重要な課題だと思えますので、引き続きのご検討、よろしく願いいたします。

**5番（森山 宏君）** 34ページ、防災諸費、これについて総括で聞けというふうに、議長から言われたので、再度お聞き伺います。防災諸費の中にですね、B & Gの防災拠点事業ってというのが300ちょっと含まれております。多分これはB & Gさんから拠点施設にその維持費に対して協力があるのかなとはいうふうに思いますが、実際はどういう内容なのか、伺います。

**総務課長（西村洋一君）** 議員、御存じのとおり、役場の横に設置しております。倉庫ですね防災の倉庫をそこに、整備しました、ホイルローダーであったり、照明であったり、そういったものの機材を有効に活用するための研修、そういったところが主なものでございますそういった施設の整備と、実際運用できるような体制をとるといところがメインでございます。

**5番（森山 宏君）** ありがたいことだと思うんですけども、すみませんこれですねほとんど車両系とか、結局特殊、俗にいう特殊建設機械ですよね。こういうのを扱うのに、特別教育とかいう資格が要ります、受講票とかですね、そういうのをいるための支援策だとは思いますが、この対象者は、いかほどでしょうか。というのが、消防団のほうに、この訓練はないんですよ。対象者はどういうふうにご考えておられるのか、伺います。

**総務課長（西村洋一君）** 消防団の中にですね、機動班というのを設けまして、消防団のほうと協議を行いまして、そういった方を出していただいて、そのような班を組織

はしておるところでございます。消防の中に設置してあります。

**5番(森山 宏君)** この、受講対象者ですね。どんだけ考えておられるのか伺ってるわけで、この機械を扱う特別教育ですか、これは上球磨消防署の署員も来て、本町において、特別教育を受講した経緯を聞いております。ですから対象者はどのくらいおられて、また1回で終わるんじゃない、ずっとあるのかそれも伺います。

**管財防災係長(椎葉泰裕君)** まず、受講対象ですけれども、受講対象につきましては町職員それから消防団員、それから上球磨消防署の職員と、いうことで呼びかけをしております。それから、機動班につきましては、先月、机上訓練ということで、訓練を行っております。令和5年度におきましても、特別教育、それから重機操作研修と予算を計上しております。

**5番(森山 宏君)** 有資格者の育成にまた、醸成に取り組んでいただきたいと思っております。もう1点伺います。自主防災組織訓練等に伴う費用弁償というのがありますが、自主防災に関して、たしか以前一般質問したときに、防災士の育成と伺いますか、提案した経緯があると思えますし、町長も育成に取り組んでいきたいというふうに答弁をいただいております。これにはいろんな資格があって防災士は無受講と伺いますか、消防団の分団長以上の経験者とか、職員においては従事者において、免除になる。申請に2,000円か3,000円かかったと思うんですけども、他町村ではその分を補助してある。育成に取り組んでおられます。本町は現状どうなってるのかをお伺いします。

**管財防災係長(椎葉泰裕君)** はい、防災士につきましては、来年度の予算につきましては熊本県地域防災力強化促進事業という、事業活用しまして、防災士ですね教本代、それから試験、それから登録料等を負担しまして防災士を増やしていきたいというふうに思っております。これらの防災士につきましては、自主防災組織のほうからですね、どなたか受講いただきたいというふうに思っております。

**5番(森山 宏君)** この自主防災組織のほうに、防災士が、1組織の中におられればいいなという答弁をいただいておりますが、結局、自主防災組織、私が伺ったときに3名でした。本町においては、それから増えてるんですかね。と伺いますのは先ほど申しましたように、経験者副団長、分団長以上しとった人は免除なんですよ。そういうのがあって登録料だけは分かります。そういうのを、本町は行ってなかったんですね。昨年度までは。結局防災士を誕生させようっていう気があるのか。職員の中にはほら、未来塾だったんですかね、あっちのほうでとれます。一般の方もそれ、そこに行くととれます。でも、簡単にとれる方法が自治消防の経験者は申請だけで、ふうになってるんですけども、本町の場合の防災士の数が余りにも少ないので、そのほうを、取組をなさっているのか伺います。

**総務課長(西村洋一君)** これまでにつきましては、そうであるとは思いますが、本

町は災害が少ない町という皆さんの認識もあったのかもしれませんが、防災士の取組は、近年始まったところでございます。しかしながら最近では、南海トラフ地震とか、人吉球磨南縁断層地震であるとか、そういった危険が迫っているという、認識を私ども持っておりますので、当然防災士を増やしていく。方向で考えておりますが、住民の方々に強制は出来ませんので、そういう呼びかけを行いながら、また職員、消防団、自主防災組織の人たちに、受講いただくように進めていきたいと考えております。

**8番（倉本 豊君）** ページは、68ページです。森林環境譲与税基金積立金、そして、170万上がっておりますけれども、現在確か950万。ほど、基金が積み上がっておりますというふうに思っております。この活用方法を今考えておられるのかをお伺いします。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 現在の積立金については250万円程度というふうになっております。活用方法につきましては、現在まで主に利用しておりますのが災害等における森林内の路網整備等が主なものでございます。将来的には今後ですね、私有林内の間伐であったり等が町に委ねられるようなことが想像出来ますので、そちらのほうの整備にも充てていきたいというふうに考えております。令和6年度からですけども森林環境税から、国民の皆様から広く税を徴収する環境税というふうになってきますので、その点、税をいただくということはそういうふうな森林の整備であったり、防災関係のほうに、利用できればなというふうに思っているところでございます。

**8番（倉本 豊君）** 250万。これですね今頻繁に災害が起こってますよね、大きい災害に関しましては、国県の補助をいただきながら、復旧工事はやられるんですが、小規模な災害に関してですね、自主財源でやらなければならない工事も何か所かあるうかと思えます。そのときに、これを財源としてですね、ちょっとしたような工事に関してはやっていくといいのかなというふうに私は思ったもんですから今質問してるんですが、林道、それから山腹崩壊含めてですね、いわゆる山に対しての目的が、そういうふうな方向が多い、環境税だと理解してますんで、そういう方向でしていけば、少しずつでも持ち直してといたしますか、全くの自腹の、町の自主財源を使うこれも自主財源になるんですが、別の自主財源から持ってくるよりもこれが良いというふうに私は思いますんで、その辺の考え方はいかがでしょうかね。

**農林振興課長（稲森一彦君）** 平成30年度から始まった制度でございます。これにつきましては一部につきましては積立金の取崩しをしながら、令和2年の豪雨であった時の被害であった鳥獣害のネットですね、そちらのほうの、補修に出しております。また昨年度におきましては実際当初予算では積立金をするというようなことをしていただきましたけども、それを9月の補正で被災を受けたところ路網の整備等に活用させていただいております。議員おっしゃるとおりに財源等がはつきりしておりますので、できるとこ



ろはそういうところ、あと先ほど申しましたとおり、私有林内の間伐等もございまして、そちらのほうに充て充てていきながら、総合的な防災的なことを考えて活用していきたいというふうに思います。

**8番（倉本 豊君）** ぜひともですね、そういう方向で、そして早急なる復旧、お願いをしておきます。ちょっとページがばらばらなんですけど、いわゆる地域おこし協力隊を非常に、活用されての事業が今回の予算に組まれておるというふうに思っております。非常に何ていうんすかね。国からの措置がありますんで、使えば非常にいい制度だというふうに理解しておりますが、各課それぞれ計画されておりますんで、もし、あれでしたらですねもう実質的に、来ておられる地域おこし協力隊の方を除いた、予定しております地域おこし協力隊のところのちょっと一覧表か何かは出されませんか。

**企画観光課長（本山りか君）** それではちょっとお時間いただければ作成をいたしまして、現在、着任しておられる協力隊さん、今後、募集している協力隊さんの数、よろしいですか目的、はい、それではそのようなですね、業務内容ですとか、そういったことも含めまして一覧表にしたものをお示しさせていただきます。時間はいつまでにといいことで、この総括の中でということですね。じゃ、ちょっとお時間をいただければと思います。

**3番（遠坂道太君）** ページは59ページです。環境衛生費で、委託料の河川水質検査委託料について伺います。検査の範囲はどのあたりかを、河川の検査を行っておられるか、それについて伺います。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 水質検査につきましては町内、都側が2地点、それから牧良川、仁原川、中溝、幸野溝であります。

**3番（遠坂道太君）** 今、お尋ねした河川を見ますと生活からの排水等が、目的の検査のように思えるんですが、ほかの町で管理する河川は行ってはいないんです。

**保健福祉課長（高木堅介君）** この衛生費の中では、今申した箇所だけでございます。

**3番（遠坂道太君）** やはり生活と密着する河川もほかにもあると思いますよね。やはりその辺までやはり、広げた形をしていただける、そして、今ため池の土砂の廃土なりをしてる場所等ですね、河川の側に、近くもあると思います。そういった形でのやっぱりその辺の検査も行っていただけないかというふうに思っております。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 現在の調査場所につきましては、もう長年、同じ地点で行ってございます。今、議員申された事もございますので、この辺の見直しとかも含めまして検討させていただきたいと思います。

**議長（金子光喜君）** お諮りします。ただいま、日程第1、議案第27号、「令和5年度一般会計予算について」の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は3月17日午前10時に開きます。

議事は、当初予算等の議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

- - - - -  
延会 午前11時56分

第 6 号

3 月 17 日 ( 金 )





令和5年第3回湯前町議会定例会

〔第6号〕

令和5年3月17日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

- |       |         |                                |
|-------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 27号 | 令和5年度湯前町一般会計予算について             |
| 日程第 2 | 議案第 28号 | 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計予算について       |
| 日程第 3 | 議案第 29号 | 令和5年度湯前町下水道事業特別会計予算について        |
| 日程第 4 | 議案第 30号 | 令和5年度湯前町介護保険特別会計予算について         |
| 日程第 5 | 議案第 31号 | 令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について    |
| 日程第 6 | 議案第 32号 | 令和5年度湯前町水道事業会計予算について           |
| 日程第 7 | 議案第 33号 | 工事請負契約の変更について                  |
| 日程第 8 | 議案第 34号 | 工事請負契約の締結について                  |
| 日程第 9 | 同意第 1号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 同意第 2号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第 3号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 同意第 4号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 同意第 5号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第 6号  | 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 発議第 1号  | 湯前町議会の個人情報保護に関する条例の制定について      |
| 日程第16 |         | 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会） |
| 日程第17 |         | 議員派遣について                       |
| 日程第18 |         | 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について    |
| 日程第19 |         | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について    |
| 日程第20 |         | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について        |

2. 応招議員

- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 吉田 精二 | 2番 西 靖 邦   |
| 3番 遠坂 道太 | 4番 椎 葉 弘 樹 |
| 5番 森山 宏  | 6番 黒木 龍 次  |
| 7番 味岡 恭  | 8番 倉本 豊    |
| 9番 山下 力  | 10番 金子 光 喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    赤 池 昌 信    議 会 事 務 局 係 長    勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	北	崎	真	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	課	中	園	誠	企	画	観	本	山	り	か
農	林	課	稻	森	一	教	育	課	浅	田		徹
会	計	者	高	橋	誠							

開議 午前 10時00分

日程第1 議案第27号 令和5年度湯前町一般会計予算について

議長（金子光喜君） ただいまから令和5年第3回湯前町議会定例会、第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、議案第27号、「令和5年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。ただいま、予算案全体にわたって補足または包括しての質疑の途中です。

発言を許します。

企画観光課長（本山りか君） 倉本議員からのご質問に対しまして、地域おこし協力隊のですね、任用状況は、また募集状況ということでございましたので、それを一覧表にまとめたものをですね、タブレットの方ですけども議案説明資料という形で掲載させていただきます。それをお開きいただいでよろしいでしょうか。地域おこし協力隊任用状況でございます。企画観光課におきましては、令和2年から5年までの3年間ということでございまして、観光案内所運営、観光案内協会事務局、それからイベントの企画運営、情報発信。また同じく企画観光課でございますが、令和4年2月から、令和7年の1月までの3年間という予定でございまして、空き家バンクの管理運営、それから移住定住相談窓口、イベントの企画運営、それから情報発信。また3番目でございますが、教育課の方でございます。令和4年の3月から令和7年の2月までということでございまして、まんが美術館に関します、企画運営及び情報発信活動それから漫画に関するイベント等の企画運営、それから美術館収蔵資料、それから文化財等、文化財資源の調査資料整理ということで1人。そして4番目、教育課の方でございます。令和4年の4月から令和7年の4月までということでこちらも同じくまんが美術館に関する企画運営等の業務ということで1人。任用中につきましては以上の4名ということになってございます。また、募集中の協力隊でございますが、下段の方でございます。1番目、企画観光課でございますが、これは予定ということでございまして、令和5年4月から3年間ということでございましてグリーンパレスキャンプ場活用したアクティビティの創出、町観光施設と連携しました地域振興、ICT関係、情報発信活動、1人募集をしております。ただこれには応募がございまして、任用が決定しております。2番目、企画観光課でございますが、運用期間につきましては同じく令和5年の4月から令和8年3月までの3年間でこちらにつきましては、湯前まんが美術館と連携したイベントの企画、町情報サイトゆのまえかじりの運営、地域情報や町内のイベント等の広告に係る活動ということでございます。先に任用しております1人の方とですね、4月から11月までの間は、重複して2人で引継ぎを兼ねたところでやっていただく。それに加えて、レ



ールウイング基本設計等に着手をしておりますことから、こちらをやっていただきたいと考えております。3番目でございますが、農林振興課で予算の説明がありましたとおり、令和5年度5月から3年間ということでございまして、湯前町農業公社の運営、それから事務補助、それから農業研修カリキュラムや研修システムの作成、農作業などの作業受託、ということで募集を今、かけているところでございます。そして、農林振興課ですが、任用期間は令和5年5月から令和8年の4月までの3年間。主に林業関係でございまして、奥球磨未来の森創造協議会の運営全般に関する業務、球磨杉ヒノキの流通、それから私有林の経営管理整備計画に関する業務ということで募集中でございます。また、教育課でございます。令和5年5月から令和8年の4月まででございます。社会体育関係業務全般、社会体育施設の管理業務、総合型地域スポーツクラブ活動、公民分館健康教室等の活動、それから中学校の運動部活動の指導、運動スポーツ健康推進イベント等の企画運営、ということで1人を募集中でございます。

**総務課長（西村洋一君）** 昨日の私の答弁で間違った箇所がありますので、一点だけ訂正させていただきたいと思っております。西議員から質問されました109ページの公債費の減額の理由ですが、これは償還が終了したため、減額となっております。付け加えて不要な部分も説明しておりました。大変申し訳ありませんでした。ちょっと先ほど、本山課長説明しましたがそれに合わせまして、会計年度任用職員の令和5年4月1日付の、任用人数も提出しておりますのでご確認いただければと思います。

**8番（倉本 豊君）** 大変お世話になりました。資料の確認一点だけお願いします。企画観光課の、下段の2番についてはもう決定をされているんですかね。

**企画観光課長（本山りか君）** 申し訳ございません。先ほどの説明で漏れておりました。企画観光課の2番目ですね、こちらの方についても応募がございまして決定を考えているところでございます。

**8番（倉本 豊君）** 企画観光課の方は決定されたということですが、あと下段の3、4、5番に関しましては募集中ということですが、全国の町村が地域おこし協力隊の募集をしているところだと思います。あえて本町に来ていただくのは非常に難しい状況かなと思っています。今やっておられる募集の方法というかそこをお尋ねします。

**企画観光課長（本山りか君）** 募集に関しましては議員おっしゃるとおり各市町村の競争ということもございまして、担当課としましてもあらゆる方法を通じてですね、募集を行っているところでございます。方法を御紹介しますれば、まず全国版の地域おこし協力隊の募集サイトがございまして、JOINというものがあるんですが、これも移住定住の御希望されている方が全て寄って来て、閲覧をされるサイトでございます。この中で、地域おこし協力隊の募集分野がございまして、そちらの方に掲載をしまして、そこで魅力ある発信ですね、この業務の内容がどういうことであるとかですね、キ

ヤッチコピーを付けたりとか、写真をつけて、町の紹介をしたりだとか。そこで発信をしているところでございます。今回、先ほど御説明があった企画観光課の2人につきましてはこのサイトを閲覧をいただきましてですね、応募をしていただきました。また、これまでにつきましてはですね、同じようにJOINのサイトから閲覧をされて、応募されたという方もおられます。ということで、これで引き続き募集を行っていきたいと思います。また、東京交通会館という所にですね、移住定住の熊本県ですね、窓口がございます。そちらの支援員という方がいらっしゃるんですけども。例えば九州とか熊本に御関心があられてですね、そういった例えば農業がやりたいだとか、そういった観光をお手伝いしたいだとか。そのような情報を取りまとめいただいて、支援員との情報交換の中で、あちらが持っている情報とマッチングをさせていただくというように進めております。また、当然ですね、町のホームページにも掲載をしておりますし、ゆのまえかじりという移住定住サイトこれにも掲載しております。例えば、湯前町にUターンをされたりとかですね、そういった御希望の方は、このサイトから入られる場合もございます。また昨日ですね、15日の旬報の方でも2回目の募集をかけておりますが、そこにも旬報に掲載いたしまして、そういった湯前町Uターン御希望であるとか、またお知り合いとかで、こちら地方に移住をされたい協力隊に関心を持っておられる、そういった方の発信をですね、お呼びかけをしている、募集をしているところでございます。

**8番(倉本 豊君)** 募集に対して頑張っておられることがわかる。今、決まっていない3、4、5番に関して、現在の状況は全くないのか伺います。

**企画観光課長(本山りか君)** これに関しましてはちょっと御相談というか、そういった問合せは今のところはないところでございます。

**8番(倉本 豊君)** 要は募集をかけて来ていただけなかった場合、この事業はどうされるのかと。いうところが心配でして、農業公社の運営及び事務補助、色々ありますけれども、こういう事業が1か月2か月遅れるのはわかるんですが、1年間来なかったらこの事業は1年間やらないのかというところを私は伺いたかったもんですから、この辺についての御回答をお願いします。

**町長(長谷和人君)** 今回5つの分野でですね募集いたしまして。2つは何とか出来たところでございますが、農林と教育課の方が、まだ今のところない状況です。該当申しましたいわゆる活動内容ですね、やはりこちらが思っていたという言い方はおかしいかもしれませんが、そういう分野の方々が非常に少ないんじゃないか。そこら辺も一つの原因になるんじゃないかと思っている。先ほど本山課長がですね答弁したんですけど、サイトの中で埋もれないように上のほうになるべく行かせようとしているんですけど、それでもやっぱり繋らないという状況ですので、非常に今おしゃるような質問の内容と

してですが、難しい部分があるのかなと。そして、質問されています1年間できなかつた場合がございますけど、今掲げておりますミッションこれが先送りという形になってしまうんじゃないかと思えます。それを少しずつ補いながら活動をやっていくしかないのかなというふうに思うところでございます。やはり、1馬力がゼロでございますので、その分野については遅れるという結果になると思う。ただその分野において手段なり何なりをやっぱり考えなくちゃいけないのかなというふうなことも今、思っているところです。

**8番(倉本 豊君)** 目的をもって募集されていますので、目的が達成できないとなればですね、職員を取りあえず充てなければならぬのかなと私は思っておりましたので、今の答弁ですと、先送りの状況というふうになります。職員を充てなければ計画がうまくいかないのではないかと思っていますので、そこら辺はどうなんでしょうか。

**町長(長谷和人君)** 答弁の最後の方で交渉の中で、次のページというのが、実は職員の事でございますので、そこら辺も今、災害等ですね、追われている部分がありますので、そこを何とか職員ですね、文書の事務をですね、割り当てながら動かすしかないということで1つの課題だったんですけど、私としては考えていたことでございます。具体的にどうなるのかこれも考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

**8番(倉本 豊君)** 職員の負担を軽くするための制度だと思っておりましたので、ぜひ、来ていただけるように力を入れて来ていただくようなことを望んで私はこの質問を終わります。

**9番(山下 力君)** 歳入の12ページ、森林環境譲与税についてお尋ねします。地方からの現状の配分額に対してですね、不満があるのを受けまして、国が来年度から新たな配分方法を導入し、地方の森林を持つ多くの地域が配分を上乗せするような行動が出ております。その見直しを検討する期間が約1年あります。地方として言動行動等含めてですね、頑張っていきたいという姿勢をお聞かせください。

**町長(長谷和人君)** 環境譲与税については今から本格的な税が導入されるところでございますが、その中でですね1点ちょっと気になりますのが、今、都市部の方が巻き返しを行っている状況となっております、しっかりと森を守って川上の森を育てて、そして、豊かな水とかですね、というふうな内容のですね、ことをしっかりと国にも訴えていきたいと思っておりますし、そのことにつきましても、町村会でも同じような対応をさせていただくことでございますので、しっかりと要望等は行わせていただきたいと思いますところでございます。

**9番(山下 力君)** この環境譲与税は環境面もあると思えますけど、地方は防災面もあると思えます。地方の市町村は山林の能力を高めまして、災害から住民を守るとい

う使命がございます。努力してもらえんことを要望いたします。次に歳出の職員研修について38ページでございますけど町長にお尋ねいたします。町のため住民のため働いていただく職員の皆様は、仕事に対する情熱や熱意が必要不可欠であります。併せて専門的な知識の能力を高めてもらうことが住民の期待に応えるというふうに思います。どのような姿勢で育てておられるのか、お聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 1つ目、地域と密着していただきまして住民の皆様方の声を聴くということの姿勢を大事に行わせていただいているところでございまして、西議員から一般質問となっておりますが、窓口での対応とかですねそういうことが非常にいろんなことをお聞きしておりますので、いわゆるサービス面について意識の向上の話をしてありますし、それから分野ごとにですね、いろんな研修、例えば税務課なら税務課のですね、税務研修等がございますのでそういうカリキュラムを使った研修にも積極的に考えて出席してくれというふうなお話をしておりますし、全体での研修もさせていただいてるということで、それぞれの課ごとに研修の機会をですね、大きく与えようということで、職員の意識向上を図っているところでございます。

**9番（山下 力君）** 職員の研修の1つの方法として自治大学の入校というかそういう研修制度があります。いわゆる自治大学研修受講者の旅費等の支給要項もあります。3か月の中で一流講師の方に行政の内容や解釈など地域づくりの先進地事例を学ぶ研修だと思えます。最近この自治大学の研修を受講される職員が少ないように思います。まず現状をお聞かせください。

**町長（長谷和人君）** 私の記憶では今まで自治大学は2名くらい受講しております。最近山下議員が言われたとおり自治大学には入校していないところでございます。先ほどとちょっと同じ答弁になるかもしれませんが、訓示のたびにですね、自治大学積極的にというふうなお話もさせていただいておりますが、なかなか今の業務体系とか、もちろん多くの職員はおりませんので今後はどうかということで、積極的にこの分野におきまして職員の意識向上でございますので、そこら辺の対応もしていかなければいけないと思っているところでございます。

**9番（山下 力君）** 町長にそういう姿勢があるんでしたら、職員の方の受講希望者が少ないという背景というか、業務が非常に忙しいからですね。忙しいことがあってもこの受講が必要と思えばですよ、最後に言われたように、研修に行かないか等、町長の声かけが必要だと思います。それと、今の若い人は自治大学に3か月行くよりも、先ほど言われた住民サービスの勉強の意味で民間の方に行きたいという方がおられるかもしれません。そういった幅も広げてですね、受講されるよう職員に声をかけていただきたいと思えます。

**町長（長谷和人君）** おっしゃるとおりでございまして、決して公務員関係だけでな

く民間も当然良いかなというふうに思っております。今回提案のありました自治大学以外でもですね、先ほど言いました民間の研修先あたりも福岡で行っていますので、そこら辺も積極的に活用するように指導はさせていただくという形でさせていただこうと思っております。また、自治大学関係でございますけど、3か月間～6か月間もしくは1年間というのもございますのでそこら辺でもですね、十分業務支障があるという言い方をすればちょっと逃げ道になるかもしれませんが、そこら辺の関係を見ながらですね、行っていかないといけないと思っているところでございます。

**9番(山下 力君)** 1つの考え方としてですね、職員をコストと思うか資産と思うかという考え方もあると思うんですよね。職員を資産と思ったらやはり、講習が必要だと考えますので、いろんな考え方を持って職員の育成をしていただきたいと要望します。

**企画観光課長(本山りか君)** 昨日、森山議員の方からご質問いただきました、駅前太陽光発電の件でございます。ご質問はですね、売電以外ですね、発電に係る電気料はどのくらいかという御質問だったかと思えます。これにつきましては、町におきましてでもですね、売電量の計測をしておりませんので九電のほうに問合せしてみましたところ、九電も把握はしていないということの回答でございましたので報告いたします。

**9番(山下 力君)** 37ページですけども、いわゆる婚活イベント委託料が毎年100万程度を予算としています。どのようなイベントなのかわかりませんが、今年もされますので、どういうところに期待されて委託しているのか見解をお聞かせください。

**企画観光課長(本山りか君)** これにつきましては、結婚を希望されている方々の出会いの場を創出する目的という目的で実施しています。イベントの内容につきましてはですね、応募を行うんですけども、あらかじめ湯前町内の方を中心に募集を行いまして、その方々が湯前町の中でですね、一緒になっているような体験活動をしていく中で、出会われてですね、このマッチングのお手伝いという感覚で実施をしております。本町としましては町の若い方の流出が多く、そして、結婚を考えてらっしゃる方はですね、出会いの場が少ないということでございますので、そういった創出を行って若者の方の定住を促進していくための事業ということでございます。

**9番(山下 力君)** 確認ですけど、いわゆる湯前町の税金を使って行う婚活イベントですので、女性の方は町内外に男性は湯前町が条件ですよね。

**企画観光課長(本山りか君)** 男性の方は必ず湯前だとか、女性の方が必ず湯前でいうのは募集の中でやっておりませんが、極力そういう目的でございますので、応募があった場合はですね、優先して町内の方に参加していただくようにしています。

**9番(山下 力君)** 町の予算を使っているから女性は町内外で良いと思う。男性は町内に限るというふうにしてもらいたいですけど、それに対して町長の見解をお聞きします。

**町長（長谷和人君）** こういうふうな婚活イベント関係につきましては、非常に募集が難しゅうございます。枠を萎めてしまいますと、集まるのが難しいのかなというふうに思っておりますので、先ほど課長が言われたとおり町内の方を優先するという一方で、させていただければと思う。

**9番（山下 力君）** 費用対効果の面から考えてですね、色々問題があってなかなかということが現在発生してればですよ、婚活イベントそのものをですね検討してはどうかと思います。それに対し町長の見解をお聞きします。

**町長（長谷和人君）** 一つは婚活イベントに関しまして、町外からも男女等来ていただいて、その活動の中でですね、湯前町の再発見という形で地域資源を利用させていただきまして、男女の触れ合いの中で、そういうふうな、例えば、里宮神社を見ていただくとか、そういう感動的な意味も含まれておりますので、できる限り今のスタイルを守らせていただければというふうに思うところです。

**9番（山下 力君）** 今後検討していただければと思います。それから昨年度8月1日。全協でいわゆる、湯前中心部にある土地購入ですがこれに対して町長として担当課に活用方法とかいろんな面で指示されたのか、その結果はどうだったのかお聞きします。

**町長（長谷和人君）** それはJ Aですかね。一応検討をさせまして、ある程度の効果はあったんですけど交渉の中でですね、ちょっとこの話をしてなかったでしょうか、この話は出来ないということで一旦中止をさせていただいたものですから、今のところちょっと止まっておったんですけども、それが今、実は動き始めております。質問ございましたあそこの利用関係でございますが、出てまいりましたのが、分譲住宅とか、若者用の住宅とか、もしくは併設しておりますのでまんが美術館と一体となった何か出来ないか、というふうなところまではお話をしたところでございますが、それが止まっておったというのが現状でございます。

**9番（山下 力君）** 購入に関してはですね、いわゆる目的がはっきりしているなら町の中心ですから購入しても良いと思う。色々検討していただきたい。それともう1点町の中心のパチンコ店ですが、これについては情報があれば教えていただきたい。

**町長（長谷和人君）** その後、実は話をさせていただいたんですけど、身内ではないと、やはり同じ回答を3回受けまして、これ以上はやっぱり難しいなと思っております。民間の林業さんがあそこにですね。トラックを3台ぐらい入れてらっしゃるようございまして、貸し借りみたいな形でやられてるのじゃないかなというふうに思っておりますが、ちょっと林業事業だけということでございますので、申しわけありませんがここまでしか情報がありません。

**9番（山下 力君）** 町の中心部ですから、色々情報をあたって対応していただきたいと思います。それと質問していいかわかりませんが、いわゆる湯前町内の商店街に頑

張っていただく、そのために、いわゆる湯前商店街で買える品物。今の姿勢では、見積書を出させてそうしますと人吉、熊本の業者には負けるんですよね、ですから先ほど言いましたとおり育成というか頑張っていたきたいと思う観点から予算の何分の1かは湯前町内で購入すると、そういった考え方ができないかなと、いうふうに思いますけどそれについての見解をお聞きします。

**町長（長谷和人君）** 消耗品関係につきましては、優先的に購入させていただいております。備品については、扱いが出来ない所がございますのでそれは、人吉球磨管内ということでございますのでそのような感じで動いております。

**3番（遠坂道太君）** 2点ほどお聞きしますが88ページのですね、委託料の中の中央公民館管理人等委託料に関しまして伺います。まずどこに委託されているのか、また管理する団体そして体制につきまして伺います。

**教育課長（浅田 徹君）** 節12委託料の中央公民館管理人等委託料につきましては、シルバー人材センターへの委託となっております。夜間の建物の警備、そして、土日祝日の建物管理、外部の警備が委託となっている。時間帯が午後5時から夜10時までの警備となっております。

**3番（遠坂道太君）** シルバー人材のほうに委託されているが、時間帯が夕方の5時から夜の10時までとなっております。その後の警備はどういうふうにやっている。

**教育課長（浅田 徹君）** 人がいなくなる時間帯10時から朝までとなりますが、警備会社のほうに委託しておりまして、人感センサーによる警備になります。

**3番（遠坂道太君）** もし5時から10時の間に何か事故があった場合、どこが責任をとるのか、それにつきまして伺います。

**教育課長（浅田 徹君）** 5時から10時となりますが、シルバー人材から管理の人が来られて守衛室でいうところがございますのでそちらにおられます。事故等ありましたらまず、教育課の職員の方に連絡が入るという流れを想定しております。

**3番（遠坂道太君）** 私が聞いたのはもし、事故があったらどこが責任をとるかです。

**教育課長（浅田 徹君）** 事故の場合の責任ということでございますが、事故の内容によって、建物であるのか、その他何かの原因での事故、利用者の方が怪我された事故ならあくまでシルバー人材センターは、勤務中でございますので、責任は当然施設管理者にあると考えている。

**3番（遠坂道太君）** 委託されるなら責任等の把握ができるような体制をお願いしたいと思います。

**教育課長（浅田 徹君）** 現在のシルバー人材センターとの契約書につきましてですね、だいぶ簡略化されそういった内容を書いてないので、契約書に盛り込むことはちょっとおいといてですね、しっかりとどちらの区分ということは、明確にしておきたいと

いうふうに考えております。

**9番(山下 力君)** コスモ研修センターについてお尋ねをいたします。私、毎年検診の重要性を述べまして、現在の総合健診コスモセンターの課題を述べて施設の改修の必要性を発言しております。昨年の、4月1日に企業庁に就任された高森企業長は、地域住民の健康寿命を延ばしたいと、コメントされております。高森企業長の研修センターコスモの改修についての考えまたは、開設者協議会で改修についての協議はどんな形でなされたかお聞きします。

**町長(長谷和人君)** コスモの方につきましては、実は私から環境づくりと言う形でもう少し整備ができないか、そういうお話をさせていただいたんですけど、9年前だったと思うんですけども、全てシュミレーションがございまして、建物の新設とかそういうのを含めたところで計画あったようでございまして、その中で建設費と年間のコスモの利用者さんの数をシュミレーションしたんですけど、危ないという状況だったので、できるだけですねその中の環境につきましては、随時でもいいから整理をしてくれないかと、1例としてですね、私もコスモを使うんですけど、コロナの場合ですね。昼食はできないんですが、コロナ前は会議室みたいな所で昼食が行われていて、そうじゃなくてももう少し光が差してですね、明るい雰囲気での昼食が出来ないか、そういうふうなことをちょっと考えてくれと。いうふうなお話をさせて頂いたところですが、一旦ここで話が終わっている状況です。

**9番(山下 力君)** なお現状では改修をしないというところですね。

**町長(長谷和人君)** 本館の方ですが、空き部屋がございましてそのこの活用ができないかと話を聞いたのですが、地域包括センターとかそちらの方が入ってそちらの方が満席の状況ですから、こちらの方では難しいと言うことで先ほど答弁した内容になっています。

**9番(山下 力君)** 公立病院は、コロナ感染が入ってきた2～3年で、病院の経営が黒字になってますよね、ですから十分改修費用はあると思います。住民の検診の重要性、これを企業長含め4町村長にわかっていただければ私はできると思うんですよ、努力をしていただければと思います。

**町長(長谷和人君)** 山下議員が言われたとおり、2年連続1億円ほどプラスになっておりまして、今年度ですね、多分超えるだろうとお話しております。今後はウィズコロナでございまして5年6年経営状況を見据えたところですね、お話がございましたので議会の方でも質問があっていると開設者協議会の中でも、もう少し話をさせていただこうかというふうに思ったところでございます。

**9番(山下 力君)** 教育課長にお尋ねします。92ページに中学校部活動が学校から地域へ移行し、それに関する予算が計上されております。1つ目に移行対応事業に対



して、国、県からの補助金等があるのか。事業財源について分かる範囲でお聞きしたい。

**教育課長（浅田 徹君）** 中学校の部活動地域移行ということで令和5年度から動き出します。今回の予算につきましては、検討委員会の設置。それからスポーツクラブを想定した委託料で、指導者等の予算を計上しています。議員質問のとおり、国、県の補助金は今回の予算に計上できておりません。現状をお話ししますと、スポーツ庁の事業で地域スポーツクラブ活動体験事業というものがございます。こちらの事業におきまして、中学校部活動地域移行対策費用の手当てをするというところで現在、補助金の要望調査がっております。3月時点で2次要望調査までは要望を出しております。こちらにつきましては100万円程度の補助金額を要望しております。

**9番（山下 力君）** 学校から地域への以降については、スポーツ庁はまだ明確な方針を示しておりませんので、色々そういった状況がっております。学校から地域へ変わっていくその説明と課題があればお聞きしたい。

**教育課長（浅田 徹君）** 山下議員の質問のとおり、制度等がまだ整っておらず、なかなか流動的な移行が見込まれております。現在把握している限りで、まず中学校の部活動でございますけども、学校の部活動規則を、これまではですね原則全員参加としてきたものを任意参加と、いうところになっております。来年の令和5年度の入学予定者も含めてですね、生徒予定者全員にアンケートを取ったところでございます。そこで出てきましたのが、令和4年度は生徒の部活の参加率84パーセントでございました。こちらが56パーセントまで落ち込みまして、いわゆる部活動に参加しない生徒が出ております。それから併せまして、地域クラブ活動の参加でございますが、こちらにつきましては、令和4年度が20パーセントでしたが、令和5年度の移行調査におきましては、36パーセントということで、学校で部活動はしないが地域のクラブ活動で運動等をする子供達。それから地域活動も学校活動もする子供達。そういったことで、子供達自身の中でもですね、地域移行の部分がちょっと増えてきているのかなと思っております。今後の課題としましては、この部活動及び地域クラブ活動に参加しない子供たちがどのように変化していくのか、そういったことは観察が必要でなかろうかと私は考えております。中学校の部活動のですね、生徒1人当たりの家庭負担というのが、約1万3,500円から1万5,500円になっておりますが、地域移行をした場合、例えば活動場所が町外になったりですね、そういった場合の想定はどのようにするのかといった課題も出てこようかと思っております。危惧しておりますのが、休日の部活動移行ということですので、休日の指導を誰が行うかということになるかと思っております。予算説明の中でお話ししておりますが、現在校外指導者ということで5名の方おられますけども、それぞれ種目等も限られておりますので、今後は、部活動にしろ休日の部活動及び地域クラブ活動への指導を行う方の確保これが1番の課題となっております。

9番(山下 力君) 課長の方から課題を3、4点言われましたが、その中の一つで、町の枠を超えて野球部が活動された。練習されていた。そう言った話を聞いております。その時に、参加される生徒さんの練習会場が多良木だったり、水上だったり、その時の送迎です。先ほど説明があったとおり、いわゆる家庭の負担が増える。そういった送迎についてはどういった考えをお持ちかお聞かせください

教育課長(浅田 徹君) まず、種目の野球でございますけども、現行の部活動においては既に三町村での合同練習といったものもあってございますが、聞くところによりますと、球磨郡内にですね地域クラブ活動としてですね、野球チームを作るということでそちらに参加する生徒も予測されるところでございます。その場合当然、活動会場がですね障害になることが想定されまして、本当に保護者の方が送迎できるのかとか、出来ない時にどうするのかとか、そういった課題が出てくると思っております。費用負担含めて今回の予算計上は処置をしておりますが、課題の状況において手当が必要な場合には考えていけないといけないのではと考えています。

9番(山下 力君) 課長の見解を申し述べられました。町長としては課題についてどのような対応をしたいとか考えをお聞かせください。

町長(長谷和人君) 5年から7年を改革集中期間というふうに位置づけております。今回についてはもう大変難しい問題を抱えておりますので、学校、保護者、地域、県、それから中体連組織をですね大きな組織で跨っておりますので、こちら辺は最初しっかりとまとめていただくと、国、県がリーダーシップをとってもらうことが一番と思っております。御質問の内容をですね、100パーセント町負担ではなくその中で、国が2分の1とか、県が2分の1とかですね、残りを町が負担するとかですね、そういう制度を早く制度化してもらいたいというのが私の本音でございますので、そこら辺がまだ目に見えてない、走り出したがまだ見えていないというのが現状かなと思います。まだ勉強不足でございますので、回答としてはこのような感じで答弁とさせていただければと思っております。

9番(山下 力君) 町長が答弁したとおり、まだまだ課題の対応が不十分だと思うんですよ。ですから目一杯努力をしていただきたい。なるべく家庭負担が増えないようにですね。そして、生徒達が伸び伸びと部活ができるように対応していただきたいと思っております。トップの教育長のそれに対しての見解をお願いいたします。

教育長(中村富人君) 今ございました家庭の負担軽減という件でございますが、先ほど課長が御答弁申し上げましたが、家庭のアンケートを取った中にですね、全部読ませていただきましたけど、2件ほど同じ意見がございました。経済の格差がそういう子供達の活動の機会に影響することがあっていけないのではないかと。それは、教育行政の責任ではないかというのがございました。確かに色々考えさせられるものがございま

た。先ほどから話題となっております、これがとても流動的でありまして、全面的に社会体育に移行するのであればですね、部活動と別の流れであります、既設のいわゆる野球とかサッカー等では民間の社会体育施設があるわけですよ、そういうところで各家庭の負担がっております。部活動というのは学校の施設を使った放課後活動ですので、それをどういう形で行政が見ていくのか、凄く悩ましい件でございます。町長が言われましたとおり、本当に自治体だけで見ていくのか、財政的にもございますし、小さい自治体ですので、湯前町も。そこだけで解決していくのは難しいとそんな感じもしているところがございます。いずれにしても今後の流れがございます。流れも急激に変えたいけないので3年間という期限を廃止いたしました。それに、中体連という問題もでございます。いわゆる練習したらどこまで活躍、活動できるのか、発揮するのがあるわけですからその問題とか、それから、中体連にかかる予選の問題とか、これは一昨日の新聞に載っていましたが、もう様々な問題がございまして、私が思うのは、経済的なものがとにかく私達教育行政、教育委員会の立場とすれば、もう体力が落ちないように、そこだけはもう財政がなくてもですね、部活動なくても、例えばさっき申し上げました経済的な問題で部活動に参加出来ない社会体育に参加出来ないそういう家庭の方については、現在の中学校の活動の中で、何らかのようなそういう政策を打たなければならぬと思っております。

**9番(山下 力君)** 管轄は教育課ですので教育長に色々情報を取っていただいて、対応を考えていただいて、町長と色々協議して生徒達がですね、平等にそういった活動ができるよう努力をしていただきたいと思います。

**3番(遠坂道太君)** グリーンパレスの指定管理についてお聞きします。昨年からサル小屋の撤去をされたと思いますが、その横をですね、何かセメントでしてある部分があって、そこが危ないと言うような町民の方の声で、車の離合も出来ない。見通しが悪いもんですから、衝突するような事故もあっているようです。その辺の撤去を考えていないのかお聞きします。

**議長(金子光喜君)** ここで、休憩のため休憩します。

- - - - -  
休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分  
- - - - -

**議長(金子光喜君)** 休憩を終わり、会議を開きます。ただいま、予算案全体にあたって、補足または総括しての質疑の途中です。

発言を許します。

**企画観光課長（本山りか君）** 先ほどの遠坂議員からのご質問でございますが、グリーンパレスの方ですね、管理用道路の件だと思います。これにつきましてですね、そっちはもう湯楽里から合宿棟となります管理用道路でございますので、一応正式なルートにおける湯楽里への道路はございますので、極力そっちを使っていただくように考えております。またそういったあそこの道をですね、お使いになる方が、確かに狭いということで広げていただければというようなご要望もあったことから、以前離合ができるように拡幅を行ったところでございます。ただおっしゃるとおり、水車関係の設備の出っ張りがございまして、その部分の撤去を考えたんですが、ただちょっと違う視点から申しますれば、グリーンパレス湯楽里一帯のですね、いろんな機械設備の更新等によりまして、財源が非常に今後ですね、大きくなっておりまして、その計画がございますことから、この道路についてはちょっと御不便をおかけしますが、あくまでも管理用道路ということでございますので、今のままでちょっと辛抱いただいて他の施設の整備に財源を回していきたいと考えております。

**3番（遠坂道太君）** 財源の問題ということでございますけど、一応そういう町民の方から声が上がっていることを理解してですね、今後、積極的に整備してほしいと思います。

**議長（金子光喜君）** 以上で本案の質疑をすべて終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、「令和5年度湯前町一般会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

ここで議長席を副議長と交代するため休憩します。

- - - - -  
休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分  
- - - - -

**日程第2 議案第28号 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計予算について**

**4番（椎葉弘樹君）** 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を続けます。日程第2、議案第28号、「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**税務町民課長（北崎真介君）** 議案第28号、令和5年度湯前町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度の予算は、歳入歳出それぞれ、前年度比2,657万9,000円増の4億3,706万2,000円を計上しました。熊本県が運営主体となって、6年目となり、2月末では、国保加入世帯数543世帯、加入者数は、846人となっています。前年比33世帯の減、64人減となっております。国保を含め、現在の自治体を取り巻く環境としまして、皆さんご存じかと思われますけど、令和2年12月25日閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を基に、同日閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画、具体的な自治体DX推進計画により、自治体の情報システムの標準化・共通化が進められております。中には、それを進めるために必要なマイナンバーカードの普及促進もありますが、令和7年度末を目途に自治体の20の基幹業務について、各種の税関連、戸籍、住基は元より、国民健康保険のDX化が図られていきますので、今後、そのシステム改修が、補助金や交付金等の準備ができ次第、順次、始まっていくものと思われます。補正対応など、令和5年度でという訳ではございませんけれど、令和6年度、令和7年度に向けて、事前準備として発生する可能性もありますので、皆様のご理解をお願いしたいと思っています。

それでは、10ページの事項別明細書、歳出からご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、国民健康保険事業に係る人件費、物件費などの経常的経費として1,177万5,000円を計上しました。前年度比1万7,000円の増になります。節12委託料では、77万1,000円を計上しました。令和4年度において、国民健康保険システム改修業務委託料として、178万2,000円を計上していたため、相当分の減額となりました。

11ページをご覧ください。項2徴税费について、16万7,000円を計上しました。前年度比11万1,000円減、主な要因は、令和4年度において、国保所有軽自動車の車検があったため、その費用を計上していた事によります。

項3運営協議会費については、24万4,000円を計上しました。3万7,000円の減となったのは、令和4年度において、節10需用費に新たな任期の始まる国保運営協議会委員の書籍購入費を計上していたためでございます。

款2保険給付費については過去の医療費データ等を参考に、節18負担金補助及び交付金に、見込み額として、項1療養諸費に、一般被保険者の給付費分、2億6,680万円、退職被保険者の給付費分1万円、一般被保険者の療養費に100万円、退職被保険者の療養費に5,000円など合計2億6,871万8,000円を計上しております。

12ページになります。項2高額療養費に一般被保険者分3,830万円、退職被保険者分5,000円等、合計3,833万5,000円。項3出産育児諸費に2名分、計100万1,000円。項4葬祭諸費に8名分16万円。13ページになりますが、項5移送費に、合計1万5,000円を計上しました。

次に、款3国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果により、節18負担金補助及び交付金に、項1医療給付費分に6,995万7,000円。項2後期高齢者支援金等分に、2,565万6,000円。項3介護納付金分に、975万7,000円を県に納付する額として計上しました。

次に14ページをご覧ください。款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費については、40歳から74歳を対象とする特定健診に係る経費で、主に節12委託料の特定健診委託料353万8,000円を含む387万6,000円を計上しました。国が市町村国保に求めている、令和5年度までの受診目標率60パーセントを達成できるよう引き続き受診勧奨を行ってまいります。新型コロナウイルスの状況や感染症対策の効果など先行きがまだまだ見通せない中ではありますが、工夫を凝らした周知を図り、また、かかりつけ医でも特定健診と同等な検査を受けることができるようになりましたので、今後も範囲を広げるなど、様々な方策に取り組んだ上で、本町の健康課題を見つけ、効果的な事業が実施できるように進めて参りたいと考えております。

項2保健事業費については、年4回の医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送にかかる経費など、672万3,000円を計上しました。節7報償費においては、地区ごとに集団検診にかかる申込書や検査キット、その関連書類の配布等をお願いしている健康推進委員28名分の謝金62万7,000円を計上しました。

節12委託料には、国保保健指導事業委託料405万6,000円を計上しました。AIを利用してこれまでの個々の受診歴等を分析して、それぞれの特性に合わせた受診勧奨を行い、受診率の向上を図るためのものです。それに加え、今回は令和6年度から始まる第3期データヘルス計画策定にかかる支援事業も委託するため、その分55万円が増額となっております。なお、この事業については、全額、款4県支出金、節2特別交付金の交付対象となっております。

次に、15ページになります。

款6基金積立金については、節24積立金に、国民健康保険、給付基金積立金4万円を計上しました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算、目1一般被保険者保険税還付金に20万円、目2一般被保険者還付加算金5,000円を計上しました。歳出の説明は以上になります。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページからになります。

款1 国民健康保険税については、見込みにより、合計で7,179万7,000円を計上しました。前年度比、129万8,000円の増としています。県からの国保税予算算定基礎表を参考に、被保険者数の減少見込みなどを勘案して算出した結果を計上しています。なお、令和5年度の国保税率については、算定に要する所得の決定が5月頃になりますので、再度算定を行い、決定して参ります。

次に、8ページになります。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金については、3億2,215万8,000円を計上しました。

節1 普通交付金3億616万5,000円については、保険給付費の財源に充てるもので、町が事業費納付金を納める代わりに、町の支払う給付費を県が全額負担するため交付されるものです。

節2 特別交付金、1,599万3,000円は収納率向上分、特定健診の国、県負担分など特定事項の対象額を計上するものです。令和4年度を参考にした見込額ですので変動があります。必要に応じて補正予算で対応したいと思えます。

款4 財産収入については、国民健康保険給付積立金利子4万円を計上しました。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、前年度比46万4,000円増の4,181万3,000円を計上しました。

節1及び節2の保険基盤安定繰入金については、いずれも当予算及び現時点での各種数値からの試算により計上しました。

節3 未就学児均等割保険税繰入金は、令和3年の条例改正においてもご説明しました、未就学児均等割保険税の減額による減少額の補填となり、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担となっています。実績と対象者数を基に計上しました。

9ページにかけてとなりますが、節6 国保財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税に算入される分で、県が示した数値を基に723万4,000円を計上しました。

款6 繰越金については、目1 前年度繰越金として100万円を計上しました。

款7 諸収入、項1 延滞金及び過料、目1 一般被保険者延滞金、節1 一般被保険者延滞金に20万円、節2 退職被保険者延滞金に1,000円を計上しました。以下、款7 諸収入の中で発生の予想される、項2 預金利子及び項3 雑入の目1 一般被保険者返納金及び節2 雑入にそれぞれ最低額を計上しました。

以上で歳入の説明を終わります。

16ページから23ページまで、給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。これで令和5年度湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

先ほど14ページの歳出で、款5保健事業費、項2保健事業費、1保健衛生復旧費の報償費を67万2,000円と言うべきところ、62万7,000円と申し上げております。訂正します。よろしく申し上げます。

4番(椎葉弘樹君) これから、質疑を行います。

2番(西 靖邦君) 14ページです。項2保健事業費、目1保健衛生普及費、節12国保保健指導事業委託料ですけれども、400飛んで5万6,000円になっていますけれども、これは年に何回保健指導をやられているんですかね、それとまた、保健指導の方は保健師以外にどのような専門職の方がおられるのでしょうか。

税務町民課長(北崎真介君) 説明の中でも申し上げました、AIを使った委託事業でございます。もう一度申しますと、AI利用してこれまでの受診実績を分析して、それぞれ特性検査受診干渉行っているので、パンフレットの送付とかそういったことに使っております。

2番(西 靖邦君) 保健指導者がダメやという人は、どのような感じで中止されていられるんですかね。

税務町民課長(北崎真介君) まず、検診を受診していただくところから始まりますけど、結果が出たところでそう言うAIの選別をして、こういった次のステップに行くまでを分類してですね、それとして保健師さんの方で個別に指導していただく。

4番(椎葉弘樹君) 以上で本案の質疑をすべて終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

4番(椎葉弘樹君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

4番(椎葉弘樹君) 起立全員。したがって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第3 議案第29号 令和5年度湯前町下水道事業特別会計予算について

4番(椎葉弘樹君) 日程第3、議案第29号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長(中園誠二君) 議案第29号、令和5年度湯前町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。



歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,790万6,000円を計上しました。令和4年度と比較し、439万1,000円の減となります。

歳出からご説明いたします。10ページをお願いします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費は、令和4年度から935万2,000円増の2,402万4,000円を計上しました。下水道担当者1名分の人件費のほか、球磨川上流流域下水道事業工事負担金等の予算を計上しました。

節12委託料に令和3年度から実施しています、下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託費として902万円を計上しました。令和5年度は、主に下水道関連の条例・規則等の制定、及び改廃を行う予定です。また、下水道事業公営企業会計システム導入委託料として400万円を計上しました。これまでの財務会計に代わり、公営企業会計のシステムを導入するための経費となります。

節18負担金補助及び交付金では、球磨川上流流域下水道事業工事負担金として、173万5,000円を計上しました。令和5年度におきましては、汚泥脱水機改築工事、ストックマネジメント計画策定、幹線管渠点検調査と、令和4年度事業から延伸されました、多良木中継ポンプ場耐水化工事が予定されています。全体事業費2,585万円のうち、各町村の負担割合により計上しました。また、節26公課費に、消費税400万円を計上しています。

11ページをお願いします。款2下水道維持管理費になります。

項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費につきましては、令和4年度と比較し、756万7,000円減の4,211万4,000円を計上しました。下水道事業の維持管理に要する需用費、役務費、委託料ほか、節18負担金補助及び交付金に、流域下水道維持管理負担金などの経費を計上しました。節10需用費の修繕料ですが、通常的な修繕料として30万円、3か所のマンホールポンプのオイル交換代として20万円と、下染田マンホールポンプ制御盤内の自動運転関係設備の不具合のため、機材取り換え費用として70万円の合計120万円を計上しました。

節11役務費にマンホールポンプ非常通信装置電話料として23万4,000円を計上しました。

節12委託料に、マンホールポンプ保守管理委託料として144万7,000円を計上しました。燃料価格の高騰や薬剤等の値上がりにより令和4年度より、14万5,000円の増額となっています。また、水質検査委託、下水道資産台帳管理システム保守委託料を計上しております。

節14工事請負費に、昨年同額の90万円を計上しました。新設の公共樹設置工事費になります。

次に、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、流域下水道維持管理負担金として、3,594万8,000円を計上しました。これは、流域下水道の維持管理に要する経費を負担するもので、主に湯前町から排出された汚水量に、負担金単価を乗じた額を支払うものです。現在、1 m<sup>3</sup>当たり91円で算出していますが、電気量や薬品代の値上がりに伴い、令和5年度中に、単価の値上がりが予想されます。その場合には、今後の補正予算計上をお願いすることになります。

次に、下水道接続補助金として、3件分60万円を計上しました。

12ページをお願いします。

節 22 償還金利子及び割引料には下水道使用料還付金として3万円を計上しました。次に、款 3 基金積立金につきましては、積立金利子分を計上しています。

款 4 公債費、項 1 公債費、目 1 元金として、下水道事業債元金7,112万3,000円を計上しました。

目 2 利子に下水道事業債利子として1,044万4,000円を計上しました。

款 5 予備費として、昨年同額の20万円を計上しました。次に歳入になります。

戻っていただき8ページをお願いします。

款 1 使用料及び手数料については、節 1 現年度分として12月の調定を基に、5,694万8,000円を節 2 過年度分として、10万円を計上しました。

次に、項 2 手数料、目 1 下水道手数料につきましては、節 2 督促手数料として2万円を計上しました。

款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、7,563万5,000円を計上しました。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金として、下水道接続補助金分60万円を計上しました。

次に款 3 繰越金については、前年度繰越金20万円を計上しました。

款 4 諸収入については、1,000円を計上しました。

9ページになります。

款 5 町債、項 1 町債、目 1 下水道事業債、節 1 下水道事業整備債に、球磨川上流流域下水道建設事業負担金分170万円を、公営企業会計適用債に1,270万円の、合計1,440万円を計上しました。

款 6 財産収入については、積立金利子を計上しました。

次に5ページをお願いします。

第 2 表地方債についてです。下水道事業債として、限度額1,440万円を計上しています。

以上で、令和5年度湯前町下水道事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

4番(椎葉弘樹君) これから、質疑を行います。

2番(西 靖邦君) 11ページですけども節12委託料、1水質検査委託料3万8,000円となっていますけど、この検査項目は何項目あるんですかねそれと、どのような検査項目をされるのか。

建設水道課長(中園誠二君) 水質検査については、8項目がございます。主なものとして、湯楽里が排出される排出水検査等を行っています。

5番(森山 宏君) 委託料ですね、公会計の部分がありますよね、この400万ですけど、今回限りですかね、これがずっと公会計に移動した後のこの会計業務ソフトウェア委託こういうのが毎年掛かってくるんでしょうか。

建設水道課長(中園誠二君) 地方公営企業法適用支援業務委託料につきましては、今年で3年目、最終年度となります。全体費用が2,332万円ほど掛けまして、今年につきましては先ほど言いましたように、条例規則等の制定改廃等を行う予定です。この予算につきましては今後発生しませんが、6年目以降は会計システム保守委託料等が発生するとなっております。

5番(森山 宏君) 公会計に行くときの2,300万ですね、そして、システム導入委託料、このシステム導入委託した後の維持費で、今、言われたようなのが発生するんであれば、毎年どのくらいの予算が必要になるのか。

建設水道課長(中園誠二君) 正確な数字は今ちょっと言えませんが、数10万単位になると思います。

4番(椎葉弘樹君) 以上で本案の質疑をすべて終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

4番(椎葉弘樹君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

4番(椎葉弘樹君) 起立全員。したがって議案第29号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第4 議案第30号 令和5年度湯前町介護保険特別会計予算について

**4番（椎葉弘樹君）** 日程第4、議案第30号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**保健福祉課長（高木堅介君）** 議案第30号、令和5年度湯前町介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

令和5年度当初予算は、歳入歳出それぞれ6億7,216万1,000円を計上し、令和4年度と比較して、841万3,000円、1.3パーセントの増となりました。増の主な要因は、款2保険給付費、款3地域支援事業費の増であります。現在の介護保険事業の対象者数はにつきましては、第1号被保険者1,603人、要介護認定者239人、要支援認定者45人、合計284人で、認定率は17.7パーセントという状況であります。

それでは、11ページの事項別明細書、歳出からご説明いたします。

款1総務費は、2,869万2,000円を計上しました。令和4年度と比較して139万7,000円の増であります。増の主な要因は、球磨郡介護認定審査会負担金の増であります。歳出に占める構成比は4.3パーセントになります。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険事業に係る常勤一般職員2名の人件費や通信費など1,108万2,000円を計上しました。

12ページ、項2徴収費、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費14万4,000円を計上しました。

項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、要介護認定調査に係る会計年度任用職員の人件費や主治医意見書作成手数料、球磨郡介護認定審査会負担金など1,731万2,000円を計上しました。

節18負担金補助および交付金は、球磨郡介護認定審査会負担金967万9,000円を計上しました。令和4年度と比較して、603万2,000円の増であります。増の要因ですが、球磨郡介護認定審査会では、現在、紙の資料を用いて審査会を開催しております、これを令和5年度にクラウドを活用した電子審査会が開催できるネットワークシステムを導入し併せて審査会委員のリモート参加によるリモート審査会に移行することとしております。また、認定調査事務の効率化を図るため、認定調査員が現在紙の調査資料に記入しているところ、タブレット端末を使用する訪問調査モバイルシステムを導入し、認定調査から審査判定までの効率化を図ることとしており、その導入経費に掛かる町村負担金が増となります。なお、この事業については、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業の中の地域間連携事業を活用しまして、補助率は2分の1であります。

13ページ、項4運営協議会費、目1運営協議会費は、湯前町介護保険運営協議会の開催経費として委員報酬など15万4,000円を計上しました。

款2 保険給付費は、要支援・要介護認定を受けている方の各種介護サービス給付費など令和4年度と比較して502万9,000円増の6億583万5,000円を計上しました。増の主な要因は、地域密着型介護サービスおよび施設介護サービス給付費の増であります。歳出に占める構成比は、90.1パーセントになります。

項1 介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が利用する居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など5億3,850万円を計上しました。保険給付費の81.8パーセントを占めております。項2 介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方の介護予防と状態の維持改善を目的とした介護予防サービス給付費等、1,449万3,000円を計上しました。介護予防通所リハビリテーションなどの利用数増により令和4年度と比較して215万7,000円の増となりました。

14ページ、項4 高額介護サービス等費は、要支援・要介護認定の方が一月に支払った利用者負担について、一定の上限額を超えた場合に申請により超えた分を払い戻すものであります。高額介護サービス等費、高額医療合算サービス費など1,530万2,000円を計上しました。

項5 特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の方が施設サービスや短期入所サービスなどを利用した場合にかかる食費・居住費について限度額を超える分を補足給付するもので、3,697万円を計上しました。

款3 地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援サービス事業費、包括的支援事業・任意事業費等に、3,661万3,000円を計上しました。令和4年度と比較して198万7,000円の増であります。増の主な要因は、総合事業対象者の訪問介護および通所介護の利用者数の増であります。歳出に占める構成比は、5.4パーセントになります。

項1 地域支援事業は被保険者が要介護状態または要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談および支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものであります。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、要介護状態等となることの予防または要支援状態等の軽減・悪化防止と、地域における自立した日常生活を支援するための経費として1,472万5,000円を計上しました。

目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、節12 委託料は、短期集中介護予防教室の作業療法士、理学療法士、健康運動指導士委託料124万6,000円を計上しました。

15 ページ、節 18 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者の介護予防訪問介護サービス給付費に相当する第 1 号訪問事業負担金、265 万 2,000 円及び、介護予防通所介護サービス給付費に相当する第 1 号通所事業負担金 605 万 4,000 円を計上しました。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費は、節 12 委託料に総合事業対象者のケアプラン作成にかかる介護予防ケアマネジメント委託料 186 万 2,000 円を計上しました。

項 2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防水中運動など介護予防教室、公民館などにおける通いの場などに係る経費 98 万 3,000 円を計上しました。

項 3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料など 2,085 万 8,000 円を計上しました。

目 1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料 616 万 2,000 円を計上しました。

16 ページ、目 3 任意事業費は、家族介護用品支給事業など 100 万 8,000 円を計上しました。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の連携を推進する経費として、節 12 委託料に上球磨地域包括支援センターへの委託料を、201 万 3,000 円、球磨圏域の市町村と医療機関、介護事業所が共同で取り組むための経費として、節 18 負担金補助及び交付金に、人吉球磨在宅医療介護連携推進事業負担金 20 万 4,000 円を計上しました。

目 5 生活支援体制整備事業費は、社会福祉協議会への委託事業として、生活支援コーディネーター業務委託料 663 万 6,000 円を計上しました。

目 6 認知症総合支援事業費は、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム等、認知症に対する施策として節 12 委託料に、認知症初期集中支援推進事業委託料、441 万 5,000 円等、合計 445 万 1,000 円を計上しました。

目 7 地域ケア会議推進事業費は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、その他の関係者、関係機関により構成される地域ケア会議にかかる経費として、節 12 委託料に 33 万 4,000 円を計上しました。

次に、歳入についてご説明いたします。7 ページをお願いします。款 1 保険料については、65 歳以上の第 1 号被保険者にかかる介護保険料を調定見込み額に基づき、1億 94 万 4,000 円計上しました。

7 ページから 8 ページにかけて、款 3 国庫支出金、款 5 県支出金は、法で定められた割合により負担金、交付金、補助金をそれぞれ計上しました。

8ページの款4支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分につきまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、1億6,782万8,000円を計上しました。

9ページの款7繰入金、項1一般会計繰入金は、法で定められた割合による町負担分の繰入金および事務費繰入金を1億2,064万5,000円計上しました。

項2基金繰入金、目1介護保険給付基金繰入金は、介護給付費および地域支援事業費の財源不足見込み額として990万円を計上しました。

款8繰越金は、当初予算編成の財源として前年度繰越金を計上しました。

以上で歳入の説明を終わります。付属書類として18ページから25ページまで給与費明細書を添付しております。説明は省略いたします。

令和5年度におきましても、各種介護予防事業に重点を置きまして保健事業及び健康づくりと連携し、要支援・要介護認定を受けていない方の介護予防と体力の維持・向上に取り組むことにより、介護給付費の抑制を図り、健全な介護保険事業の財政運営に努めてまいります。以上で、令和5年度湯前町介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

4番（椎葉弘樹君） ここで、昼食のため休憩します。

-----  
休憩 午前 11時58分  
再開 午後 1時00分  
-----

4番（椎葉弘樹君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま、日程第4、議案第30号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計予算について」の説明が終わったところです。

これから質疑を行います。

1番（吉田精二君） 12ページ、認定調査等費の、節18負担金補助及び交付金の、球磨郡介護認定審査会の負担金の説明の中で、クラウドを構築してオンラインでの審査会を行うために、本町の負担金分が600万程度という事にして、これは補助事業として行くと説明があったわけですが、歳入についてはどこの部分に入っているのでしょうか。

保健福祉課長（高木堅介君） 歳入につきましては、一般会計の方で他の事業と合わせて入っております。

1番（吉田精二君） ということは、一般会計からの繰入金の中に入っているということですね。

保健福祉課長（高木堅介君） その通りでございます。

8番（倉本 豊君） 課長の説明の中で、介護の対象者が1,603人、介護認定が239人、要支援が45人、でパーセントが17.7パーセント、というふうに説明があったわけですが、これの過去5年間の推移はわかりますかね。

保健福祉課長（高木堅介君） 正確な数字は出ませんが、令和元年だったら18パーセントを超えておりました。そして、少しずつ上がってきていて、17.7パーセントになっておるところでございます。総合計画の方ですね、目標値を入れておりますけど、目標値を17.5パーセントにしているところです。

8番（倉本 豊君） もし上がっているとすればと思って質問をさせていただきました。下がってきているということは、元気な方が増えているというふうに理解してよかったですよ。

保健福祉課長（高木堅介君） これがですね、第1号被保険者65歳以上の人数も減っておりまして、その中で認定を受けている方が減っているということで、要介護、要支援状態になるのが抑制されていることで、元気な状態を維持されている方がいると思っています。これは28年度から始めました、公民分館での週1回外出してそこで運動をしていることの効果が出ているのではないかと分析しています。

8番（倉本 豊君） 訪ねたかったところはそこでございます、今、地域でやっておられる元気体操等で結局いつが1番問題かなと思っていまして、多かれ少なかれ人数的にいけますと下がってくるということはやはり、元気な状態で長くしておられるということですね、今後ますますですね、そちらの介護者にならないような、方に力を入れていただければというふうに思っております。

保健福祉課長（高木堅介君） 介護保健事業でやっておりますのは65歳以上の方の介護予防でありまして、でその前ですね、その前の方たちの教育委員会、社会体育ですとか、そちらの方の体力づくりも大事だと思います。ですので、それと後、保健事業ですね、そちらとの連携も大事だと思っております。今年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施もありますし、教育委員会の方での社会体育、体力づくり健康づくりですね、そちらとの連携がますます重要になると思います。ですので、そのためには、一般会計の方でも申しましたけどライフステージに応じてですね、小さい時から、小学生中学生、あと働く世代その繋がりがこの介護保健の方に繋がるとしますので、そのライフステージに応じてですね健康づくりを取り組んでいきたいと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 以上で本案の質疑をすべて終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

4番（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。



これから、議案第30号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

4番(椎葉弘樹君) 起立全員。したがって議案第30号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第5 議案第31号 令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について

4番(椎葉弘樹君) 日程第5、議案第31号、「令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務町民課長(北崎真介君) 議案第31号、令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度の予算の総額は、7,275万3,000円となり、令和4年度と比べて、388万円の減となります。減の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の減少によるものです。対象者は、1月末現在で、75歳以上の方933人と、要件による65歳以上の方、26人の合計959人となっています。3名の増となっています。実施主体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数値の主なものは、広域連合が算出した推計値を基に計上しています。町が徴収する保険料、一般会計から繰り入れる事務費、県及び町負担分を含む保険基盤安定繰入金を歳入とし、熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する仕組みにより運営しています。また、令和5年度から国民健康保険から後期高齢者医療保険、介護保険と、会計、年齢の垣根を超え、連続して横断的な体制により、健康課題に対して一貫した保険事業を実施するべく、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とした事業に取り組むことによりしております。国3分の2、県3分の1の補助事業となり熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業となります。

では、7ページの事項別明細書、歳出からご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、経常的事務経費として、324万3,000円を計上しました。前年度比260万2,000円の増となりました。増の主な要因は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むべく予算を計上した事によりです。

節7報償費に、歯科衛生士謝金19万2,000円を計上しました。これまで、介護保険特別会計の予算で実施していましたが、令和5年度より一体的実施にて全ての通いの場における老化予防である歯科口腔老化予防教室として開催するため行うものでご

ざいます。そこで歯科口腔検診の重要性の周知と口腔機能チェック等を行う予定であります。

節 12 委託料、一体的実施にかかる費用を計上しました。7月から一部の事業を公立多良木病院に委託するもので、高齢者に対する個別的支援として、介護保険で実施している短期集中予防サービス終了後も継続して支援の必要な方を理学療法士が訪問して個別支援を行うものです。222万2,000円を計上しました。また、通いの場等への積極的な関与として、加齢による運動機能の維持のため、老化予防教室をすべての通いの場において運動指導を行うもので、26万4,000円を計上しました。

項 2 徴収費については、保険料の徴収に係る経費7万2,000円を計上しました。令和4年度において、目 1 徴収費の節 10 需用費には印刷製本費、節 12 委託料には収納消込システム改修業務委託料があったため、合わせて8万1,000円の減となりました。

次に、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金については、節 18 負担金補助及び交付金に、被保険者保険料負担金4,308万1,000円、保険基盤安定負担金2,631万8,000円の合計6,939万9,000円を計上しました。前年度比640万円の減となります。先ほど申しましたとおり、広域連合からの推計値を参考としておりますが、その当初予算に計上してあるところがございます。減の具体的な要因としましては、被保険者数、軽減の人数は増えておりますが、計算の基となる均等割額、所得割額及び賦課総額が下がった事により、軽減の額も減となると見込まれるためでございます。

8ページになります。

款 3 諸支出金については、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に、3万円を計上しました。

目 2 還付加算金については、実績が3年以上ありませんので計上しませんでした。

款 4 予備費については、4年度と同額の9,000円を計上しました。

次に、歳入を説明いたします。7ページからになります。

款 1 後期高齢者医療保険料については、目 1 特別徴収保険料、目 2 普通徴収保険料の合計4,308万1,000円を計上しました。前年度比427万1,000円の減となります。減の主な要因は、先ほどの歳出の納付金の減と同様で、計算の基となる均等割額、所得割額及び賦課総額が下がった事によります。保険料は、2年ごとに見直ししますが、令和5年度は改定年度ではありませんので、大きな変動のある方は少ないと考えております。被保険者におかれましては所得の確定した後、算定を行い決定されます。令和5年度も収納率100パーセントを目標としていますので、基本であります納期限内の納付をお願いするとともに、遅延の際には、早めの声掛けなどを行い、対処してまいりたいと思います。

次に、款3繰入金については、目1事務費繰入金と目2保険基盤安定繰入金の合計2,963万3,000円を計上しました。前年度に比べ、39万1,000円の増となりました。歳出で説明しました一体的実施に係る事業の財源として充当となる分の増分252万1,000円と保険基盤安定繰入金の減分213万円の差額がその要因となっています。保険基盤安定繰入金は、法に基づき低所得者の方の保険料の均等割額を、世帯構成と収入に応じて、7割、5割、2割と段階的に軽減するもので、この総額を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し、一般会計で予算措置した後に、本会計へ繰り入れています。

次に、款4諸収入については、3万2,000円を計上しました。過去3年以上実績の無い延滞金及び還付加算金を計上せず、実績のある項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金等を計上しました。過年度分の還付が発生した場合には、その都度広域連合へ請求し、本科目で受け入れることになっています。

6ページになります。款5繰越金については、3,000円計上しました。

これで、令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

4番(椎葉弘樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

4番(椎葉弘樹君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

4番(椎葉弘樹君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、「令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

4番(椎葉弘樹君) 起立全員。したがって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

日程第6 議案第32号 令和5年度湯前町水道事業会計予算について

4番(椎葉弘樹君) 日程第6、議案第32号、「令和5年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長(中園誠二君) 議案第32号、令和5年度 湯前町水道事業会計予算についてご説明いたします。

2ページになります。

水道事業会計予算第2条、業務の予定量は、前年度実績を勘案し計上しました。第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、19ページの収支明細をもとにご説明いたします。

19ページをお願いします。令和5年度収支明細収益的収入でございます。

款1水道事業収益は、令和4年度より、385万6,000円増の8,626万4,000円を計上しました。増の要因は、項1営業収益、目2受託工事収益、節3他会計工事負担金の増によるものです。これにつきましては、上水道管付設替えに伴う消火栓設置工事によるもので、令和4年度工事区間に対し、令和5年度工事区間の消火栓の数が多いことによるものです。

次に20ページをご覧ください。収益的支出になります。

款1水道事業費用は、令和4年度より、521万7,000円増の6,512万8,000円を計上しました。水道担当者1名分の人件費のほか、水道事業に要する経常的経費が主なものです。増の主な要因は、項1営業費用、目3受託工事費の増によるものです。理由につきましては、先ほど収益的収入でご説明いたしました、本年度工事区間にある消火栓の数によるものです。

また、21ページになりますが、目5減価償却費の増につきましては、水道管布設替えにより、原価償却の上昇によるものです。

次に、22ページをお願いします。資本的収入になります。令和4年度と比較し、2,770万9,000円減の、7,852万8,000円を計上しました。

項1企業債、目1企業債が、2,940万円の減額となっておりますが、令和4年度におきましては、取水施設改修工事や、浄水場土砂災害対策工事など、4本の工事事業費を計上していたことが、主な原因となります。

また、項4国県支出金、目1国庫補助金につきましては、上水道管布設替え工事の、補助対象事業費の増にともない、増額となっております。次に、資本的支出になりますが、款1資本的支出は、令和4年度と比較し、3,999万1,000円減の、1億534万7,000円計上しました。減の主な要因は、先ほど、資本的収入でもご説明いたしました、令和4年度において4本の工事事業費を計上していたことによります。

項1建設改良費、目2給配水設備改良費、節1委託料の配水管・給水管更新実施設計業務委託費として、935万円を計上しました。

節2工事請負費につきましては、計画的に実施しております、配水管更新工事費として、合計9,250万円を計上しました。令和5年度においては、上村・下村地区におきまして、施工延長2,436mを予定しております。

3ページをお願いします。第5条企業債につきましては、起債の目的が公営企業債、限度額を5,000万円としています。また、第6条一時借入金の限度額は5,000万円としております。

以上で、議案第32号、令和5年度湯前町水道事業会計予算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**4番(椎葉弘樹君)** これから質疑を行います。

**8番(倉本 豊君)** 有収率についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、現在どのようになっているのでしょうか。

**建設水道課長(中園誠二君)** 有収率につきましては、給水する水道と料金として収入があった水道との比率ということで、最新のデータによりますと、79.6パーセントになります。令和3年度末の有収率が77.4パーセントでしたので、排水管布設工事の効果が出るものではないかと思っています。

**8番(倉本 豊君)** この率は100に近いほど良いかと思っていますが、漏水等の分析はされているんですかね。

**建設水道課長(中園誠二君)** この100パーセントに対する元につきましては、ほぼ漏水と考えております。漏水調査を行っておりますが、明確な場所についてはハッキリしていないところがございます。先ほど言いましたように、配水管の布設替を長期間に渡り行いますが、それが終わる頃にはある程度、有収率も100に近い数字が出るのではないかと考えているところがございます。

**8番(倉本 豊君)** 漏水の1つの原因と言いますか、実は私の親戚の所ですね、漏水、冬場に氷を割ったような感じで漏水が発生していて、建設課の方にお世話になったという事例がございました。今、町内に沢山の空き家がございますですね。で、うちの親戚の所も空き家なんです、空き家の所ですね、例えば量水器の所のコックを開けたままにして氷で割って漏水するとかそういう事案とかは発生していないわけですかね。

**建設水道課長(中園誠二君)** 今年に入りまして、寒波がございました。その時、貯水タンクの低下が見られたものですから、全課にお願いし、町内を班分けして調査した結果、6件の漏水を発見したところがございます。

**8番(倉本 豊君)** その6件は空き家だったんですかね。

**建設水道課長(中園誠二君)** はい、空き家でございます。

**8番(倉本 豊君)** そうする場合の料金の発生の仕方というのはどうなってくるのでしょうかね。

**建設水道課長(中園誠二君)** 今回の場合につきましては、料金の請求は行っていません。

**8番(倉本 豊君)** そうですか。結局、量水器の所のコックの開け閉めに関しては、町がやっているのか、玄関前はなんかで固定してありますので、絶対扱われないわけですが、空き家は出て行かれますよね。その時に私は使いませんのでという届を出して行かれると思います。でもその水道のコックの所は自由に開け閉めができる状況ではないかと思っていて、ここら辺はどうなっていますか。

**建設水道課長(中園誠二君)** 町に対しまして、休止届が出された場合は、現在におきましては、職員またはメーター検針員にお願いして、元栓を閉めるようにしております。その後ですね、種類によっては勝手に開けたりができる状態ですが、現在8年に1回ですね、メーター器を変えておりますが、その際いわゆる盗水防止用のハンドルが取り外しできるタイプに基本的に全部変えております。

**8番(倉本 豊君)** 変えていっております。まだ全部変わっているわけでもないと思います。なんせ空き家がですねかなりの、200いくらですかね、あると思いますので、その検針については、給水をしてもらわなくて結構です、という届を出されて出ていかれてからは、料金は全然発生しませんし、ということで勝手に開けようと思えば開けれる。例えば、ちょっと日帰りで帰ってきて、水道を使うとかできるわけですよね。そうなりますと、そこがちゃんと届けてあれば良いのですが、検針についてですね、例えば一年に1回、半年に1回検針すると使われた量が出てくるわけですが、その検針についてはされてないわけでしょ。

**建設水道課長(中園誠二君)** 基本的にですね、水道を再開する場合には開始届を出していただく、何かあっても出していただくようになっております。この休止されたいわけゆる空き家ですけど、私達が把握しているので約400世帯ほど、水道関係ではあるようでございます。水道関係の職員も1名と言うことでございますし、定期的な点検等につきましては、効率ではないというか、ちょっと難しいのではないかと考えております。

**8番(倉本 豊君)** 400ぐらいあるわけですね。要は検針される方をお願いして、町内一斉じゃなくてですよ、例えばこの地区は何月、ここの空き家を見てください。という方法ですねしてみると、盗水じゃないとは言いませんが、出ていった量がそこでまた把握ができるんじゃないかなと思っていますので、そういう対策をされてはいかがでしょうか。

**建設水道課長(中園誠二君)** 今後検討させていただきたいと思いますが、いっぺんにということはちょっと難しいのかな、やったとしても数件ずつ、数十件ずつぐらいになるのかなと感じております。

8番(倉本 豊君) その新しい量水器を交換するにはやっぱどっかチェックをして極力100に近い数字にもって行った方がいいのかなと思いますんで、そこのところは十分に検討されてですね、していただければというふうに思っております。

4番(椎葉弘樹君) 以上で本案の質疑をすべて終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

4番(椎葉弘樹君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、「令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

4番(椎葉弘樹君) 起立全員。したがって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

ここで議長席を議長と交代するため休憩します。

-----  
休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分  
-----

#### 日程第7 議案第33号 工事請負契約の変更について

議長(金子光喜君) 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を続けます。

日程第7、議案第33号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第33号、工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

R2災補農第208号、菘谷ため池災害復旧工事(単独合併)について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、課長に説明させます。よろしくお願いたします。

農林振興課長(稲森一彦君) 議案第33号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

契約の目的、契約の方法につきましては、前項前と同じです。契約の金額につきましては、今回、403万7,461円を減額し、変更後の契約金額を1億3,964万1,531円とするものです。

なお、主な変更の理由といたしまして、湯前町公共工事請負契約約款に基づき、物価の変動部分を考慮し、土捨て場整備工事では、伐根等の産廃処分等が増額となりました。堆積土砂について、掘削が困難な箇所があり、掘削運搬の土量の減。土捨て場の法面整形工の整形面積、法止め工となるふとん箆設置、法面の植生工が減となり、変更金額の精査を行った結果、減額となりました。契約の相手方につきましては、変更前と同じです。2ページに仮契約書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----

## 日程第8 議案第34号 工事請負契約の締結について

**議長（金子光喜君）** 日程第8、議案第34号、「工事請負契約の締結」についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第34号、工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第3093号、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第4工区）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

**建設水道課長（中園誠二君）** 議案第34号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

- 1、契約の目的は、R2災補道第3093号、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第4工区）でございます。



2、契約の方法は、指名競争入札によります。

3、契約の金額は、7,150万円でございます。これは税込みの金額となっております。

4、契約の相手方は、住所、熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地4277番地。

名称：株式会社宮田建設 代表者氏名：代表取締役 宮田 孝志 でございます。

今回の工事は、令和2年7月豪雨により被災した道路を復旧する工事となります。主な工事内容は、軽量盛土工、排水構造物工、アスファルト舗装工、防護柵設置工、モルタル吹付工となります。参考資料としまして、仮契約書を添付しております。

よろしく申し上げます。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

**日程第9 同意第1号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

**日程第10 同意第2号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

**日程第11 同意第3号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

**日程第12 同意第4号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

**日程第13 同意第5号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

**日程第14 同意第6号 湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて**

**議長(金子光喜君)** 日程第9から日程第14までは同じ人事の案件でありますので、一括議題についてお諮りします。

日程第9、同意第1号、日程第10、同意第2号、日程第11、同意第3号、日程第12、同意第4号、日程第13、同意第5号、日程第14、同意第6号、を一括議題とし説明及び質疑を一括して行った後、討論を省略し個別に採決を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 異議なしと認めます。よって同意第1号、同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号、の湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**町長(長谷和人君)** それでは、同意第1号から、同意第6号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

湯前町政治倫理条例第6条第2項の規定により、政治倫理審査会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

まず、始めに、お一人目でございます。

住所：湯前町2595番地 氏名：深水俊市さんでございます。

ご承知のように元議員であられ、平成11年5月から平成20年11月までの4期、町議会議員としてご活躍をいただいております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、住所：湯前町5233番地 氏名：井上朋和さんでございます。

同じように元議員でいらっしゃいまして、平成11年5月から平成20年11月までの4期、町議会議員として活躍をいただいております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、住所：湯前町1677番地3 氏名：中武義秋さんでございます。

元湯前町役場職員であられ、退職後はシルバー人材センター事務局長、上里3区区長に歴任され、現在区長会会長もお務めでございます。その職務について真摯に取り組んでいただいております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるところでございます。

続きまして、住所：湯前町3138番地3 氏名：金山充さんでございます。

金山さんは、熊本商科大学短期学部を卒業後、昭和48年4月から法務省矯正局河内少年院勤務をかわきりに平成22年3月、法務省矯正局人吉農芸学院法務教官として退職されるまでの間、少年への改善指導・矯正教育を通じて社会復帰の実現を助けるなどその職責を全うされております。人格識見ともに優れておられ適任者であり、継続してお

願いたいと思いますので、同意を求めるものでございます。

続きまして、住所：湯前町1988番地 氏名：右田秀美さんでございます。  
昭和51年3月、法政大学法学部法律学科をご卒業後、司法書士等の資格を取得され、  
これまで固定資産評価審査委員、行政相談員等の公職を数多く歴任いただいた方ござ  
います。人格識見ともに優れておられ、適任者であり、継続して願いたいと思いま  
すので、同意を求めるところでございます。

そして、最後に、住所：人吉市西間下町132番地1 氏名：蓑田啓悟さんござ  
います。

現在蓑田法律事務所の弁護士であられ、人格識見ともに優れておられ、適任者であり、  
継続して願いたいと思いますので、同意を求めるところでございます。

以上です。よろしく願います。

**議長（金子光喜君）** 以上で説明を終わり、一括して質疑を行います。  
発言を許します。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第1号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いてを採決します。この採決は無記名、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。  
ただいまの出席議員は議長を除き9人です。次に、立会人を指名します。

お諮りします。同意第1号から同意第6号まで同じ人事案件でありますので、立会人  
を変更せずに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

立会人に黒木議員、味岡議員を指名します。投票用紙を配ります。  
投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。  
異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

**議長（金子光喜君）** 投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。  
本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。なお、投票中、白  
票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により否とみな  
します。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

**議長（金子光喜君）** 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。黒木議員、味岡議員、開票の立会いをお願いします。

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 7 票。反対 2 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成が多数です。したがって、同意第 1 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

**議長（金子光喜君）** これから同意第 2 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名、投票で行います。ただいまの出席議員は議長を除き 9 人です。立会人に黒木議員、味岡議員を指名します。投票用紙を配ります。

**議長（金子光喜君）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。  
異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

**議長（金子光喜君）** 投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 8 3 条の規定により否とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

**議長（金子光喜君）** 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。黒木議員、味岡議員、開票の立会いをお願いします。

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票。反対 0 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。したがって、同意第 2 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

**議長（金子光喜君）** これから同意第 3 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名、投票で行います。ただいまの出席議員は議長を除き 9 人です。立会人に黒木議員、味岡議員を指名します。投票

用紙を配ります。

**議長（金子光喜君）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。  
異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

**議長（金子光喜君）** 投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により否とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

**議長（金子光喜君）** 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。黒木議員、味岡議員、開票の立会いをお願いします。

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票9票。有効投票のうち、賛成9票。反対0票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。したがって、同意第3号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

**議長（金子光喜君）** これから同意第4号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名、投票で行います。ただいまの出席議員は議長を除き9人です。立会人に黒木議員、味岡議員を指名します。投票用紙を配ります。

**議長（金子光喜君）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。  
異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

**議長（金子光喜君）** 投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により否とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

**議長（金子光喜君）** 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。黒木議員、味岡議員、開票の立会いをお願いします。

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票。反対 0 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。したがって、同意第 4 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

**議長（金子光喜君）** これから同意第 5 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名、投票で行います。ただいまの出席議員は議長を除き 9 人です。立会人に黒木議員、味岡議員を指名します。投票用紙を配ります。

**議長（金子光喜君）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

**議長（金子光喜君）** 投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 8 3 条の規定により否とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

**議長（金子光喜君）** 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。黒木議員、味岡議員、開票の立会いをお願いします。

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票。反対 0 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。したがって、同意第 6 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

**議長（金子光喜君）** これから同意第 6 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名、投票で行います。ただいま

まの出席議員は議長を除き 9 人です。立会人に黒木議員、味岡議員を指名します。投票用紙を配ります。

**議長（金子光喜君）** 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

**議長（金子光喜君）** 投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 8 3 条の規定により否とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

**議長（金子光喜君）** 投票漏れはありますか。

[「なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。黒木議員、味岡議員、開票の立会いをお願いします。

**議長（金子光喜君）** 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは先程の出席議員に符合しています。有効投票 9 票。無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票。反対 0 票です。以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。したがって、同意第 6 号、湯前町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため、休憩します。

- - - - -

休憩 午前 2 時 1 7 分

再開 午後 2 時 1 8 分

- - - - -

**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。  
ここで議場の出入り口を開きます。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** ここで休息のため、休憩します。

- - - - -

休憩 午前 2 時 1 8 分

再開 午後 2 時 3 0 分

- - - - -

**日程第15 発議第1号 湯前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について**  
**議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を続けます。日程第15、発議第1号、「湯前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は黒木議員、他4名から提出されております。本案について、提案理由の説明を求めます。

**6番（黒木龍次君）** 発議第1号、湯前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

個人情報保護に関する法律が改正され、個人情報取り扱い等に関する全国共通のルールが制定されました。これにより地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から新保護法の適用を受けることとなりますが、新保護法において議会は国会や裁判所と同様に、自律的な対応の元、個人情報の保護が図れることが望ましいとのことから、法律の適用外とされています。そのため、引き続き町議会が保有する個人情報の適正な取り扱いを図るため、新たに町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

条例の詳細につきましては、事務局長に説明させます。

**議会議務局長（赤池昌信君）** それでは、発議第1号、湯前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、説明いたします。

提案理由でありましたとおり、解説された個人情報の保護に関する法律では、議会が適用外となっているため新たに条例を制定するものでございます。以下、条文ごとの説明は非常に時間がありますので、章ごとに説明をいたします。

第1章、「総則」ですが、ここでは条例の目的や定義、議会の責務についての規定をしております。

第2章、「個人情報等の取扱い」では、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務等について記載されています。

第3章、「個人情報ファイル」では、議会が保有している特定の個人情報を容易に添削できるよう体形的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容規模等有するものを個人情報ファイル簿として作成、公表することについての規定をしております。

第4章、「開示、訂正及び利用停止」では、現行条例でも規定されております、自己本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続き等について規定してあります。

第5章、「雑則」では、未整理の保有個人情報に関する適用除外。簡易請求等を使用するものへの情報提供、不浄処理等についての規定をしております。

第6章、「罰則」では、職員、委託事務に従事する者等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらのものが不正な利益を図る目的で提供、また供与した場



合等の罰則を規定しております。また附則としまして、施行期日は令和5年4月1日になっております。以上、説明を終わります。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、「湯前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決します。

黒木議員、他4人から提出された条例案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって発議第1号、湯前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

- - - - -

#### 日程第16 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

**議長（金子光喜君）** 総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あてに提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

**議長（金子光喜君）** 次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あてに提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

- - - - -

#### 日程第17 議員派遣について

**議長（金子光喜君）** 日程第17、「議員派遣」についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思

ますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。従って議員派遣についてはタブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間に変更が生じた場合には議長に一任することに決定しました。

- - - - -

#### **日程第 18 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 18、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出」についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

#### **日程第 19 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 19、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出」についてを議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

#### **日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の「次の議会の会期・会期日程等 議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** 以上で、すべての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

- - - - -

**議長（金子光喜君）** ここで副町長から発言の申し出があります。これを許します。

**副町長（富安智詞君）** 本会議でお疲れのところ、私の退職にあたりましてご挨拶の時間をいただき誠にありがとうございます。

先日、3月31日付で退職の承認願いを長谷町長に提出させていただきました。町民の皆様をはじめ議員各位に置かれましては在職した2年半に渡り、ご協力ご支援をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。それから、長谷町長をはじめ役場職員の皆様にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

思い返せば令和2年10月の就任当時は、コロナ禍で日常生活が一変し、行事やイベントの中止を余儀なくされ、特異な状況でありましたが、在職中は緑豊かな自然、焼酎、骨かじり等沢山の湯前町の魅力に触れ合うことができました。湯前町には加速する人口減少の対応や若者の雇用場の確保等大きな課題がありますが、コンパクトタウンで充実した子育て施策、大企業と連携した森づくり、漫画を活用した町づくり、球磨川鉄道終着駅、奥球磨では一番綺麗な宿泊施設、ゆのまえ温泉湯楽里や満足度の高いキャンプ場等大きな資産があります。これらを活用した町の発展を大いに期待しております。

4月からはまだ、正式には何もございませんが、熊本県庁の職に戻るだろうと思います。引き続き湯前町の発展のために、違う立場から応援し続けたいと思います。

最後に、湯前町の更なる発展と町民の皆様のご多幸を記念申し上げて、退職の挨拶とさせていただきます。2年間の間大変お世話になりました。

**議長（金子光喜君）** 富安副町長に置かれましては、令和2年10月からコロナ禍の真ただ中にご着任いただきまして、厳しい中にもフットワークも軽く、エネルギー

ユに様々な方面で、陰になり日向になりご活躍いただきましたこと議会を代表しまして心よりお礼申し上げます。

今後、県に戻られてからも、健康に留意され県の重鎮として、ご活躍されることを願うところです。今回のご縁を機会に今後も本町を見守っていただければと思います。ありがとうございました。

**議長（金子光喜君）** これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。これで、令和5年第3回湯前町議会定例会を、閉会します。

- - - - -

閉会 午後 2時44分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員